

平成20年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成20年6月2日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---|-------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第17 | 議案第14号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算 |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第18 | 議案第15号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第3 | 平成20年第2回臨時会付託議案第3号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について（民生常任委員会報告） | 日程第19 | 議案第16号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算 |
| 日程第4 | 行政報告 | 日程第20 | 議案第17号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算 |
| 日程第5 | 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について | 日程第21 | 議案第18号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 日程第6 | 議案第2号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第22 | 議案第19号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算 |
| 日程第7 | 議案第3号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について | 日程第23 | 議案第20号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算 |
| 日程第8 | 議案第4号 損害賠償の額を定めることについて | 日程第24 | 報告第1号 平成19年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について |
| 日程第9 | 議案第5号 損害賠償の額を定めることについて | 日程第25 | 報告第2号 専決処分した事件の報告について |
| 日程第10 | 議案第6号 損害賠償の額を定めることについて | 日程第26 | 報告第3号 公害の現況に関する報告について |
| 日程第11 | 議案第7号 市道路線の廃止について | 日程第27 | 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について |
| 日程第12 | 議案第8号 市道路線の認定について | | 報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について |
| 日程第13 | 議案第9号 専決処分した事件の承認を求めることについて | | 報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について |
| 日程第14 | 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて | | 報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について |
| 日程第15 | 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて | | 報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について |
| 日程第16 | 議案第12号 平成20年度名寄市一般会計補正予算 | 日程第28 | 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推 |
| 日程第17 | 議案第13号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 | | |

薦につき意見を求めることについて

1. 追加議事日程

追加日程第1 議案第21号 名寄市副市長の選任について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 平成20年第2回臨時会付託議案第3号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について（民生常任委員会報告）
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第3号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 損害賠償の額を定めることについて
日程第9 議案第5号 損害賠償の額を定めることについて
日程第10 議案第6号 損害賠償の額を定めることについて
日程第11 議案第7号 市道路線の廃止について
議案第8号 市道路線の認定について
日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認を求めることについて
日程第13 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて
日程第14 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて
日程第15 議案第12号 平成20年度名寄市一般会計補正予算
日程第16 議案第13号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算

日程第17 議案第14号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算

日程第18 議案第15号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

日程第19 議案第16号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算

日程第20 議案第17号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算

日程第21 議案第18号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第22 議案第19号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算

日程第23 議案第20号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算

日程第24 報告第1号 平成19年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について

日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告について

日程第26 報告第3号 公害の現況に関する報告について

日程第27 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について

報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について

報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について

報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について

報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

追加日程第1 議案第21号 名寄市副市長の選任について

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員	副市長	小室勝治	君
副議長	19番	熊谷	吉正	議員	総務部長	中尾裕二	君
	1番	佐藤	靖	議員	生活福祉部長	佐々木雅之	君
	2番	植松	正一	議員	経済部長	手間本剛	君
	3番	竹中	憲一	議員	建設水道部長	野間井照之	君
	4番	川村	幸栄	議員	福祉事務所長	中西薫	君
	5番	大石	健二	議員	上下水道室長	和田博	君
	6番	佐々木	寿	議員	教育長	藤原忠	君
	7番	持田	健	議員	教育部長	山内豊	君
	8番	岩木	正文	議員	市立総合病院	内海博司	君
	9番	駒津	正喜	議員	市立総合病院	内海博司	君
	10番	佐藤	勝	議員	市立大局学	三澤吉巳	君
	11番	日根野	正敏	議員	市立務大	成田山	悦
	12番	木戸口	真	議員	会計室長	森田山	悦
	13番	高見	勉	議員	監査委員	森田山	悦
	14番	高渡	正尚	議員			
	15番	高橋	伸典	議員			
	16番	山口	祐司	議員			
	17番	田中	好望	議員			
	18番	黒井	徹	議員			
	20番	川村	正彦	議員			
	21番	谷内	司	議員			
	22番	田中	之繁	議員			
	23番	東	千春	議員			
	24番	宗片	浩子	議員			
	25番	中野	秀敏	議員			

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤健一
書記	間所勝
書記	松井幸子
書記	高久晴三
書記	熊谷あけみ

1. 説明員

市長 島 多慶志 君

○議長（小野寺一知識員） ただいまより平成20年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

1番 佐藤 靖 議員

25番 中野 秀敏 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月16日までの15日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月16日までの15日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第3 平成20年第2回臨時会付託議案第3号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

民生常任委員会、渡辺正尚委員長。

○民生常任委員長（渡辺正尚議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、平成20年第2回臨時会付託議案第3号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正について委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、生活福祉部長、福祉事務所長を初め担当職員の出席を願い、4月28日、5月15日及び19日の3回にわたり開催し、詳細に説明を

受けた後、慎重に審議を行ったところであります。

付託されました議案は、利用者が年々増加している除雪サービス等助成事業について従来事業の対象者をおおむね65歳以上の高齢者としてきたものを70歳以上の高齢者とする対象年齢の引き上げと1シーズン助成額を市民税課税世帯2万円、市民税非課税世帯2万4,000円としてきたものを新たな所得制限として準要保護世帯という考え方を取り入れ、生活扶助基準額の1.3倍とする判定基準により2万4,000円にしようとするもので、いずれも5カ年の経過措置を設け、段階的に実施していきたい。また、事業の対象区域を風連地区を除く郊外地区にも拡大し、より支援の必要な方に対する福祉サービスの充実を図ろうとするものであるとの担当者からの説明でありました。

各委員から出されました主な質疑では、高齢者に対するサービスが後退するということから、難しい問題ではないか、年齢制限あるいは所得制限を激変緩和措置により5年間かけて行うということだが、対象者を70歳以上とした場合の助成件数と助成額に対する影響額は、郊外地区に対するこれまでの取り扱いはどのようになっていたのかとの質問に対しては、高齢者除雪サービスについては平成17年度から全部を一般財源で支えていかなければならなくなった。今後の高齢化率を含めると世帯数がどんどんふえていくので、所得制限ということと年齢制限を以前の73歳に戻すのではなく70歳まで5年間かけて一部戻させてほしいというのが条例改正の骨子である。対象となる独居世帯の方は、19年度現在で291人いて、平成24年度最終年次には約200人くらいに、また2人以上の高齢世帯は147世帯であるが、約30世帯くらいになるだろう。助成額については、19年度実績で約1,100万円であったが、約400万円くらいが減る見込みである。郊外地区については、今まで除雪方式でなく委託料方式で実施してきたが、現在日進、曙、智恵文地区の25世帯で利用されているが、所得制限により1

5世帯ぐらいになるとの答弁がありました。

さらに、70歳未満の除雪ができそうにもない方への救済は、除雪サービスの窓口となる民生委員の方が障害の認定をするのは負担が大きいのではないか、所得制限を生活扶助基準額の1.3倍以下とした根拠はについての質問には、除雪サービス実施要綱で65歳以上69歳までの生活機能障害、心身障害疾病等が認められる者のみの世帯を対象に該当する世帯としていきたい。民生委員の方に認定をお願いするのではなく、地域包括支援センターで地域支援事業の中で特定高齢者の把握をしているので、認定をしていきたい。名寄市の就学援助額が生活扶助基準額の1.3倍ということから、統一をしていきたいとの説明がありました。

また、所得制限の説明の内容と比較し、重度身体障害者世帯には世帯収入の制限要件がかからない文章表現になっていることと65歳以上69歳までの虚弱と認められる世帯を事業の対象者として条例にうたうべきでないかの指摘もあったところ です。

以上の議論を踏まえ、当委員会に付託されました付託議案第3号 名寄市高齢者自立支援事業条例の一部改正につきましては、第2条第1項第8号ウを次のように改める。ウ、事業の対象者、70歳以上の高齢者、重度身体障害者及び65歳以上69歳までの虚弱と認められる者のみの世帯で、世帯の総収入の年額が生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助基準額の1.3倍以下の世帯（以下「準要保護世帯」という）で、除雪が困難であり、家族からの援助が受けられない者とする原案の一部修正案が全委員により出され、議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上を申し上げまして当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知議員） これより、委員長報

告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ただいま委員長の報告を受けさせていただきましたが、1点について御質問をさせていただきたいと思えます。

今回の高齢者自立支援事業条例の改正では、今までになかった収入、年収の制限を設定することと対象年齢の引き上げが主にされようとしているわけですが、平成18年の札幌市の資料では全道35市のうち収入の制限なしが17、そして非課税世帯としている市が10市となっているわけです。この収入制限の中で今回改正されようとしている非課税世帯、収入制限をされようとしているのですが、非課税世帯という状況であれば御自分がそれぞれ該当するかどうかすぐわかりやすいかとは思いますが、生活扶助基準の1.3倍以下というこの基準、なかなかわかりづらいのではないかというふうに考えるわけです。例えば住宅扶助の問題なんかはこころ辺がどういうふうになっているのか、そういった部分でわかりにくいかなというふうに思います。今国の計画では、社会福祉予算が本当にどんどん削られていっています。ですから、生活扶助基準も引き続いて引き下げられていくのではないかと、これは目に見えているのではないかとこのように思います。そんな中で生活扶助を基準にしていくということは、除雪サービスを受けにくくしていただくだけで、門戸を狭くしていくのではないかとこのように考えますが、この点についていかがお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤副委員長。

○民生常任副委員長（佐藤 勝議員） ただいまの川村議員の御質問に対して私のほうからお答えをさせていただきますが、お答えと申し上げましても十分に納得をいただけるお答えにはならないかとは思いますが、御案内のとおり今国のほうでは社会保障関係の予算が削られているという非常に厳しい現実があります。地方自治体において国

の大きな枠組みの中で国の施策に準じて行っている生活扶助基準に準じるというのは、倍率の部分には施策の部分ですので、各自治体それぞれ多少の違いは出てこようかとは思いますが、いずれにしても地方自治体といたしまして、私たちといたしましては、好むと好まざるとにかかわらず、やはり国が生活扶助基準を引き下げればおのずとそれによって実質市民の手に届く補助額は減額していかなざるを得ないと。心ならずもそういう結果にならざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。国の施策、今福祉予算を削るといふ、こういう政治が横行する中で、私たちも非常に大変な思いをしているわけですが、雪が多いという名寄の地域的特性に対応すべき本当に大切なこのサービスだと思っております。皆さんも御存じのように、きのうから灯油、ガソリンも大幅に値上げになりました。ある方は、もう今から冬のことを考えたら、本当に不安ではないか、こんなふうにおっしゃっているわけです。さらに、この除雪サービスが受けにくくなるということであっては、せっかく暮らしやすいまちということで評価をいただいている名寄市ですけれども、冬が暮らしにくいというまちになってしまつては困るのではないかなというふうに思うわけです。そこで、収入制限をこの生活扶助基準にするということには賛成しかねるということを発言して、終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 参考までに述べさせていただきますけれども、委員会質疑に対する質問は委員会でそういう議論があったかなかったかという、そういうことを前提にして質問をしていただきたい。なければないで、そういう議論はなかったということと答弁いただければ結構だというふうに思いますので、十分そこら辺を含みおきながら質問をしていただければありがたいと思

います。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。

よって、平成20年第2回臨時会付託議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時17分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成20年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成19年度の各会計決算の概要を申し上げます。

5月31日をもって出納閉鎖となりました一般会計及び特別会計の決算につきましては、今後、計数整理を行うことから、ここでは概要について申し上げます。

一般会計については、繰り越しすべき財源を除いて、概ね1億4,000万円の黒字となる見込みであり、歳入では、特別交付税が予算額を6,830万円上回ったことと、歳出では、各費目にお

る歳出削減等不用額が主な要因となっています。

財源調整的に、公共施設整備基金及び地域福祉基金を、合計で2億135万円取り崩したことで、基金に依存した財政構造になっていますが、財政調整基金については、当初予算に計上した2億8,700万円を、全額、積み戻すことができました。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定につきましては、概ね4,900万円の黒字となる見込みです。

介護保険特別会計の保険事業勘定につきましては、概ね9,200万円の黒字となる見込みです。

国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計につきましては、一般会計繰入金で調整しますので、収支同額となる見込みです。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における5月末現在の基金残高は、34億3,381万7,000円となり、前年度に比べて7億5,786万5,000円の増額となりましたが、これは合併特例振興基金を6億8,160万円積み立てたことが大きな要因です。しかしながら、公共施設整備基金、地域福祉基金などを財源対策として取り崩したことから、合併特例振興基金を除くと、実質7,626万5,000円の増額となります。

主な基金の残高は、財政調整基金9億245万円、減債基金2億593万円、公共施設整備基金2億1,319万円、地域福祉基金1億3,427万円、地方交通確保基金1億6,947万円、合併特例振興基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備基金3億820万円、介護給付費準備基金7,616万円となっています。

これらの基金につきましては、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、（仮称）自治基本条例について申し上げます。

2月に設置しました市民懇話会で、すでに6回

に亘り自治基本条例のあり方について活発な協議が行われており、平成21年度の条例施行に向け準備を進めているところであります。

次に、「名寄市男女共同参画推進計画・実施計画」は、市民で組織した策定委員会の答申を受け、本年3月に策定したところです。

本計画を総合的・効果的に推進するため、庁内での議論のほか、市民で組織する推進委員会を設置し、御意見や御提言をいただくこととしています。

今後、男女共同参画社会の実現に向け、推進に努めてまいります。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイと友好都市ドーリンスク市とは、相互派遣を中心に交流を進めております。今年度はリンゼイに交換留学生として7月から9月まで高校生2人を派遣し、ドーリンスクには名寄ピヤシリ少年少女合唱団が中心となって8月はじめに26人が訪問し、市民と交流を深める予定となっています。なお、明年はリンゼイとの姉妹都市40周年を迎え、リンゼイからの交流団を受け入れることになっています。

次に国内交流について申し上げます。

鶴岡市藤島へは、少年少女相互交流事業として名寄ピヤシリサッカー少年団の訪問、杉並区とは「ふうれん白樺まつり」「東京高円寺阿波おどり大会」への参加を通じて相互交流や「杉並区子ども交流会」などを実施し交流を深める予定となっています。

また、東京なよろ会については、6月27日から4日間の日程でゴルフツアーの一行30人が当市を訪れる予定となっており、28日には市民交流グループ「名寄サンシャイン会」が中心となって、参加者を囲んでの“歓迎市民交流パーティ”を雪あかり館で開催の予定です。

次に健全な財政運営による、自主財源の確保を図るための「ふるさと納税」について申し上げます。

この制度は、地方税法の改正により4月30日からスタートした制度で、ふるさとを応援したい、貢献したいという皆さんの気持ちを地方自治体に寄附をすることにより、寄附者に対する住民税などが軽減されるものです。

歳入確保が厳しい本市にとっては、この制度による新たな財源確保を図るため、9月議会に条例制定を提案する予定であります。

平成19年2月に策定しました「新・名寄市行財政改革推進計画」の強化・迅速化を図るため、4月28日に名寄市行財政改革実施本部を設置いたしました。

実施本部では、組織・機構検討部会、使用料手数料・補助金・負担金部会、公共施設のあり方検討部会の3部会を設け、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営推進に向けて、事業の見直しに取り組んでまいります。

次に病院事業について申し上げます。

はじめに、平成19年度の運営概要について、患者数は、入院で前年度比656名減少の11万8,464名、外来で5,870名増加の25万9,092名となりました。

収支の概要は、病院事業収益は66億4,853万7,000円で、病院事業費用が68億2,306万9,000円となり、差引き、1億7,453万2,000円の単年度純損失を計上しての決算となりました。

収益の主な内訳では、入院、外来とも前年度を上回り、入院収益では4,765万8,000円、外来収益では、1億882万4,000円の増収となりました。

一方、費用の主な内訳では、委託料、賃借料、燃料等が前年度に比較して9,869万4,000円増加、このほか薬品・診療材料などの材料費も、3,182万6,000円の増加となっています。

地方においては、拠点病院へ医師の集約化・重点化が図られていますが、当院では、今年度、診療科19科に固定医49名と研修医12名の合計

61名の診療体制により、地域の皆さんの医療需要に応じてまいります。

また、自治体病院に対して、年度内の策定が義務付けられております公立病院改革プランにつきましては、今後、庁内に計画策定検討委員会を立ち上げ、年内の作成を目指してまいります。

病院運営を取巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、今後も地域の皆さんの信頼に応える病院運営に努力してまいります。

次に、名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツについて申し上げます。

合併協議からの懸案でありました、しらかばハイツの名寄市社会福祉事業団への経営移管につきましては、職員労働組合との協議がととのいましたので、4月1日付けで45歳以上の現場職員14人について退職を伴う身分の変更を行い、経営移管となりました5月1日付けで公益法人への名寄市職員の派遣等に関する条例に基づき、施設長以下13人を派遣いたしました。

また、4月22日には名寄市社会福祉事業団の臨時理事会において定款及び各規程の改正、事業計画の追加と予算の補正について承認を得たところです。

今後も介護保険特別会計のサービス事業勘定事務等、調整を重ねながら円滑な事業の推進に努めてまいります。

次に国民健康保険事業について申し上げます。

制度改正により保険者に義務づけとなった特定健診事業は、去る5月9日に受付を開始し今年度の健診をスタートさせました。

この特定健診事業は、医療費が高額となる生活習慣病に着目し、高血圧や高血糖、高脂血症などを把握する特定健康診査と、原因となりやすい生活習慣を改善するための特定保健指導もあわせて実施するものです。

国民健康保険では、基本健康診査や各種がん検診等の費用を全額負担し受診率の向上を図ってまいりました。今後も、国保の保健事業として実施

してまいります。

次に後期高齢者医療制度（長寿医療制度）について申し上げます。

当市の本制度についての対応としましては、3月下旬に約4,000人の方に保険証を郵送いたしました。また、4月上旬には保険料が年金支給に合わせて仮徴収されることの通知をさせていただきました。

この間、全国的に周知不足によるトラブルが報道されていましたが、当市では特に混乱もなく推移しており、1月から2月に実施した対象者等への制度説明会の効果と推測しています。

この医療保険制度は年齢到達による随時加入もあることから、窓口での十分な説明を行うとともに、今後、国が進める改善策などに注視して、被保険者にわかりやすい対応に努めてまいります。

次に廃棄物処理対策について申し上げます。

市内の環境美化活動につきましては、雪解けが例年より早く、4月下旬に春の清掃週間を設定し、環境衛生推進員の皆さんを中心に、各町内会等の御協力により実施をしたところです。

資源化の取り組みとしては、市内公共施設において各家庭から排出される廃食用油の回収を実施し、その一部を5月1日から実証実験として学校給食配送車の燃料に、使用しているところであります。

北海道洞爺湖サミットに向けて、家庭でできる温暖化防止対策10ヶ条のリーフレット及び二酸化炭素量を算出できる環境家計簿を全戸配布し、環境問題の取り組みに理解と協力を求めたところです。

次に、消防行政について申し上げます。

平成19年の火災件数は8件で前年比8件の減となっており、2名の方が負傷しています。火災種別では、建物火災7件、爆発1件となっています。

救急件数は、1,013件の出動で前年比93件の減となっており、事故種別では、急病658件、

一般負傷128件、転院搬送124件、交通事故41件、その他62件となっています。

消防体制につきましては、4月1日から通信指令業務を一元化し、出張所の勤務を隔日勤務体制に移行して初動体制の強化を図るとともに、救急救命士を本署に8名、出張所に2名配置し、救急現場及び搬送途上における応急処置の充実に努めています。

また、火災予防につきましては、住宅用火災警報器の設置を促進し、引き続き住宅防火対策を強化してまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、解体工事として1棟4戸を6月に着手いたします。

改善事業の屋根張替工事は、白かば団地の3棟12戸、新北栄団地の1棟4戸を6月に着手いたします。

次に都市計画について申し上げます。

都市計画マスタープランは、将来的なまちづくりの基本方針を示すことを目的に策定いたしました。

市民1,000名のアンケート等により素案に対する御意見、御提言をいただき、都市計画審議会の議を経て、4月17日に北海道に通知いたしました。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

施行者「株式会社ふうれん」は、施行認可を受けた後、実施設計・権利変換計画を作成し、建築工事の着工に向けた細部の調整作業を進めています。

引き続き、工事施工の円滑な執行を図るため、施行者と連携を図りながら事業推進を支援してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安定的な給水を確保するための配水管網整備事業は、5月に徳田2番通ほか1路線の管布設工事と、風連地区の漏水調査委託事業に着手いたしま

した。

簡易水道事業は、智恵文14線北2号の配水管整備工事を4月下旬に着手しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水処理場は、雨天時の河川水質汚濁防止対策として合流式下水道改善事業の滞水池電気設備工事と、老朽施設に対応するための電気設備更新工事を実施しています。

また、個別排水処理施設整備事業は、3基の合併浄化槽工事を4月下旬に着手いたしました。

次に、上下水道の料金改正について申し上げます。

合併後の料金体系は、そのまま引き継がれていましたが、平成19年12月議会において関係条例改正の議決をいただき、4月使用分から新料金体系で実施しております。

次に、道路整備について申し上げます。

道路事業は、雪解けが早く、早期発注が望まれていましたが、揮発油税などの暫定税率が失効し、道路財源特例法の成立が遅れたため、地方道路整備交付金を財源としている、8事業の内6事業が影響を受けました。

6月中旬以降、順次発注してまいります。

次に除排雪について申し上げます。

今シーズンの降雪状況は、過去5ヶ年平均と比較して、名寄地区においては3.6%減、風連地区は20.9%減の降雪量となりました。

排雪作業は、名寄地区の生活道路90kmで、カット排雪を1回、幹線道路・通学路34kmで、積込運搬排雪を2回から3回実施、また、交差点での見通しの確保のため、排雪を効果的に実施してまいりました。

また、風連地区では、市街地路線20kmにおいて2回の排雪作業を実施しています。

排雪ダンプ助成事業につきましては、前半の多雪の影響もあり利用件数は672件と、昨年度対比13.3%増となり、ダンプ台数では1,688台と昨年度対比52.9%増となっております。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、5月15日現在の農作業及び農作物の状況ですが、今年の融雪期は、平年より14日早い4月1日となりました。

大幅に早い融雪期のため、耕起作業は、田は12日早い4月20日、畑は13日早い4月20日となりました。

水稻につきましては、平年に比べ2日早く、平年並みに生育しております。畑作物は、播種、移植とも順調に進み、馬鈴しょ、てん菜とも7日から10日早く終了しました。秋まき小麦は、雪腐れ病の発生が少なく越冬状況は良好で幼穂形成期は14日早く順調に生育しています。露地のアスパラガスにつきましては、4月中旬以降の高温により、JA当初計画では平年より10日早い5月10日受入開始、11日共選開始の予定でしたが4月26日及び5月9日から13日までの降霜・低温により、ほぼ全面積に大きな被害を受けました。その後、本格的な受入、共選開始は5月19日となりました。平年より出荷量はやや少なく、価格的には平年並みとなっております。

このように、本年は融雪期が早く、農作業は進みましたが、遅霜や低温の影響で、被害や生育停滞もあり、今後も関係機関等と連携し、適期栽培管理の徹底を図ってまいります。

次に、水田農業構造改革対策について申し上げます。

本年3月28日、名寄市モチ生産組合と風連町良質米生産組合の統合により新たに「名寄市もち米生産組合」が設立されました。栽培基準の統一や販売PR活動など、日本一の作付面積、生産量のスケールメリットを生かした取組みを期待するところです。

新産地づくり対策による「売れる米づくり」と「産地づくり」を目指し、新たな産地形成に向けた取組みは2年目を迎えました。平成20年度の水稲は、主食米生産数量で、うるち米2,105トン、もち米1万529トンの配分があり、作付面

積では、うるち米416ヘクタール、もち米2,081ヘクタール、加工米については、うるち米25ヘクタール、もち米720ヘクタールの計画となっており、水稻作付面積全体では3,242ヘクタールの見込みとなっています。

産地づくり交付金については、「産地づくり交付金」、「耕畜連携推進対策事業補助金」、「新需給調整システム交付金」を含め10億9,800万円を見込み、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成、各作物の生産振興等、効果的に活用されるよう、農業関係機関・生産者と連携し推進してまいります。

次に、「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

4月上旬に、新たに8地区の地域活動組織が設立され、昨年から活動している組織を含めて、名寄市では9活動組織となりました。既に各組織では、共同活動に取り組んでおり、農地・農業施設・農村環境の良好な保全と質的向上が図られて行くものと考えています。

次に、畜産の振興について申し上げます。

公共牧場につきましては、乳牛飼育農家の労働負担の軽減と、優良な後継牛の育成、粗飼料の確保を図るため開牧しており、名寄市営牧野と母子里地区共同牧場において、指定管理者の「JA道北なよろ」に管理運営を委託し実施しています。本年度も授精対象牛を中心に、名寄市営牧野が5月23日から284頭を受入れ、母子里地区共同牧場が同じく5月26日に84頭を受入れました。今後、10月中旬まで放牧を行い、関係団体の協力を得ながら酪農家の経営安定を図ってまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

本年は、3月からの好天・高温により雪解けが順調に進み、冬工事の暗渠排水の埋戻しや、客土の整地等、春の農作業に支障無く、工事が進みました。

また、平成21年度新規採択予定であります

「名寄東地区」においては、事業計画樹立調査に国や道の補助が決まり、既に道において調査委託が発注されました。さらに換地計画概要書作成にも、国の補助金交付決定の内示がありましたので、今議会に予算の補正を提案しています。

次に、林業の振興について申し上げます。

和寒以北、中川までの市町村、森林組合、林産関係者で組織する「上川北部流域森林・林業活性化センター」と「北海道上川北部森づくりセンター」は、美深町モンポナイにある道有林1,440ヘクタールを林業関係者の技術研修の場として活用することを目的に協定を締結いたしました。今後、関係者の研修、研鑽の場としての活用を広く呼びかけてまいります。

次に、商工業関係について申し上げます。

平成19年度から実施しております住宅リフォーム促進助成事業につきましては、5月15日現在で既に100件を超える申請があり、建設業関係者や市民からの関心が高く、建設産業の振興と雇用の安定に期待するところです。つきましては、今定例会に100件分2,000万円の追加補正を提出しましたので、宜しくお願い申し上げます。

次に、中心市街地活性化について申し上げます。

去る4月25日にイオン名寄ショッピングセンターがオープンし、徳田地区は大きな商業集積地となっています。市内の既存商業者はもとより、近郊にも大きな影響を与えていると考えられ、中心市街地活性化作業が急がれるところであります。現在の取組状況は、約1ヶ月遅れの作業となっていますが、事務方による検討会議と並行して、これまで22会場において生活者の皆さん方からも御意見をお聴きしておりますので、商工会議所とともに活性化準備会での議論を進めてまいります。

物産振興事業では、物産振興協会に委託しています畑自慢倶楽部において、名寄ブランドの推進と特産品のPRを目的に6月5・6日に東京都杉並区において、アスパラ販売を行う予定となっています。

丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社の昨年度の実績につきましては、取扱量が409万5,661トン、前年度比89.8パーセント、取扱高は13億2,999万円、前年度比92.5パーセントとなったところであり、引き続き厳しい状況であります。今後も内部努力と販路拡充を図り、一層の支援に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄公共職業安定所管内における本年3月卒業の高卒者新規就職状況は、就職希望者155名のうち内定者が136名となっており、就職率は87.7パーセント、前年度比で2.6ポイント下回りました。

北海道における月間有効求人倍率は0.52倍で前年度比マイナス0.02ポイントですが、当管内の有効求人倍率は0.62倍で前年度比0.15ポイントの増加となっています。増加となった要因は、大型商業施設の求人増によるものと分析しています。

季節労働者の雇用対策として通年雇用促進支援事業が2年目を迎え、昨年8月に設立いたしました「名寄地区通年雇用促進支援協議会」は、去る4月30日の総会で、平成20年度の事業内容及び予算を決定いたしました。2名の支援員を中心に通年雇用支援セミナー・新分野進出セミナー等を開催し、事業主や季節労働者の支援、また、資格取得に関わる助成を行い、通年雇用に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

ピヤシリスキー場の平成19年度のリフト輸送人員は54万6,888人で前年度比98.5パーセントとなりました。昨年は早期の降雪により予定おりのオープンとなりました。全国的なスキー離れ、スキー人口の減が続く中、未就学児のリフト無料化やスノーモービルランド開設等の浸透もあり、ほぼ前年度実績を確保することができました。

なよろ温泉の利用につきましては、各種企画プ

ランの導入効果もあり、総利用者数で9万1,330人、前年度比105.9パーセントとなり、前年度の実績を上回りました。

ふうれん望湖台自然公園につきましては、施設利用件数で1万1,458件、前年度比91.9パーセントでありましたが、宿泊客の増により総売上額では前年度の実績を上回りました。

スキー場、なよろ温泉、ふうれん望湖台とも引き続き利用者確保に向け両公社と連携して取り組んでまいります。

次に、道の駅事業について申し上げます。

去る、4月20日に道の駅「もち米の里☆なよろ」を開設しました。道内で102番目の道の駅として、旭川開発建設部から登録証が授与されたところでもあります。

また、開設式には、御尽力いただきました北海道開発局をはじめ各関係機関の御来賓110名の御臨席を賜り、名寄ピヤシリ少年少女合唱団によるアトラクションに続き、正面入口前でのテープカット、風連御料太鼓保存会による演奏、もちつきなどで道の駅のオープンを祝ったところです。当日は天候にも恵まれ、5,000人を超える来館者で賑わいました。

道の駅開設に至るまでの期間、御支援・御協力を賜りました議員各位、関係者及び市民の皆さんにお礼を申し上げますとともに、当市の南玄関を飾る魅力ある道の駅として、サービス向上に努めるとともに、広く内外に情報発信してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

名寄ピヤシリ大学は、男性3名、女性8名の新生11名と14名の大学院生を、風連瑞生大学は、男性7名、女性10名の新生17名と24名の大学院生を迎え、それぞれ4月22日、28日に入学式を行いました。現代社会に対応した学習機会の提供と、自主運営による自治会活動を通じて社会参加を支援し、生涯学習社会を見据えた運営に努めてまいります。

また、市民講座は「心と暮らしに潤いを」、

「暮らしに役立つ」、「世の中を考える」の3つのシリーズに分類して実施し、趣味や教養、実生活の課題を解決する学習活動の場を市民に提供してまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」では、ミニ展「赤ちゃんに読んであげたいおすすめの本」、名寄警察署と連携して「みんなできをつけよう！」を展示し、好評を得たところです。

インターネットによる蔵書検索での予約件数表示につきましては、4月10日より表示可能となりました。また、風連分館の電算化につきましては、2年間の図書資料データを構築し、4月1日から利用者のニーズに応えたサービスを提供しています。

今後も、市民に親しまれる図書館として、創意工夫に努めてまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

北海道洞爺湖サミットの関連事業として開催された北海道提唱の「ガイアナイト」に参加しました。

3月30日の「ガイアナイト星空観望会」は、星空をインターネットライブ画面で見いただき、また、天文台とスタジオを結んでエフエムなよるの生放送も実施され、多くの市民に参加いただきました。

また、5月8日と9日の2日間、「月面・土星の観望会」は、多くの市民が宇宙に触れ、親しむことができました。

次に、学校教育について申し上げます。

本年度は新たに文部科学省が進める「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」の特別支援教育グランドモデル地域に指定され、発達障害を含む障害のある子どもが成人期に至るまで、一貫した支援方策が重点的に推進されます。

同じく特別支援教育では、市内3小学校に特別支援教育支援員を配置し、学習活動のサポートを

通じて児童への適切な指導を図ってまいります。また、児童生徒への発達検査では、各学校・保護者等からの希望も多く、特別支援教育専門家チームによる適切な指導・助言を行い、各学校でも支援体制を構築し取り組んでまいります。

ティーチングアシスタント事業では、名寄市立大学の協力の下、特別支援教育研究実践推進学校を2校指定し、学力の向上に努めてまいります。

次に、小中学校の適正配置について申し上げます。

教育委員会では名寄市小中学校適正配置等検討委員会の報告に基づき「名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針案」を示し、これを公表してパブリック・コメントを実施し、提出されました意見を踏まえて基本方針を決定いたしました。今後は、基本方針に基づき小中学校の適正規模を確保し、児童生徒の教育環境等を充実して教育効果を高めるために、小中学校の適正配置を進めてまいります。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

統合から1年が経過し、食育と地産地消の推進を図りながら、地場産の食材を活用した「安全・安心」な学校給食を提供しています。

給食内容は、従来通り米飯を中心に、主食、主菜、副菜を基本とした日本型給食で構成し、アレルギー症状の対応食についても継続実施しています。

また、今年4月より配置した2名の栄養教諭が、今年度は在籍校の名寄小学校と風連中央小学校において、学校における「食」に関する指導を推進しています。

3年目を迎えた、名寄農業高校・名寄市立大学・学校給食センターの3者による「高・大・官連携事業」は、本年度も継続して事業を展開してまいります。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

去る3月19日に第47回市立名寄短期大学卒

業式が行われ、看護学科46名、児童学科57名、合わせて103名の卒業生を送り出しました。

巣立った看護学科の学生は、市立名寄短期大学看護学科として最後の卒業生となり、児童学科の学生も、4月1日から名寄市立大学短期大学部に名称変更となり、市立名寄短期大学としては最後の卒業生となりました。

また、卒業した看護学生の看護国家試験につきましても、44名が合格となり、合格率は全国平均倍率90.3パーセントを上回る95.7%となったところであります。

一方、平成20年度名寄市立大学の入学式が4月3日に行われ、保健福祉学部151名、短期大学部57名の新生を迎えました。学生総数は、保健福祉学部437名、短期大学部113名、合わせて550名となったところであります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

名寄地方陸上競技の開幕を告げる、第56回憲法記念ロードレース大会を5月11日に開催しました。355名の参加者がそれぞれのクラスで健脚を競いました。

北京オリンピック女子柔道57キログ級で有力な候補であった、名寄出身の佐藤愛子選手が、数々の優秀な成績と実績から、4月の全日本選抜体重別選手権後、正式にオリンピック代表となりました。

名寄市民を挙げて応援をするため、5月20日には北京オリンピック女子柔道「佐藤愛子選手」名寄市民後援会を結成しました。看板やのぼり設置、さらには応援団派遣など応援体制の準備を進めてまいります。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

現在の利用登録状況は41団体445名となっており、それぞれのサークル活動が行われています。今後も、各種講座の開催を通して地域住民が交流できるよう運営に努めてまいります。

南児童クラブでは、年度当初に59名の利用登録がありました。引き続き、児童・保護者にとつ

て、安全で安心できるクラブ運営を推進してまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

ハートダイヤル・適応指導教室では、4月に全ての学校を訪問し、児童生徒の個別協議や相互連携に向け協議を行ったところであります。今後も、関係する機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ってまいります。

次に、芸術文化の振興について申し上げます。

優れた美術作品などを鑑賞する芸術文化鑑賞ツアーは、5月から10月までに6回を予定しており、第1回を5月9日に実施し、道立旭川美術館の「エッシャー展」などを鑑賞してきたところであります。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成19年度の入館者数は1万2,250人で、減少傾向が続いています。

ゴールデンウィークに実施いたしました「博物館で遊ぼう」には昨年を上回る1,174人の入場がありました。

本年度の普及事業では、市民の方々に生活体験のある昭和40年頃の世相を取り上げた展示会を予定しています。最初の企画として5月16日から6月1日まで行った「昭和映画ポスター」展では、映画ポスター121枚を展示しました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市後期高齢者医療に関する条例におきまして定めている保険料の納期の表記方法等について、名寄市国民健康保険税条例等との整合を図るため、同条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第2号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、北海道医療給付事業の見直しにより北海道医療給付事業補助交付要綱が改正され、本年10月から施行となるため、名寄市乳幼児医療費の助成に関する条例を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、医療費助成事業の

対象年齢が現行の小学校就学前から小学校6年生までに拡大されたため、条例名を初めとする文言整理を行い、あわせて助成の範囲を定めようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第3号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、北海道医療給付事業の見直しにより北海道医療給付事業補助交付要綱が改正され、本年10月から施行となるため、名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、医療費助成事業に重度の精神障害者が対象となったため、条例名を初めとする文言整理等を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第4号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

交通事故の内容は、本年2月28日午後1時40分ころ、旭川市東鷹栖4線2032番地の1の道央自動車道におきまして、経済部が所管する公用車が吹雪で視界不良の中、前方不注意のため、交通事故により停車していた名寄市西5条南4丁目39番地、吉岡ユキ子氏が所有し、運転する小型乗用車に追突し、双方の車両が破損したもので

あります。過失割合は本市が70%であり、相手方車両の車両損害料等として本市が162万2,880円を賠償することで本市と吉岡氏は合意に至りました。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により損害賠償の額を162万2,880円に決定するため、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第5号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

相手方の被相続人は、平成18年2月24日に名寄市立総合病院におきまして入院中に死亡いたしました。その後、本市に患者の容態観察におけ

る管理監視体制の不備が認められたため、損害賠償について相手方と話し合いを進めたところ合意に至りましたので、本件は損害賠償の額を500万円に決定するため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求められます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第10 議案第6号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

平成19年2月に名寄市立総合病院におきまして左上腕骨顆上骨折手術を受けた相手方が手術により身体障害をこうむり、他の病院におきまして治療を受けました。その後、当院が専門家による

医療相談を行った結果、有責と結論されたため、損害賠償について御家族と話し合いを進めたところ合意に至りましたので、本件は損害賠償の額を73万1,000円に決定するため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求められます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第11 議案第7号 市道路線の廃止について及び議案第8号 市道路線の認定について、2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 市道路線の廃止について及び議案第8号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第7号 市道路線の廃止について申し上げます。本件は、整理番号3013、南西8条仲通の1について、豊栄川を麻生区から16線

道路につながるみなみっこばし（人道橋）の新設に伴い、路線の終点及び延長を変更するため、一たん廃止しようとするものであります。

また、整理番号8011、八幡12線につきましては、農道による道路整備を計画していますが、農道としての認定が条件であることから、同路線を廃止しようとするものであります。

次に、議案第8号 市道路線の認定について申し上げます。本件は、議案第7号により廃止する整理番号3013、南西8条仲通の1について、路線の終点及び延長の変更により認定し直そうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第7号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第7号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第7号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 専決処分

した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年度名寄市一般会計の補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ319万8,000円を減額し、予算総額を185億4,741万4,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきましては、老人保健事業特別会計繰出金3,281万7,000円の追加は、国庫負担金及び支払基金交付金などの減による一般会計からの繰出金であります。

8款土木費におきまして道路除雪費3,200万円の減額は、暖冬で降雪量が減少したことによる除雪及び排雪経費を減額したものであります。

また、総務費、民生費及び教育費の各基金の積立金では、市民の皆さんからいただきました寄附金をそれぞれ積み立ていたしました。

次に、歳入について申し上げます。11款地方交付税におきまして6,832万6,000円の追加は、3月に交付決定された特別交付税が増額したことによるものであります。

19款繰入金におきまして財政調整基金繰入金8,537万円の減額は、特別交付税の増額、道路除雪費の減額などによる財政調整基金への積み戻しであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第13 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、年度末に当たり各款にわたる事業の確定に伴う事業費の調整が主なもので、歳入歳出それぞれ3,500万円を減額し、予算総額を34億621万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款保険給付費では、医療給付費等の確定により療養諸費におきまして2,800万円、高額療養費におきまして700万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について主なものを申し上げます。交付金等の額が確定したため、2款国庫支出金では6,311万4,000円を追加、3款療養給付費等交付金では4,902万6,000円を減額、4款道支出金では1,946万6,000円を減額しようとするものであります。

7款繰入金では、一般会計繰入金におきまして490万3,000円、基金繰入金におきましては2,673万1,000円をそれぞれ減額して調整を

図ろうとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第14 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ1,500万円を減額し、予算総額を33億9,929万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款医療諸費では、医療給付費等の確定により1,500万円

を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。医療費給付費の減等に伴い交付金等の額が確定したため、1款支払基金交付金では1,871万円を減額、2款国庫支出金では国庫負担金におきまして2,979万1,000円を減額、国庫補助金におきましては後期高齢者医療システム補助金として293万3,000円を追加、3款道支出金では254万9,000円を減額しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金3,281万7,000円を追加し、収支の調整を図り、5款諸収入では返還金として30万円を追加しようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとしております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第12号 平成20年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 平成20年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款の臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ3億7,705万円を追加して、予算総額を188億6,124万3,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして老人保健事業特別会計繰出金2,538万5,000円の減額は、同会計に係る平成19年度の国庫支出金及び支払基金交付金精算分の増額によるものであります。

7款商工費におきまして住宅リフォーム促進事業費2,000万円の追加は、同事業の利用が大変好調で、当初予算に計上している50件、1,000万円では不足することから、さらに100件分を追加しようとするものであります。

なお、平成20年度につきましては、当初予算と合わせた150件をもって終了する予定であります。

10款教育費におきまして北京五輪名寄市民後援会補助金400万円の追加は、女子柔道で北京オリンピックに出場する名寄市出身の佐藤愛子さんの後援会に対して補助しようとするものであります。

12款公債費におきまして3億4,981万2,000円の追加は、公的資金の補償金免除繰上償還実施に伴う平成21年度以降の公債元利償還分であります。

次に、歳入について申し上げます。事業の実施に伴う特定財源の追加のほか、財源不足額を財政調整繰入金で調整いたしました。

1款市税では、固定資産税におきまして新築家屋及び償却資産にかかわる施設投資額の増加により1,057万3,000円を、都市計画税におきま

して主に家屋の増加により108万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

19款繰入金では、老人保健事業特別会計におきまして平成19年度の国庫支出金及び支払基金交付金精算分の増額により市の負担分が減少することになりますが、医療費分の繰出金の減額で調整できない940万6,000円を老人保健事業特別会計繰入金として受け入れしようとするものであります。

22款市債におきまして3億4,250万円の追加は、公的資金補償金免除繰上償還実施に伴う借換債であります。

次に、第3表、地方債補正では、借換債を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案第12号の10、11ページをお開きください。2款総務費、1項7目財産管理費で、賠償金218万円の追加は、先ほど議案第4号で損害賠償の額を定めることについて議決をいただきました件と後ほど報告第2号で報告をさせていただきますが、本年2月28日に道央自動車道におきまして発生をしました交通事故の相手方2名に対する賠償金であります。

同じく1項8目企画振興費で、旅費4万5,000円の追加は、友好都市ドーリンスク市に8月に合唱団を派遣するに当たり、その随行の旅費であります。

3款民生費、2項3目保育所費で、事業費5万円の追加は、名寄ライオンズクラブによる指定寄

附を受け、教材を購入するものであります。

12ページ、13ページをお開きください。6款農林業費、1項6目農地整備費で、農地整備一般行政経費750万円の追加は、名寄東地区で実施をする経営体育成基盤整備事業の基礎資料作成委託料及び職員の人件費等の経費であります。

14ページ、15ページをお開きください。7款商工費、1項3目スキー場費で、需用費の修繕料111万9,000円の追加は、なよろ温泉サンピラーの消防施設等の取りかえ及びピヤシリスキー場第2ゲレンデの照明用電源ケーブルの修繕料であります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。6ページ、7ページをお開きください。15款国庫支出金、2項1目総務費補助金で、既存住民基本台帳電算処理システム改修費交付金14万1,000円の追加は、裁判員制度導入に伴う電算システム改修の交付金であります。

同じく3目農林業費補助金で、農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金412万5,000円の追加は、経営体育成整備事業実施に伴う交付金であります。

16款道支出金、2項4目農林業費補助金で、農地・水・環境保全向上活動推進交付金119万2,000円の追加は、農地・水・環境保全活動の推進にかかわる交付金であります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第16 議案第13号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第13号 平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算総額を1億3,068万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款医業費では、老朽化による心電計の更新のため100万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金では、一般会計繰入金におきまして100万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。議案第13号は原案のとおり決定することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第17 議案第14号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第14号 平成20年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度医療諸費の確定に伴う調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,095万5,000円を追加し、予算総額を3億4,041万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、老人保健制度の残務処理等のため130万円を追加し、3款諸支出金では平成19年度支払基金審査手数料及び道費負担金に係る精算返還金及び一般会計繰入金におきまして965万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。平成19年度交付金等の精算金の確定により、1款支払基金交付金では1,692万6,000円、2款国庫支出金では1,941万4,000円をそれぞれ追加し、4款繰入金では一般会計繰入金2,538万5,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第18 議案第15号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第15号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、公的資金の補償金免除繰上償還について補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ4億5,863万8,000円を追加し、予算総額を21億5,500万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款公債費では、借入下水道事業債の繰上償還分として4億5,863万8,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため53万8,000円を追加しようとするものであります。

6款市債では、借入下水道事業債の繰上償還に伴う低利債への借りかえ分として4億5,810万円を追加しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正では、借換債を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第19 議案第16号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第16号 平成20年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、当初予算に計上している11基を上回る浄化槽の設置が必要となったため、歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、予算総額を9,145万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、浄化槽設置工事1,050万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者負担金105万円を追加しようとするものであります。

3款繰入金では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため5万円を減額しようとするものであります。

5款市債では、下水道事業債におきまして950万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 議案第17号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、食肉センター整備事業に係る食肉検査室新築工事について施工費の圧縮のため本市からニチロ畜産株式会社へ発注者を変更したことによるものでありまして、歳入歳出それぞれ1,132万8,000円を減額し、予算総額を1,526万6,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費では、食肉検査室設計委託料等の減額及び食肉検査室設置補助金の追加により1,132万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款繰入金では、917万2,000円を追加して収支の調整を図り、3款市債では2,050万円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 議案第18号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療事務に係るものでありまして、歳入歳出それぞれ368万3,000円を追加し、予算総額を2億9,010万8,000

0円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款総務費では、後期高齢者システム保守業務等として368万3,000円を追加し、2款後期高齢者医療広域連合納付金では99万9,000円を減額し、3款諸支出金では99万9,000円を追加して、資格喪失者への還付業務に対応しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、368万3,000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第22 議案第19号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成20年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、医療事故に伴う損害賠償及び公的資金の補償金免除繰上償還について補正しようとするものであります。

まず、収益的収入及び支出のうち支出について申し上げます。2款病院事業費用におきまして特別損失563万1,000円の追加は、名寄市立総合病院の医療事故2件に対する損害賠償金でありまして、総額を78億3,941万9,000円にしようとするものであります。

次に、収入について申し上げます。1款病院事業収益におきまして特別利益563万1,000円の追加は、医療事故賠償金に対し、保険会社からの損害賠償保険金でありまして、総額を75億1,941万9,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出について申し上げます。4款資本的支出におきまして償還金9億6,605万9,000円の追加は、公的資金の補償金免除繰上償還実施に伴う平成21年度以降の企業債元利償還分でありまして、総額を25億2,658万6,000円にしようとするものであります。

次に、収入について申し上げます。3款資本的収入におきまして企業債9億6,600万円の追加は、公的資金補償金免除繰上償還実施に伴う借換債でありまして、総額を23億7,736万6,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債では、予算第7条の表に借換債を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第23 議案第20号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第20号 平成20年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、公的資金の補償金免除繰上償還について補正しようとするものであります。

まず、資本的支出について申し上げます。4款 資本的支出では、企業債の繰上償還により4,321万5,000円を追加し、総額を3億2,485万9,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款 資本的収入では、企業債の繰上償還に伴う低利債への借りかえ分として4,300万円を追加し、総額を1億1,634万4,000円にしようとするものであります。

次に、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、公営企業借換債を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時01分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 報告第1号 平成19年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 報告第1号 平成19年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について申し上げます。

認定こども園整備事業費及び経営体育成基盤整備事業費は、平成20年第1回定例会におきまして予算計上し、繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

名寄市一般会計繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越しするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第25 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、議案第4号で賠償した吉岡氏の車両に衝突した際に、そのはずみで前方に停車中の札幌市白石区東札幌2条5丁目2の1、藤原産業株式会社が所有し、大西進氏が運転する小型貨物車に玉突き衝突し、破損させたものであります。過失割合は本市が70%であり、それを損害料等として本市が55万5,870円を負担することで示談が成立し、本市と相手方は和解したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第26 報告第3号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第3号 公害の現況に関する報告について、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成19年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の5項目を中心に、関係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行うとともに、地球温暖化対策についても取り組んでまいりました。まず、大気汚染ではダイオキシン調査を中心に実施しておりますが、炭化センターにおきまして法による基準値5ナノグラムのところ、5月及び12月の実施では排出基準を大きく下回り、ほとんど検出されない結果となっております。また、粉じん発生源と言われておりましたスパイクタイヤにつきましては、装着率が最高で12月の1.2%と前年よりも減少しており、スタッドレスタイヤが市民生活に定着しているものと思われまます。

次に、水質汚濁では、公共用水域の環境保全におきまして本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質調査を実施しておりますが、いずれも平水時における河川の環境基準を満たした水質を維持しております。また、ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきましては、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を2回実施し、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。今後とも水質保全のために調査を継続し、安全確保に努めてまいります。

次に、騒音、振動及び悪臭では、風連地区の市街地におきまして名寄地区と同様に騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法による地域指定が受けられるよう手続を進め、本年3月に地域指定を受けました。風連地区の地域指定に伴い、本年4月1日から両地区の市街地等で規制が適用されることになりました。

次に、地球温暖化対策では、本年3月に名寄市地球温暖化防止実行計画を策定しましたが、同計

画では平成23年度における二酸化炭素の排出量を平成17年度より5.5%削減することを目標としており、今後目標達成に向けた具体的な取り組みを進めます。

次に、公害対策では、今後とも継続した調査等を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力してまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けしております公害の現状と対策を御高覧いただければと思います。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第27 報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について、報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について、報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上5件の一括報告を行います。

提出者の報告を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第4号から報告第8号、名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれん望湖台振興公社、株式会社ふうれん及び名寄市社会福祉事業団の経営状況について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第4号 名寄市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成19年度の収支状況は、貸借対照表及び損益計算書のとおり256万6,361円の当期純損失となっております。その内容は、事業収益の部

で、保有地2筆の処分収益と住宅用地2件の賃貸収益から事業原価の部で処分地の公有地取得事業原価、販売費及び一般管理費の部を差し引き、20万8,237円の事業損失となっております。一方、事業外収益の部では受取利息、公社土地貸付料、償還金利息収入等から事業外費用の短期借入金支払利息を差し引きし、235万8,124円の事業外損失となっております。

なお、前期繰越欠損金の取り扱いにつきましては、理事会におきまして承認をいただき、平成19年度決算から保有地の取得原価に加算したことにより、消失となりました。また、当期の純損失256万6,361円につきましては、翌年度の保有地簿価に加算されます。今後とも経営努力の中でできる限り借入金の縮減を行い、金利負担の軽減に努めてまいります。

次に、報告第5号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成19年度第36期の経営内容につきましては、5月28日の株主総会で報告を受けたところであります。名寄ピヤシリスキー場につきましては、早い時期の降雪等により前年より1日早い12月8日にオープンし、3月31日までの営業となりました。この冬もリピーターを初めとし、スキー合宿、東京なよろ会、学校事業等で数多くの皆様に御利用いただきました。企画事業としましては、団塊の世代をターゲットにしたおじさんのためのカービングスキー講座や厳寒デー割引を実施するなど、シーズンを通した魅力づくりに努めてまいりました。また、平成17年度から実施している未就学児のリフト無料化、親子を対象としたイベントの開催等によりファミリー層の利用がふえ、リフト収入は前年を上回る実績となりました。

なよろ温泉サンピラーにつきましては、昨年がリニューアル10周年の節目であったことから、感謝の気持ちとおもてなしに心がけ、営業に当たってまいりました。特にリピーターの定着化と新

規顧客の利用推進を図るため、エージェントや学校等の訪問活動、修学旅行の誘致等を行うとともに、インターネット環境の整備等にも努めてまいりました。利用状況につきましては、各種企画プランや入浴得々パックなどが好評で、日帰り入浴客が前年度比106.5%の7万3,517人、レストラン利用者、宴会利用者等もそれぞれ前年を上回る実績となり、総利用者で9万1,330人、前年度比105.9%となり、売上高で2億22万8,186円の利用実績となったところであります。

次に、公園にかかわる業務について申し上げます。開園2年目となりますサンピラーパークは、交流館の通年運営に加え、屋外遊具施設や体験型交流施設、ふるさと工房館が7月に供用開始となったことから、各施設の機能を生かした多様な活動が行われ、市民等の交流の拠点となっております。また、この地域に伝わる手工芸を普及及び継承するため、サークルや団体と連携し、多くの講座を開催するなど通年運用に向けての基礎ができました。冬期間のカーリング場につきましては、名寄カーリング協会の御支援のもと開催された各種大会、小中学校での授業等により前年及び目標を上回る実績となり、サンピラーパーク全体での年間利用者数は11万5,415人の利用実績となったところであります。なよろ健康の森につきましては、当期におきましても市民憩いの森として維持管理に努めてまいりました。パークゴルフ場につきましては、健康の森及び名寄公園での利用者数で延べ5万8,931人、前年度比108.8%、にぎわいを見せています。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりですが、当期は原油の高騰による燃料費等の増加、相次ぐ食品等の値上げなど厳しい経営を余儀なくされましたが、費用対効果に基づいた業務の執行に努めるとともに、それぞれの施設と連携を図りながら、運営にかかわるコストの縮減に努めたことから、売り上げ総利益が1億5,000万8,010円となり、一般管理費等を

差し引き、当期純利益723万792円を計上することができました。今後も引き続き経営の健全化を進めるよう努力を促してまいります。

次に、報告第6号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成19年度第21期の経営内容につきましては、5月16日の株主総会で報告を受けたところであります。平成19年度は、一般管理費などの経費削減に努め、前年度比267万円の経費削減を行いました。昨年度の望湖台センターハウスの利用状況につきましては、施設利用件数で1万1,458件、前年度比91.9%、入浴客数で6,658人、前年度比78%、宴会売り上げで494万6,340円、前年度比80%、レストラン売り上げで223万8,214円、前年度比99.1%でしたが、宿泊客で4,119人、前年度比165.6%、宿泊、食事売り上げで881万4,700円、前年度比134.5%となり、総売り上げで3,088万1,909円、前年度比104.8%となりました。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりですが、売り上げ総利益で2,228万32円となり、一般管理費等を差し引きしたところ71万2,424円の利益を計上することができました。その結果、前期繰越損失額223万3,002円から152万578円に減額することができました。引き続き経費削減するなど経営の健全化を進めるよう努力を促してまいります。

次に、報告第7号 株式会社ふうれんの経営状況について申し上げます。

平成19年度第4期の経営内容につきましては、5月21日の株主総会で報告を受けたところであります。平成19年度は、風連本町地区第1種市街地再開発事業の施行者として実施計画の策定などの活動を展開してまいりました。また、昨年9月の定例会におきまして同社に対する経営改善補助金を認めていただいたことにより、同社は地権者を中心とした株主再編による新たな事業の施行者として円滑に事業を推進することができました。

収支面では、活動を市街地再開発事業の業務に絞ったことにより、売り上げはありませんでしたが、営業外収益の部門で市補助金収入及び家賃収入があったことから、単年度では大幅な利益を計上することができました。これにより前期繰越損失金217万2,220円を解消し、利益剰余金2万8,881円を計上することができました。工事は、本年度から着手いたしますが、商業施設及び公共施設などを集約し、風連地区の中心市街地の活性化につながる事業展開に尽力するよう促してまいります。

経営の詳細につきましては、お手元の営業報告書に記載のとおりであります。

次に、報告第8号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について御報告申し上げます。

社会福祉法人は、高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化に対応できるよう、サービスの専門性の向上及び高い倫理観の保持に努めることが求められています。平成19年度における名寄市社会福祉事業団の運営につきましては、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重し総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう業務の推進に当たってまいりました。それぞれのサービス提供につきましては、施設外及び居室外処遇の推進を基本とした取り組みを行うことで利用者の求める安心、安全で質の高いサービスの提供に努めるとともに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るなどして社会福祉の増進に努めてきたところであります。また、居宅介護支援事業所につきましては、利用者及び家族の福祉増進のため、介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種保健福祉サービスが適切に利用できるよう努めてまいりました。市営シルバーハウジングの入居者につきましては、地域の中で自立して、安心かつ快適な生活ができるよう生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、緊急時の対応など在宅生活の支援に当たってまい

りました。

次に、平成19年度の収支状況について申し上げます。一般会計及び市営シルバーハウジング特別会計を合わせて、収入総額5億5,441万7,200円に対し、支出総額は5億2,648万6,187円で、収入から支出を差し引きし、2,793万1,013円は翌年度に繰り越したところであります。今後とも利用者のさまざまなニーズにこたえるため、施設の機能と特性を生かしながら、地域福祉の増進に一層の努力をしてまいります。

以上、5件を一括して御報告をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で報告第4号外4件の報告を終わりますが、本日の会議終了後、議員協議会で質疑を行いますので、お含みおきを願います。

○議長（小野寺一知議員） 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成20年9月30日をもって長谷川良雄委員が任期満了となります。本件は、再度長谷川氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。
議案第21号 名寄市副市長の選任についてを
日程に追加し、審議することにいたしたいと思
いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第21号を日程に追加し、審議
することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 追加日程第1 議案
第21号 名寄市副市長の選任についてを議題と
いたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第21号 名寄市
副市長の選任について、提案の理由を申し上げ
ます。

名寄市副市長につきましては、名寄及び風連両
庁舎に配置しておりますが、本件は平成20年5
月31日をもって名寄庁舎担当の今尚文副市長が
退任したことに伴い、新たに中尾裕二氏を副市長
に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定
により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入
ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
議案第21号は同意することに御異議ございま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第21号は同意することに決定い
たしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時26分

○議長(小野寺一知議員) 再開いたします。

副市長に選任されました中尾裕二氏より発言を
求められておりますので、これを許します。

中尾裕二氏。

○総務部長(中尾裕二君) ただいまは、勇退さ
れた今前副市長の後任としての選任に同意をいた
だきまして、まことにありがとうございます。
厚くお礼を申し上げます。

市長より御推挙をいただきまして、議員各位の
御理解を賜り、重責を担うこととなりました。大
変光栄に思うと同時に、その役割の重大さに身の
震える思いでございます。もとより私自身の器を
超える重い役割ではございますが、一生懸命職務
を全うしたいと考えております。

少子高齢化の振興による影響がさまざまな分野
で顕在化してまいりました。地方の時代にふさわ
しい地方の自立のためには、安定した行財政運営
が必要不可欠であります。また、名実ともに一体
となった地域づくりも急がれるところであります。
先輩副市長であります小室副市長のお力添えを得
ながら、こうした課題に対応してまいりたいと考
えております。議員各位におかれましては、これ
まで以上に御指導、御鞭撻をいただきますよう心
からお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。
どうもありがとうございました。

○議長(小野寺一知議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日より11日までの9日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、明日より11日までの9日間を休会といたすことに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時29分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 中 野 秀 敏

平成20年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年6月12日(木曜日) 午前10時02分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
生活福祉部長 佐 々 木 雅 之 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
福 祉 事 務 所 長 中 西 薫 君
上 下 水 道 室 長 和 田 博 君
教 育 長 藤 原 忠 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市立総合病院 内 海 博 司 君
市立事務部長 内 海 博 司 君
市立大局学 三 澤 吉 巳 君
会 計 室 長 成 田 勇 一 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知識員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 植松正一 議員

24番 宗片浩子 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

各種計画の周知について外2件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次御質問を申し上げます。

1点目は、各種計画の周知についてであります。旧名寄市、旧風連町は、平成18年3月27日に合併し、新しい名寄市が誕生して3年目を迎えています。この間新名寄市のさらなる発展を目指し、合併協議会の新市建設計画などを基礎とした新名寄市総合計画が策定され、昨年度から「自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄」をキャッチフレーズとした同計画に基づく施策が展開されています。また、総合計画を柱とし、各担当部局では過去を総括し、現在を見詰め、将来を展望する個別計画の策定にも努力しています。今さら申し上げるまでもなく、総合計画を初めとする各種計画は、名寄市の将来を展望する道しるべとなるものであり、それぞれの計画の内容を熟知することが市民の皆さん、そして職員の皆さんにとって必要であると考えますし、名寄市が目指す協働のまちをつくり上げる基本ともなると思います。

そこで、以下について御質問をいたします。総合計画を含め、合併後に策定された各種計画の策

定状況及び意義について、さらに各種計画の実効性を高めるための取り組みについてもお知らせをいただきたいと思っております。

最後に、市民及び職員周知についてもお伺いします。私は、冒頭申し上げましたとおり各セクションで策定される計画は名寄市の個別課題における道しるべと考えます。確かに現在各計画のダイジェスト版を作成し、広報と一緒に各戸配布するとともに、名寄市のホームページに概要などを公開して周知に努められておりますが、あくまでも個別計画の周知にとどまっているのではないのでしょうか。例えば今年度に入って配布された名寄市男女共同参画推進計画、名寄市食育推進計画、名寄市健康増進計画のダイジェスト版は、それぞれ重要な目標を掲げた独自計画に受け取れますが、相互に共通する取り組みが多々あります。策定した計画を市民の皆様にも一日も早くお知らせすることは、協働のまちづくりの基本となる情報公開、情報提供、情報共有のためにも必要でありますし、今後も継続すべきであります。さらに発展させて年度終了時に1年間策定した各計画に関連性を持たせながら、子供から高齢者までにわかりやすくまとめ、市の目指す姿を示す統合版を策定する必要もあるのではないかと考えますが、市民周知についての基本的考えを含めて御見解をお伺いします。

また、職員の皆さんにはこの各種計画は周知されているのでしょうか。計画づくりに参画した職員、管理職には当然ながら完成した計画書が配付されていると思っておりますが、改めて配付の実態についてお知らせをいただきたい。さらに、団塊の世代の退職状況を考えたとき、係長職、係職職員に周知することが計画の完遂には欠かせないと考えます。その意味では、財政的に全職員への配付は無理としても、せめて各部局に数冊、できれば各課に1冊配付し、策定された計画の周知とそれぞれの業務の中で生かせるものは取り入れ、計画のさらなる推進を目指すべきと考えますが、御所見

をお伺いします。

次に、行財政改革についてお伺いします。市は、昨年2月に18年度から23年度までの6年間を取り組み期間とした新名寄市行財政改革推進計画を策定し、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営に基づく72の推進項目を掲げ、行財政改革に取り組んできましたが、昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したこと、同法の施行を前提に編成作業を行った20年度予算で財政調整基金がほぼ底をつき、基金に依存した財政運営が限界となったことなどから、副市長を委員長とした行財政改革推進委員会を発展的に解消し、名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げ、市長みずからが本部長を務め、既得権や既存概念にとらわれることなく、すべての事業を見直すという不退転の強い決意が示されています。

そこで、お伺いします。行財政改革推進委員会を名寄市行財政改革推進実施本部とした意義と本部の役割及び取り組みについて、加えて設置した組織・機構等検討部会、使用料手数料・負担金補助金検討部会、公共施設のあり方検討部会の協議内容と役割についてもあわせてお知らせいただきたいと思います。特に公共施設のあり方を検討するための基礎資料として、管理調書の作成に取り組んでいるようですが、私はこの際公共施設のアセットマネジメント、すなわち保有するすべての公共施設を経営的視点から総合的に企画、管理、活用、処分など、ハード、ソフト両面での情報を盛り込んだ施設台帳に仕上げ、真のスクラップ・アンド・ビルドを聖域なく検討すべきと考えますが、御見解をお伺いします。

また、使用料、手数料及び負担金、補助金の見直しにおいても負担金や補助金を受けている団体などに対して既に市長名で見直しを進めていることへの理解を求める文書が送付されておりますが、これについても聖域を設けず取り組まれようとしているのか、さらには使用料、手数料を含めて市

民合意の手法についてどうお考えなのかお知らせをいただきたいと思います。

最後に、公立病院の改革プランについてお伺いします。公立病院の改革について総務省では平成20年度中の改革プラン策定を求めています。さきの行政報告の中で市長は、市立総合病院の19年度決算が1億7,453万2,000円の単年度純損失を計上したと述べられましたが、まず赤字決算となった要因についてどのように分析し、改善されようとしているのかお伺いします。

また、その中において公立病院の改革プランについて今後庁内計画策定検討委員会を立ち上げ、年内の作成を目指してまいりますと述べられておりますが、策定までの具体的スケジュールについてもこの際明らかにしていただきたいと思います。

総務省が示すガイドラインのポイントでは、経営の効率化にかかわって経営指標の数値目標の設定が求められておりますが、この数値目標設定の中で赤字脱却のために特に課題として考えられることについてもお答えをいただきたい。

一方、人材確保については行政報告で述べられたように、医師については診療科19科に固定医49名、研修医12名の61名体制を確立されておりますが、看護師は11月開設予定のICU病棟の関係もあり、この4月には18名を採用しましたが、3月末での退職者や育児休業などの休職により、稼働に当たってはさらに2けた台の採用が必要となっているようですが、見直しについても明らかにしていただきたいと思います。いずれにしても、名寄市立総合病院の役割を考えたとき、市民の皆さん、近隣住民の皆さんが安心してこの地で生活していくために欠くことも衰退も許されないものと考えます。しかし、ガイドラインのポイントにおいては経営形態の見直しも求められています。選択肢としてある地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡などについてそれぞれの現状と課題についてどうお考えなのか、病院の将来像を左右する重要

な事項と考えますので、現段階での検討内容をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま佐藤議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目は私から、3点目は病院事務部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、各地区計画の周知についてお尋ねがありました。総合計画を初め合併後に策定された計画の状況について、各種計画の意義について、各種計画の実効性を高める取り組みについて、市民及び職員周知について一括してお答えをさせていただきます。新名寄市総合計画は、地方自治法の規定によりまちの将来像を描き、その実現のための施策をまとめた名寄市の最上位計画として市民の協力をいただき、平成18年度に策定されました。各種個別計画は、総合計画の施策をできるだけ具体化していくため策定するもので、その多くが法や条例で義務づけられたものであります。総合計画策定以降、各部局で策定をした個別計画は、総務部で5件、建設水道部4件、生活福祉部7件、経済部、教育部でそれぞれ3件の合計22件となっており、年度別では平成18年度8件、平成19年度13件、そして今年度は1件であります。個別計画の意義や目的は、それぞれの計画に示されていますが、法令等の根拠を持って総合計画の施策を推進していくものであります。

また、各種計画の実効性を高めるために成果指標が可能なものは目標達成度を示し、検証、進捗管理を行うとともに、関連する市民委員会、審議会、協議会等に公開をしております。

市民へ各種計画の概要公表につきましては、ホームページの掲載、ダイジェスト版の全戸配布、広報掲載などさまざまな方法での周知に努めておりますが、情報公開コーナーで全計画書の縦覧も行っております。各種計画の中では、共通する内容で相互の連携を図り、推進することが望まし

い事業として、御指摘のとおり食育推進計画等がありますが、総合的な推進が図られる組織を設置する中で、実効性を高めてまいりたいと考えております。また、市民のだれもがわかりやすい統合版を毎年作成してはどうかとの御提言でございますが、これまでも計画の内容が失われない範囲でダイジェスト版が可能なものについては作成してきましたが、専門性の高い計画もありますので、すべての計画書をダイジェスト化することは難しいものと考えております。お尋ねの統合版とは、総体的な計画書あるいはダイジェスト版の再編と受けとめさせていただきましたが、限られた人的配置の中での経費も含めた状況から考えますと、難しいものと判断をしております。

なお、すべての計画書は課長職に配付をして全職員がいつでも閲覧できるようになっております。市が進める各種計画について共通認識を持ち、それぞれの業務の中でその趣旨がしっかりと反映されるよう努めてまいります。

次に、行財政改革についてお尋ねがありました。佐藤議員御指摘のとおり、平成20年度の予算組みの中で財政調整基金の残高を大きく減らすこととなり、平成21年度以降の予算編成は大変厳しいものになると考えております。こうした状況から、平成19年2月に策定をした新名寄市行財政改革推進計画の検証を行い、よりスピード感を持って行財政改革に取り組むことが急務となっております。実効ある行財政改革とするために、市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部をこの4月に設置をいたしました。この実施本部に3つの部会を設け、社会情勢の変化に対応できる簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働のまちづくりを柱として改革を推進してまいります。組織・機構等検討部会では、事務事業をより円滑に遂行できる簡素で効率的な組織とするための見直し、指定管理者制度のより一層の導入、施設の管理、業務、運営の民間委託等民間活力の導入、定員適正化計画について協議を進めて

まいります。使用料手数料・負担金補助金検討部会では、使用料、手数料における受益と負担の考え方、負担金、補助金においては運営補助金、奨励的な補助金の見直し、各協議会、期成会等への加入負担金の要否についても協議を進めてまいります。公共施設のあり方検討部会では、新市における公共施設のあり方をしっかりとらえて、その結果として名寄、風連両地区に設置されている同様の施設、同じ用途の施設、老朽化に伴う建設等について統廃合を含めて検討協議を行ってまいります。各部会で協議し、まとめられたものについては、実施本部で確認をして実施をしてまいります。長年置かれている厳しい状況を踏まえて、真に必要とする住民福祉の向上のために既得権や既成概念にとらわれることなく、すべての事業の見直しを行い、行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

公共施設のあり方については、御提言も含めてお尋ねがありました。現在公共施設を管理する各課で施設の維持管理費、過去の改修、修繕の状況、類似施設の有無などを検証し、中長期的な視点で統廃合を含めた見直しが可能かどうかを検討しておりまして、これらを踏まえて公共施設の管理調書の作成作業に取り組んでおります。御提言いただいた今後の活用策なども取り入れたハード、ソフトの両面からの情報を盛り込んだ施設台帳につきましても、各課から公共施設の管理調書が出そろった段階で、作成した調書を活用し、ファイル化なども含めて実施可能なところから始めてまいりたいと考えております。

市民合意の手法についてもお尋ねをいただきました。負担金、補助金及び使用料、手数料の見直しについては、今後部会の中で精力的に議論していくこととなりますが、現在各担当課ではさまざまな視点から検証し、見直しの基礎となる評価調書を作成しております。補助金については御指摘のとおり聖域を設けずに見直しを実施する予定をしております。運営補助金につきましては、

補助対象経費、繰越金の金額などを基準に、また奨励的な補助金についてはサンセット方式の原則などそれぞれ見直しの指針を設けましたので、この指針に基づき見直しを実施したいと考えております。市民合意の手法につきましては、補助金については御指摘のとおり交付団体の理解をいただくためにすべての団体に対して見直しの作業を進めていることを文書でお知らせをさせていただきました。また、使用料、手数料については現在各課で受益と負担の見直しの考え方に基づき、利用団体などの意見を伺いながら見直しの評価調書を作成しております。今後見直しの案がまとまった段階で、各団体などに対して改めてお知らせをしたいと考えておりますし、また負担金、補助金、使用料、手数料など全体の見直し案が固まった段階で総合計画推進市民委員会にもお示しをして、御意見をいただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、公立病院改革プランについて御説明申し上げます。

まず最初に、平成19年度病院事業の決算見込みにつきましては、病院事業収益は前年度に比べて1億6,864万2,000円増加して66億4,853万7,000円になってございます。対して病院事業費用は、前年に比べて7,731万5,000円増加して68億2,306万9,000円となり、差し引き1億7,453万2,000円の単年度純損失とお伝えしたところであります。主な要因といたしましては、最初に事業収益について申し上げます。入院患者数と入院収益を見ますと、入院患者総数では前年に比べて656人減少しておりますが、1人当たりの入院単価が平均で563円アップしたことにより、入院収益は前年度と比べて4,762万4,000円増の41億9,816万7,000円となっております。また、外来患者数と外来収益では、患者数が前年に比べて5,870人増

加し、さらに1日1人当たり単価が平均で147円アップしたことで、外来収益が前年度に比較いたしまして1億882万4,000円増の17億4,873万6,000円となったところであります。

次に、事業費用についてであります。病院事業費用68億2,306万9,000円の内訳は、医業費用と医業外費用であります。そのうち医業費用が64億531万9,000円と全体の93.8%を占めております。病院事業費用の大部分を占めているこの医業費用は、1番目には給与費、2番目に薬品や診療材料及び給食材料費から成る材料費、あるいは経費、減価償却費、資産減耗費、交際費、研究研修費の6つの品目に大別されます。19年度医業費用のうち前年度に比べて増加している費目は、給与費で0.4%増の1,633万3,000円、材料費2%増で3,182万6,000円、3番目に委託費、賃借料及び燃料等を含む経費で19.9%増の9,864万9,000円、6番目の交際費、研究研修費で2.5%増の56万7,000円でございます。今後当院医療圏内の高齢者人口がふえていることや他の医療機関の診療機能低下等で患者数の増加も予想されますが、反面圏域内の人口の減少や国の医療費抑制策に伴う患者負担増の影響による受診率の低下が考えられますので、患者数については大幅な増加は見込めないと思っております。このようなことから、安定的な医業収益の確保対策といたしましては、1日1人当たり単価を高いレベルで維持することが必要となっております。平成20年度の運営方針の中で経営改善に関しましては、1番目に効率改革プランの作成、2番目に原価管理の導入、3番目にコストの低減化、4番目に業務分担の見直しを掲げ、その実現に向けて鋭意努力をしているところであり、これらを着実に実行していくことが必要と考えております。また、本年度は2年ごとの診療報酬改定年でありました。新たな診療報酬体系に対応し、少しでも増収となるように努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

2番目に、公立病院改革プランについての策定スケジュールに関しての御質問でございますが、昨年12月に総務省から発表されましたガイドラインに基づいて、全国の公立病院に対しまして平成20年度内の公立病院改革プラン策定が義務づけられているところであります。策定手順といたしましては、病院内に設けられている経営企画対策小委員会が4月から6月までのデータの収集と経営分析を行い、新たに庁内に設ける改革プラン策定検討委員会、仮称でございますけれども、が素案の作成に当たろうとしております。素案に対しては、外部委員7名で構成されている病院運営委員会と病院管理運営委員会に素案を提示いたしまして、助言、指導と修正を繰り返しながら、10月をめどにプランを完成させていきたいと考えております。

3つ目の数値目標と経営効率化についての御質問でございます。今回公立病院改革では、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点が掲げられております。その中で経営の効率化につきましては、各公立病院がみずからの役割に基づき、住民に対し良質の医療を継続的に提供していくためには、病院経営の健全性が確保されることが不可欠であるという観点から、主要な経営指標に係る数値目標を掲げ、経営の効率化を図ることとされております。数値項目を設定する経営指標としましては、さまざまなものがありますが、損益計算書に関連するものとして総収支比率や職員給与費対医業収益比率、薬品費対医業収益比率など、また貸借対照表関連では累積欠損金比率、流動比率、自己資本回転率など、また財務にかかわる個別事項としては病床利用率、平均在院日数、病床100床当たり職員数など、そして医療機能の確保に関するものとしては1日平均患者数、救急患者取り扱い件数、臨床研修医数など多くの項目が挙げられております。特に経営収支比率、職員給与費対医業収益比率及び病床利用率につきましては、経営状況を判断す

る上で最も代表的な指標であることから、必須とされており。当病院もほかの病院と同様に今後改革プランを策定していく上で職員給与費対医療収益比率の設定とその目標をクリアすることが大きな課題になるものと思います。

最後に、診療体制につきましての御質問でございます。数年前からの医師を初めとする医療従事者不足等を踏まえると、医師、看護師等の人材確保は良質な医療の提供はもとより病院事業の安定的な経営のためにも必要不可欠であると考えております。ICU病棟の稼働に当たりましては、ことし4月に一定程度の確保を図ってまいりましたが、本年10月をめどに10名程度を採用したいと考えております。現在7月採用に向けて募集をしておりますが、現況数名の応募状況ということになってございます。

ガイドラインのポイントによる経営形態の見直しにつきましては、公営企業法の全部適用あるいは一部適用をしている病院につきましては、全国的に大きな経営状況の効率化に大差はないというふうに認識をしております。また、地方独立行政法人化、指定管理者制度、民間譲渡などにつきましては、その是非も含めて今後の検討課題になると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、順次再質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず各種計画の周知についてでありますけれども、中尾副市長御答弁いただいたとおり、今合併後全部で22件の計画ができています。私は、総合計画または法令に基づく個別計画もそうでありますけれども、縦軸とあわせて横軸を組み合わせなければやっぱり計画の実効性というのは出てこないのではないかと。そういう意味では、1つは横軸の意味ではやはり職員の理解、そして市民の皆さんの理解。ところが、まず最初に市民の皆さんの理解ということ、確かにダイジェ

スト版、インターネットの公開、あるいは広報等それぞれ出しておりますけれども、ここに食育推進計画のダイジェスト版、あるいは健康なよろ21、それぞれダイジェスト版で出ておりますけれども、例えば食育の推進目標の1、家族一緒に食事をとりましようですか、健康づくりのほうの最初に挙がっている食生活、これも家族と一緒に食事をとりましよう。そういうことを考えたら、例えば1つの計画が1つではなくてふくそうして、それが食育というのですよ、それが健康づくりに通じるのですよというきちとした横の軸をつくる必要があるだろうと。それと、ダイジェスト版や何かを策定されて即市民の皆さんに周知したいということで配布されてはいますが、それを実質保管して、では横軸をしっかりと考えて市民の皆さんにも生きるのかなということ、なかなかそうはいかないのではないかと。こういう計画ができたのだなという認知はしても、それを自分の生活の中でどうやって生かして、それがどの計画とどういうふうに結びついてというのが実効性を高めるだろうと。そういう意味からいって提言させていただきましても、年度1回横軸、人員の問題はあるでしょう。ただ、それができたときに、そして今の言葉は、やはりこれからはやっぱり子供たちにわかりやすい言葉、お年寄りにわかりやすい言葉で書いていかないと、いずれにしてもその人たちがしっかりと計画を完成させていくと思っておりますので、その辺を含めてもっとわかりやすい言葉で考える統合版的なものはあって、それが1年1年毎日きちと保管していれば名寄市の目指す方向というのがしっかりと市民の皆さんに認知されるだろうと、そういう意味でありますし、もしそれが人員的に無理だとするならば、こういうダイジェスト版をつくる時にはやっぱり職員の皆さん、ほかの計画とどうやって結びつけているのだというのをしっかりと認知することが必要と考えますけれども、その辺副市長はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま食育についての一つの例として再質問いただきましたけれども、食育の計画につきましては国におきましても文科省サイド、あるいは厚労省サイド、さらには農水省サイドとそれぞれの行政分野ごとの目標数値をもって計画書をつくっております。名寄の場合は、それらのそれぞれの担当者が一堂に会してといいますか、組織をつくって検討を進めていくということで、全体的な計画は総合計画的なものにでき上がって、自慢のできる計画ができたと認識しております。これを実際に推進するとなりますと、それぞれの分野での個別の推進計画というのがやはり必要になります。例えば食の安全であるとか、地産地消であるとか、さらには児童生徒の食育であるとか、生活習慣病に対する食育であるとか、そういったものをやはり総合的に結びつけるといいますか、それぞれの分野ごとの推進はしっかりしていただいて、個別計画で。さらに、それを全体的にまとめていく。ひとつそうした組織なり検討も必要と考えておまして、その辺につきましてはまた改めてそうした組織の立ち上げ、1つは市の機構としましてはやはり部長、次長会議の中でそうした横の結びつきをしっかりと結びつけていく。もう一つは、例えば直接的に計画に関係のない部署の職員でありましてもやはり総合計画に基づく全体的な推進をしていくわけですから、現在は部長、次長会議、あるいは課長会議の後に課内会議というので開催していただいて、伝達はしっかりしていただいていますけれども、情報を単に共有するだけでなく、どうするとそれがしっかりと推進できるかという、そういう議論まで深めていただくと、こういうこともぜひ進めていきたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） もう一つは、職員の皆さんに個別計画22件というのが理解されているかと。副市長の御答弁ですと、課長には配付して

おります。だけれども、実質課長に配付して課の資料として置いているのか、課長の個別の資料として置いているのか、私はその辺の大きな違いがあると思うのです。例えば今回この質問を通告させていただきました。それで、担当課からそれぞれにメールが行きました。どんな計画をつくっているか挙げてくださいと。それは、本来なら課長が持っているのなら、何本出てきてどうなっているかという状況は熟知されているというのが普通でありますし、例えば課長の個別資料を係長以下の職員の皆さんが知りたいといってしょっちゅうその資料を手にするというのも、私はそれが恒常的にできるかというところとできないのだと思います。やはり興味を持っているものもあるし、当然係長職以下の職員の皆さんというのは異動でそのところに行くかもしれない。そのときにそこに行くから見るのではなくて、通常例えばこういう計画ができました。そういうときには、やっぱり常に見られるように、例えば課に、課長に渡しているのなら課は課としてきちっと保管しておく。それをその担当の職員の皆さんが見られると。そういう体制をとらないと、やはり一部の人しか知らないような計画になってくるとどうにもならないですし、市民の皆さんから職員の皆さんがこれだけよくできて内容どうなのというとき、私知りませんというふうにはやっぱり言えないと。常にそこにあるから目にしておくというような体制をきちっとやっぱりつくり上げるべき。本来なら、全職員に渡せばいいのですけれども、財政的にもそれは非常に厳しいでしょうし、そういうことにはならないでしょうし、インターネットにでは全部アップするかといったら、それもボリューム的に無理でしょうし、そう考えると職員の皆さん、本当にことし入られた職員の皆さんも含めて全員が常に目にできるような計画の場所というのをつくるべきだと私は思いますけれども、その点についてはどういうふうにお考えになっていますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 決して課長個人に計画書をということではなくて、課内で十分活用できるようにということでの配付をしているわけでありまして、一つの計画ができますと必ず部長、次長会議あるいは課長会議の中で、計画の内容あるいは今後の進め方等をしっかりと説明をして進めております。この部分については、課に持ち帰って課内会議でしっかり議論していただくと。こうしたこともまたより密度の濃いといいますか、中身の濃いような内容で進められるようにひとつ取り進めたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 加えて申し上げるなら、これは22件すべてを、今までつくったものをすべてやれということではないですけれども、要所要所では計画を策定した担当者から説明会、例えば職員を対象にした説明会というのをきちっとやって、それか課長会議でやったことがうまく課にいる職員の皆さんに伝わらない場合もあるかもしれませんので、興味を持っているのはもっと知りたいというのはあるかもしれませんので、やっぱりそこはすべてというのは非常にきついでしょうけれども、要所要所、これは職員の皆さんにしっかり理解していただいて、仕事に生かすということにいていただく。なぜ私そう思うかというと、例えば今地域自治連絡協議会をつくっていますよね。3月の予算委員会でも言わせてもらいましたが、例えば南小学校、公共施設が横にあって歩道を片側しか除雪していないと。両側したほうがいいのではないかと。あれもある意味では、それはまだ確定はしていませんけれども、地域自治連絡協議会で、事務費としては1万円、事業費としては5万円ぐらいですけれども、そういうものを活用すればひよっとしたらできるかもしれません。そういうことで規約がこうなっているからできないのでなくて、こういう計画をしていけばもっと広がる部分があると思うので、これから地域自治連絡協議会や何かについてはまだまだ周

知する部分があると思いますけれども、それぞれのセクションで生かせることがあると思うのです。それをやっていくことが本当に協議会を立ち上げる意味が出てくると思うので、その点について改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） それぞれ課単位での配付とあわせて、パソコンで全体的な計画の詳細について職員に周知ができるように対応しております。ただ、それも職員がしっかり見ないことには進んでいかないわけでありまして、計画によっては直接説明をする。それも1度でなくて必要なものはやはり繰り返して説明をして全庁的に推進をしていくということも必要だと考えておりますので、そうした機会もぜひつくって進めていきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） ぜひそのように取り組んでいただければと思います。

次に、行財政改革の関連で再質問のほうをしていきたいと思いますが、いずれにしても今回実施本部ということで市長が本部長になって聖域なく不退転の決意でやるということで、それを含めてお聞きしたいのですが、特に公共施設については、これは野村総合研究所の主任コンサルタントの人がまとめていることでありますけれども、全国ですけれども、地方自治体の公共施設は全国で約44万棟、そのうち約25万棟が建設から25年を経過しており、公共施設の寿命を40年程度とするとここ5年から10年が一斉に建てかえの時期を迎えると。その費用は、全国で42兆円と言われております。名寄市でいえば昭和58年ごろというところとちょうど市民文化センターが完成、オープンした。それ以前につくったものは大体エリアに入ってくる。そういう意味でしっかりとした目的を持ってやらなければいけないと思いますけれども、公共施設のあり方を検討している中で除外している公共施設というのはありますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 大変申しわけございません。除外している施設という意味をちょっと詳しくお伝えください。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 除外しているというのは、検討の中で、例えば公共施設というのは幅広いですね。市の全部、教育サイドも持っているものもそう、全部そうですけれども、その中でこの公共施設のあり方検討部会の中で、具体的に言えば学校の改築計画や何かを含めて、それも全部含めて全部の公共施設のあり方を検討しているのですかという意味です。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 例えば学校の整備の関係ですと、また別の推進計画がございますので、それとの関係というのは当然出てまいりますけれども、今進めています見直しにつきましては、旧市町が合併をして三万二千の新たな名寄市がスタートしております。この三万二千の名寄市の市民の皆さんにとってどういう公共施設が必要なのか、今後将来に向けてもどういう整備が必要なのかと。その点に立ち返って議論をして、そうすると今ある施設はどうなのか、こういう観点で進めたいと考えておりますので、除外をするという考えは持たないで、本来のあるべき公共施設の姿を描いて、それから改革を進める、そういう手順で今作業を進めております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 今副市長答弁いただいたとおり、私も除外はあってはならないと。当然ながら、名寄市でいえば昭和58年以前という学校なんかほとんど、中名寄小学校以降は新しいものですけれども、その以前の学校というのは全部入ってくるわけありますので、そういう意味では除外があってはならない。そして、それはなぜあってはならないかという、公共施設をスクラップ・アンド・ビルドと言いましたけれども、

ビルド、ビルドではやっぱりだめだと思うので、そういう意味では学校施設や何かも含めてしっかり入れていくべきだと思いますし、この名寄あるいは風連の庁舎、この現状について副市長はどういうふうにお考えになってますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） それぞれに建設から年数がたっておりまして、建物としてはあちこちに手を加えるべきところが出てきているというふうに認識をしておりますが、ただ合併協議の中でもやはり分庁方式を採用してしっかり進めていくと、こういうことに基づいて現在こうした状況になっているわけですから、それはそれとしてしっかり受けとめて対応してまいりたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 名寄庁舎あるいは風連庁舎、その建てかえ議論や何かはこの際先送りしておきますけれども、私心配しているのは、これもちょっと調べさせたら、独立行政法人産業技術総合研究所というのが、ここは耐震の、地震のことを研究しているところでありまして、その中に名寄は地震の少ないまちだというふうに言われておりましたけれども、例えばここに地図が載っているのですけれども、その中で一番地震を起こすのは活断層というのが一番地震を起こすと。それは、幸いにこの名寄の地というのは活断層が通っていない。ところが、稚内沖にある活断層と地続きで褶曲帯というのがありそうです。褶曲帯というのは、いろんな積載、いろんなものを積んでいっていきときに地殻変動を起こして、要するに曲がってしまうと。それを褶曲帯というのですけれども、それが今活断層から連動して動くという可能性がある。ここ名寄の地からいえばちょうど雨竜山脈のあのあたりに褶曲帯というのがあると言われて、これを得てからいうとそういうふうを感じるのですけれども、そういう意味では耐震についてもしっかり考えていかなければい

けないのではないかと。耐震という一番危ないのは、学校ですとか、中国の地震ではないですけども、あんなことにはならないでしょうけれども、そしてこの庁舎ということになると思うのです。そういう意味では、ここの庁舎もでは今すぐ建てかえということではないにしても、どういふふうに耐震をしていくかということを考えなければいけないと思うのですけれども、その辺についてはこれも非常に費用のかかる話でありますし、将来展望もありますでしょうけれども、耐震ということ、今までは地震が少ないと言われていたけれども、あり得るということを考えてときに耐震についてはどういふふう公共施設のあり方の中では検討されようとしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 庁舎あるいは学校に限らず、かなり古い公共施設が現存しているわけでありまして、御指摘の向きは十分私も認識しておりますけれども、いかんせん全体計画を進めるとなると、もちろん財政の問題も絡みますし、ぜひ耐震の検査等につきましては年次計画でより急ぐものから対応していきたいというふう考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 耐震については、本当に耐震検査をするとお金のかかる話でありますけれども、これはお金をかけないという話ではないかもしれませんが、今月27日では東京なよろ会のゴルフツアーが名寄に。その会長の木原さんというのは、耐震のスペシャリストというか、ある意味では一回木原さんをお願いをしてでも、調査で最低限地震に耐えられるものを見てもらったらどうだという感じはするので、それは学校もそうでありますけれども、もしあったときにやっぱり大変な事態になる。それを避けるために最低限やっぱり何をすべきかというのを、そこをしっかりと見きわめていかなければいけないと思うので

すけれども、その辺についてはどういふふうに。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 議員の御指摘の部分については、決して名寄だけでなく全国的な自治体が抱えている共通の課題といえますか、悩みというふうに承知しております。今回東京なよろ会の会長がかわられて、その道の大家ということでもございますので、ぜひ名寄規模でどういった対策が講じられるのかということも含めて相談の機会があれば相談させていただきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、公共施設については何回も申し上げますけれども、本当に大胆な見直しというか、聖域を設けないでやるということでありまして、やっぱり具体的には浅江島にあるサンピラー館もある意味では利用ではなくて利活用という部分で考えると、いろんな公共施設のありようというのが出てくると思います。そして、ぜひこれは整理簿や何か整備した後、私は公共施設の再配置計画というか、それもしつかりやっぱり立てていくべきだと。ある意味では、具体的に数値目標を立てられるかどうかは財政事情や何かもありますので、わかりませんが、やはりそういう計画も市民の皆さんに目に見えるように、そして本当にこの施設が必要なのか、不要なのか、活用できるのか。利用だったらだめだと。利活用できるのか、それを基本にやっぱり大胆に見直すべきというふうに考えますけれども、この公共施設の再配置計画も含めてどういふふうにお考えになっておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 現在3つの部会を設けてそれぞれ検討を進めているわけですが、この公共施設に関しましてはやはり中長期的な対応ということになろうかと思っております。答弁でも申し上げましたが、やはり名寄の地域に、あるいは市民にとってどういふ公共施設が今後必要

なのかと。どういう施設があればいいのかということを中心として、今ある施設をどうのということではなくて公共施設そのもののありようをまず検討して、それから取捨選択をしていくと、そういうことを進めていきたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） もう一つは、使用料、手数料、負担金、補助金についても、使用料、手数料についてはいずれにしても今市民の皆さんというのは御承知のとおり石油類の高騰、あるいは諸物価の高騰、またはお年寄りの皆さんにとっては後期高齢者医療制度や何かを含めてやっぱり相当な負担があるものでありますので、ここはしっかり市民の皆さんの理解を得る取り組みをお願いしておきたいと思えます。

もう一つ、あと補助金あるいは負担金、関係団体の協議というのは、これはもう汗を惜しまないでしっかり対応して、一番安易な方法というのは一律カット、それは一番楽かもしれないし、問題は出ないかもしれないですけども、それぞれの団体の実情を担当者の皆さんは非常に御苦労でしょうけれども、しっかり聴取をされて実態を見詰めて、一律カットという方式はぜひしないように取り組まれるということを改めてお願いしておきますし、その点について何かお考えあればお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） もちろん補助金の見直しにつきましては、個々の団体それぞれの事情を勘案しながら、一律ということではなくて対応させていただきたいと思っておりますし、また場合によって補助金が減るということになりますとなかなか納得ができるということにはならないと思えますけれども、ぜひ理解ができるというところまでの説明はさせていただきたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 時間の関係もありますので、いずれにしても1番目、2番目については

そういうふうに対応をお願いしておきたいと思えます。

さらに、病院のことですけれども、市長の行政報告の中では年内の作成を目指しますという言い方でありましたけれども、今事務部長は10月をめどにプランを完成という、もう6月ですけれども、あと3カ月半ぐらいで完成させるということでありましたけれども、なぜそのようなスピードアップになったのか、まずその原因についてお知らせをいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 当初そういう予定でございましたけれども、21年度の起債に関しまして、その部分につきましてそういうガイドラインが義務づけられたというふうの上川支庁のほうから聞いたということで前倒しになったというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 10月、あと3カ月半の中で先ほど御答弁にあった経営収支比率ですとか、給与の比率ですとか、病床利用率ですとか、その辺の比率の設定、あるいは改革プランの数値目標を含めて、それは相当厳しいものだと思うのですが、どういうふうはこの3カ月半、それを設定して、ある意味でいくと給与のほうへ入れば職員の皆さんとの話もありますでしょうし、先ほど答弁にありましたように経営企画委員会、その中で検討していくことだと思いますけれども、非常にハードだと思いますけれども、その辺についての決意を改めてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 確かに本当に議員がおっしゃるとおり、当初年内をめどにというふうには思っておりましたけれども、どうしても起債の関係でガイドラインを出さなければいけないという状況になってございます。そんな中で既に中長期的な財政計画を持ってございます

ので、その手直しを含めた中で実施をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） もう一点は、人材確保、特に看護師さんの確保を考えると非常に厳しい状況でありますし、先日も留萌市立病院のように準備金みたいのを出すと。研究費目的でしたか、ああいうふうに今もう看護師確保というのは非常に厳しい状況であります。そういう意味では、これからの努力をさらに期待したいところではありますが、私は前から言っておりますけれども、市内にいる潜在看護師、あるいは御子息を含めた看護師さんを持っている方、そういう方も一回本当にきちっと精査をしろということではないですけれども、やっぱりそういうアピールをいろんな人脈を通じて何とか看護師確保をしていかないと、本来なら時間があれば本当はヒヤリハットや何かも含めて件数がどういうふうに動いているのか、看護師さんが不足するということは労働過多になって、結局はヒヤリハット、ある意味では医療事故につながっていく非常に危険な部分があるものですから、ぜひ看護師確保に対する決意というか、これからの取り組み、あるいはそれ大学事務局もあるでしょう。地域枠をどういうふうにするかというものも含めて、積極的に病院側としては看護師確保に努めるべきだというふうにありますけれども、その決意を含めて部長のほうから答弁いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 議員おっしゃられるとおり、本当に人材の確保というのは大事なことだというふうに思っております。幸い名寄には名寄大学がございまして、そういった意味では確保にかなり大きな力を発揮していただけるものだというふうに存じてございます。奨学金につきましても今後さらに募集を深めていきたいというふうに思っておりますし、潜在看護師等につきましても、いわゆるきちとした制度

としては持つてございませんけれども、いろいろな意味でのネットワークを含めまして確保に努めていきたいと思っておりますし、またそういった部分で以前にも提言がございましたように、そういった方たちへ病院の情報を発信をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） もう時間がなくなりましたので、いずれにしても病院については市民の皆さん、あるいは地域住民の皆さんの期待と安心をしっかりと今までどおりこれからも保たれることを御要請申し上げて終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

名寄市の行財政運営などからを、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 御指名をいただきましたので、これより1件3項目について順次質問を行わせていただきます。

最初に、名寄市人事行政等についてお聞きをいたします。地方公務員の人事行政については、地方公務員法の一部改正に伴い、地方公共団体の人事行政の公平性あるいは透明性の確保を目的に、人事行政の運営等の状況を公表することが義務づけられています。折りも折、かねてから懸案であった国の機関である各府省の官僚幹部の人事を一元的に管理する内閣人事局などを盛り込んだ国家公務員制度改革基本法案が5月29日衆議院本会議で可決、さらに参院においても6月6日に可決成立をいたしました。今後も国家公務員にかかわる制度改革は鋭意進められていくものと考えますが、一方で地方分権改革に根差した地方公務員の人事行政情報の公表化に際しても、職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況の細目にわたって公表することになっています。名寄市における広報なよろを初めとする媒体を通じた人事行政の運営状況等の公表についてお知らせを願います。

次に、名寄市の財政等についてお伺いをいたし

ます。この財政にかかわる質問は、午後からの同僚議員である田中好望議員も発言を要請されており、可能な限り重複を避けて質問をさせていただきます。

さて、名寄市の平成20年度予算は、今定例会においても補正が行われておりますが、当初予算は6億円余の基金を取り崩して編成されております。既に財政調整基金など財源調整的な基金も底をつき、平成21年度の予算編成は大変厳しい状況が予測されています。言い換えればことしは何とか生活はできるものの、とらの子の預貯金が底をつく来年は生活設計を描くのが困難だということとほぼ同義語であろうというふうに考えます。こうした基金に依存する危機的な財政状況に加え、本年度は年度当初に道路特定財源をめぐって暫定税率が失効し、暫定税率を含んで成立した当初予算の減収が懸念される経緯もあり、国の三位一体改革でその歳入構造が劇的に変換が迫られている中で、脆弱な名寄市の歳入基盤をも大きく揺るがしかねませんでした。島市長は、年度当初の市政執行方針の中で、このような危機的状況から行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るため、使用料、手数料及び負担金、補助金の全面見直しを行うとともに、恒常的な収支不足を解消するため予算編成のあり方についても全面的に見直しを行うと言明されております。ここで、改めて受益と負担の適正化を図るための手法と恒常的な収支不足を解消するために行う予算編成の全面的な見直しの手法について、それぞれ具体的な施策についてお聞きをいたします。

最後になりましたが、名寄市の自治基本条例（仮称）制定についてお聞きをいたします。明春の名寄市自治基本条例施行に向けて現在自治基本条例市民懇話会で熱心で活発な議論、協議が行われています。同懇話会では、自治基本条例の基本的な骨組みに加えて、名寄市の特性を踏まえたまちづくりのあり方を条例の中に盛り込んでいくことを目指しておられます。本年2月の発足以来、

これまでの議論経過と今後の日程とその取り組みについてお知らせを願います。

以上、この場での質問を終えます。

○議長（小野寺一知識員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま大石議員から行財政運営にかかわって3点の御質問をいただきました。それぞれ私からお答えをさせていただきます。

初めに、人事行政についてお尋ねがありました。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、第1次分権改革に続く今回の第2次分権改革と一段と地域の自己決定、自己責任が求められるようになりました。こうした中で情報公開と説明責任を果たすことは、市民と協働のまちづくりを進める上で欠かすことのできないものと考えております。人事行政の運営状況の公表につきましては、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、名寄市におきましても名寄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を策定をし、公表をしているところであります。具体的には、毎年広報なよろ12月号に掲載をしておりますし、またインターネットでの閲覧につきましては広報なよろを通じてホームページでごらんをいただくことができます。さらに、アクセスの利便を図るために、名寄市ホームページの総務課のページで閲覧できるようただいま準備を進めているところであります。

次に、見直しの考え方を含めた予算編成のあり方について御質問をいただきました。議員御指摘のとおり、財政調整基金につきましては平成19年度決算で一定の積み戻しができたものの、平成20年度予算で大きく取り崩しをしたことから減少し、平成21年度以降の予算編成は大変厳しい状況になっております。このような厳しい財政状況においては、予算編成の前段にスピード感を持って行財政改革を進めることが不可欠でありますので、市長を本部長とする行財政改革推進実施本部を立ち上げたところであります。

予算編成の見直しの考え方については、現行は

総合計画のローリング作業、このローリング結果に基づく各課での予算編成作業、予算要求書の財政課への提出、財政課長査定、副市長、総務部長査定を経て市長査定と、このような流れで実施しております。平成21年度以降につきましては、予算編成の前段に当たるローリングの作業を早めるとともに、各部単位または款別に一般財源ベースでシーリングを実施する予定をしております。現在道北の各地に対して予算編成のあり方について電話等で聞き取り調査をしております、これらを参考にしながら、実効性が上がるような見直しを進めてまいりたいと考えております。

次に、(仮称)自治基本条例につきましてもお尋ねがございました。自治基本条例は、まちづくりの基本理念や基本原則、制度や仕組みなど基本的なルールを条例化するもので、自治体の最高規範と言われ、市民と行政の役割や責務を明確にしながら、協働して個性豊かな活力ある地域社会の実現を目指すものと考えております。本年2月には、市民懇話会を設置いたしまして、名寄市自治基本条例のあり方について検討をいただいております。市民懇話会では、これまで6回の会議を開催しております、その中では自治基本条例をつくる意義や条例をつくる背景、基本理念、その心構え、決意を前文として示そうと協議を重ねているところであり、今後は、基本条例に盛り込む具体的な内容について検討をいただくこととしておりまして、議会に関しましてもこれからの検討項目に入っておりますので、その取り扱いについて今後相談をさせていただきたいと考えております。自治基本条例は、明年4月からの施行を目指して作業を進めておりますが、懇話会の意思を尊重して、拙速に走ることなく進めてまいりたいと考えております。懇話会では、できるだけ多くの市民から意見を伺う機会を設けようとまちづくり懇談会や広報、ホームページ、出前トークなどを通して市民との情報の共有化を図っておりますが、さらなる関心、機運が高まるよう努めてまい

りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(小野寺一知議員) 大石議員。

○5番(大石健二議員) それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。順不同となりますけれども、最初に自治基本条例について再質問をさせていただきます。

市民懇話会での議論経過あるいは検討経過について御答弁をいただきました。先ほども答弁の中で明春の施行に伴い、拙速に走ることなく進めていきたいというお話でございましたが、ただいかにせんもう既に6月という、時間がたっております。今後私も非常に懸念をしていますが、市民への中間報告、あるいは素案ができた段階で名寄市のホームページを使ったパブリックコメント、あるいは市民の声を聞いていく、あるいはこの期間にいろんな小中学校、小学校はどうかわかりませんが、中学校を対象にした自治基本条例の勉強会、そういったものも多分計画されていくのだろうというふうに考えますが、そうした条例素案の作成あるいは審査、先ほどもお話あった議会への対応と詰めを図る必要が出てくるだろうと思いますが、ただ日程的に非常にタイトだなという感じがいたします。もう一度日程との絡みについて御説明をいただけますか。

○議長(小野寺一知議員) 中尾副市長。

○副市長(中尾裕二君) 想定をしておりますスケジュールでは、12月の議会に提案をさせていただいて、明年の4月から施行ということで考えておりますが、市民懇話会の議論が大変今活発に行われておりまして、私どもが当初組んでいたスケジュールよりも少しおくらしているのかなと、こういう思いをしております。ただ、自治基本条例そのものは先ほども申しましたとおり最高規範といえますか、自治体における憲法にも当たる規程でございますので、全国各地で既にこの種の条例が制定をされております。地方自治法に基づく条例制定でありますので、そうどこの自治体でも大

きく変わるという項目の内容にはなっておりません。現在市民懇話会で一番集中しておりますのは、そうした条例であっても名寄らしさをぜひ表現をしたいと。理念をしっかりと打ち出したいということで、前文でかなり時間をかけて作業しております。今後前文のほうで一定程度まとまると、ほぼ想定をしているスケジュールどおり進んでいくのかなという期待も込めて考えておりますけれども、ただ場合によってより議論を尽くすべきという市民懇話会の意思が出ましたら、決して今のスケジュールにこだわることなく、若干おくられてもしっかりした条例をつくっていただきたい、こういう思いで現在作業を進めております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今中尾副市長のほうから名寄市の自治基本条例はまちの憲法だと。あるいは、あらゆる条例の上位に位置する最高規範だというお話がございました。ただ、こうした自治基本条例、名寄市の憲法を創案している過程において、いささか市民的な盛り上がりといえますか、非常に欠けている。盛り上がり、あるいは機運という言葉も使っておられましたが、その機運、盛り上がりというものがどうにも高まり、醸成されていないように思えるのですが、これはどのような原因だと思われますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 1つには、事務局を担当しております私どもの手法がつたないという部分もあろうかと思っておりますけれども、市民懇話会の委員の皆さん方ではぜひ市民の皆さんと一緒に進めていきたいと。シンポジウムなり、あるいは説明会等の機会も設けながら、一緒につくっていききたいと、こういう強い思いをお持ちでありますので、ぜひそうした機会をつくりながら、盛り上がりをつくって、市民の皆さんとともに作り上げていきたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それでは、続いて財政について質問をさせていただきます。

前段佐藤議員のほうからの行財政改革に触れて財政にかかわる質問がございましたが、できるだけ財政に特化して質問をしたいと思います。1点目は、市長が市政執行方針演説の中で述べられておられた予算のあり方についてまずお聞きをしたいなと思うのですが、全面的に見直しを行うという文章がございました。これは、全面的というのは部分ではないですから、丸ごと変えるのかなという意味合いで私はとらえていたのですが、それであれば今回新しく発足した名寄市行財政改革推進本部、行財政改革の改革という意味合いはよくわかるのですが、ただ、今答弁をいただいた内容ではいささか改革というネーミングが果たして改良と改善とどう違うのかなという素朴な疑問を持ってしまいました。それはそれとして、20年度の予算が基金を取り崩して何とか編成にこぎつけたと。ただ、21年度の予算編成は大変厳しい状況にはあるのだよというアナウンスをされている、市政執行方針の中で。その手始めとして受益と負担の適正化を図る。使用料、手数料については午後からの田中議員の質問とバッティングいたしますので、ここではそんなに触れませんが、ただここまで20年度の予算編成あるいは21年度の予算編成に向けて厳しい状況にあるのだというアナウンス効果が名寄市が期待しているほど市民に対して共有ができているというふうにお考えですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 名寄市の財政にとりましても、これまでも決して豊かであった歴史は持っておりませんで、ずっと脆弱な財政運営の中で何とかやりくりをして進めてまいりました。年度、年度を見ますと、総体的には決して赤字を出さないと、こういうことで進めておりますので、市民の皆さんに今の財政状況を説明させていただいてもなかなか切迫感がないといえますか、そうした

ことも一つあるかと思いますが、正確な情報をお知らせをして現行の財政状況を知っていただいて、今後の行財政運営にぜひ市民の皆さんも一緒に手を携えて進んでいただければと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 中尾副市長の財政に対する市民への理解度がいまいち伝わっていないような危惧があるというお話ではございますが、せっかく島市長が市政執行方針の中で名寄市の財政が極めて危機的状況にあるのだよというアナウンスされているのですが、ただ逆に私は考え方によっては市民の皆さんに名寄市の財政のあり方について積極的に見直していただく、あるいは市民参加をねらう絶好の機会ではないかなというふうに考えます。先ほど中尾副市長のほうから市民の財政への切迫感がないというお話ですが、逆に私もそう思います。皆さんがお考えになっている、いわゆる財政用語の中で財政錯覚という言葉があるのですけれども、財政錯覚をどうにも市民の皆さんから払拭していく上で、私は市民の皆さんに財政に対する認識を深めていただく上で、財政のワークショップを市が音頭をとって開催していったらどうかというふうに考えています。例えばどうということなのだというと、やっているところはやっているようです。札幌でも札幌の財布を考える会だとか、そういった市が窓口になって札幌市の財政について市民レベルで加わっていただけて理解を深めていただこうと。さきも何かごみの有料化だとか、そういうことについても随分市民の参画が、活発な論議が行われたようですが、財政ワークショップの開設についていかがお考えですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 今お尋ねをいただいた部分にあらかじめ今回の実施本部の立ち上げについても少し説明をさせていただきたいと思うのですが、実は名寄市では19年2月に新しい行財政

改革推進計画を立てまして、歳入の確保、あるいは効果的な歳出の実行などと72項目にわたる個別項目を設定をして取り組んでまいりました。歳入環境が計画を立てた当初どおりに推移をいたしますと、十分な改革効果が発揮できたと、こういうふうに考えておりましたが、少子高齢化、あるいはなかなか上昇に転じない経済などの影響がございまして、特に市税、地方交付税を中心に歳入環境が悪化しております。一方で、議員御指摘のとおりこれまで歳入歳出の調整弁役を果たしてまいりました財政調整基金も御案内のとおり大変厳しい状況になっておりまして、財政運営の原点に返ってその年度の支出はその年度の収入で賄うと、こういうことを原則に、どうすればその原則が実行できるのか、このことを主眼に今回3つの部会を立ち上げて市長を本部長とする実施本部を立ち上げたということでございます。19年2月につくり上げた行財政改革推進計画をあくまでもベースとして、これをより充実、強化をしてスピードアップを図って、ぜひ財政改革を進めたいということで取り組んでいるところでございます。

それから、お尋ねの札幌市のさっぽろの「おサイフ」を知る会、こういうことで活動されていると伺っておりまして、ちょっと札幌のほうにも電話をさせていただいて情報を得たところでございますけれども、札幌市役所とは別途の組織ということで、市民の皆さんが札幌市のかまどを知りたいと、こういうことで自主的に勉強会をつくられて、札幌市の情報公開に基づくデータを入手して分析をされている。できれば私どもも名寄市におきましても市民の皆さんのこうした公式の委員会なり市民委員会ではなくて自主的な団体でぜひ名寄市のかまど状況もお調べいただけて、さらには御意見、御提言等をいただければ大変ありがたいと、こういうことも期待をしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 御丁寧な答弁をいただ

いているのですが、先ほど私の言葉の中で財政錯覚という言葉を使ったのですが、財政錯覚というのが非常に市民の皆さんで行政サービスとの兼ね合いがあるのですけれども、行政サービス、必要なサービスを受ける。あるいは、過剰なサービス、行政サービスを期待する。こういった部分的な非常に微妙な言い回しで言葉が足りないと誤解を受けかねないのですが、必要最小限の行政サービスという言葉でシビルミニマムというのがあるのですけれども、この最小限の行政サービスを受けるための負担していく、市民として負担すべき内容として書いたものがあるのですが、ちょっと読ませていただきますと、行政サービスを受けるという受益と税や使用料、手数料などを支払う負担の相関関係、これはもう少しわかりやすく言いますと、行政サービスを安価に受けられるものではなくて、またただで得られるものではないと。こういった受益と負担、あるいは過大な行政サービスを今申し上げたような安価に、あるいはただで受けられるものではないという、そういった認識を深めていただく上でも先ほど副市長のほうからお話ありましたが、予算の見直し、抜本的に改革をしていくということであれば、既に施策の中で市民の関与、総合計画策定委員、あるいは実施状況を見守っていく市民委員会、あるいは事務事業の結果について市民が行う外部評価、こういうふうに政策の形成から完了までの間に多くの市民が関与することになってきている名寄市において、政策財務を構築していくためにも市民の予算編成の過程の中でこうした財政に対する錯誤、そういったものを払拭していくための機会を市民の自発的な動きに頼るだけではなく、市のほうからも積極的な働きかけが必要だと私は思うのですが、ちょっとくどいようで大変申しわけありません。その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 市の財政状況に対する市民の皆さんとの共通認識というのは必要なこと

というふうに承知をしております、ぜひ総合計画の推進の市民委員会の皆さん、あるいは別途市民の皆さんとそれぞれお話をする機会、例えばまちづくり懇談会等、そういった機会もとらえまして、現状名寄市の財政状況をぜひ市民の皆さんにもお知らせをしていきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それでは、人事行政についてお伺いをしていきます。

先ほどいただいた答弁にもございましたけれども、確かに名寄市の人事行政の状況については広報なよろで、12月に発行された広報なよろの4ページ、5ページの見開きの中でそれぞれ大まかに8項目にわたって掲載をされておりました。ただ、広報なよろには紙面の紙幅の都合もあるのでしょうか、12月を参考にさせていただくと例えば職員の任免及び職員数に関する状況では部門別職員数の状況が対前年比で掲載されておりました。ただ、残念だなと思いましたのは、市職員の年齢別による構成表もあわせて整備されていけば、これから後段で質問をさせていただく特定年代層の大量退職と言うとちょっと語弊がありますけれども、関連していくのですけれども、適正な行政運営を執行していくためには年齢に応じた知識と技術あるいは経験、そうした場を積んだ職員の構成がバランスよく配置されているのが不可欠というふうに考えるのですが、こういった少しアイデアをというか、必要最小限の情報だけを公開するのではなしに名寄のオリジナリティーというか、そういうものを含んだ情報の公開というものはお考えではないでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 人事行政の運営に関する公表につきましては、条例で項目をうたって、8項目ほどについてそれぞれ公表をさせていただいております。確かに議員の御指摘のとおり、広報であるとか、そういった部分ですとやはり紙面の都合ということもございしますが、今インターネ

ットでも流しておりますし、もう一つは公表の方法として閲覧所を設けて閲覧をいただくという、こういう規定もございます。例えば広報をごらんいただいて、あるいはインターネットで見ただいて、より詳細な内容について調べてみたい、知りたいという方につきましては、閲覧所のほうにより詳細なものをセットしてごらんいただくということでぜひ対応してみたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） これから準備を進めていくというお話でございます。では、あわせてお話のあった8項目以外に国家公務員との給与比較が容易になるラスパイレスの指数だとか、あるいはあわせて職員1人当たりの住民人口、そういった数値もあわせて掲載をしていただければ、名寄市における職員の皆さんの人事の状況というのが把握していけるかなと思うのですが、ちょっと1点だけではないのですが、確認をさせていただきたいというのがあります。確かに名寄市のホームページのほうでは、総務の項目、ここを探すのがなかなか大変なのですが、リンクをしているようですが、ただ残念なのは総務省から入って行って北海道のホームページサーフィンしていくと、なぜか全道180市町村、全道30市の中で名寄市とM市だけが人事の行政情報がリンクされていないのです。張られていないのです。これは、何か技術的な問題があるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 申しわけありませんが、その辺ちょっと承知をしておりますので、後ほど調べて議員のほうにお知らせをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 人事行政に絡めて範疇が広いというふうに御指摘を受けるかもしれませんが、先ほどちょっと申し上げたところで、人事行政にかかわる質問として、今後3年間にわたって多くの職員の方が大量退職という言葉を使いま

したけれども、明春から向こう3年間にわたって定年退職が見込まれている役職別の職員の数というのとはとらまえておられるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいまの御質問につきましても具体的な数字は押さえてございませんけれども、来年3月、あるいはさらに再来年の3月に退職を予定している者は部長職、次長職の大多数と、こういうふうに認識をしております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 私のほうでお教えいただいた中で、向こう3年間で約60人、うち部課長の幹部職員が約39名、約40名ですか、ちょっと差異があるかもしれませんが、こういった大量におやめになられるというふうに聞いております。いわゆる団塊の世代と呼ばれている人たちだろうと思いますが、団塊の世代という約40名近い部課長職の職員の皆さんが大量におやめになるということで、後を引き継ぐ職員との間で行財政事務事業の執務あるいは執行、業務の継承、こういったものにはいささかの支障も生じることはないのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 1つには、現在の職員が合併時の部分をほぼ引き継いでおりまして、御承知のとおり合併前は別の自治体ということで行政展開をしていたわけですから、それぞれの分野に職員が張りつきをしております、合併当座はおおむね2割ぐらいは他の類似団体の自治体と比べても職員数は多いと、こういうふうに認識はしております。あわせて管理職についてもそれぞれの双方の自治体で管理職を配置をしておりましたので、この部分についてもやはり類似団体と比べても多いと。この部分につきましては、合併後5年の間で定員管理を進めていくということで計画を持っておりまして、とりわけ団塊の世代の退職につきましては定数の上では織り込み済みと、こういうふうに認識をしておりますけれども、先

ほどもお話ししたとおり来年あるいは再来年、部長職、次長職の多くが退職をすると、こういうことでございますので、組織としては大変大きな転換期を迎えると、こういうふうを考えております。一時期少なからず影響が出ると、こういうことは考えておりますけれども、また新しい力による新生名寄市を築いていくと、こういう期待も強くございます。1つは、年齢構成をバランスをとらないと中長期的な行政運営というのはなかなか難しい面がございますので、今後の退職に伴う職員の採用についてもこうしたバランスを考えながらぜひ取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 中尾副市長も5月の末で退任をされた今副市長の後を継いで、新しく副市長として今この議場にいらっしゃいますが、そうした年齢の断層を危惧された今副市長が任期を半ばにして退任をされたということでございましたが、向こう3年間で大量に市の幹部職員の皆さんが退職をされるということでありまして、最初の質問に戻って名寄市の人事行政をさらにより公正で透明なものにするために、こうした大量に退職される幹部職員の皆さんの退職後の再就職状況を名寄市の人事行政の情報の中で公表していくお考えはありませんか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 現在市の職員を退職して、制度としては再任用という制度を持っておりますけれども、全体的な定数管理をする上で現実に運用は不可能というふうに考えておまして、職員が退職をして市に残るとすれば非常勤職員とか、そういう立場で残るということでありますから、数をお知らせするとか、そういう情報公開はできようかと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ちょっと私も質問の言葉が足りなかったのかもしれませんが、いわゆる市の出資団体や補助金の交付団体への再就職、これ

についてはかねてから市民の皆さんでも市民の間のお話があるという中で、もう少し透明性を深めるためにもこれから向こう3年間大量に退職をされる幹部職員の皆さんの再就職先の公表、あるいは退職前の職種に関係する事業所や団体への再就職、こういったものを公表することであらぬ誤解を解いていくためにも幹部職員退職後の再就職状況の公表についてお考えはいかがですかということをお聞きしました。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） いわゆる国でいう天下りの再就職はということでの御質問と受けとめさせていただきましたけれども、名寄市におきましてそうしたお話をして就職をいただくというケースはございません。実際に結果として市の退職者が就職をしている場合はございますけれども、それらにつきましては市の長年の行政経験を生かして、いい方がいるかどうかという照会はいただきます。こういう人間がこの年度に退職をしますと、5人なり10人いますと、そういうお知らせはしますけれども、それは先方さんの採用の試験なりなんなりで結果として就職したということでございまして、ですから特に市のほうでどこに退職者がどうしたというお知らせをすることは今後ないと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時01分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健全なまちづくりのために外1件を、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

1点目、健全なまちづくりのために、小項目の1、自治体財政健全化法について。新しい自治体健全化法により、平成20年度決算から財政再生団体に移行する新基準が適用されます。北海道新聞社が本年1月下旬から2月上旬にかけて全道180市町村長に対して調査票を郵送する形で実施されたところでございます。その結果、約6割が妥当、3割が厳しいとの回答をしております。名寄市としては、どのような回答であったのかをお尋ねをしたいと思います。

小項目2の地方分権改革推進委員会の勧告をどう受けとめたか。政府の地方分権改革推進委員会は、5月28日、国から地方への権限移譲に関する第1次勧告を示されたところでございます。主なものにつきましては、直轄国道と1級河川の権限の一部を都道府県に移譲、2つ目は全国一律基準の福祉施設や公営住宅整備基準を弾力化、3つ目は都道府県の359の権限を市町村に移譲となっておりますが、名寄市としてどう受けとめたかをお示し願いたいと思います。

2点目の行財政改革について、小項目1の名寄市行財政改革推進本部を新たに立ち上げた目的について。市では、平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定し、それに基づいて行財政改革に取り組んでおりますが、行財政改革は行政に課せられた永遠の課題であり、単に経費の削減を目的とするものではなく、今後のまちづくりの方向性を見きわめながら、新名寄市が名実ともに北北海道の中核都市としてさらなる発展をしていかなければならないと思うところでございます。本年4月に市長を本部長とする名寄市行財政改革推進本部を立ち上げました。そこで、行財政改革推進計画を策定し、推進しているにもかかわらず、推進本部を立ち上げた目的をお伺いいたします。このことにつきましては、佐藤靖議員と多少ダブるかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

小項目の2番目、補助金、使用料、手数料の見

直しについて。受益者負担に対しまして、見直しという市民が負担が多くなるのだなという声もあります。このことについて市民にどう周知し、理解を求めようとされるのかもお尋ねをいたします。また、名寄地区、風連地区で一本化されていないものがありますが、今後どう対応されようとするのかをお尋ねをいたします。

小項目3の組織のスリム化について。今年度以降、いわゆる団塊の世代の定年退職者が多数出るとお聞きをしております。旧風連町、旧名寄市合併協議時における退職者数の六、七割の補充とのことであったが、それで現行業務を維持していけるかどうかをお尋ねいたします。また、新生名寄市にあっても、旧風連町では大課制を導入されていたが、スリム化の一つの手法として今後どのような検討をするのかをお尋ねいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま田中議員から大きな項目で2点にわたり御質問いただきました。それぞれ私からお答えをさせていただきます。

初めに、自治体財政健全化法について、北海道新聞社が実施したアンケート調査にかかわってのお尋ねがありました。1月21日付で北海道新聞社が実施した道内自治体財政状況に関する市町村長アンケートの結果については、3月13日付の北海道新聞に掲載されたとおりでございます。名寄市では、現在の財政状況はの問いについてはどちらかといえば悪いと。財政状況の将来、5年後の財政見通しはの問いには、現状と変わらない。財政健全化法と財政再生基準、早期健全化基準の評価はの問いには、妥当であると。将来財政再建団体となる可能性はでは、当面財政再生団体になる心配はないと。将来早期健全化団体になる可能性はの問いについては、当面早期健全化団体になる心配はないとそれぞれ回答をしたところであります。

次に、地方分権改革推進委員会の第1次勧告に

ついてもお尋ねをいただきました。地方分権改革推進委員会は、平成19年5月28日に公表をした地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方において、地方が主役の国づくりを標語に掲げ、地方自治体を地方政府に高めていくことを地方分権改革の究極の目標に設定をいたしました。そして、地方分権改革推進のための基本原則の筆頭に基礎自治体優先の原則を掲げました。その後11月16日に中間的な取りまとめが公表され、1つは個別の行政分野、事務事業の抜本的な見直し検討、2つは法制的な仕組みの見直し等、3つは税財政、4つは分権型社会への転換に向けた行政体制の4項目に集約整理をされております。今回の第1次勧告は、みずから定立したこの基本原則に従い、主として基礎自治体である市町村の自治権の拡充を図る諸方策について勧告したものであります。勧告の内容は、全5章で構成をされ、第1章では国と地方の役割分担の基本的な考え方として、地方が主役の国づくりに向けた今次分権改革の理念と課題、国と地方の役割分担、広域自治体と基礎自治体の役割分担、第2章では重点行政分野の抜本的見直しとして、くらしづくり分野関係、まちづくり分野関係、第3章では基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大として、基礎自治体への権限移譲の推進、補助対象財産の財産処分の弾力化、第4章では現下の重要2課題として、道路特定財源の一般財源化について、消費者行政の一元化について、第5章では第2次勧告に向けた検討課題として、国の出先機関の改革の基本方向と法制的な仕組みの横断的な見直し等をうたっております。特に第3章の基礎自治体への権限移譲の推進では、宅地開発や商業施設等の開発行為の許可など、359の事務権限を都道府県から市町村への移譲が予定されておりますが、既に平成12年施行の地方分権一括法によって地方自治法に都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度が創設をされ、これにより移譲されて

いる市町村の事務は増加しておりますので、今後都道府県及び市町村関係者からの財源問題も絡んださまざまな意見が出されると思われまます。権限移譲に当たっては、今後勧告に沿った事務整理が進められ、地方自治体に周知されることとなります。当市では、分権改革の趣旨を踏まえ、市民の目線に立って推進してまいります。これらに伴う事務量増加による必要な財源や人的支援がなければ対応することが難しいと思われまますので、今後さらに行政能力の向上に努めるとともに、地方六団体が出している改革に関する決議の推移にも注視をしていきたいと考えております。

次に、行財政改革についてお尋ねがありました。過疎化、少子高齢化の進行、市税や地方交付税の減少など地方自治体を取り巻く環境は一段と厳しくなっております。名寄市では、平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定し、行財政改革に取り組んでいるところであります。この推進計画を検証し、見直しを行い、持続的に発展していくことのできる強固な財政基盤をつくり上げていかなければ、今後の財政運営に大きな支障が出てくるものと考えております。財政調整基金の減少という厳しい状況を受け、よりスピード感を持って行財政改革に取り組むために市長を本部長とする名寄市行財政改革推進実施本部を設置をいたしました。この実施本部では、3つの部会を設けて組織のスリム化、使用料、手数料及び負担金、補助金の見直し、公共施設のあり方等、今までの既得権や既成概念にとらわれないで、すべての事業について見直しを実施してまいります。

次に、補助金、使用料、手数料の見直しについてであります。市民の皆さんへの周知につきましては、補助金については交付団体の理解をいただくためにすべての団体に対して行財政改革に基づき見直しの作業を進めていることをお知らせをさせていただきました。使用料、手数料については、現在各課で受益と負担の考え方にに基づき、利用団体などの意見を伺いながら見直しの評価調書

を作成をしております。補助金、負担金、使用料、手数料など全体の見直し案が固まった段階で、総合計画推進市民委員会にお示しをして御意見をいただきたいと考えております。名寄地区と風連地区で一元化されていないものにつきましては、平成20年度の予算査定の中で事業ごとに、1つには平成20年度から統合するもの、いま一つは二、三年の時間をかけて統合するもの、さらにもう一つは制度が大きく異なることからより時間をかけて統合をするものに区分をして一元化を図ることといたしました。この方針に基づいて今後一元化を進めてまいります。

行政のスリム化につきましては、現在名寄市行政改革推進実施本部の組織・機構等検討部会で事務事業の見直し、機構の改編、統廃合の検討を進め、それらに伴う職員の適正な配置を進めてまいります。現在職員の年齢構成において不均衡が見られます。作業に当たっては、こうしたことも念頭に置きながら定員の適正化、財政の健全化等も十分考慮し、住民サービスに低下を招くことのないように組織機構の見直しを行ってまいりたいと考えております。旧名寄市では、平成8年から13年度にかけて一部の課においてスタッフ制を実施いたしましたし、旧風連町では平成16年から17年まで大課制によるスタッフ制を実施した経緯があります。業務がより専門化し、説明責任が強く求められる時代の中で、どのような組織体制が市民のニーズに最もこたえることができるか、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） それぞれ答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、財政健全化法で示されております4つの指標、1つ目は実質赤字比率、2点目は連結実質赤字比率、3点目の実質公債費比率、4点目の将来負担比率という4つの指標が示されております

けれども、この中で先ほど副市長の答弁で現況の中では財政的には余り楽な状態ではないという市としての回答を出したということで、このうち4つの指標の中で今後一番心配される部分というのはどの部分かをお聞きをしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 健全化の判断指標として、今御指摘のとおり4つの指標がございます。ちなみに、実質赤字比率は再生団体の基準が20%、その前段としての早期健全化団体の基準が11.25から15%、名寄市におきましては赤字はございません。それから、連結実質赤字比率につきましては再生団体が30%、早期健全化団体が16.25から25%、これにつきましても名寄市は赤字が出ておりませんので、比率はございません。それから、実質公債費比率は再生団体が35%、早期健全化団体が25%、名寄市は公債費比率の適正化計画を推進をしております18.8%、将来負担比率につきましては早期健全化団体で350%ということですが、名寄市におきましては171%、こうした指数になっておりまして、いずれも指数的には当面心配はないもの、こういうふうに判断しております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 当分の間は、再生団体に移行はないだろうという判断というふうを受けとめてもよろしいかと思っておりますけれども、これはあくまでも指数的な判断でありまして、現実的にどういう事態が起きるといいますか、そういうことも想定して、そういう中で財政健全化に向けては十分に努力していただきたいと、このように思います。

続きまして、分権関係のほうでございませけれども、先ほど冒頭申し上げました道の359の権限のうち、市町村に移行されるということで、その中、例えば環境とか都市計画とか、そういう専門的な分野があろうかと思っております。その中でこの環境とか都市計画というのは特異な行政ポジショ

ンかなというふうに私なりに思うわけですが、その中でその分野に専門的な職員を採用しなければならないということも想定されるかなと思いますけれども、そこの辺の考え方をお示してください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 御案内のとおり、第1次分権改革が国から都道府県への権限移譲、第2次分権改革、このたびの改革は都道府県から市町村への権限移譲、特に基礎的自治体を市に想定をしての権限移譲でありますけれども、権限移譲とワンセットで財源も伴わない限りは業務はなかなか進んでいかないわけでありまして、とりわけ一方では地方の組織をスリム化をするという、こういう方針のもとに進めているわけですから、やはり先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたけれども、地方六団体が求めている財源もしっかりと伴った権限移譲ということがなされない限りは、専門職員を配置しての新たな事務事業の展開というのは現時点では考えづらいと、このように理解しております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） ということは、財源が伴えばそれなりの対応をしなければならないという押さえでよろしいですね。

続きまして、実はこれも5月29日の北海道新聞に記載をされているわけですが、隣町の美深町でことしの4月に幼稚園と保育所を統合し、認定こども園を開設いたしました。その中で担当がこういうふうにコメントしております。1つの施設なのに2つの省庁に相談する必要があり、手続が大変だったと振り返る。いわゆる幼稚園というのは文部科学省、保育所が厚生労働省といったことで、その中で2つの組織と対応しなければならなかったということで大変なことで、この勧告が勧告どおりになれば、いわゆる認定こども園が増加するだろうというコメントも残しております。それと、もう一点、網走管内の人間ばん馬で有名

になりました置戸町が国の補助金で宿泊施設を建設したが、利用者減で指定管理者が撤退してしまったといったことで、現在は休止状態、冬は月70万円の維持費がかかると。廃止すると2,500万円の補助金返還を求められると。再開を目指してはいるが、不可能な場合は補助金返済が厳しく、勧告どおりになれば助かるというふうにコメントをしております。それらも踏まえて現在勧告をされた部分の中で、いわゆる一番名寄市民のための分野というのはどこら辺というふうに押さえておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） とりわけこの分野がということの押さえはしておりませんが、現在地方が主役のまちづくりと申しますか、そういう行政展開を全体的な目標としているわけですが、当然それについては名寄市もしっかりとこたえていきたいと思っております。ただ、現在進めております分権にかかわる勧告がお話のありましたように例えば認定こども園でも幼児教育という文部科学省の分野と保育という厚生労働省の所管ということで、なかなか相入れない部分があります。ですから、勧告に基づいていかに中央の省庁のほうが省域を離れてきちっと分権改革のための下地をつくっていくと、こういうことが連動しないとなかなか現実には機能が難しいのかなと、こんなふうな思いをしております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） この分権の関係で最後の質問になりますけれども、いわゆる事務事業等々の職員の意識改革を分権推進とどうリンクさせて進めるのか、特に職員研修については多様な行政需要にしっかり対応していただきたいと同時に、職員、地域、市民とどう役割分担をされるのか、この点について分権最後の質問としてお尋ねをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 平成12年に地方分権

一括法が施行されまして、以降第1次分権改革、このたびの第2次分権改革と進んできておりました、それぞれ職員にとりましては各担当する分野で現実の問題として出てきておりますので、職員については十分承知をしていると私自身は認識しております。さらに、共通の理解のもとに市民が主役のまちづくりがやはり地方分権の柱でありますので、この辺につきましても市民の皆さんとしっかりと相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 続きまして、行財政改革のほうで再度質問させていただきますけれども、冒頭申し上げましたように昨年の2月に推進計画をつくり、今回4月に推進本部を立ち上げた、その時々背景の違いがあるのかどうかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 先ほどの議員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、旧市町が合併をして今後の財政展望を図る上で平成19年2月に行財政改革推進計画を立ち上げまして、72の項目にわたってこれまで取り組みを進めてまいりました。残念ながら、当初見込んだ収入が特に市税と地方交付税におきましてやはり少子高齢化の影響がポディーブローのように出てまいりました。さらに、経済も中央のほうでは既に回復をしたという話もありますけれども、地方においてそうした実感がなく経済の停滞が大きく歳入環境に悪い影響を及ぼしておりまして、なかなか当初見込んだ推移では進んでいないと。この4月に財政課のほうであらあらの収支見通しを出しましたがけれども、やはり来年度以降3億円なり一定の収支の見合わない部分が出てくる。ぜひこの部分についてはより強化したよりスピーディーな改革を進めなければ、この先の将来展望がつかめないと。こうしたことでの取り組みということで、前回19年2月に立ち上げたときと現在の実施本

部立ち上げの背景はこういうことであろうと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 今の答弁をお聞きしておりますと、やはり計画というのはこれはある程度の期間をとということだというふうに理解をしますし、今の答弁ではその背景の違いというのは早急に取り組まなければならないのだという押さえでよろしいのですね。

それでは次に、補助金、それから手数料、使用料、負担金の問題ですけれども、先ほどどなたかの答弁でも、同じことになりますので、私のほうから重複を避けたいと思っておりますけれども、要望であります。いろいろ補助金であれば出している団体等にこういうふうに議論をしているよということを知らせていると。そういったことで周知をするということでございますけれども、ちょっと乱暴な言い方をすれば、決まる、決定する前にでも、中間的なときでも今こういう議論をしていますといったことを各種団体でなくても、一般市民に向けてでももう本当に手を抜かずに随時きちっと情報公開するというか、開示するとか、知らせると。いろんな手法はありますけれども、そういったことで対応していただければやっぱりなかなか市民の理解というのは得られないだろうと私は思いますので、このことにつきましては要望としてお願いをいたしたいと、このように思います。

続きまして、スリム化の問題でございますけれども、現在職員の年齢層という、いわゆる50代、40代、30代、20代という形になるのかなと思っておりますけれども、どういった割合なのかわかればお知らせ願いたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 年齢別の職員数ということでお尋ねをいただきました。一般行政職に限りますと、56歳から60歳、これが93人、51歳から55歳まで81人、46歳から50歳までが54人、41歳から45歳までが22人、3

6歳から40歳までが52人、31歳から35歳までが63人、26歳から30歳までが38人、21歳から25歳までが15人、21歳未満が3人、合わせて421人ということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） こう見ますと、いわゆる団塊の世代はかなりおられるというのと、40代がかなり少ないということは、今現在50代が定年退職をした後のことが多少機構改革の部分から見ますと一瞬不安になるのかなということと、もう一点、定年退職者というのはこれは計算できますよね。ところが、早期退職者がここ何年間かなり目立つといいますか、これは人事関係のほうは想定できないことだろうと思いますけれども、そこら辺受けとめ方というか、どのように考えておられるのかお聞きをいたしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） お話しのとおり、定年退職者は年齢を見ればわかるわけですから、計画的な補充人事というのできるわけですが、途中で退職される方、特に健康を害することなく、より自分のしたいことがあって職員の身分を離れて別のほうに熱中をして進んでいく、こういうケースもありますけれども、昨今多いのがやはり心身を病んで仕事に続けていくことができないと、こういう職員が出てきております。これらにつきましては、現在メンタルヘルスの部会を組織をしまして、なかなか一朝一夕で解決できるという問題ではございませんで、家庭の問題であるとか、あるいは職場の問題であるとか、もろもろのものが要因としてなるわけですが、できるだけ浅いうちといたしますか、軽いうちに職場あるいは家族とも相談をしながらフォローしていくと。決して重篤な状況に陥らない、こういうことが最善の方策と考えておまして、しっかりとこういう対応をして、意欲あって勤めている職場を健康を害して離れることのないような対応を進めてまいりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） また話はもとに戻りますけれども、いずれにしても先ほどの答弁にもありましたように部課長クラスが要は大量に何年か間に、短期間に退職してしまうと。今の40代の年代の方々が、いわゆる管理職クラスに上がってくるといいますか、そういった中で年齢層もかなりの不均衡といたしますか、それが見えるわけですが、これらを踏まえて今後の職員研修といたしますか、私はそういうことを実施すべきだと。今もやっちはいるのでしようけれども、それ以上に先ほどの分権の問題につきましてもやはりある程度事務能力を高めるといたしますか、そういったものにつきましてもこれ一番大切なことだと思いますけれども、もう計画的にきちっと実施すべきだと思いますけれども、そこら辺はどういうふうに考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） お話しのよう、職員研修につきましてはそれぞれ専門研修がございまして、札幌あるいは東京に派遣をして研修をするということも当然今後まだ進めてまいりますけれども、今後の行政展開は地域自治と申しますか、地域に住まいをする市民の皆さんがやはり主役の行政展開ということになってまいりますので、ぜひ職員にも地域にあっての活動も含めたことを通じて、市民の皆さんのニーズを的確に把握をして、どこに市民の願いがあるのかと、こういったことも正確に把握をする中で、さらに行政に反映をさせると。そうしたスキルアップも含めて今後進めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 先ほど大課制の問題、このことにちょっと触れましたけれども、答弁のとおり平成16年ですか、合併の2年ほど前だったと思うのですが、風連町でスリム化といえますか、専門のスタッフ制というような形で大課制をとったわけですが、機能しなかった

という評価をいただいたわけですがけれども、私はこれはその自治体、自治体に合ったもので、極端に言えば職員を減らせばいいとか、別にそういうことを申し上げているのではなく、その中でより効率的な、たとえば大課制にしようが、どういうふうにしようが、より市民のためのサービス低下につながらないようになればどういう制度でもよろしいと思ったので、たまたま旧風連町で行った大課制を検討するわけではないのかというふうにお聞きをしたまでですから、これからもスリム化とか機構改革とか、そういったものについては本当にもうこれは行政の永遠の課題だと思いますので、随時そういう検討もいろいろ加えていただきたい、このように思っておりますので、再度答弁お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 先ほど私のほうでお話しさせていただいたのは、名寄市ではこういう経験を持っていますと、旧風連町ではこういう制度を持ったことがありますという経緯をお話はさせていただきましたけれども、決して大課制が機能しなかったとか、そういうお答えはしたつもりはございませんので、もし誤解があれば訂正をさせていただきますと思います。

一般論としまして、大課制というのは所属する職員に業務面での温度差があると申しますか、一生懸命する人はするけれども、そうでない方もやはり出てくるといふ弊害もあろうかと思えます。現在名寄がっておりますのが部長に部内の人事をゆだねまして、それぞれ同じ部の中でも時期によっては忙しいところと忙しくないところ、それは当然業務内容で出てまいりますので、その中で柔軟な対応をするということで、いわば議員がお話をされているような一種の大課制的な要素も持った人事配置をしております、こうしたことも含めて、あるいはスタッフ制、さらには今お話しになっております大課制もそれぞれメリット、デメリットあるわけですから、今後どうした体制

を築くことが一番市民のニーズにこたえられる体制なのか、ぜひ検討してまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 最後の質問にさせていただきますけれども、現在北海道において支庁制度改革案が今道議会に提案されております。知事の正式表明を受けて、道市長会など地方四団体では急遽極めて遺憾とする共同声明を発表されたことは御案内のとおりでございます。その原案では、市町村に対する補助金交付事務など大幅に総合振興局に集約との考え方があるようですが、我が名寄市が進められている行政改革に多少なりとも影響が出るのかどうか。一部には、再編により地方の衰退との声もあるようでございます。そこで、分権との関連もありますので、最後に市長としての考え方について島市長にお尋ねをしたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 北海道の支庁制度の改革につきましては、かれこれ8年間内部協議等も含めて時間を費やして今回の提案につながっているというふうには認識をしております。北海道市長会に対しましても意見が求められまして、私どもも市長会の中で議論をして知事に申し入れをしたという経過がございます。2年前ぐらいまでは、支庁制度については14支庁という決めがもう既に相当長期にわたって運用されておりました、その中では道路事情ですとか、あるいは産業形態、情報通信、いろんな条件が変化してきている中では、もっと地域の振興に力を発揮できるような再編というお話がありました。北海道の長期振興計画の中では、北海道を6つに分けた振興計画というのが何年間か続いておりましたから、私どもも行く行くは14支庁が6つに再編されると、このような認識を持っておりました。名寄を取り巻くこの辺の状況では、上川支庁、留萌支庁、宗

谷支庁が1つになって道北圏という経済圏をつくっておいりましたから、そのようなくくりになるものと、こういうふうに受けとめておいりましたけれども、しかし現実各論に入りますとそのような状況から具体的なお話が出てまいりまして、現在原案として出されておりますのは9つの総合振興局と5つの振興局と、こういうふうに線引きは分かれたわけでありまして、当初の6つから状況が変化したことによって、またそれぞれの総合振興局に区分がならなかったところが不満を残したと、こういうことであります。北海道全体でも市町村は合併等での行政改革に汗を流した現実があるわけですが、北海道もしっかりと取り組むべしという総論では市長会も町村長会も同様の意見でございましたけれども、しかし今、1つは地方分権推進の第1次勧告が出てきておりまして、あわせて地方制度調査会が道州制の議論をしていると。そういうことも含めて、今14支庁を9つの総合振興局と5つの振興局に分けるのがタイムリーなのかどうなのかと、このことが非常に市長会の中でも議論になったところでもあります。国の道州制の推移を北海道と沖縄は道州制がどのような形になっても区域の変更はないと、こういうふうに言われておりますけれども、そのような国の制度設計というものも見きわめて北海道の支庁制度もしっかりとやるべきではないかと、こういうことが市長会の意見でございましたけれども、知事から北海道市長会長に昨日申し入れのお話があった中では、現在まとめている案で道議会の審議を受けたいと、こういうような状況でございます。

私は、この支庁制度の状況が変わることで名寄市に大きな変化はないと思っておりますが、総合振興局は従来の支庁の機能を持つけれども、単なる振興局という名称になるところは管理部門、企画部門等についてはスリム化をすると、こういうふうに言われておりますから、例えば支庁の名前が総合のつかない振興局になるところは一定の職員数が引き揚げられるということになるかと思

います。そのことがまた反対の理由でもあらうと思います。私どもは、北海道の今回の分権で業務が市町村に三百五十数件ということで、全部が該当するわけではありませんが、移譲されるときには財源もつけた移譲をしていただかないと、仕事だけ回されるということでは困るということは基本的に今までも申し上げておりますように今回も申し上げてきておりますが、国の発想の中では小規模の自治体で受け皿がないところは広域連合のような形で受け皿をつくっていくような誘導策というものもまた議論されておりますから、秋の2次勧告でしょうか、この中でそのような構想がかなり固まってくるのではないかと、こんなふうに受けとめるところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

子供と向き合う時間の確保を外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名を受けましたので、通告に従いまして、質問をしてまいりたいというふうに思います。

まず初めに、子供と向き合う時間の確保をということで質問いたしてまいります。教員の不足と忙しさは、全国の公立小学校と中学校に共通しております。教師は、保護者の要求や事務作業やクラブ活動の担当に追われ、余りの忙しさに体を壊してしまう、またうつ病になるという事例も少なくありません。文部科学省は、このように教育関係を改善し、公立高校の教師が子供と向き合う時間の確保をするために2008年度公立小中学校の教職員をふやすとともに、小学校を中心とした7,000人の非常勤講師を配置する計画です。さらに、今自分の仕事を持ちながら、学校で先生として授業を行っている特別非常勤講師の経験を生かした授業が非常に人気で、小学校での活用件数も増加しております。幅広い経験やすぐれた知識、技術を持つ社会人を教育現場で活用することは、学校の多様化、活性化を目指す上で非常に重要で

す。幅広い経験やすぐれた知識、技術を持った社会人を学校教育の特別非常勤講師として導入することについて、理事者の御見解をお願いいたします。

本年度より各市町村が退職教員や経験豊かな社会人等を学校に非常勤講師として配置する外部人材活用を推進するため、退職教員等外部人材活用事業がスタートいたしました。教員の給与と同様、報酬の3分の1を国庫負担する新事業であります。財政の厳しい中で独自にやりくりしている市町村の自治体にとっては、非常にありがたい制度であります。具体的な取り組みとして、習熟度別少人数指導の充実、小学校高学年における専門教育の充実、小学校1年プロブレム、不登校への対応、特別支援学校のセンター的機能の充実などに力を入れ、教師が子供と向き合う時間の充実を図るといった目的であります。退職教員等外部人材活用事業の活用についての理事者の御見解をお願いいたします。

続きまして、大きい項目の2つ目、幼小、小中連携教育の推進についてお尋ねいたします。名寄市小中学校適正配置検討委員会は、適正規模、適正配置の報告があり、内容は市街地域における学校規模について小中学校とも1学級20人から30人、12学級、児童生徒360人程度が望ましいとの基本方針を出されました。名寄市教育目標を基本として、20年、30年先を見据えた長期的な展望に至った適正配置の策定を進めておられます。名寄市小中学校適正配置検討委員会に適正配置の報告があり、その決定事項として策定報告がありましたが、今後について理事者の御見解をお願いいたします。

名寄市の学校も老朽化が進む中、国より地震対策などの計画が出されてきております。耐震化事業優先度調査の結果、耐震化診断の実施すべき優先順位について目安が出た段階であると思われませんが、学校配置のあり方と老朽施設の改築、改造事業や耐震化事業を計画的に進めていかなくて

はならないと思っております。耐震化事業優先順位調査の結果と耐震化診断の実施すべき優先順位と学校の建築年数と施設整備と適正配置とをどのように進めていくのか、理事者の御見解をお願いいたします。

幼稚園、保育所から小学校、小学校から中学校へ進級するため、環境や人間関係に悩み、打ち解けられない児童が出てきております。乳幼児における就学前の教育と小学校における学校教育との連携を図り、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図り、より広角的な教育を行う目的とした…小1プロブレム、小学校に入学したばかりの1年生が集団行動をとれない、授業の中で座席に座ってられない、話を聞かないといったことがしばしばあります。こうした状況を起こさないことや園児や児童が日常年齢の異なる仲間とかかわりを持つ中で豊かな心情を育てたり、それぞれの学びを深めることが目的であります。杉並区では、平成17年度より幼小連携を進め、成功をおさめる中で、現在他の私立、また公立の高校4校と中学校も本年度からスタートするそうです。幼小連携や小中連携教育がこれから必要だと考えますが、連携教育についての理事者の御見解をお願いいたします。

中学校における私塾連携について、3つ目の大きい項目でお尋ねいたします。全国学力調査で昨年小学6年生で全国平均より10ポイント低く46位、上川管内検証改善検討委員会で検討が行われ、名寄市教育研究所も新たに全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会を設置、学力調査結果の分析や今後の指導改善策を検討しておりますが、全国学力調査における北海道や名寄市の国語、算数、数学の結果を踏まえて、教育研究の分析と今後の検討の内容について理事者の御見解をお願いいたします。

小学校から中学校への学習の要領や学習方法が変わり、また英語、国語、数学といったこと、なかなか生徒自身が物にならない、身に入らないと

いった悩みが多く出ております。また、担当の先生の教え方や能力にも違いがあり、生徒によっては覚えやすい先生や覚えにくい科目、授業が出ているそうです。中学生になると部活動が始まり、帰宅時間も7時という方もおられる中、なかなか勉強に集中できない生徒もおられ、親も言っております。少しでもほかの子におくれをとらないよう塾に通わせているというお声を聞いております。その中で杉並区和田中学校では、生徒の学力向上のため補習活動として国語、数学、英語の授業を一定の意欲と力のある生徒を月曜日、水曜日、金曜日、土曜日、クラブ活動が終わる7時から8時30分まで私塾の先生が担当して学習活動を学校で行っております。中学校における私塾連携についての理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、大きい項目4点目、市立病院駐車場の対策についてお尋ねいたします。市立病院の駐車場は、施設に隣接して駐車場が設置されていますが、来客者用、職員用と区別されておりません。各駐車場ともそう広く、分けているわけでないので、9時前に出勤する職員の方の車で占領され、病院に来た市民が駐車するスペースがなく、難渋しているようによく見受けられます。また、今回も市民から言われました。病院としての職員、その他職員、委託業者の通勤体制と指導体制はどうされているのかについて理事者の御見解をお願いいたします。

朝8時と10時に駐車場を確認してまいりました、この1週間。駐車場はもちろん、病院に入るための誘導道路の縁に車が駐車違反をしたり、近隣の道路は駐車違反と言われてもよいくらい車でした。10時のときは、近隣にある保育所と幼稚園の生徒が路上駐車場の横を散歩しておりました。病院周辺の路上駐車と交通安全対策についての理事者の御見解をお願いいたします。

現状では、改善が必要と思っております。旭川医大は有料ゲートの設置、また旭川市立病院は有料ゲートの設置、また旭川日赤は有料ゲートと駐

車場を2階建てにして処置をしております。今後の駐車場の考え方についての理事者の御見解をお願いいたします。

以上、この場の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目、2点目、3点目については私から、4点目については病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大きな項目の1点目、子供と向き合う時間の確保についてお答えをいたします。初めに、社会人を特別非常勤講師にすることについて、現在の学校教育は学校単独で完結するものではなく、学校、家庭、地域の連携による質の高い教育が求められています。そのためには、地域の人材や教育資源を発掘し、有効に活用していく必要があります。名寄市内小中学校におきましては、それぞれの学習に合わせて各所の人材を講師として招聘し、教育の質の向上を図っております。昨年の例で申し上げますと、小学校では田植えなど農業体験において農家の方を、川の学習では河川事務所の方を講師としたり、名寄小学校におけるちょこっと先生など、学習の状況に応じて講師の招聘を行っております。中学校におきましては、名寄中学校で性教育にかかわり助産師の方を、職業講話として看護師、消防士、美容師などの方を講師としてお招きしており、そのほか名寄東中学校での命の授業や風連中学校での心に響く講話などにおいても積極的に市民の方々を講師として招聘してきております。また、部活動ではスキー、バスケット、野球、吹奏楽などの活動において多くの方々に指導者として応援をいただいております。今後とも各学校の教育課程に合わせて市民の皆様の御協力をいただき、よりよい教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、外部人材活用事業についてお答えいたします。文部科学省では、教員の子供と向き合う時

間の拡充のための外部人材の活用として、小学校高学年での専科教員による教育の充実のための非常勤講師の活用や小1問題、不登校等の児童生徒への対応を行うための非常勤講師の活用など、非常勤講師の効果的な活用についての研究をするために委託による非常勤講師配置事業を行うことといたしました。これを受けて北海道教育委員会では、退職教員等外部人材活用事業として全道に小中学校各50校を指定して非常勤講師を配置することといたしました。名寄市におきましては、平成20年3月で市内小中学校において退職する教員がいなかったこと、また名寄市在住の人で小中学校免許を取得している人材が見つからないなどなかなか難しい状況にあることから、非常勤講師の配置ばかりでなく、小中学校の教職員定数の抜本的改善についていろいろな場面を通じて国や道に強く働きかけてまいりたいと考えております。

大きな項目の2、幼小、小中連携教育の推進についてお答えをいたします。初めに、小中学校の適正配置の提言報告と今後についてということでございます。教育委員会では、市内小中学校の児童生徒数減少への対応、建築後30年以上が経過し、老朽化が進む学校施設の整備や耐震化への対応、適正な学級、学校規模を安定的に確保して良好な教育環境を保障するなどの課題を解決していくために、小中学校適正配置検討委員会を設置し、諮問いたしました。平成18年度及び平成19年の2カ年にわたる名寄市小中学校適正配置検討委員会の審議の結果の報告に基づきまして、名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の素案を作成し、これを公表してパブリックコメントを実施、適正規模及び適正配置に関する基本方針を本年4月に決めました。この基本方針は、教育環境、教育内容の保障と充実と学校施設充実の2つの基本的理念として、基本方針、適正配置計画、適正配置計画の進め方により構成されています。さらに、学級及び学校の適正規模、適正配置の方法、通学区域の見直しや変更、統廃合

に向けた取り組み方などに関する基本的な考え方と適正配置の対象校や検討時期に関する取り組みの方針について定めております。また、基本方針の中で平成20年度から29年度までを計画期間とする第1期の名寄市立小中学校適正配置計画を定め、市内を名寄市街地区、風連市街地区、郊外農村地区の3地区に分けて地区別に小中学校配置の将来方向と適正配置の実施時期の考え方について定めております。

次に、適正配置計画の進め方として、対象校について個別の適正配置実施計画を策定して取り組むこととしております。適正配置実施計画の策定及びその推進に当たっては、計画内容について市民周知に努め、保護者、地域の方々に対して十分な説明を行うとともに、意見要望の集約に努め、共通理解を図って作成し、適正配置実施計画の具体的な実施については保護者、学校、地域住民の代表などの関係者で構成される（仮称）統合準備協議会を設置し、十分な理解と協力を得て進めていくこととしております。今後は、次代を担う子供たちにとって良好な教育環境を保障し、その充実に努めてまいります。

次に、小中学校の施設整備の考え方と適正配置についてでございます。学校は、児童生徒が日常の大半を過ごす学習と生活の場であるばかりでなく、地域の皆さんにとりましては生涯学習活動やスポーツ活動などに利用される身近な公共施設であるとともに、災害の発生時には応急的な避難場所ともなる施設として重要な役割を担っております。現在本市において建築後30年を経過している学校施設は、全15校中8校13施設あります。また、昭和56年以前の旧耐震基準により建築された学校施設は、さきの施設を含め11校18施設あり、国は学校の設置者に対し公立小中学校の耐震化を強く求めております。施設整備計画の策定に当たりましては、学校施設の老朽化の状況、耐震化の推進、バリアフリー化、安全、安心な室内環境の確保、学校施設の質的向上などを総合的

に判断するとともに、小中学校適正配置計画と整合性を保ちながら、学校施設の計画的な整備と維持、保全を図ることができるよう策定に努めてまいりたいと考えております。

次に、幼小、小中連携教育の推進について。小中学校の連携教育につきましては、同じ校舎で学ぶ一体型、小中学校が同じ敷地内か近接地にある併設型、別々の場所にある小中の教諭が連携する連携型の3つがあります。現在風連地区におきまして風夢プロジェクトの名称のもと2つの中学校が校下小学校と授業交流や共同での行事を持つなど緩やかな連携教育を進めてきており、今後その成果を検証してまいりたいと考えております。連携教育につきましては、両小中学校の教育目標や教育課程の整合性を図るなど一定の要件が必要となります。名寄地区では、校区の違いで1小学校が2つの中学に分かれて進学することなどから、取り組む内容に難しい一面もありますが、今後とも市内小中学校の交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、幼小の連携につきましては、現在小学校入学時の引き継ぎや行事等における交流などで連携促進を図っております。さらに、今年度特別支援教育グランドモデル地域の指定を受けたことから、支援相談ファイル等の活用における連携促進なども図られることとなりますが、市内の幼稚園につきましてはそれぞれ私立としての建学の精神がございますことから、教育委員会といたしましてもその趣旨を大切にしながら、連携を進めてまいりたいと考えております。

大きな項目の3、中学校における私塾連携についてお答えをいたします。初めに、全国学力調査における北海道及び名寄市の国語、数学の結果についてでございます。昨年度における全国学力・学習状況調査の結果は、平成19年10月24日にコールセンターから各学校に送付されました。これを受けて名寄市教育委員会では、名寄市教育研究所内に設置されました全国学力・学習状況調

査指導改善検討委員会に調査結果の分析を依頼しました。この分析によりますと、昨年度の名寄市の小学6年、中学3年の全体的な学力傾向は、国語、算数、数学ともに問題Aの主として知識、技能の定着に関する調査においては、理解上位にピークが来ており、おおむね知識や理解面では正答率が高いことがわかります。問題Bの主として知識、技能の活用に関する調査においては、理解度にばらつきが多い傾向が見られます。これは、全国、北海道の傾向と同様な結果となっております。これらの調査結果をもとに全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会では、8つの視点から成る指導改善案を作成するとともに、名寄市内各学校からすぐれた改善事例を集め、学校改善プランとして市内各学校の全教職員に配付し、子供たちの学力向上に取り組むことといたしました。今年度におきましても9月に予定されております調査結果を受けて、同プランの改善を図りながら、子供たちの学力向上に向け、各学校を指導してまいります。

次に、私塾連携の考えについてでございます。東京都杉並区和田中学校では、学校支援本部事業として私塾連携を行い、土曜日学校や夜スペと称する夜間塾などテレビ等で全国的にも話題となっております。これらの取り組みについては、大都市等に適した取り組みでもあり、名寄市においてすぐに適用できるかは疑問の残るところでございます。連携する私塾や保護者の経費の問題、さらには学校施設を使用することなど課題も多く、市民への理解を十分に図らなければならない内容を含んでおります。和田中学校の取り組みは、全国初の取り組みでもあり、今後の推移を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目4点目、市立病院の駐車場対策について答弁をさせていただきます。

駐車場が狭く、一般の外来診療者の中には駐車場のスペースがなくて困っている場合が少なくないという御質問でございます。現在病院内には約200台の駐車スペースがございますが、冬期間は自家用車で来院される方が多くなり、大変御不便をおかけしているところであります。また、ことしも昨年と同様に近隣の公園用地を駐車場として使用させていただいたところであります。御質問にありました職員、その他外部職員、委託業者に対する通勤体制の指導についてであります。4月1日時点で職員、臨時職員及びパート職員合わせまして558名、また委託業者は医療事務関係、清掃関係合わせますと54名ほど、このほか売店、食堂、院外薬局等の外部職員が17名ほどいるわけでございます。駐車場が狭いことありまして、通勤距離の短い職員や臨時職員にはマイカーによる通勤はしないように指導をしてございます。このことは、委託業者の雇用主及び外部職員にも協力をお願いをしているところであります。なお、病院内約200台の駐車スペースにつきましては、今申しました職員については駐車をしないよう指導をしているところであります。

また、病院周辺の路上駐車等交通安全対策についてでございますが、何分にも限られたスペースの駐車場であります。敷地内に駐車場所を確保できずに路上駐車をする場合もあろうかと思えます。また、時折横断歩道や交差点付近などの駐車禁止ゾーンに駐車されているケースも見受けられます。大変危険な行為でありますので、慎んでいただきたいと思うところであります。職員あるいは関係者には、周囲の安全と通行の障害とならないよう今後もしっかりと指導をしてまいります。

また、今後の駐車場の考え方についてのお尋ねでございます。病院が現在地に改築されたときから駐車場対策につきましては近隣の空き地を購入することなどでその都度対応してまいりましたが、それも限界に来てございます。やはり抜本的な解決策は病院敷地内を有効に活用する立体駐車場化

であろうと考えております。敷地内には、御存じのとおり建物の老朽化に加えて医師が減員となったことで病棟統合が行われている精神科病棟がございます。敷地内を有効に活用し、立体駐車場化を図るためには精神科病棟の改築等にめどがつかないことが必要でありますので、それを見きわめて立体駐車場化についての検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 皆さんの答弁いただきましてありがとうございます。再質問と要望を行わせていただきます。

まず、子供と向き合う時間の確保ということで質問させていただきます。前回の予算委員会で、最後に田中之繁大先生が15分ほど強く訴えておられました。私もその御婦人の方と週1回喫茶店に呼ばれまして、今の小学校の状況、中学校の状況、生徒がこういうことをやっている、こういう状況だというお話を聞いて、そんなことがあるのかなという思いでずっと聞いて、調べさせていただく中でやっぱりそういう状況があって、教育部長のところにも御相談に行きましたし、いろいろお話をさせていただきました。その中で子供はやはり私たちの話したいという時間を待っているという、私そういうふうに思うのです。今回の秋葉原の事件もそうですけれども、本当に一人で生活して一人で苦勞して一人で何か妄想して殺人を犯すような男なのですけれども、そうではなく生徒は悪いことをやっているのだけれども、待っていると思うのです。親が語りかけてほしいとか、先生が語りかけてほしいというのを待っていると私は思っています。これ道新の新聞なのですけれども、子供の悩みに気づいてという部分で高3の生徒が出したものなのですけれども、最近子供が加害者になる事件や自殺が目立っている。このような問題が起こる原因の一つは、子供に広がるうつ病だと思う。親や周りの大人は、いじめや成績

ばかりに目を向ける傾向にあり、悩みに気づくことができないのだ。子供のうつ病を減らすために、学校では教師が生徒一人一人とゆっくり話す時間をつくるのが大切である。スクールカウンセラーの配置だとかいじめに関する調査をするだけでなく、身近にいる教師が相談に乗るだけでも気づくことがあるはずだ。一方、家庭では会話の時間をふやしていくべきだと思う。現代は、大人も生きていく上でうつ病になりやすい。そんな社会で子供が伸び伸び成長できるはずがない。心の病に苦しむ子供を少しでも減らすために、大人がもっと子供に関心を持ってほしいという。もう一人、先生からの信用に支えられた高1の人なのですが、小さいころからもう悪いことばかりやっていた。問題児だった。周囲の人の信用をなくしてしまった。また問題を起こした。そんな小中学校の生活を送ってしまっていた。中学校3年のとき、普通ならあきらめられている。またあなたかなんてという言葉の一つでも浴びせられる。そういう状況でもおかしくなかった。しかし、ある先生が私に言ってくれた。信用しているからなど。そのときここまで自分を信じてくれる先生がいる。この信用はなくしたらだめだというふうに思ったというのです。

それで、本当にもう私は今回子供と向き合う時間の確保ということで出させてもらったのですが、先ほどの田中大先生と一緒に聞いた方のお話によりますと、名寄にも教員の退職者がたくさんおられるというふうに聞いています。先ほどの報告ではゼロという回答だったのですが、たくさんおられる。私も何人か知っていますけれども、たくさんおられると思うのです。そういう方々を去年みたいに東中の問題、名中の問題、いろんな問題があった折に、やはり小中学校の先生は今すごく若くなりました。私たちの小学校、中学校の時代というのはもう本当に40、50の先生ですから、私なんてしょっちゅうもう悪いことしたら頭がんとたたかれて、家に帰ってお父さん、

お母さんにこういうふうなたたかれたわと言ったら、何悪いことしているのよと2回たたかれましたけれども、今の先生というのは若いですからそういう部分ができないという、そのお母さんが言われていました。それで、やっぱり退職者の先生を使ってもうちょっと指導されたらいいのではないかというお話を前回田中大先生がされたというふうに思っていますし、私もそう思います。今回北海道で退職教員等外部人材事業というのができて50校になったのですけれども、退職の先生がいなかったという理由で名寄は入らなかったと思うのですけれども、現状おられるというのですけれども、何が原因で退職者いても使えないのか、ちょっと理由を教えてくださいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほど20年3月での教員退職者がいなかったということで、それ以前の退職の方については、例えば学校に配置していますけれども、心の相談員だとか、あるいは青少年センターにおける嘱託の職員、そういった形の中でそういう知識、技量を発揮していただいているということでもあります。今回20年3月でそういった方がいないということで、そういったような答弁をさせていただきましたけれども、今おっしゃられたように本当に子供がやっぱりそういう話をしたという部分がたくさんあるのだらうと思います。昨今の事件の背景なんかを見ますと、やっぱり家庭でも、あるいは学校でもそうした悩みを打ち明けなかっただとか、あるいは聞いてもらえなかったとか、そういうようなことがきっかけとしてあるのかもしれませんが、そういった意味では、今御提言がありましたようにそういったような場面をつくれるような工夫をこれからも考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） その中でいろんないじめだとか登校拒否、また学校内での暴力事件だ

とか、あと授業にかかわらない生徒もおられるという。ちょっと少なくなったというふうに思いますし、今落ちついているのでないかなというふうに思いますけれども、やっぱりいつそういう状況が出るかわからないと思うのです。退職教員でなくてもいいと私は思っていますし、スクールカウンセラーの方がおられるというのはわかるのですけれども、やはり学校独自ではちょっと厳しいと思います。しっかりとやっぱり教育委員会も含めて、警察も含めて、毎月の連携と田中議員が言いましたけれども、私もそれは必要だと思います。定期的な会合を持って、今の小中学校の生徒はこういうのだ、こういうことをしている、こういう状況である。また、ことしになって大型量販店が来て、私も何回か行かせてもらいましたけれども、あそこのゲームセンターは大変子供たちにとっても大人にとっても遊べる場所だと思いますし、やはりたむろできる場所が何カ所かできたという部分では、ならないとは信じたいのですけれども、可能性がある部分はあるのではないかなというふうに思っておりますし、そういう部分で非行だとか、そういう走ってはいけないという部分で、ことしから名寄市の小中学校生徒指導連絡協議会という部分ができ、先生方が何カ月かに集まってそういう部分をやっていく。その中にやっぱりしっかりと警察と、また青少年指導員を入れて話してそういうことが起きないように学校の中で、またふだんから進めていくというのが重要だと思いますけれども、その辺いかなものでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 従来生徒指導の関係につきましても、名寄市の児童生徒連絡協議会というのがありまして、これは小学校、中学校、高校ということでの連携をするという協議会でありました。これは年に2回ほど、夏休みあるいは冬休みという部分の中でそうした補導といいますか、生活指導に回るということでありましたが、今教育委員会で求めているのは小学校あるいは中

学校での連携はどうなのだとということで、この5月に先ほど申しましたように生徒連絡協議会というものを立ち上げたということでもあります。この中では、今年度におきましては小学校部会と中学校部会というふうに立ち上げて、主に中学校部会が毎月の例会を行っていくということで、それについてはそれぞれの学校との共通理解を図っていくということでの例会を行うと。年に2回ぐらいについては小学校部会も含めて全体でどういったような名寄市内の傾向になっているかということ話し、共通理解をするということです。あと、今おっしゃられたように警察あるいは青少年センターの関係ですけれども、そういった例会の中において市内全体の傾向といいますか、状況がわかるような部分の中で、その時々に応じてそうした方々を関係者ということでお招きをして話を聞きたいというふうに聞いておりますので、そういったような流れでこの1年間進んでいくというふうに思いますし、この1年間の流れの中で次年度以降どうしていくかということもまた決められていくのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 次に、特別非常勤講師の件でお伺いたします。

名寄市は、田植えだとか河川、またちょこっと先生、助産師だとか消防士を呼んで今授業を進めているということで、歓迎いたします。本当にもう非常勤講師で、北海道で上ノ国町の小学校で野生の生物の行動原理をゲーム等で遊びに入れたり、自然観察して子供の自然環境への関心を高める教育プログラムを進めていますし、太極拳を取り入れている大分県の大野小学校では心身の鍛練だとか心のバランスを保つために太極拳を授業に入れているところもありますし、大阪府の東住吉高校では芸術文化科というのをつくりまして、1クラス40名にして落語家の林家さんと呼んだり、狂言師の茂山さんと呼んだり、さまざまなそういう

芸能界の人を呼ばれて、卒業者からは歌舞伎の役者だとか俳優、アメリカに大道芸に行ったり、プロの落語家になったりされている方もおられます。今非常勤講師というのは、88年の教育職員免許法で定められた制度で、学校長がこの人にこの授業をしてほしいと言えば、教育委員会に届ければ教育委員会が免許、教壇に立てるように届け出をするという、何かそういうふうに聞いたのですが、当初は中学校、高校が多かったのですが、文部科学省では2005年の調査では全国で2万4,325件のこういう非常勤講師の授業を、クラスを持っているということで、名寄もどんどん、どんどんこの非常勤講師進めて、子供たちに幅広い授業、また幅広い知識、技術が持てるように努力していただきたいというふうに思います。

次に、幼小の連携教育についてお尋ねいたします。先ほど学校の耐震と優先順位だとか耐震化診断調査だとかいうことで言われまして、いろいろ56年前につくった高校、小中学校が大変多くあると。これからやはりその部分をどうしていくか、この耐震化優先順位と耐震化診断調査を進めていくということなのですが、今現状56年前につくられた学校で一番古い、3番目ぐらいに古い学校というのは何年でどの学校か、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

また、風連では小中連携教育が進められているというふうに言われておりますけれども、先ほど言ったように幼小も学校が違いますし、幼稚園はこっちの保育所行っている、こっちの幼稚園行っているという方々がいると思うのですが、それでも私は学校教育にならせるだとか、お兄ちゃん、お姉ちゃんがこういうふうにいるというのはすごく重要なように感じます。杉並の17年に幼小の部分でやられたところというのは、効果についてこう言われているのです。本当にもう小学校と一緒に活動をする中で、自分のやったことが小学生のお姉ちゃん、お兄ちゃんに褒められたと。

できたという喜びを得た。それが次の活動への自信になった。チャレンジにつながったと。小学生に優しく受けとめてもらうことにより、安心して自分を出して、自分を大事にできた。小学校は、園児とかかわったことによって幼い子への気持ち、優しさが出た。小学生では、ふだん自分から仲間に声をかけられない子がその園児だと声をかけて大事にできた。いろんな部分のいいところが出ています。また、18年からはほかの4校が始まりました。公立の高井戸小学校と区立の幼稚園、また公立の小学校と私立の明愛幼稚園、そして公立の小学校と区立の保育所、そして高井戸東小学校と私立の保育所、このようにいろんな部分で接することによって幼稚園の生徒が小1プロブレムにならない子も出てくるのではないかなというふうに思うのですが、その2点ちょっとお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 56年以前の建築の学校ということですが、昭和35年から39年に建てられた学校については風連中学校の校舎と屋体、それから名寄東小学校の屋体と。それから、昭和45年から49年に建てられた学校については東風連小学校の校舎と屋体、それから下多寄小学校の屋体、それから風連中央小学校の校舎と屋体、それから豊西小学校の校舎、あと名寄南小学校の校舎、屋体。それから、昭和50年から54年までの学校が風連日進中学校の校舎と屋体、名寄中学校の校舎と屋体、それから風連日進小学校の校舎と屋体、智恵文小学校の校舎、それから豊西小学校の屋体、それから名寄東小学校増築している部分がありまして、その部分がこの中に入っております。56年以前については以上でございます。

もう一点の幼小連携については、今言われたようにそういったことが実現すれば、そういったような姉、弟の感覚、あるいはお姉ちゃん、お兄ちゃんという感覚の中でそういったような関係がで

きてくるというふうに思っておりますけれども、名寄市で行った適正配置の検討委員会の中では、適正配置の検討をまずしましょうと。それができたときに今言った古い学校もありますけれども、その学校をどうするかという施設整備計画、それをリンクさせて今後どうしていくかということがありました。そして、適正配置検討委員会の中では幼小連携でなくて小中連携ということが話題にありましたけれども、その小中連携については適正配置検討委員会の中で論議するとちょっと進まなくなるということで、それについては別の場面の中でそういった問題を討議していただきたいといったような話がありまして、その部分については今後の課題ということで押さえておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今言われましたけれども、適正配置が優先だよと。それから、建物を見ていくよと。それからのお話し合いなのですけれども、今現状耐震化優先調査、耐震化診断を行った学校というのは何校あるのですか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 1校ということではちょっと頭の中にありますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 御案内のとおり、既に耐震化診断を終えているのは風連中学校1校のみ、しかし名寄市では平成18年度、19年度にかけまして耐震化優先度調査というのを実施いたしました。これは、耐震化診断をするに当たってどういう順番で耐震化の診断をし、耐震化診断にもかなりの費用がかかります。ある学校では、見積もりをとったら500万円以上かかるというような、そんな見積もりも出たところでございまして、全部を一遍にすることはできません。それで、どういう優先度で実施したらいいかということ事前調査するための優先度調査を実施しております。これは、いわゆる耐震化に対応しなければならな

い校舎、それから体育館全部について行っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） まだ1校しかできていないということなので、ちょっと話が進まないのですけれども、まず本当に名寄市でいえば豊西、南、名寄中学校が一番古くなってはきているのですけれども、先週学校の耐震化事業で国の補助金が2分の1だったものが3分の2にはね上がりまして、補助額がふえたということが国会で通りました。本当にしっかりと進めていただきたいというふうに思っていますし、先ほど小中一貫、また幼小連携の部分で、私は本当に杉並の幼小連携教育見たときに、杉並の第四小学校、そこはもう小学校に幼稚園が入っているのです。1年生のクラスの横が幼稚園なのです。そして、学校も一緒、校長先生も一緒、経費も2つで建てたよりも半分だよというふうに言われていました。私は、本当にもうこれからの時代むやみやたらにぽんぽん、ぽんぽん建てるのではなくて、私の空想なのですけれども、南小、豊西小、名中がもうそろそろ建てかえだなといったら、小中一貫でこの3つを1校にするだとか、そういうやっぱり具体的に経費のかからない手法でいかに限りは無理だと思いますし、これから耐震化事業優先度調査を行ってどれを一番最初に耐震の検査をして、耐震度が出て、このコンクリートの躯体だったらここまでは耐震もつよと。でも、これだけの補強をしなければならぬよという部分が相当出てくると思うのです。そういう部分でやっぱり建てかえるのか、改築を進めるのかというお話になるのですけれども、先ほどだれかが言っておりましたけれども、いつ地震が起きるかわからないという部分で、名前言ってもいいですか、言われていましたけれども、そういう事業を進めていっていただきたいというふうに、補助金もふえましたので、ぜひよろしく願いいたします。

時間もないので、私塾の関係は大都市でないの

ですけれども、ぜひ進めていければいいなって思いたいです。本当にもう親は子供が授業おくれるのが一番つらいというふうに思います。あるお母さんの話では、やはりある授業であの先生に教えてもらったらちょっとなということ、塾に行つてという方がおられました。だから、先ほど学力をつけるためにはチームミーティングでやられていると。そして、学校、学校なのですけれども、そのチームミーティングの中で教育長言われるように学力を向上させるためにある程度いい授業はどの学校でも取り入れていくという方向性というのは、私はすごく必要だというふうに思っておりますけれども、この点はどのようなのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、先ほどの耐震化診断でございますが、東小学校の体育館を昨年度実施させていただきましたので、それを付け加えていただきたいと思います。

それから、国の補助率が2分の1から3分の2というふうに改定になったということでございますが、つい先日上川管内の公立学校施設整備期成会の総会がございまして、その折にある首長さんからこれについても質問がありましたが、まだ北海道教育委員会ではその情報については一切触れていないということでございました。今後この推移を見ていきたいなと、こう思っているところがあります。

それから、小中一貫校についてもお話がございました。今御案内のとおり、風連地区では風夢プロジェクトを基本にして小学校と中学校がさまざまな形で連携教育を図っております。これがさらに進んでいって、併設型か、一貫教育までいくかどうか、いま少し検証を重ねていきたいなと。そういうのも検証しながら、名寄地区のほうもではどうなるのかということが今後の検討課題になっていくのかなと、こう思っております。

それから、私塾などを含めた学力の保障についてでございますが、今高橋議員のお話のとおりであ

ります。どこの学校でもひとしく教育を受ける。しかも、同じレベルの教育を受けるというのは大変大切なことでありますので、今までも教育研究所を中心に広く学校の成果を広め合っていました。これからもあわせて各学校が一つの学校のすぐれた研究を共有し合う、こういう取り組みをしていきたいと、こう思っているのであります。私塾につきましては、一例は教育委員会ではある塾の外国人講師を小学校に派遣しております。ただ、人材の確認、免許の有無とか、あるいはその人間性とか、こういうものがなかなか難しい部分がございますので、おいそれとはいかない部分もあることも御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） ありがとうございます。しっかりと名寄市の未来の子供のために汗をかいていただきたいというふうに要望いたします。

最後に、時間もないので、あと3分です。市立病院の駐車場に関して伺いたします。本当に今職員、また非常勤、委託を含めて約六百二、三十名おられて、駐車場が総数が200台しかないという、根本的にもう完全に無理だと思います。その中でマイカー通勤を自粛してほしいというふうに職員には言っているということなのですけれども、通勤手当の出ている2キロ以内の職員の数をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 職員で申しますと、職員数384名のうち通勤手当の出ている人間が82名、臨時職員で申しますと120名中29名、二十数%が通勤手当が出ているという状況になってございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当にこの数字を見てもわかるように、約400名の方は通勤手当が出ているので、マイカー通勤をされても可能だという……

(何事か呼ぶ者あり)

○15番(高橋伸典議員) それなら、110名ですか、の方がいいという。もう駐車場の総数の約半分は埋まってしまう状況にあります。先日先ほども言いましたけれども、子供も10時に皆さん、先生2人と十何人の保育所の生徒がその駐車禁止のところをずっと歩いておりましたし、私は言われたのは南、そこの保育所の部分から8号に向かうところ、そして8号の出るところ、そして信号機のカーブのところは本当に危なくて、見えなと言われてたのです。私も車走らせてみました。本当に見えません。両側がもう車で、駐車びっちりです。本当にもう車で来たら、いつぶつかってもおかしくない、事故を起こしてもおかしくないという状況でした。きのうある患者さんに道路でお会いしてお話を聞きました。あしたちょっと駐車場対策があって、私質問するので。何かありますかと聞いたら、ここにある職員の車がなければ大分よくなるのでないですか。改善方法は、職員と臨職の方々の車の多さだというふうに私は思いますし、先ほど今後の部分では立体駐車場にするというふうに言われておりましたし、精神科の部分を今後検討されてというふうに言われていました。やはりもう立体駐車場にするにしても、精神科を取り壊すどうのこうのの話になるにしてもすぐにはいかなないと私は思います。現実問題すぐの状況でない限り、いつ事故が起きるかどうかわからないという状況が今の状況であります。私は、市の職員が使用しているのだからしょうがない、安易ではだめだと思いません。市の主人公というのは市民でありますし、難儀しておりますので、その辺注意されてしっかりとよろしくお願ひしたいというふうに思います。最後に、その駐車場の件等をお聞きして終わりたいと思います。

○議長(小野寺一知議員) 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(内海博司君) 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、誤解のない

ようにお願ひをしたいのですが、200台という駐車スペースにつきましては職員については使用させておりません。そのほかに120台ほど敷地外にございますので、先ほど申しました通勤手当の当たっている部分については110名程度になります。大体収容できる数のスペースを確保しているというふうに思っておりますので、御了解をいただきたいと思ひます。

○議長(小野寺一知議員) 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長(小野寺一知議員) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。
御苦労さまでした。

散会 午後 2時51分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 植 松 正 一

署名議員 宗 片 浩 子

平成20年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年6月13日(金曜日) 午前10時02分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員(24名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員

1. 欠席議員(2名)

21番	谷内	司	議員
25番	中野	秀敏	議員

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	高久	晴三
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	中尾	裕二	君
副市長	小室	勝治	君
生活福祉部長	佐々木	雅之	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	野間井	照之	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	和田	博	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	山内	豊	君
市立総合病院院長	内海	博司	君
市立事務局学長	三澤	吉巳	君
市立大局学長	成田	勇一	君
会計室長	成田	勇一	君
監査委員	森山	良悦	君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に中野秀敏議員より欠席、谷内司議員より遅延の申し出がありましたので、御報告をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 川村幸栄 議員

23番 東千春 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

望湖台遊具（アスレチック含む）保守等について外2件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従いまして、3点、7項目について質問をしてみたいというふうに思います。

1点目は、昨年第2定で質問をいたしました望湖台における遊具の問題でございます。アスレチック等の保守及び撤去についてお伺いをしたいというふうに思いますが、昨年の答弁ではアスレチックについて撤去の方向で進めていきたいとの方向性が出されたわけですが、ローラー滑り台については使用頻度を考えるとそのまま置くことはどうなるのかという、また構造上の問題もあるということから、振興公社との話し合いをしたとのことでありました。質問をして既に1年が経過をしているわけでありまして。そういった意味では、振興公社との検討結果と庁内での検討結果及び利用者の実態把握についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

2つ目は、農地流動化の現状についてお聞きを

いたします。これまでも多くの議員が質問をしておりますが、2点について答弁をお願いを申し上げます。既に承知のように世界的に穀物のバイオ燃料化や気候の変動、新興国の需要の増加や干ばつ等々で穀物の急激な高騰が進んでいる一方、穀物の高騰による暴動や飢餓も増加をしています。一般消費者のみならず、酪農、養鶏、農業等に大きな影響を与えているわけでありまして。政府は、新たに酪農に対する予算措置をした模様であります。北海道は食料基地として今日まで日本の食を支えてまいりました。しかし、農業政策は必ずしも北海道の農業を下支えをしているふうになっていないのではないかというふうに思っています。現状の農業経営は、農業者の高齢化に伴い、離農、経営の縮小が進んでいる、そういう現状にあるのではないかとこのように思います。準限界集落あるいは限界集落の拡大も進んでいくというふうに思います。非農耕地の拡大を防ぐための施策が必要と考えているわけでありまして。そこで、1つは、平成18、19年度の名寄市における農地の流動化に伴う集積の状況について。なお、各地における風連、名寄、智恵文における件数と面積についてお知らせを願いたいというふうに思います。

名寄における農業従事者は、15年間で約1,500名が減少しているという資料がございました。農業従事者の年齢構成は、私が言うまでもなく60歳未満で53%、60歳以上が47%という状況になっていることから、農用地の流動化、集積はますます進むと思います。そこで、2つ目に今後の集積の推移と行政としてどういう分析をしているのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、指定管理者制度についてお聞きをいたします。既に指定管理者制度を活用しての各施設等の管理の移管となって長いもので2年が経過をしている箇所が多くありますが、各所管で指定管理者制度に移管をしている総数は何力所なのか、指定管理者の委託料の年間の総額は幾らぐらいに

なるのか、単年度での額をお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、行政として今後指定管理者制度の拡大が考えられるとしたら、どのような施設等があるのかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま竹中議員から大きな項目で3点にわたり御質問いただきました。3点目は私から、1点目、2点目は経済部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

指定管理者制度にかかわって3点の御質問をいただきました。一括してお答えをさせていただきます。指定管理者制度は、平成15年9月の地方自治法の改正により公の施設の管理に民間の能力を活用し、地域経済の活性化を図ることを目的として創設されました。現時点の導入数は31施設で、年度別に見ますと平成17年度、2施設、18年度、23施設、平成19年度、2施設、平成20年は現在まで4施設となり、さらに団体別に見ますと名寄市体育協会8施設、道北なよろ農業協同組合が5施設、名寄振興公社と名寄市社会福祉事業団がそれぞれ4施設、その他10団体が1施設ずつとなりまして、31施設を14団体に指定をしております。各所管別に見ますと、経済部の農務課が8施設、耕地林務課が2施設、産業振興課が3施設、教育部の生涯学習課が9施設、福祉事務所の高齢福祉課が5施設、総務部の地域振興課と建設水道部の維持管理センターがそれぞれ2施設ずつとなり、これらの委託料の総額は平成19年度の決算では27件で13億2,424万円、平成20年度の予算では31件で16億4,384万円となります。

平成19年2月に策定しました新名寄市行財政改革推進計画において今後導入が想定をされる施

設は、保健センターも含めて25施設ございます。昨年6月には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立をし、財政健全化の判断指標である4つの指標の公表と比率に準じた健全化計画等の策定が義務づけられるなど、さらなるスピード感を持った行財政改革が求められており、本年4月28日には行財政改革実施本部を設置をし、3部会の中で検討を進めておりまして、これらの施設につきましても設置目的、管理形態、利用状況等を勘案し、地域経済の活性化を初め、利用者に対するサービスの向上や経費の節減を図るため、制度の導入を積極的に推進するとともに、平成18年度にこの制度を導入した施設の一部が平成21年度に更新時期を迎えますので、順次内容を検討し、制度の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、1点目と2点目についてお答えをさせていただきますと存じます。

まず初めに、望湖台遊具の補修等についての利用の実態についてお尋ねでございます。ふうれん望湖台自然公園にあります遊具施設の利用者の実態につきましては、昨年の利用状況で申し上げますと、オートキャンプ場、コテージ、バンガローなど利用者数は503件、そのほかではデーキャンプなどファミリー層が利用しておりまして、遊具のみの使用ですと無料のため、利用人数は把握しておりませんが、7月中旬から8月中旬ころまで小学校低学年までの児童の利用が特に多い状況となっております。遊歩道につきましては、さまざまな人が憩いを求めて自然を満喫して散策しているようでございます。これまでの間、遊具施設を利用しての事故はございませんけれども、利用者みずからの不注意によりますところの軽易な負傷が数件あったというふうに聞き及んでおりますけれども、一層安全で、しかもゆったりとした環

境での維持管理に努めていきたいというふうを考えているところでございます。

次に、1年経過しての検討の内容についてのお尋ねでございます。現在の遊具施設設置状況は、オートキャンプ場、風扇館付近に10基、センターハウス前に2基、パークゴルフ場前に3基設置しておりますが、昨年点検いたしましたところセンターハウス前のローラー滑り台はこれまで事故は発生しておりませんが、手すり部分の安全性を考慮し、昨年から使用禁止とし、また風扇館前のロープウェイ、ホップステップジャンプなど3つの遊具につきましても同様に使用禁止としている状況でございます。改修等につきましては、風扇館前の木製滑り台の危険箇所を撤去いたしまして、手すり部分を改修し、遊歩道の手すりの改修と遊歩道にチップ6立米を散布したところでございます。本年度につきましては、コテージから下につながる遊歩道に1袋5立方入りチップ材を5袋散布しておりまして、同じく遊歩道の腐食したその部分は今般で改修を行ったところでございます。今後も指定管理者と引き続き協議をしながら、定期的な点検を行うとともに、危険箇所につきましても修繕可能なものなのか、撤去を要するもののかなど総合的に判断し、安全確保に努めてまいりたいというふうを考えてございます。

次に、大きな項目2つ目でございますが、農地流動化の状況についてということでのお尋ねをいただきました。国際的な食料需給の逼迫と穀物価格の高騰は、地球温暖化や新興国の食料需要の高まり、バイオ燃料ブームなど構造的な問題に起因しておりまして中長期化が予想される中、今後の農業政策におきましては改めて我が国の食料政策のあり方が求められております。本市の基幹産業である農業を取り巻く情勢も米価を初めといたしまして農産物価格の低迷など一段と厳しさが増すとともに、昨年は水田・畑作経営所得安定対策、前は品目横断的経営安定対策と呼ばせていただきましたけれども、それを初めといたしました農業

施策が大きく転換した年でもありました。こうした背景のもとで平成18年、19年度の農地流動化に伴いますあっせん及び賃貸借の状況でございますけれども、それぞれ3地区に分けて申し上げます。初めに、名寄地区でございますが、18年度ではあっせんで34件、面積にしますと118.1ヘクタール、賃貸借では43件、面積では139.7ヘクタール、19年度にあってはあっせんで11件、33.7ヘクタール、賃貸借では40件、102.1ヘクタール。次に、智恵文地区で申し上げますと、18年度ではあっせん2件、13ヘクタール、賃貸借では17件、70.3ヘクタール、19年度ではあっせんで4件、80.7ヘクタール、賃貸借では19件、58.3ヘクタール。次に、風連地区で申し上げます。18年度ではあっせんで37件、121.5ヘクタール、賃貸借では38件、88.1ヘクタール、19年度ではあっせんで28件、81.2ヘクタール、賃貸借では79件、239.2ヘクタール。合計いたしますと、18年度名寄市全体ではあっせんで73件、252.6ヘクタール、賃貸借では98件、298.1ヘクタール、19年度ですと名寄市全体ではあっせんで43件、195.6ヘクタール、賃貸借では138件、395.0ヘクタールとなっております。近年の農地あっせんにつきましては、風連、名寄地区ともに例年ですと70ヘクタール前後で推移してまいりましたけれども、18年度につきましては風連地区では新たに導入されました水田・畑作経営所得安定対策に伴い、あっせん件数が大幅に増加をしております。名寄地区につきましても名寄東地区道営経営体育成基盤整備事業の実施に伴う農地の利用集積が大きく進んだところでありまして、また、19年度につきましては、智恵文地区における牧草地のあっせんが出たためにあっせん面積が増加したことが要因となっております。

次に、今後における集積の分析はとのお尋ねでございます。平成18年度に新名寄市農業・農村振興計画の策定に当たって全農家を対象に農家経

営意向調査を実施しており、その結果分析によりますと農家戸数が平成2年には1,362戸あったものが平成17年では840戸と522戸、率にいたしますと38%ほど減少しております。農業従事者の年齢も65歳以上が平成2年には763人、20%が平成17年度では888人、率にいたしますと38%と高齢化してきております。また、後継者不在と回答した農家さんが331戸、45%に及び高齢化、担い手不足が顕著にあらわれております。経営規模の将来意向につきましては、1つ目には農地面積の拡大を希望される方は122戸、19%、2つ目には現状維持と答えられた方が320戸、50%、3つ目には離農及び農地面積の縮小と答えられました方が119戸、18%、その他ですけれども、後継者の判断、あるいは高収益作物の導入等々を想定されている方につきましては89戸、13%となっております。近年の農業情勢をにらみ、現状維持が半数を占めております。今後3年間の間に売買、賃貸借を含めて農地面積拡大希望面積は122戸、727ヘクタールでありまして、農地の出し手の面積につきましては422ヘクタールで、農地の条件次第でありますけれども、農地拡大希望面積が大きく上回っているというふうに受けとめております。拡大方法では、売買が338ヘクタール、賃貸借につきましては74ヘクタール、どちらでもよいという方は315ヘクタールとなっており、売買を中心に拡大したい意向がありますが、農地の条件を重視する傾向もあります。年齢では40歳から59歳までがそのほとんどを占め、地域的には名寄地区で35戸、智恵文地区で25戸、風連地区では62戸が拡大の意欲を示しております。一方で、規模拡大しないで高収益作物の導入という農家が風連地区に多く、経営の実態をあらわしているというふうに考えているところでございます。

以上のような状況の中で、今後も高齢化の離農跡地を中心に担い手の集積が進むものというふうに考えております。流動化の施策といたしまして

は、農家指定である農業後継者の育成確保を基本に農業生産法人の育成、新規就農参入者の受け入れを推進するとともに、農地流動化に当たりましては農地保有合理化事業あるいはスーパーL資金の活用を図るとともに、産地づくり対策での担い手経営拡大支援対策あるいは土地基盤整備と一体となった流動化対策により認定農業者への農地への集積を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をしたいというふうに思いますが、1つ目に望湖台の扱い、これは望湖台だけでなくで昨年の2定でも質問いたしました、全体的な遊具の扱いです。公園あるいは健康の森も含めてそうであります、きちっとやっぱり管理をする。点検をするところについて、実はそれぞれ指定管理をしているところについてはその部面で点検をしているのだろうというふうに思いますが、行政もきちっと目配りをするということが必要だというふうに私は思いますので、そのところについての今後の行政としての扱い、係の問題もそう多くはないでしょうから厳しいのかもしれませんが、その辺の扱いについて今後まずきちっとやってもらうことを申しておきたいというふうに思います。

そこで、望湖台だけではないのですけれども、修理あるいは撤去にかかわっての費用がそれぞれ指定管理のところの枠内、いわば契約内での修理あるいは撤去なのか、もし行政として別に予算を組むとしたら、その額がどのぐらいになっていくのか。大体額のラインというのですか、50万円とか100万円とか、そのラインはどの辺で引いているのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねありまし

たように、指定管理者の分につきましては一定を超える分につきましては行政負担をさせていただきますけれども、一定の率内でありまして指定管理者の御負担で修理を求めているところでございます。御案内のとおり、修繕費についてはどういふふうな積算かということでございますが、今現在につきましては私どものほうで当初予算組む段階で前もって雪降る前に施設を点検させていただいております。それに基づいて積算するわけですが、必要なものにつきましては予算措置を図っていきたいというふうに思っております。ただ、永続的に修繕にずっとかかるもの、あるいはまた一時的に、突発的といいたいまいしょうか、も含めて修繕を求められるもの、そういったものもありますものですから、これは弾力的に運用させていただいております。これは望湖台ばかりでございませんで、いろんな施設について必要の都度修繕をお認めいただいて、修繕を図る部分もあるというふうな考え方をしております。したがって、幾ら幾らというふうな予算要求はしているところではございません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それぞれ管理にかかわって維持管理、修繕、補修も含めて指定管理の中で一定のところを新年度で見ているということでもありますけれども、額が多くなるとその枠内ではできないというのは通常だというふうに思っています。それで、これは望湖台だけではありませんが、総体的にやっぱりきちとした年次の予算が組まれているのかどうか、若干ことしの予算を見ますと、明らかに補修費、修繕費というのですか、がこれが望湖台だとか、あるいは健康の森というふうにはなくて、総体の枠で予算が組まれているというふうに私は見ているのでありますが、その額がきょうちょっと持ってきていませんが、そんなに大きな額ではないなというふうに思っています。そういった意味からすると、やはりきちと

した補修をしない限り毎年同じような金がかかるというのが中身ではないかというふうに思うのです。5月の末に私が望湖台に若干行ってみましたら、実は昨年も御提案申し上げて補修をするように話をさせていただきましたが、遊歩道のさくがまたことしもかなり厳しい状況になっていました。これは、毎年出るとは私は思っていないのです。一定の補修をすれば、あるいは取りかえれば、それは数年もつなというふうに思っていますが、昨年あれは遊歩道のさくを取りかえていないというふうに私自身は判断をしております、非常に危険なところもあります。また、あず、あさってですか、白樺まつりもありまして、多くの方が遊歩道を歩くのではないかとこのように思いますから、そういった意味ではもう既に補修をしたのかもしれませんが、ここはきちと指定管理のところできちと点検をさせて、指定管理の枠内でできないとしたら、行政として予算措置をするということをしちとしない限りいつまでたっても同じような状況になると思いますので、そのところについて今後の対応についてちょっとお聞かせを。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今望湖台に限ってのお尋ねでございましたけれども、施設全般そうだと思うのですけれども、やはり危険ばかりではないのですけれども、必要な修繕につきましてはしっかりとしていく必要があると。それが行く行くは安全性が保たれないというようなことになるわけでございますから、意を配していきたいと思っておりますが、今お尋ねありましたように頻繁に使われる使用頻度の高い部分につきましては特に心がけていかなければならないものというふうに思っております。中には、修繕という枠の中なのですけれども、例えば表示の部分につきましてはどうもふぐあいという部分もあるのでしょうか、それらにつきましてはまだちょっと時間的な余裕があるものにつきましては後に回すこともあるかもしれませんけれども、できるだけ危険

を伴うような分の修繕につきましては意を配して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 望湖台の問題については最後にしますけれども、昨年の答弁ではセンターハウスの前のローラー滑り台の関係がふぐあいがあって使用禁止と。ことしも使用禁止にはなっています。補修をしない、あるいはペンキも塗っていないわけですから、傷む率が早いというふうに私は思っています。撤去をするのか、使用するのかの判断早目にしない限りますます危険な状態になってくるというふうに思いますので、その扱いについては庁内検討、あるいは指定管理者との議論の中で早急な対応を求めているというふうに思いますし、1つ、お花畑が湖畔の反対側の山側にあります。実は、行ったときには4人ほどの女の方が水の中に入って草取りをしていましたけれども、実はその散策路の入り口が注意勧告、これは風連時代からの注意勧告の看板だというふうに思いますが、一応その内容がこれより先公園としての管理は行っていないので、大変危険なので、これより先は進まれることは十分に注意してください。これまたおもしろい文言だなと思って見たのですが、しかしそこにまた危険の、立入禁止のテープが実は張ってあるのです。私立入禁止のテープ張ってありましたけれども、中に入らせていただきました。確かに管理をしていなくて散策路ももうひどい状態ですから、あれはきちっとして立入禁止なら立入禁止の看板をするというふうにしなない限り、入る方は恐らく管理していませんので、お花もまともに咲いていませんからあれなのですが、そこはきちっとした扱いを求めているというふうに思います。

次に、前後しますが、指定管理者制度の関係で、今31カ所、14団体にそれぞれ管理指定をされているということでありますけれども、指定管理者制度の活用については行政のスリム化等々を含

めて実は今日まで各行政が進めてきている中身だろうというふうに思いますが、行政としてソフト面あるいはハード面でどのぐらいのメリットがあるのか、あるいはデメリットがあるとしたらどんなデメリットがあるのかについてまずお聞きかせたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 指定管理者制度の導入につきましては、もともと地方分権改革の一連の流れの中で出てきたものでありまして、平成15年に地方自治法の改正を行いまして、従来公共団体あるいは公共的団体等が管理をゆだねられている部分について民間事業者も参入を認めて、地域の活性化に寄与するための制度として導入されたものでありまして、名寄市におきましても19年2月の行財政改革推進計画の中に地域の活性化と民間活力導入ということで指定管理者制度の活用を訴えまして今日まで積極的に推進をしてきました。財政面での効果と申しますと、必ずしも想定をしていたほどの削減効果というのは現実には出てきておりませんが、やはり主眼は民間の事業者に事業をしていただいて地域の経済の活性化に資するというのが最大の眼目であります。当然期間を定めて管理をお願いしておりますので、今後は更新期に十分な検討を加えてぜひ財政面でのメリットも出せるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） なぜメリット、デメリットの話を質問したかということ、これは相反する中身なのですが、行政がメリットがあるとしたら、受けた側の民間、それぞれ団体の中で、実は労働者の待遇だとか賃金関係に大きな問題が出てくるというふうには私は思っています。それは、ある自治体ではメリットが出ているということで、中身的にはではその中身はどうなのかということ、結果的には労働者の賃金カットだったり、労働者の数

が少なく労働強化になったりということがあるわけですが、今答弁いただいたように民間活力と、そして地域の活性化ということの名寄は主眼に置いているということですから、余りメリットはないのかもしれませんが、しかし今後先ほど言われましたように、25施設といたしましたか、考えられるのが。もし今後やるとしてそこでメリットが出るとしたら、そこで働く人の労働条件や賃金がカットをされると。ということは、受け側は民間、あるいはそういう会社でありますから、絶対に利益を上げるというのが基本なわけであります。同じ額でいくとしたら、それは必ず労働者にはね返ると。あるいは、そこで活用する、利用する市民のサービスの低下につながってくるというのが中身だと。これは、通例そうなるわけですから、そういった意味ではそのようなことのないような今後の扱いも求めておきたいというふうに思います。

次に、農地の流動化の問題であります。答弁をいただきました。農地の流動化、非常に大きな問題でありまして、現状拡大したいという方もかなりいることは若干承知をしておりますが、しかし条件が整わなくて拡大したくてもできないという営農者も多いというふうにも聞いておりまして、昨年あるいは一昨年の数字から見ると今の流動化の流れの中で本当に農地集積がふえるというか、流動化がふえることによってそのまま売買ができなくて放置をされるということがありはしないかというのを私は危惧をしているわけです。それは、ある資料、ある資料というのは農協の資料であります、JAの資料であります、専業農家が37%、第1種、第2種兼業農家が63%いるわけです。10ヘクタール以上の経営者が総体の40%、こういう状況になっているわけでありまして、ですから、農地集積が今後そう簡単にいくのかどうかというのが私は疑問なところでありまして、そういった意味で聞いたところであります。中身的に集積問題だけでなく今後の農業に対する行

政としての支援策あるいはビジョンについてあれば、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 昨日のNHKの報道、あるいはまたきょうの新聞、土別のほうの情報も出ておりましたけれども、名寄市におきましては御案内のとおり先般も御答弁させていただきましたけれども、農業委員会を中心に名寄に介在する農地の中で遊休地、耕作放棄地と思われるものはどのぐらいでしょうかというようなことで、実際に足を運んでいただいて調査をさせていただいております。これが基本になるのだろうと思っておりますけれども、さてその次の段階でどういふふうに解消するのかというようなお話だと思っておりますけれども、これらにつきましては今農業委員会あるいはJAとも話をしているのですけれども、とりあえず今の実態を把握しようということでございます。お話ありましたように、あっせんりになかなかかからないというのは比較的その農地が条件が悪いといひましようか、そんなような形の中で残っている農地が多いというふうな押さえもしております。また、ある一方では、この際農地としてこれから存続していくということは難しいよというような農地につきましては、場合によっては林地化といひましようか、そういったことも視野に入れながら、農地の有効利用、国土の保全といひましようか、そういった考え方にも立って進めていきたいなというふうな考え方を持っております。したがいまして、今後またさらに関係機関と詰めて、名寄市だけの問題でございませぬので、そういった考え方を含めて農地の荒廃につながらないように、そんなような方策を今後十分に検討してまいりたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） なぜこんなことを聞いたかということ、行政としては国の施策や道の施策に沿って行政やってきているというふうに思いま

すが、それを上回る単費での農業支援ということが考えられないのかなのです。中身的に去年だったと思いますが、酪農ヘルパーというのがありますが、農業ヘルパーはどのようなのでしょうか。JAでも若干やっていますが、しかし専門的なところではないのです。人間を動かすだけの中身でありますから、そういった意味では本当の酪農ヘルパーのような人員配置というか、そんなところも行政としては少し力を入れると。あるいは、農協と手を組んでということも私は必要なかなと。いわば60歳以上の高齢者になってくると、私もそうありますが、かなりきつくなってくると。そこに手を入れない限り非農耕地がふえたりということも十分考えられるわけありますから、そんなこともきちっと行政として考えるべきだというふうに私は思っています。それで、60歳以上の方で後継者がいない方って結構多く、65歳以上でも30%ぐらいいるのですか。そこで、この数年新規の営農あるいはIターン、Uターン、そして今言った後継者いないところの新規営農者というのですか、それは必ずしも反別が大きいわけではありませんけれども、どのぐらいの数が出て、どのぐらいの反別が今そこにかかわるのか、ちょっと数字がわかればお聞かせを願いたい。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 数字を具体的につかまえておりませんが、私どものほうの市の中にそういった新規就農される方々についての手厚い支援措置を持っておりまして、道の担い手センターを通じてそういった問い合わせが頻繁にといひましようか、あります。私どものほうで個別に対応して、そしてどういった御希望でしょうかというようなことでお話、相談に乗っているわけなのですが、今こういう厳しい状況なものですから、営農に入りたい、ぜひやってみようというような思いはあったとしても、入って実習生といひましようか、研修ということに入っていても壁にぶち当たるといふようなことでな

なか実を結ばない。先般も1件あったのですけれども、なかなか難しいなというような押さえをさせていただいております。今までの実績等につきましては、後ほどまた資料を取り寄せて議員のほうにお示しをさせていただきたいと思っておりますが、そんな状況で今新規就農とりわけ対応させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今答弁いただいたように、農業経営そのものが厳しいということで、若年者が新規営農するというのはかなり厳しいというふうに思います。新聞等々でも、あるいはテレビなんかでもよく出されているのが定年以降の就農とはいひませんけれども、若干の農業をしたいという、そういう方が結構いるようではありますが、しかしそれとても何十町歩もつくるという状況にはないわけでありまして、そういった意味でいくと本当に農業をどう支えるかというのは国の施策でもありますし、北海道の食料基地としての施策もきちっとつくらなければならない。それを上回る行政としての施策も私は必要だというふうに思っています、このような質問をしているわけあります。

それで、ただ流動化の流れだけでなく若干聞きたいのが非農耕地よりもまだひどいというか、もう農地にならない、いわば農転の扱いについて、ここ2年ぐらいの件数と面積についてお知らせを願えればというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今転用の分でのお尋ねでございます。農地法の中では、4条と5条というふうな縛りがあります。分けて申し上げさせていただきたいと存じますが、18年度で申し上げます。4条の分につきましては、6件で162アール、1町6反というふうに言えますでしょうか。それから、5条の分につきましては11件、919アール、9町ということになりますでしょうか。

19年度で申し上げますと、4条のほうでは3件、43アール、4反ということになりましょうか。5条では6件、699、約7町というふうな、こういった数字が出ております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） これは、ポスフルも含めてあるのでしょうか、この中身としての農転のどういう方が買われたかというのは聞きませんが、しかしこれだけでも結構な農転になっているという状況ですよね。これは、恐らく名寄の市街地に近いところがその対応だろうというふうに思いますけれども、これとても農業委員会が云々ではなくて、農業委員会は団体の調整役ですからいい悪いということにならないのだろうと思うのです。条件を整えばそれは転用ということになるのだと思いますが、そういった意味でいくと本当にそれがきちっと使われているかどうか、保留になったままあるとしたら大きな問題でありますから、そんなところも含めてきちっと今後見ていかなければならないのだろうというふうに思っています。

最後になりますけれども、先ほどから言いましたように流動化の問題については一定程度数が出ましたから理解をしますが、何回も言いますように流動化の問題だけでなく今後の農業施策について行政としてももう少し力を入れる必要があるというふうに私は思っています。第1次産業、農業だというふうに言っている割には、どうもいまいち施策がないというか、ないと言うと語弊はありますが、そのような思いがしているものでありますから、先ほども今後のビジョンということでも若干聞きましたけれども、市長として第1次産業にかかわってどのような展望あるいは行政としての力を入れていくのかについてお聞かせ願って、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 農業の問題は、日本の食料自給率と連動して今非常に大きく取り上げられているのではないかと、このように認識をして

おります。ここ何年か、何十年か含めて自給率が低下をするばかりということでありまして、そのことは日本の農業が外国から輸入をするというようなことを含めての振興策につながってきていたのではないかと、こんなふうには思っておりますが、中国や、あるいはインド等の人口の増加、アフリカも含めて食料が今までのようにお金を出して輸入できるという時代がだんだん厳しくなっていると。そういう意味では、日本の国土をいかに有効に使いながら自給率を高めるかということがこれからの大きな課題だと、こんなふうには思っております。名寄市は、これまで個々の農業経営者に対する支援というのはなかなか及びませんでしたけれども、生産基盤の整備あるいはJAが取り組む集出荷等の共同施設、こういうものに対して集中的に支援をさせていただいております。これからの基本線はしっかりと守っていきたいというふうに考えております。御指摘の中では、特に高齢者等の条件不一致で農地が流動化しないと、場合によっては耕作放棄につながると、こういう指摘がありました。私どもも民間の人とこの1年、2年バイオエタノール、農地を活用してのそうした資源をこの地方では生産に結びつけることができなどうかと、このような議論もさせていただきました。一定の実験データ等は他の地域でも既に出ているわけでありまして、この地域でも不可能ではないと。しかし、最終的にはやはりコストがどうかと、こういうことで、具体的な荒廃地の活用のところまでは協議は進んでおりません。農業者の皆さんからは、そういう耕作放棄地をただ荒れ地という形に残すのではなくて、むしろ植林等、部長からも答弁をしておりましたけれども、林地等に戻すことで地域の環境保全にもつながるのではないかと、そういう意見もありまして、私はそのような選択肢も含めてこれからの農業者が後継者にしっかりとつないでいけるような、やはり所得補償政策というものがしっかり出てこない、頑張れ、頑張れというかけ声だけでは日本

の農業は衰退をしてしまう、こういうふうを考えておまして、現在水田・畑作経営所得の関係では一部政策が出ておりますけれども、これはヨーロッパ等と比較をすればやはり水準というものは低いと、こんなふうにとめておまして、これらを含めてこれからの農業振興のためにもしっかりと地域の声をまとめて要望行動を続けていきたいと、こんなふうを考えております。

○議長（小野寺一知識員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

名寄市住宅マスタープランについて外2件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま議長の御指名がございましたので、通告順に従いまして、御質問してまいります。

1点目は、名寄市住宅マスタープランについてであります。昨年暮れに名寄市住宅マスタープランが策定されました。このプランは、将来の実現したい暮らし方、それを実現するための目標、目標を達成するための具体的な方策を指針として計画が進められているところではありますが、まさに名寄市の将来を踏まえたプランだと思っております。国としても道としても将来の居住環境をどのようにするかということが近年クローズアップされてまいりました。このプランは、新名寄市総合計画がベースとなって関連計画との連携を図りながら推進されるため課題も多く、その実現は難題なものと思っております。プランの中では、現在抱えている問題や将来予想される問題、特にまちづくりに関する課題、住宅に関する課題、居住環境、暮らしに関する課題等、この10年間で重点的に問題を整理し、推進するということですが、10年後の名寄の人口構成となると年少人口はほぼ横ばいが予想されるものの、老人人口は30%を確実に超えることが予想されます。また、住宅に関する課題についても平成15年の調査結果では名寄地区では全住宅戸数の10%の約1,100戸が空き家家屋で、築23年以上の住宅が約

45%と老朽化が進んでおります。また、高齢者世帯の現況にしても増加傾向にあり、18歳未満の子育て世帯が減少し続けています。このプランは、今後の豊かな住生活を推進するに当たって有効なものであると考えますが、早急に推進すべき課題、将来を見据えて推進すべき課題という居住環境の課題があると思われまます。そこで、19年度6月から住宅策定委員会が随時に開かれておりますが、今後5年間の主な予定と本年度の重点目標がどのような内容であるかを伺います。

次に、3世代奨励策について伺います。2世代、3世代住宅が定着できるようであれば大変好ましい将来の目指すべきビジョンと思われまます。親子の断絶は、核家族がその原因の一つでもあるように思われまます。孫にとっておじいちゃん、おばあちゃんに愛情を受けた者と受けない者では、その後の成長に大きな違いが出るそうであります。このことを踏まえると、2世代、3世代住宅が将来広がっていくことは名寄の未来に大いに期待すべきものがあると思われまます。各町内会においても少子高齢化が深刻な問題となっております。2世代、3世代住宅がふえることにより、町内会活動や交流、子供教育、介護、経済等さまざまな方面で有効的な部分が期待できます。リスクもあると思われまます。それを克服することによってさらにより成果が期待できるのではないかと考えまます。しかし、現実問題として町内会の親が住んでいる住宅付近に家を新築しようにも地積がないわけでありまます。町内会は、築年数の20年以上のところが大半を占めていると思われまます。若者が戻れない環境にあるわけでありまますから、ますます高齢化社会が進む要因をつくり出してあります。名寄市でリフォームの際に20万円の補助金制度がありますが、これも3年の期限つきであり、居住床面積の確保、土地購入等の補助についても考慮すべきと考えまます。今回の住宅マスタープラン、名寄市公営住宅ストック総合活用計画、新名寄市総合計画の推進の機を踏まえて、2世代、3世代

居住を念頭に子育て世代を含む定住化が図れる住宅や老朽公営住宅の建てかえ促進、土地の有効活用等を利用した計画の推進を図るべきと考えますが、見解を伺います。

次に、空き家バンクの取り組みについて伺います。住みかえ支援、U、J、Iターンの促進及び中山間地域づくりの3事業に基づき、空き家の有効活用と定住促進による地域活性化及び住みかえによる住環境の改善を図ることを目的として、名寄市空き家情報バンク制度を創設してもよいのではないかと考えられます。空き家を売ってもよい、あるいは貸してもよいと思っている空き家の所有者の方に空き家の物件を登録していただき、一方、空き家を買いたい、または借りたいと思っている方に空き家利用希望の申請をしていただく。そして、利用希望者がこの空き家のことをもっと知りたいと思う物件があったら、行政の担当に連絡していただき、連絡を受けた担当者は所有の方に連絡して現地案内の日程を調整、その後所有、利用者、行政担当者、不動産会社等で現地の見学を行ってもらい、交渉が成立すれば契約となるという制度を本格化してもよいのではないかと考えます。空き家バンクは、暮らしたいと見てほしいとをつなぐかけ橋となって、頑張る暮らし情報をホームページで全国に紹介して積極的に取り組む姿勢こそが名寄の将来に希望を与えるものだと思いますが、名寄市の空き家情報の取り組み方を伺います。

2点目は、高齢者福祉について伺います。女性高齢者の貧困問題が深刻化している実態が明らかになったと新聞報道されておりました。年金収入の低さと病気の方などに将来への不安が深刻だということでもあります。高齢者の多くは、生活を公的年金に頼っているわけであり、原因は、女性は平均的に現役当時子育てのために早期退職、あるいは賃金が男性より低い上に就業年数も短いために受け取る年金も少ない。このように就業年数が男性より短く、年金受給額が少ないこと。現

在の自立支援法は男女を別に分析されておらず、恩恵を受けるのが男性に偏っているように思われます。高齢女性の生活実態や経験に配慮した就業相談や職業能力開発、医療、介護体制の便りなど、きめ細かい支援策の充実が必要であると考えます。そこで、名寄市の生活保護受給者、高齢者、そのうちのひとり暮らしの女性の現実はどのような状況なのか、また名寄市として女性高齢者に対する取り組みはどのようになっているのかお知らせください。

次に、高齢者宅の警報器の設置についてお尋ねいたします。過去設置状況など数名の議員の方に御質問がありましたが、私からは特に高齢者福祉の観点からお尋ねいたします。新築住宅は既に義務づけられておりますが、既存住宅も平成18年6月から義務づけられ、名寄市では23年5月までの猶予期間がありますが、名寄の現状はなかなか設置の進捗が鈍いということでありました。東京消防庁の調査によりますと、住宅火災で死亡した816人の半数は出火に気づくのがおくれたことが原因で、火災報知機がある住宅とない住宅とでは出火から119番通報の時間に1分2秒も差があるといえます。たばこが原因で火災の場合は、警報器が鳴れば煙や炎で避難ができなくなるまで7分の猶予時間が確保でき、火の回りの早い電気ストーブが布団に引火したケースでも2分間はあるといいう調査結果が出たということでもあります。火災での逃げおくれからお年寄りや障害者の生命を守るためにも高齢者、身障者宅に警報器の早急の設置の促進が望まれます。煙感知器は電池式のもので5,000円前後という値段ですが、助成できるものであれば助成策により全戸に設置が必要と考えますが、御見解を伺います。

次に、家庭における救急医療情報キット施策について伺います。自宅でごあいが悪くなり、救急車を呼んだとき、駆けつけた救急隊員がすぐにかかりつけ医や持病などの医療情報や薬剤情報提供書写し、診察券の写し、健康保険の写しなどの情

報を、専用の容器に入れて自宅に保管しておくことで万一の救急時に備えることができるものです。持病や服薬等の医療情報を確認することで適切で迅速な措置が行えることと緊急連絡先の把握により救急情報シートにない情報の収集や身内などのいち早い協力が得られるところであり、もしものときに安全と安心を守る取り組みですが、東京都港区では既にことしの5月から導入しているわけであり、救急情報の活用支援事業の一環として、まず身障者や高齢者宅、あるいは健康上不安のある人を対象にひとり暮らしに限らず同居者がいる場合でも希望される人全員に施策導入に理解と設置を奨励してはいかがかと思われ、見解を伺います。

3点目は、自転車対策についてであります。自転車は、身近で便利な交通手段です。170円台のガソリン燃料を消費せずに二酸化炭素の排出削減にも環境にも配慮した乗り物です。名寄の町中を心地よい風を肌で感じながら散策すると健康増進にもつながり、大いに利用を促進すべきだと考えます。反面さまざまな問題点もあります。迷惑駐車や盗難、事故、粗大ごみ、交通妨害などの事案が発生することもあります。北海道で自転車の保有率は約280万台ということですから、約50%、2人に1台の割合で保有しているということになります。名寄市はどのぐらいの保有率なのか資料がありませんが、同じような保有率になるのではないかと思います。前述したように自転車の管理の良否が活用度の良否につながるものと思われ、特に放置自転車は自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律で規定されているわけであり、名寄市内でも駐輪場、バス停付近、公共施設駐輪場等に多く乗り捨てられた自転車を見かけます。厳密に言いますと、駐輪場など許可された以外の場所に駐輪された自転車は違法駐輪となるわけですが、またある自治体では通勤、通学する者が学校近くに置く、いわゆる置き自転車、これ

自体が不適切な行為ではありますが、ましてや盗難や破損を受けてもいいという前提で置かれることが多く、学校を卒業するとりに来ないでそのまま放置されていることや処分に困った自転車や盗難した自転車を持ち捨てる者までいるということであり、法律を知らなくても個人が使用しなくなった自転車を放置した場合は、不法投棄として処罰されるわけであり、放置自転車を勝手に行政として処分することも、置かれた場所の土地所有者も粗大ごみとして処理依頼することはできません。このように自転車に関しての法律を知ろうと知るまいと処罰の対象になることがあっては、自転車活用の本末転倒となってしまいます。放置した自転車により交通障害、緊急用自動車の通行妨害となり、救命救急、消防活動などの人命にかかわる事態の対応に支障となる場合の社会問題や盗難自転車の乗り捨て、再盗難、あるいはいたずらによる破壊などモラルの低下、あるいは市街地の景観の悪化にもつながりかねません。このような事態を未然に防止するため、行政として対策を講ずることが必要と考えますが、見解をお尋ねいたします。

次に、自転車の有効活用について伺います。21世紀は3Kの時代と言われて、3Kとは、環境、健康、観光で、それに教育を加えて4Kとしたいということも耳にします。自転車の活用は、どれに当てはめても有効なものと考えます。今後さらに、文化という観点から自転車文化というものを目指すべきと考えます。自転車の文化は、安全、生活の向上、低コストをもたらすことになるわけですから、半世紀前の自転車文化というものを再現してはどうかと思っております。自転車有効活用推進のために、例えば行政として駅前に集まる放置自転車を条例等によって改修、修理して、共有のレンタルサイクル自転車の利用価値を高めるとか、観光レンタルサイクルの発展につなげるとか、自転車通勤を促進するとか、行政でちよつとした手助けのできる施策があると思われ、

どちらかという、自転車利用は趣味というより交通手段の傾向が高いわけですが、最近できた大規模なショッピングセンターの出現や道立公園散策などは自転車利用をふやす起爆剤になると思われるので、名寄市の自転車文化になる有効活用について見解を伺います。

次に、エコ公用自転車の導入についてであります。市の広報紙5月号、6月号でも広報されました温暖化対策が具体的になってまいりました。前向きの取り組みに関しましては評価いたしております。CO₂削減と経費節減、そして職員が汗をかいて環境問題を市民にPRしているという観点から、粗大ごみとして処理となった自転車を修理して公用自転車の導入をしてはいかがかと考えます。一年じゅうは名寄市の場合には不可能ですが、半年間は有効ではないかと思われまます。統計によりますと、自転車の移動距離が多いのは12歳から17歳で5キロ程度、18歳から64歳まで、男女にかかわらず2キロ程度ということであります。職員が市役所から約2キロまで移動する際に公用自転車を利用すると、年間約30万円の節減と約4.5トンのCO₂の削減になるということでありまますから、半分の節約と節減になるというわけでありまますから、導入についての見解を伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま佐々木議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は福祉事務所長、3点目は生活福祉部長からそれぞれお答えをさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

最初に、住宅マスタープランの今後5年間の主な事業予定と今年度の重点目標についてお答えをさせていただきます。現時点の計画ではありますが、平成20年度は名寄地区で北斗、新北斗団地の建てかえ事業の住みかえ団地として、仮称でありますけれども、南団地の建設に着手し、事業概

要につきましては鉄筋コンクリート5階建て、34戸であります。風連地区では、西町団地の4棟8戸の建てかえ事業を実施いたします。平成21年度は、北斗、新北斗団地の解体を計画に基づいて実施し、平成22年度は同じく解体と北斗団地の現地建てかえ及び新北斗団地の全面的改善に着手いたしたいと考えております。風連地区では、瑞生団地の住みかえ団地の建設計画策定に着手する予定であります。平成23年度、24年度は、名寄地区で北斗団地の現地建てかえ及び新北斗団地の全面的改善、風連地区は瑞生団地の建てかえ事業に着手したいというふうと考えております。いずれの建設に際しましても、高齢化社会に対応したユニバーサルデザインによるだれもが住みやすい住まいづくりを考えているところであります。

次に、重点目標であります。重点目標は、年度ごとに設定しているわけではございませんで、計画期間を通して、1つ目に子供からお年寄りまで安心して暮らせるまち、住まいづくり、2つ目に公的住宅、民間住宅をあわせた総合的な住宅市場の活性化、最後にまちなか居住の推進であります。以上の3点を目標にマスタープランを進めてまいりたいと考えております。今年度は初年度ということでありまますから、具体的な課題が見えた段階で関係機関及び他部局と連携を図りながら進めていきたいというふうと考えているところであります。

次に、3世代住宅の奨励についてお答えをいたしたいと思ひます。現在名寄市内における3世代住宅の実態は、大変申しわけありませんけれども、把握しておりませんが、割合としてはかなり少ないのではないかとこのような判断をしております。3世代住宅の目的は、定住促進、建設費の圧縮、世代間の交流などがあり、核家族世帯にはない側面があるとの認識はさせていただいております。本州などでは、過疎対策あるいは土地の有効利用を目的として建設費の一部助成を実施している自治体はありますが、名寄市が3世代住宅を奨励し

ていくということになりますと財源あるいは教育、雇用問題など多くの課題があると考えます。3世代住宅は、今後5年に1度住宅マスタープランを見直してまいりますから、それまでの研究課題とさせていただきますというふうに考えているところであります。

次に、空き家バンクの取り組みについてであります。現在市のホームページにおきまして名寄市移住・交流情報サイトで市内の宅建業者の方々の御協力を得て、賃貸住宅や売り物件の情報を提供させていただいております。自治体がこれらのあっせん業務を行うことは、宅建業法などとも関連し難しく、あくまでも情報の提供が主となるというふうに思っております。全道において35市町村で空き家情報等の提供を実施しております。名寄市においての独自の取り組みにつきましては、今後民間の方々との調整も必要というふうに考えておりますから、どのような取り組みが住民サービスの向上になるかを研究させていただきたいというふうに考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目2つ目の高齢福祉についてお答えをさせていただきます。

まず、高齢の女性に対する取り組みについてでございますが、女性高齢者の貧困問題につきましては御指摘のとおり女性は一般的に男性と比較いたしまして平均寿命が長いこと、議員も御指摘のとおり男性は外で仕事、女性は家庭を守るといった過去の時代背景もございまして、年金収入が国民年金のみという方も少なくなく、求められる役割を懸命に果たしてきた割にはその結果が報われていないとも言われております。しかし、高齢者福祉施策の推進につきましては、国の社会保障制度として公平な立場をとっております、男女という性別間で特に差別や優遇といったものはございません。また、福祉政策としての性格上、すべ

てだれにでも同じ内容というわけにもいかず、受給要件として一定程度の所得制限を設けておりますが、一般的には住民税課税、非課税という基準で行っております。御質問の名寄市における生活保護受給者数でございますが、ことし4月末現在で377人となっております。このうち高齢者数が167名で、うち女性は122人となっております。まして、実に4人に3人が女性となっております。名寄市におきましても福祉的に特に女性高齢者のみに対する取り組みは行っておりません。先ほどの分析にもあるように、高齢者には厳しい時代でありますので、困り事がございましたら、直接市の福祉窓口で御相談をいただきますか、地域の民生委員や町内会役員などにもお話をいただき、それぞれ相互に連絡調整を密にする中で適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者、身障者世帯全戸に火災警報器の完全設置の促進についてでございますが、消防法の改正によりまして平成18年6月から新築住宅には火災警報器の設置が義務づけられました。既存住宅につきましては、名寄市は条例によりまして平成23年6月からの設置が義務づけられたところでございます。現在名寄消防署では、各町内会に防火訪問を実施しております、あわせて火災警報器設置の周知に努めております。この訪問聞き取り調査では、平成18年度から現在までに全世帯の32%に当たる2,400世帯を訪問し、このうち約10%の世帯が警報器の設置を終えております。本市における高齢者世帯数を申し上げますと、住民基本台帳上ですが、平成20年6月1日現在における高齢者世帯は約1,800世帯、独居世帯は2,000世帯となっております。また、重度身障者の数につきましては650人ほどいらっしゃいます。新たな設置助成策を設けることは、既に設置された世帯やアパート、マンションの居住者との整合性の問題が生じることとなります。これらのことから、生命と財産を守る行政と市民の役割分担を考えますと、助成については大変難

しいことと考えております。火災警報器の完全設置の促進につきましては、消防署ともタイアップしながら、今後も精力的にPRに努めてまいりたいと考えております。

なお、福祉施策といたしまして緊急通報システムがございます。現在255台が設置されておまして、この機器につきましては火災警報器も兼ねておりますので、この利用者につきましては改めて追加設置する必要はないものとなっております。

次に、3点目の家庭における救急医療情報キット施策でございますけれども、御質問の自宅でぐあいが悪くなり、救急車を呼ぶもしものときの安全と安心を守る取り組みで、かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れた容器、救急医療情報キットを冷蔵庫に保管するというもので、その情報を救急医療に活用する事業を始めた東京港区に先日電話で調査をいたしました。これによりますと、港区では海外での取り組み事例を参考にいたしまして、半年前から消防庁と打ち合わせを行い、去る5月12日から全国初の取り組みとしてスタートをしております。配布しているものにつきましては、独自に考案いたしました専用容器に情報カードと利用を示すステッカーのセットで、製造価格につきましては1セットにつき約250円となっております。希望者に無料で配布をしております。既に申込者は1,400人を超していることをございました。主に昨年度から民生委員によります実態調査の際に個別に説明をいたしまして、この制度の周知を図った上で導入してまいりました。また、1年後につきましては区役所から更新通知と新しいカードを送付していくというような予定となっております。緊急通報システムとの関係では、同システム900件が整備されておりますけれども、ほとんどが重複してこれを利用されているということをございます。名寄市の緊急通報システムは、市の財政状況等もございまして、御希望に十分こたえるだけの設置状況では

ございませぬので、もしもの事態に不安を抱いている高齢者の方もおられると推測されます。幸いに名寄市の救急体制につきましては、都会でよく問題となっているたらい回しということがあるわけではなくて、救急患者のほとんどが名寄市立総合病院に搬送されて適切な治療を受けており、良質な連携が保持されている現状でございます。医療機関や消防署とも協議を行いました。また課題等もございまして、まずは地区民生委員の方や町内会などと調整、御議論いただいた上で、その後市がどのようにかわるのかを判断してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きい項目3点目の自転車の管理施策についてお答えいたします。

放置自転車につきましては、現在市も頭を痛めている問題であります。特に名寄駅前駐輪場や市内のバス停、さらには繁華街で多く見られ、これは駅やバス停などに自転車であつてきたJR及びバス利用者、または駅やバス停などにあらかじめ自転車を置いておき、その後使用しなくなると放置するケースが多いためと考えられます。この放置自転車につきましては、佐々木議員の質問のとおりいろいろな問題が生じてきます。使用しなくなった自転車や処分に困った自転車を放置した場合は、不法投棄、つまり廃棄物処理法違反として、個人の場合においては5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科という罰則規定が適用されます。防犯登録がされていれば警察署の捜査で持ち主を特定できますが、この登録がされていない自転車につきましては持ち主が特定できません。かといって市が勝手に処分することも、また置かれた場所の土地の所有者も粗大ごみとして処理することは法律上できません。現在市では、名寄市名寄駅前駐輪場管理運営

要綱を定めておりました、駅前駐輪場に関しましては毎年4月から11月までの期間を駐輪場として開設し、この期間を経過した自転車等に対しましては要綱の定めのとおり実施しておりますが、その他の場所におきましてはこの要綱を適用できず、住民のモラルに訴えるしかない状態のため、市も大変苦慮している状況です。現実には人が多く集まる場所で放置自転車が置かれた場合におきましては、防犯登録番号を確認して警察に連絡することをお願いしたいと思います。その後の対応につきましては、警察と市と連携しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

大量消費、大量生産、修理して使うよりは新しいものを買う。汚いもの、ごみはできるだけ身の回りから遠ざけるという考え方を改め、もったいない、再資源化などの循環型社会に適合した物を大切にするライフスタイルの見直しの啓発については行政が、また住民みずからの実践が重要と考えています。毎年のように防犯協会の自転車防犯対策について大きな店舗で街頭啓発活動を実施しております。今年度は、一部高校生の参加もいただき、自転車を不法に置くことの皆さんに御迷惑をかけることについての理解も高校生に啓発できたのかなということを考えておりますので、今後もこのような形での啓発活動も継続してまいりたいと思います。今後この問題について現行対策以上、さらにどのような対策がとれるかにつきましては関係部署と協議し、研究していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

(2) 番目の自転車の有効活用につきましては、寒冷で広大な北海道では暖房用灯油を大量に使い、自動車を利用する生活が当たり前となっており、石油資源に大きく依存した生活を強いられています。名寄市は、港町のような急傾斜地が少なく、平坦な地形が東西南北に広がり、公共施設も整備されており、自転車を交通手段として多くの市民が活用しております。近年の原油価格高騰の影響

で、通勤の手段を自動車から自転車に切りかえる動きが都会を中心に出てきています。その結果、自動車の排出ガスから出るCO₂の抑制に貢献でき、さらには健康にも役立つという効果もあり、排出ガスを出さない自転車は環境に優しい乗り物だと言われ、再認識をされております。自転車の有効活用につきましては、まだ使用できる自転車の修理して駅及び観光地や市内の大型店舗に常備し、訪れた観光客や市民に無料で貸し出す方法があります。本市もひまわり畑観光で実際に活用した例があります。また、一方では目的地まで行って疲れたからといって帰りはハイヤーに乗って帰ってくる、乗り捨てという問題の発生も懸念されます。さらには、交通安全上の問題もありますので、今後どのような有効活用の方法があるか、民間自転車店を圧迫しないのか等の問題も含めまして関係部署と協議し、研究していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

(3) 番目のエコ公用自転車の導入につきましては、近年地球温暖化防止対策や環境問題が世界じゅうで問題となっております。原油価格の高騰に端を発し、食糧問題、水不足問題なども新聞等メディアで報道されています。お金を出しても買えない、高騰し過ぎて買えない異常な時代が迫ってきているように感じています。市といたしましては、温暖化防止対策としての一環として、廃食油からリサイクルしたバイオディーゼル燃料を活用した実証実験を昨年10月に道路維持作業車1台に1カ月間、本年の5月からは学校給食配送車1台に10月まで6カ月間行っています。さらに、昨年議員から提言いただきましたように環境に優しい、家庭でできるリーフレット、10カ条の全戸配布や広報車による街頭啓発の実施、また小学校への出前講座、講演会の開催を予定しています。特に市民の皆さんには、できることから取り組んでいただこうと温暖化防止対策への理解と協力をお願いしています。議員御質問のエコ公用自転車の導入につきましては、市では8年前ほどから粗

大ごみ等で排出された自転車を有効活用して取り組んでいます。本年は、名寄庁舎に5台、風連庁舎に9台、智恵文支所1台、文化センター2台など今月から実施をしており、市職員が率先してCO₂の削減と燃料経費節減に向け今後も努力していきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それぞれ答弁をいただきましたので、再質問と要望を申してまいりたいと思ひます。

初めに、今後の5年間の予定と本年度の重点項目でございすけれども、予定としましてもこれもいろいろと各計画の相互の連携があると思ひますので、なかなかこれ難しい問題だと思ひますが、特にこの間ありました中活基本計画との関連というのはこの計画にかなり影響してくるのではないかと、こういうふうに思われます。まちづくりに関するこの項の中の課題でも人口の減少とか、あるいは世帯数の減少、あるいは少子化が進行していく、高齢化がもうすぐどんどん進んでいくと。そうすると、名寄の中心街に空洞化が起ると。こういうことは、やはりその中活の基本計画と全く密着していかないとこの計画が進んでいかないのでないかと、こういうふうに思ひわけでありす。

そこで、先般中活法でありましたけれども、健康をテーマとしたまちづくり、これは医療施設が中心市街地エリアに多いということや、あるいは病院関係が各地にあると。あるいは、例えばこのアンケートによりますと高齢者に充実した転居希望があるということなのですけれども、ただし中心市街地のアンケートを見ると確かに中心市街地に住みたいという人もいるわけですが、郊外に住みたいという人も名寄市では38.4%、風連では40.4%があるわけなのです。これは、この意見を反映するためにはどういふような見解を持っておられるのか、ちょっとその辺を聞きたい

と思ひますが。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） アンケートのとり方にもいろいろございまして、今議員がおっしゃられたように郊外といつても今の北斗団地がいいのか、中心市街地から見てどの辺までが郊外かということも含めて、例えば中心市街地を6丁目、5丁目に限定しますと南1丁目は郊外なのか、それとも北斗団地、緑丘のほうが郊外なのかということも、そこまで限定的には聞いていないこともあるのですけれども、基本的にはがやがやしたところよりは静かなほうがいいという見解を持っているというアンケート結果は確かに出ていふうに考えておりますので、今言われたように建てかえをしようとしている南団地そのものは、私どもの考えとしては中心市街地の中に入っている範囲内だと、5分内外でまちに出られる域にありますから。そういうことも含めて中心市街地との連携も図っていきたいといふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 名寄の場合は、中心市街地って3・6街という部分だけでなく、やっぱり名寄の端っこから端っこまで行つても2キロもないわけですから、歩いて30分程度ということになるわけす。それで、その辺のとらえ方というのがやっぱり違ふのではないかと思ひのですけれども、私もそういうふうには考えておりますが、ただこの中心市街地活性化基本法では3・6街を中心としたものということでありすけれども、今後住宅のプランを進めるに当たつて果たしてこの住宅プランとあれがうまくセットできるのかどうかというのを私もちょっと思ひておりますが、いずれにいたしましてもやはりそれが今後大きく名寄の活性化に向けて左右するものだと思ひております。

それと、もう一つ、まちづくりに関するあれによりますと、農業人口が先ほど竹中議員の質問に

もございましたが、農業人口の減少に対する将来の取り組み方が先ほどありましたけれども、例えばもっと活性化をするという住宅プランを含めた、これグリーン・ツーリズム、これの考え方というのは考えておられると思うのですが、この辺の見解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 農業人口の部分でいきますと、今回のマスタープランでも風連地区の部分では農業従事者の方にもアンケートとっていただいて、市内への意向、居住の希望があるかどうかというもお聞きしました。その後例えば今グリーン・ツーリズムで空き住宅が農地側に出ると。そのサイドに出るというふうになると、グリーン・ツーリズムのほうで利用が可能かということは今後また研究課題にのってくる問題ではないかというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 田舎といいますが、農家のほうではやはり昔からある自然、今の日本なんかは季節感とか、あるいは伝統的なものというのはだんだん薄れてきているわけなのです。それで、やっぱり農業関係者、農家のほうというとまだまだ季節感とか、あるいは自然とか、そういうものははっきりしてしっかりと残っているわけですから、そういうことも考えながらひとつ進めていってほしいと、こういうように考えます。

続きまして、住宅に関する課題の中で、高齢者世帯が増加する。あるいは、住宅数が世帯数を上回って空き家が出てくる。そして、もう既存住宅もストックしているところが老朽化してくる。そして、世帯の小規模化もなる。家族や高齢世帯の住宅規模のミスマッチが出てくるということで、高齢者の入居世帯はどうか、こういうことを考えると、現実問題として築年数が20年もたつて、今この計画ができる10年後になったらもう30年も過ぎてしまうわけです。しかし、例えばそこ

に今いる高齢者とか独居老人とか、こういう人たちは新しくうちを建てかえようとしても経済的に無理だと。あるいは、うちを持っているために公営住宅に入れないと。こういう人はどういうふうな取り組み方をしていくのか、今どういうふうな状態になっているのか、今でもそういう方がいると思うのです。それは、どういうふうなことになっているのか、ちょっと考えをお尋ねします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 高齢者の方々に、例えば今言われたように独居老人の方々がそうして住宅を持っておられるということも含めると、やはり公営住宅法で勘案しますと入居は多分不可になるというふうなことも考えられると思います。ただ、どうしてもということがありますと、相談の域に入れば私どものほうの担当でそれなりの対応をさせていただけると思いますけれども、やはり住宅を持っている方が入居ということにはなかなか難しいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ですから、そういう方は難しいのですけれども、これは今後考えなければいけない事項なのではないかと思うのです。私の町内会の中にもそういう方もいるわけです。ですから、やっぱりそういう方というのはどんどんうちは持ってくるのですけれども、なかなか入れない状況にあるというのが現実なわけですから、どうか今後またその点も含めてお考えをお願いしたいと思います。

次に、この中の居住環境、それから暮らしに関する課題という中で、私も防災関係のことについての観点から申し上げますと、この中に書いてある、もちろん課題は子供に関する犯罪とか、そういうような問題が書いてありますけれども、防災の観点から考えますと既存住宅やら、それから公営の住宅あるいは建築物、これに耐震に対する安全の施策とか、あるいはこの中にもありますが、雪に強い住宅とか、あるいは名寄ではあるかどうか

か知りませんが、アスベストや環境物質の対応とか、それから子供たちの防犯対策とか、それから地域全体での安全性の追求とか、それから地震、災害の2次災害とか、こういう防止策とか、住宅のマスタープランに何かそういう部分というのが余りないような感じがするのですが、ちょっと見解も伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 1つに、耐震の部分では今本年度から計画の耐震、ちょっと名前あれなのですけれども、計画にかかっています。それと、今空き住宅の部分の危険住宅みたい部分もあわせて検討していきたいと。これ生活福祉部とも関連してきますから、その辺も含めて空き住宅の検討もさせていただきたいと思っていますし、いろんな観点から取り組みたいというふうには考えています。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それと、先ほど2世代、3世代の考え方も御答弁いただきました。確かに2世代、3世代の奨励につきましては、私の話したとおり居住ニーズといいますか、環境ニーズといいますか、そういうものがないためになかなか推進できないわけにありますけれども、これはやはり奨励するという意気込みがないと実現しないのではないかと思います。それで、私も田舎育ちでありますから、この育ちが3世代というのが当たり前のことのように育ってきたわけなのですけれども、農家のほう等は当たり前のような感じで育っていると思うので、これはやはり子供の教育にしてもいろんな町内会の行事のこのしきたりにしても、全く簡単に暗黙のうちに教育ができる。あるいは、将来のためにそういう体制をつくり上げるという観点からも本当にこれは必要なことだと。なるべく多くの世帯がこういう世帯になってほしいなということで、やはりこれからもこういう取り組みをしっかりとしてもらいたいというふうに要望しておきます。

それから、空き家バンクの取り組みですけれども、空き家バンクは、この間私のところに泊まった方がおまして、名寄で住みたいのだという、情報が欲しいのだということであったわけですが、やはりこれはもうちょっとPRをしてどんどん全国的に広めていったほうが名寄市にまた帰ってくる人もいるのでないかと、こういうふうにも思います。また、名寄のいいところは、以前に佐藤議員も話しておられて、本当に何もなかったところがいいところかもしれませんけれども、このよさを知らしめて名寄に多くの方が住んでもらいたいということをPRしていただきたいということをお願いしておきたいとします。

次に、高齢者の福祉問題につきましてですけれども、先ほど高齢女性は122名いるそうでございますけれども、私の世代よりもさらに上の世代の女性の方というのは本当にキャリアを積みたくてもやっぱり結婚したら家庭を守って夫を支えてきたということが当たり前の時代を過ごしてきたわけでありまして、これからのことを考えるとひとり暮らしの実態調査を今後も続けながら、その取り組みをやっていただきたいと、こういうふうに思います。特に実態調査はやっぱりこういう観点から、例えば周囲に親族がいない高齢者、こういう人のところというのは非常に重要になってくるわけでありまして、こういうことを民生委員の方に努力をいただいて、孤独死防止のためにもひとり暮らしの高齢者とか弱者のための実態調査、これを今後とも続けてやっていただきたいと、こういうふうに要望したいと思います。

それから、高齢者宅の警報器の全戸設置でございますけれども、これはなかなか難しいということでありまして、生命と財産を守ることから考えますとやはり黙って自分でやれということではなくてある程度行政としてもしっかりと取り組んでいかなければならない事項ではないのでしょうか。やっぱりそういうことをしっかりと、2,000世帯ですか、高齢者宅。これは例えば1,000

0円やったら200万円ぐらいになるわけですが、そのぐらいの額は確保して、早急に取りつけるべきだと私は考えております。もう一度伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 以前にも議会で市営住宅の火災報知機の取り組みにつきまして御質問いただいた経緯もありますけれども、その際にも火災警報器の設置につきましては個人で守るべき財産という観点から、それぞれで賄っていただきたいというふうにお答えを申し上げたと思っております。今御質問のありましたように、高齢者世帯、それから独居世帯等々で、俗に言う高齢者が含まれる世帯につきましては約4,000世帯ぐらいあります。先ほども答弁の中で触れましたように、さらにそのほかに重度身障者の世帯がございます。火災報知機自体が複数個設置されるというのが通例でございますので、その中で制度の助成額が適当かというのも含めてちょっと難しい問題があるかなと。すべての方が自己の住居に居住されている場合につきましてはまだやりやすい部分であろうかというふうに思いますけれども、マンション等の借家に住まわれている場合、それから火災警報器自体が可搬性のものがございます。しっかり屋根に取りつけてそこに固定のものだよと。それから、有線配線といいますか、100ボルトの電源を使用するもの、電池式のもの、また種類もさまざまなものが出ております。そういった面から、まずは自分たちの責任の中において報知機の設置について御協力お願いしたいというものを消防署と一緒に回りながらお願いしてまいりたいと、このようにしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それでは、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

時間がなくなりましたのですが、次にこれは警報器も今まではガス漏れ、火災報知機というのがガス会社にもあるそうなのです。これは、ある程

度そういうところの同業者といいますか、そういうところも行政からこうやれということではなくて、やっぱり協力というか、理解を求めてやってもらったほうがいいのではないかと思います。

それと、また警報器というのなかなか浸透しないということでありますので、以前消火器とか詰めかえとかいうものもちゃんとなったのかどうか知りませんが、それもPRも足りなかったのではないかと思います。やはりPRをしっかりと、そういう警報器の設置促進を図っていただきたいと、こういうふうにご要望したいと思います。

最後に、自転車の管理でございますけれども、自転車の管理は条例とまでではなくても、これはやっぱり駅前の規則を広げて、しっかりとこれはだれのものかという登録番号、盗難防止番号があるということでございますけれども、はっきりとしたどこどこに住んでいるだれがやっているというシールをびたっと張っておいて、それがだれが見てもわかるようなシールというのが必要なのではないかと思うのです。それとか、やっぱり個人の責任の関係上、そういうようなものをおこななければいかぬし、それからこのところはとめてもだめですよと、あるいはこのところはいいですよと、そういうもののしっかりとした条文がないと、条例までにはいかなくても規則というのを見直してやっていただきたいというふうにご要望したいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時01分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

谷内司議員より欠席の申し出がありましたので、

御報告いたします。

天塩川流域の観光について外2件を、駒津喜一議員。

○9番（駒津喜一議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告どおりに質問をさせていただきます。

まず最初に、天塩川流域の観光について。一昨年北海道遺産に制定されました天塩川流域につきましては、その年の第1定例会において質問をさせていただきました。また、この天塩川流域につきましては、貴重な自然遺産の一つとして各関係団体等からの書簡物などで周知されているところもございます。この自然環境のすばらしい流域を利用して、本年8月2日から3日の2日間、ダウン・ザ・テッシーオーペック実行委員会主催による天塩川カヌーツーリング大会が開催されます。当名寄市の健康の森で開会式、翌日には名寄大橋で出発地点となるこのイベントにより、全国から愛好者が参加して、流域市町村の自然環境に触れることとなりますが、観光面だけではなく、人との交流や情報の発信や交換など、この大会の開催はいろいろな可能性を含んでいると考えられます。そこで、この大会に対しての協力と対応についてお伺いしたいと思います。

またさらに、このイベントを通じ地域の情報発信を効果的にするためにも流域周辺の市町村連携を深めて、地域ブランドの発信、交流人口の拡大が有効な手段と考えられます。以前当市政クラブの会派の視察におきましてニセコ町においてお伺いしたときに、最初は川下り、ラフティングを楽しんでいた一人のカナダの方の口コミで徐々にスキー場が紹介されたことから始まり、現在の観光の形となったとお聞きしました。こうした例はまれなケースかもしれませんが、豊かな自然環境を有しているこの天塩川流域を今まで以上にPRしていくには、個人個人での対応では限界があります。そこで、道が推奨しているシーニックバイウェイのルート指定を受けることにより、全国に限

らず広域に地域情報発信の機会が多くなり、期待感も大きくなることを考えれば、ルート指定を受けることは必要なことだと考えておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、大項目の2番目として、地域振興についてお聞きいたします。名寄市のボランティア活動は、教育から治安、福祉、自然環境保護と多方面にわたり、その活動には多くの方々から御支援をいただいている、御活躍されているところです。その活動を通じ、地域の活性化にもつながっている面も多々ございます。また、その陰にはこれらの活動団体の大部分に市職員の参加があり、従来から地域に貢献していますが、今現在各ボランティア団体が抱えている問題として、人出不足が一番の悩みとして挙げられております。ボランティア活動そのものは、個人の自発的な奉仕が最優先で強制できるものではありませんが、新名寄市総合計画にもある市民協働による市民主体自治形成を実現するためには、市民と直接交流できる機会が多いこのボランティア活動に対して、今まで以上に積極的な参加が必要と考えられます。こうしたボランティア団体の協力について、対策などがあればお聞きしたいと思います。

次に、エコマネーの取り組みについてお聞きしたいと思います。経済的な効果については、次の3番目の大項目について述べさせていただき、ここでは主に地域住民が参加する福祉主体の福祉利用券としての通貨券についてお聞きしたいと思います。地域のみで循環する通貨券として、経済効果だけではなく、福祉、介護、コミュニティー等地域の活性化に期待できるエコマネーが全国的に紹介されてから大変長い年月が経過しております。これまでも名寄市でも青年会議所の委員会の研究会で地域振興策としてこの取り組みを研究されていましたが、道内での実施状況はどのようになっているのかお知らせいただきたいと思います。

先日高齢化を悩みとした高島平の団地がテレビで放映されていました。高齢者比率が30%近く

なったこの地域では、高齢者の見守りをスローガンにエコマネーのこのカードを発行し、地域の高齢者福祉を支えている事例が紹介されておりました。1枚250円の通貨券が介護ヘルパーではできない利用者さんのラジオ、テレビなどの電化製品などの修理、さらにお年寄りのお話を1枚で1時間聞くということまでエコマネーで支援していることを紹介されておりました。人に頼むことを嫌がる高齢者もこの通貨券では気軽に頼みやすいという利点もあり、さらにこの状況を周りの地区の方が知り、若い世代がこの地域に住もうという運動にも発展しているそうです。こうした支援は、名寄市では前段のボランティア団体、特に町内会などでそれぞれの善意で支えておりますが、エコマネーの効果は福祉に限らず、地域振興にもつながる事例として受けとめさせていただきました。これからの高齢者への支援策として、あるいは地域振興にも期待できるこのエコマネーについて御見解をお聞きしたいと思います。

最後に、商業活性化に対する支援として、有効な手腕である地域通貨券についてお聞きしたいと思います。地域経済が通貨の面でその地区で循環することは、地産地消の概念と同じと考えますが、地産地消と大きな違いは地域外に流れることが皆無であることと経済低迷の一番の原因である貯蓄による通貨の停滞がないことです。貯蓄ができないということは、常に流通して消費されて物が動く。物が流通すれば雇用の増加にもつながる。また、生産から販売と一貫した経済流通が予測されやすくなり、地域での生産調整もしやすくなる利点もあります。こうした点を考慮すれば、地域経済の活性化に大いに期待できるところでもございます。この地域通貨券は、近隣市町村では既に取り入れているところもあります。当名寄市におきましても商工会議所の実行委員会を実施され、来月7月でことしの事業が一たん終了するというところでございますが、その実績について今現在予想の範囲なので、数値的な実績は問えませんが、お

隣の士別市では平成18年から実施され、その結果、1年目の実績よりも2年目の実績が大きいとお聞きしておりますので、名寄市での初年度の数字的な期待はできないかもしれませんが、この事業を開始したこと自体前段の理由からこれからの商業界の活性化、さらに地域経済界の活性化に向けても大いに期待の持てる部分ではないかと思えます。またさらに、将来的には市内経済の活性化だけではなく、大項目の2番目で述べました福祉や地域振興に広い意味でのエコマネーに発展する可能性も期待できます。この地域通貨券をこれからも行政として支援していくことが大切だと思いますが、今後の対応を含めた見解をお聞かせいただきたいと思えます。

以上をもちましてこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま駒津議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目、3点目につきましては私のほうから、2点目につきましては福祉事務所長からのお答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

初めに、天塩川流域の観光についてで、特にカヌーについてのお尋ねでございました。天塩川カヌーツーリング大会は、1992年開催以来国内外に生涯を通じた親水スポーツの普及を図るとともに、カヌーツーリングのだいご味と魅力、感動を与え、北海道を代表する大会として定着してまいりました。2004年10月に北海道遺産に選定された天塩川の大自然と触れ合い、河川景観や流域市町村のすばらしい魅力を再発見し、環境保全等に対する関心を高める機会を提供するとともに、参加者やスタッフ、地域住民との交流を通じまして、人、物、情報の提供や交流の場を創出し、天塩川流域圏の地域振興を図ることを目的としております。昨年度は、7月に開催されまして48艇90人とスタッフ48名が参加し、今年度は8

月2日、3日に開催が予定されているところでございます。当大会は、ダウン・ザ・テッシーオーペッ実行委員会が主催しており、24の関係機関が応援していきまして、当日は市の職員、NPO法人天塩川リバーネット21が会場の設営、交通の整理、駐車場における車両誘導など開会式から閉会式まで協力させていただきことになっております。

次に、シーニックバイウェイの取り組みについてのお尋ねでございますけれども、シーニックバイウェイとは景観のよい寄り道といった造形語でございます。自動車の走行する道路からの視点で景観、自然、文化、レクリエーションといった要素によって観光や地域活性化などを目的といたし、地域の魅力を具現化するための取り組みというふうに理解をさせていただいております。国土交通省では、観光振興などを目的にレンタカーを利用した観光形態が増加している北海道で先行的に取り組むため、北海道におけるシーニックバイウェイ制度導入検討委員会を設置し、支笏湖、洞爺、ニセコルートと大雪、富良野ルートの2つをモデルルートとして2003年に設定し、2005年にはシーニックバイウェイ北海道推進協議会を設置いたしまして、モデルルートに新たに東オホーツクシーニックバイウェイを加え、3ルート指定いたしましたところでございます。さらには、2006年には宗谷ルート、それから函館、大沼、噴火湾ルート、それから釧路湿原、阿寒、摩周ルートと現在は6ルート指定されているところでございます。このように道が一つのキーワードとなりまして、地域と行政が連携し、沿道景観の保全、改善などによる美しい景観づくりを行い、地域活性化につなげていく制度であります。名寄市では本年4月に道の駅が開設されたところであります。御承知のように剣淵、美深、音威子府、中川、そして名寄と5つの道の駅をネットワークし、ドライバーのみならず、名寄市の自然、文化、観光資源などあらゆる面で広く内外に情報を発信し、

観光振興や交流人口の拡大などシーニックバイウェイの主旨と同じく地域の活性化にもつながっていくものと考えております。このように道の駅から望湖台自然公園、道立サンピラーパークなど地域の魅力を発信し、環境が整い、需要が高まった段階でシーニックバイウェイの導入につきまして検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、大きな項目の3つ目でございます。特に地域通貨券についてのお尋ねをいただきました。地域通貨券の取り扱いにつきましては、ポストフル名寄店の開店間近ということもありまして、なよろ全市連合大売り出し実行委員会は、特別企画として3月30日から4月10日までの期間、地域通貨券の販売をいたしました。商店街連合会、それから風連商工会、地元百貨店の協力もあり、1万円で1万500円の地域通貨券を2,500セット販売し、抽せんで100人に1,500円の地域通貨券をプレゼントするという企画で、使用期間は4月11日から7月10日までの3カ月間で、170店舗の参加となっております。販売場所は、当初商工会議所、風連商工会での2カ所でしたが、消費者ニーズなどを考慮いたしまして地元百貨店など11カ所で販売をし、現在の販売状況につきましては1,422セットとなっているというふうに報告を受けているところでございます。これから販売状況等詳細につきましては商工会議所から報告を受けましても、状況について分析をしなければならないというふうに思っております。地域通貨券は、確かに地域経済活性化策の一つとして認識をしておりますけれども、商店街連合会など関係機関と協議を行い、活力と有効性を兼ね備えた策につきましては引き続き支援を講じてまいりたいというふうに考えてはおります。また、商業などの活性化につきましては、現在商工会議所と市とで中心市街地活性化についての議論を行っておりますので、ハード事業との整合性のあるソフト事業についての支援策を検討してい

きたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目2番目の地域振興についてお答えをさせていただきます。

1点目のボランティア活動に対する支援につきましては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。ボランティア活動は、市民と協働のまちづくりを進める上でより大きな役割を果たしていくものとなります。職員のボランティア活動は、個人の資質の向上はもとより、協働のまちづくりの観点からも有意義なことであり、また活動団体や地域活動の活性化につながることも大変有意義なことと認識をしております。職員には、庁内ウェブページの掲示板を活用いたしまして各部局での行事などの情報を提供し、積極的に参加するよう案内をしているところでございます。この7月には北海道環境サミットがありますが、名寄市もこのサミットに合わせ7月5日に市民の皆さんにも御参加をいただきまして、みんなが利用している道路を清掃することにより地球環境、地域環境をいま一度考えようとする取り組み、クリーンなよろ2008、おもてなしクリーンアップ運動を計画しております。職員も地域住民の一人としてこの取り組みに参加することとしておりまして、市民と協働のまちづくりの一つのきっかけづくりにもなりますので、積極的に参加するよう呼びかけてまいります。また、この運動を一過性のもので終わらせることなく、環境というテーマを通して市民の皆さんと職員がともに取り組む事業として継続してまいりたいと考えております。

名寄市には、他の地域での災害時などに対応するため、ボランティア休暇制度がございまして、この制度を活用し、過去に数名がボランティアとして救助活動などに参加をした経験を有しており

ます。このことは、名寄市で万が一災害などが発生した場合には、避難時や応急対応にこのボランティア参加職員がリーダー的役割を果たしながら、適切な対応がとれることにつながるものと考えております。職員が積極的にボランティア活動に参加するためには、日ごろからボランティア活動に対する理解を深め、身近なものからかわることが重要でございます。今後も職員研修など機会をとらえて、ボランティア活動に対する意識の啓発、啓蒙を図るほか、ボランティア活動に参加しやすい環境整備にも努めてまいります。

2点目のエコマネーの取り組みについてお答えを申し上げます。最初に、道内の取り組み状況でございますが、エコマネーと若干意味合いが異なりますが、地域通貨として道内では48種類の通貨が発行されました。発行団体はNPO法人、町内会、市町村、商工会議所、学校などと多岐にわたっております。発行地域、団体は札幌市の11団体を筆頭に帯広市4、旭川市、美幌町で各2、栗山町、下川町などの27地域で48団体となっております。名寄市でも平成13年と14年に社団法人名寄青年会議所会員で地域通貨の試験運用の取り組みがあり、平成16年には第1次と第2次の2回に分け、同会議所による地域通貨ひまわりが試験運用された経緯がございます。近隣では、下川町で平成10年に下川産業クラスター研究会が発足し、二、三十人の若者会員グループの発想で、平成12年から地域通貨フォーレを発行し、運用を行いました。約2年で終息し、現在は発行運用を行っておらず、近い将来にも復活する見込みとはなっておりません。栗山町では、平成11年にくりやまエコマネー研究会が発足し、地域通貨クリンを発行しており、現在では介護、福祉を中心に環境、教育、文化などの分野にも広がりを見せておりまして、サービスメニューは除雪、排雪、イベント協力、パソコン指導、そば打ちなど460種類9,000項目を数え、商店街などを含めた住民参加型のまちづくり運動に発展をして

おります。

次に、福祉、介護等にかかわる必要性についてお答えを申し上げます。エコマネーが流通するためには、してあげられることだけではなく、してほしいことの情報把握とそのサービスの需給をつなぎ合わせるコーディネーターの存在、さらにはそのサービスを提供する側と利用する側の顔が見えることが大切であると言われております。エコマネーの参加者は、ボランティア活動とは異なり、提供者であるとともに利用者であることが必要となります。エコマネーは、多くの団体が取り組みながら、なかなか定着を見ておりません。確かにしてあげることとしてほしいことの需給のバランスがとりやすい福祉分野、特に介護保険制度を補完するものとしての活用は、新総合計画の基本理念である住民と行政の協働のまちづくりを築き上げる上で有効な一つの手段となり得るものと思っております。サービスの交換がどのようなプロセスを経てなされていくのか、市民一人一人がそれぞれの立場で考え、携わっていくことが重要と考えております。エコマネーのベースはコミュニティーづくりであり、結果的に福祉サービスを補完することになるかもしれませんが、それは副産物であって目的ではないとするくりやまエコマネー研究会、長谷川代表の言葉を参酌いたしますと、人間関係の潤滑油としてのエコマネーに取り組む機運が再び醸成された際に地域の市民同士のかかわり合いをどう支援できるのか、その必要性和支援内容を市として判断してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず天塩川流域の観光についてでございますけれども、カヌー協会の方に聞けば天塩川流域をカヌーで見ると景観が人工的な構築物がなくて自然そのものを味わえるということで、非常にほかからの来た方

にそういう面で評判がいいという、そういった評価も受けているところでもございます。したがって、カヌー大会につきましてはいろいろと私の手元の資料の中にはこれから教育委員会のほうの後援もつくという部分もございますので、市としての支援はそれなりに対応しているなということで判断はしたいと思うのですが、この天塩川流域をうまく生かすにしても、先ほどから言っていますシーニックバイウェイのルート指定というのが必要ではないかというふうに強く思うわけですが、名寄市だけがルート指定を受けるわけにはいかないで、この流域に所属する市町村、これの連携がなければこの視点はなかなか難しいのかなと思っておりますので、道の駅を通じたルートでそのかわりとなるという答弁もございましたけれども、ほかの市町村と今現在観光に関してどのような連携事業といたしますか、そういった情報交換なり、そういった連携プレーというか、連携をされているのかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 議員御承知と思っておりますけれども、実は北部のほうで北北海道の観光をどうするかというようなことでの道北地域で組織する協議会がございます。その中で何回か会合を開かれておりますけれども、幌加内町も一緒に入っていただいておりますけれども、それらについて広域の観光のありようについて議論させていただいております。近年になりますと、そういったカヌーもそうですし、それから道の駅というふうに時代が変遷すると同時にそれぞれの取り組み方に変化を来しております。あるいはまた、交流人口、滞在人口等々もどういったふうにしていくのか、どういったふうネットワークをつくっていくのかというようなことでの御相談をさせていただいております。今私どものほうで考えておりますのは、とりわけ道の駅オープンさせていただきまして、そこに所在する市町村の方々のお集ま

りのネットワークも近年時に立ち上がるというふうな予定になってございますから、そういうようなものもひとつ要素として考えていきたいと思えますし、あるいはまたそういったそれ以外の町村につきましても何か地域特性を生かした形の中での連携が図れないかというようなことでのテーマを持って今取り進めているところであります。カヌー大会の中で、大会をやっている中でもかつてはそれぞれの地域の特産品といたしましうか、そういったものをカヌー大会の中に織り込んで御紹介するというような企画もあったやに承知しておりますので、そういった機会も通じながら広くPRをしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、そういった機関を通じて御相談を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） せっかく待望の道の駅がこの名寄市の南の玄関にできたということですので、ぜひ道の駅を有効に活用できる、そういった流域に属する市町村との観光に関する連携をこれからも強化して、また必要であれば新たな組織をつくってルート指定に向けて今から準備をしたほうがいいのではないかと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

また、先ほど同僚議員が名寄は何もないところがいいというお言葉がございましたけれども、観光の面で私これ一理あるなというふうに関心したのですけれども、何年前に雄武町入る前にタイヤ交換パーキングエリアですか、あそこに車を止めましたら、オートバイに乗っていた若い方が、本州ナンバーの方が一生懸命それこそ何もないのに写真を撮られていたという。気になったので、ちょっと声をかけたのですが、同じように何もないところが北海道のすばらしいところだというふうに彼はすごく感動していたところもございます。人工的に手を加えるという歴史的なそういった遺産がないといったことがかえって観光の

資源になっているというのも我々気づいていないところが多いと思います。そういった意味を踏まえてこの天塩川、先ほども申しましたけれども、川の中から見ると非常に大自然というか、原生林を目の前にして人工の構築物がないすばらしい景観だということで、私はカヌーに乗ったことないのですけれども、カヌー協会の方々が口をそろえておっしゃるので、カヌー大会を利用してこういった新しい観光の取り組みをぜひ取り組んでいただいて、今後とも市町村と連携を深めていただきたいなというふうに思います。

続いて、手間本経済部長が続けて御答弁されましたので、続けて順番が通告の順番とはちょっと逆転しますけれども、経済的な効果をねらえるという商工会議所の主催の地域通貨券についてお尋ねをしたいと思います。地域通貨券がことし名寄で始まって、先ほども難しい面があるというふうにお聞きしましたけれども、それがすぐ市民に浸透するというのもなかなか難しい面があると思います。したがって、土別では1年目は思った予想を下回る結果に終わってしまったということで、ただ2年目に非常に売り上げが上がったということで、これからも続けていきたいという意向をちょっとお聞きしましたけれども、その辺土別の状況についてある程度そちら把握しているのでしたら、その状況についてもお知らせいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 土別に限ったのお尋ねをいただきました。今手元にデータとして持ち合わせていますのは、18、19というふうな取り組み状況でございます。サフォークランドギフトカードというようなことで命名しまして、地域通貨券を販売したということでございます。18年度に限り申し上げますと、4,198万9,000円ほどの販売実績が出たと。参加店につきましては223店、手数料かかるわけですが、これにつきましては個店の皆さん方の深い御理解、

あるいは連鎖的な効果も期待しての部分なのでしょうか、換金手数料として2%ちょうだいしているというような手元の資料がございます。19年度で申し上げますと、販売につきましては5,000万円を売ったということでございます、カードを。ということで、この土別の取り組みにつきましては会議所の中でたまたま部会の中での発議というようなことございまして、取り組まれたようございます。ちなみに、かつて旧風連の中には地域通貨券を積極的に取り組んだ過去の経過がございました。風連の地域の中では一定程度の地域浸透はあるのでしょうかけれども、このたび新名寄市というようなことでの取り組みなものですから、なかなか浸透できなかったのではないかなというふうな会長のほうのお話も承っております。今後につきましては、どういった方法で地域の活性化につながるような、そういった地域通貨券としての取り扱いができるのか、これらについて十分時間をかけて、また皆さん方に説明をしっかりとって理解を求めて、そしていきたいというふうな考え方をしているところございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） わかりました。土別の実績は基本とは言えないのですけれども、これは初年度はなかなか結果はあらわれないという数字的なあらわれだと思います。名寄では来月終了するというので、期待できる数字というのが出ないかもしれませんけれども、これから今後ともこういう地域通貨券はいろいろな意味で期待するところではあるのですけれども、近隣市町村もそれぞれこの地域通貨券については中川町、美深町といろいろな形で商品券のかわりに出しているところもございます。また、報道で新聞にも載っていましたけれども、美深町では福祉サービスの一環としてこの地域通貨券を出しているというところもあります。そういった意味で今回の地域通貨券の事業の展開におきまして行政として、名寄市と

してタイアップというか、協力したというところがあるのでしたら、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 実は、私どものほうで当初会議所のほうからの要請は、昨年を引き続きましての大売り出しをというようなお話をちょうだいしたところございます。実際に大売り出しは取り組んだのですけれども、たまたま先ほど答弁の中でお話しさせてもらいましたけれども、ポスフルが出店をするというようなことの中で地域の中でも弾みをつけようと、景気をつけようというような思いからしてこういった発案がされたものというふうに理解しております。今後につきましては、私どものほうでこの通貨券を発行しまして取り組みますよというお話は伺っておりますけれども、今後取り組みに当たっての部分につきましてはまた行政のほうからも働きかけをさせてもらいながら、御相談しながらお互いによりよい、使いやすいようなそういった制度、仕組みをつくれるのかなというふうなことも含めて御議論していきたいなというふうに考えているところございます。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 今御答弁の中では、具体的には支援というか、補助金とか、そういう支援のほうは大売り出しの部分で支援しているということで、この部分にだけについては支援というのはない。これは、この仕組みからいえばそんなに幹事元といいますか、主催者側は余りお金のかかる面ではないのですけれども、ただいろいろな面で会議所だからお金がかからないということもあります。したがって、これが今お聞きしましたら、土別の場合は225店舗の参加ですか。今回の名寄市の場合は170店舗ですか。これから見ても店舗数は同じぐらいと判断しても、土別の参加店よりも名寄のほうが高いということもあります。そういった意味でこれから参加店舗をふやす

にしても、また通貨券をうまく市内に流通させるためにもいろいろな支援の仕方というのが行政でもあると思うのです。これ極端な話なのですけれども、これは例え話で質問したいと思うのですけれども、例えば職員の方々の給料の一部にこの地域通貨券を使ってもらうということで支給するか、または先ほど言ったように福祉サービスの一環として使うとか、そういった行政の支援というものも必要なことではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） かつての風連でもそうですし、近年でもたまたまそういった話題を耳にいたします。賃金等の支払いにそれを振りかえてはというようなお話でございますが、私どものほうで今初めて伺ったお話でございますから、これはみんなの理解を得なければならないものだと思いますから、またその部分につきましては人事課なりのほうと御相談をしなければならないのかなと思っております。いずれにいたしましても、私どもとしましてはねらいといたしましては皆さん方が使いやすい制度、幅広く使える制度、あらゆる機会に使える制度というものが追求できないだろうかというような思いを強くしております。それから、個店の中でもすそ野の広い使い勝手のいいような制度がどう仕組めるのかというようなことを考えております。そんなことで、また時間をかけて来年に取り組めるかどうか含めて御議論をさせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） 給料の一部にこれを使うということはかなり乱暴な発言かもしれませんが、ただ壇上でも申しましたけれども、この地域のこれからの振興とか、経済の活性化を含めていろいろな意味でそういった気持ちも必要ではないかと思っておりますので、実現できなくてもそういった気持ちで地域にこういう協力するという、そういった部分は必要なことだと思いますので、

ぜひこういったことも心がけていただきたいというふうに思っております。

また、この地域通貨券は先ほども言いましたエコマネーですか、そういった福祉にも、これからの介護にも大いに利用可能な分野ですので、こういった面を考えて、とにかく参加店をふやして、そしてそれがたくさん流通できるような、市内に通貨券が蔓延するような、そういった状況をつくらなければいけないので、今試験的な事業で行っているかもしれませんが、ぜひそういった面で個店個店が対応できなくなったという、そういう状況になってもいろいろな支援の仕方をして、この事業を行政としても応援していく必要があると思えます。ぜひこれからの来年度についても、以降についても御支援をいただきたいと思えます。

また、御答弁にもありましたとおり中心街活性化の問題につきましても、この通貨券は市内全域の部分で使われるということでございますけれども、特に販売店は中心街に集中しているのが明らかでございますので、当然こういった通貨券が有効に利用されていくということは中心街の活性化のソフト事業として大いに期待できることでございますし、いろいろと中心街活性化、TMOでポイントカードの事業を行いましたけれども、余り浸透しなかったという部分もなきにしもあらずで、PR不足もあるかもしれませんが、ただこの振興券に関しましては消費者がその金額を使えるという現金と同じような扱いで流通できるので、ポイントカードよりわかりやすいサービスとして利用できるのではないかと思いますので、こういった中心街活性化のソフト事業としても位置づけをして、これからも中活のほうの事業に組み入れるような形で進めていただければいいのかなと思っております。

また、先ほど答弁の中で大売り出しのお話もございましたけれども、大売り出しもこれもソフト事業としていろいろな面でこれからの商業の活性化のためには大変必要なことでございますが、た

また昨年度は事業としてお笑いのイベントと、それと地域通貨券を併合して開催したばかりですけれども、芸能関係も当たり外れがあるのは当たり前前の話で、これも歌手はヒットする人はヒットするし、ヒットしない人はヒットしないと、そういったこともありますけれども、選び方によってはかたいイベントもございます。そういった意味でこの大売り出しとあわせて振興券が有効に使われるように、大売り出しのほうの支援もひとつお願いしたいと申し上げておきたいと思っております。

それで、最後のほうの再質問で質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、エコマネーということで、私の認識では一番エコマネーに取りかかったのはたしか栗山町ではなかったかと思っております。そのとき私ちょっと栗山町にお邪魔しているお聞きした経過もございます。そういったことで今現在では、先ほど状況を教えていただきましたけれども、お隣の下川さんも手がけているということで、その当時私も栗山町が始めたころ、これは市の単位ではなかなか難しいのかなと。町単位でこういった事業がスムーズにいくのかなという印象を受けて帰ってきたのですけれども、今部長のほうから答弁いただいた中で、また先ほど壇上で言いましたけれども、高島平というのは東京のベッドタウンで大変人口の多いところでございます。高島平地区全域が事業をやっているのではなくて高島平地区の小地区、名寄でいえば町内会単位の部分でこの事業を行っているという、そして札幌市では札幌市内で11カ所こういった事業を展開しているということで、何も名寄市全体で考えることはないのかなというところもあります。これから自治区の形成をしていくに当たっても、こういった地域振興券が新しい自治区ではサービスが受けられるようになるよという希望的なものもあれば、こういった自治区作業も早く進んでいくのかなと思うのですけれども、その辺についてちょっとお考えあれば御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 地域におけるネットワークづくりの媒体の一つとして、地域通貨券は一つの役割を果たせるものと思っております。これが地域の中で地域の皆さんがこれを活用してまちづくりをしていきたいというような御要望が出たときに、市もかわりながらエコマネーをどう運用していくかということについて一緒に考えていきたいと思いますという視点で先ほどお答えをさせていただいたつもりでございます。現在ほのぼの倶楽部というのがサービスを利用する側、しない側、利用していただく方と提供していただく形の中で、そういうサービスを社会福祉協議会が行っておりまして、こういった中では実は有料ではございますけれども、そういったサービスの提供が行われております。今議員御提案のように、地域づくりの一環としてのエコマネーでございますので、そこは市のほうがこういうものを素材としてはどうでしょうかということもありますけれども、あくまでもそれは地域がつくっていただいた上で、みんなの気持ちの高まりというか、こういうものに取り組もうという気持ちの醸成が大事だというふうに思っております。議員おっしゃるように、従前の地域自治区、そういった学校区単位の中の一つの地域として取り組む素材としては非常に私はいいものであるというふうに感じております。

○議長（小野寺一知議員） 駒津議員。

○9番（駒津喜一議員） このエコマネーの意義をそこまで理解していただけるなら、ぜひ取り組みをしていただけるように、その単位はやはり町内会単位主体のものだということでございますけれども、ある程度行政としても手を差し伸べなければいけない部分というのがありますので、そういった機運が見られたら、やっぱり指導していくという、そういったことも必要ではないかと思っておりますので、エコマネーという事業をこれからの地域の振興のためにもぜひ実現できるように支援というのは必要かなというふうに思っております。

総的に言えば、地域で通過する地域通貨券、これが地域の経済を活性化をさせるだけではなくて、福祉、介護、いろいろな面で利用されていく、エコマネーとして発展していく、そういった兆しが今現実に見えてきております。この商工会議所の地域通貨券を商品券として理解する人もいるかもしれませんが、先ほどから何回も申しておりますけれども、この地域通貨券がこれからの地域のために役立つ部分だということで、これから明るいというか、そういった今回の取り組みについて非常にそういったこれからの地域の活性化のために役立つ事業だということを私は強く感じておりますけれども、最後の質問にこの見解についてお聞きして終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在名寄市では、町内会を中心にして地域のネットワーク事業ということでいろんなことに実は取り組んでいただいております。名寄市の区域に限って言いますと、46ぐらい多分地域ネットワークづくりということでまちづくりに取り組んでいただいております。一方では、現実的に都市化が進んでまいっておりますので、隣との関係が向こう三軒両隣というような良好な関係が保てればいいのですけれども、その例えば話し相手するにも単なる福祉ボランティア的な視点ではなくて、そこには少し対価を支払いたいと。それが流通するのであればということでエコマネーがあるのかなというふうにも思っております。ぜひそういったことで福祉をとらえていただいて、その地域づくりの糧になるのであれば議員もおっしゃるように一緒にまちづくりの中で有意義なものと考えておりますので、みんなで一緒につくるまちづくりのために有効な手段の一つというふうに認識をした次第でございます。

○議長（小野寺一知識員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

名寄市一般家庭ごみの収集体制の統一に向けた

状況は外1件を、木戸口真議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは、議長のお許しがございましたので、通告順に従い一般質問をさせていただきます。

まず、今定例会に私は2件の質問を島市長並びに藤原教育長に質問いたしたいと思っております。

今国内経済状況は、昨年12月以降も続く原油の高騰から、食料品等の値上げにより日本経済に大きな影響を及ぼしております。とめどのない原油の価格上昇に不安と怒りさえ感じます。6月に入り、ガソリンは170円台、離島では200円を超えるものです。食料品関係もさらに10%から20%の値上げと一般家庭の家計を直撃しております。特に今後は、地方経済の冷え込みも増すものと考えております。名寄市としても公共事業等のスムーズな執行を求めます。

それでは、質問に入りたいと思っております。1つ目に、名寄市一般家庭ごみの収集体制の統一に向けた状況は。私は、名寄市が合併3年目を迎え、4大化、道の駅のオープンなどがなされ、市民の一体感が徐々に形成されるものと考えております。名寄市民の公平なサービスの統一がさらなる一体感を持ち、まちづくりの基本となるものと考えております。私は、昨年の第3回定例会において一般質問にて一般家庭ごみの統一料金の考え方と収集体制の考え方をお聞きしたものであります。埋め立てごみ手数料についての統一の考えは、重量制を採用するとの考えを示されました。現状との多少の差異は生じると思うが、数値により示され、扱い量により差異が生じなくなることが示され、理解を示すものであります。問題は、収集体制の違いであります。名寄地区はおおむね戸別収集体制で、風連地区はステーション体制となっております。収集体制と収集回数の違いがあり、埋め立てごみ、炭化ごみ、資源ごみなど風連地区は回収回数をふやすなどで対応したいとの考えと風連地区の廃棄物処理に対する意識の高

さを尊重していただき、収集回数の拡大で対応したいと示されました。その中で一般家庭系ごみの一般廃棄物最終処分場への持ち込みなどの収集体制の見直しについては、モデル町内会を10月以降名寄地区も風連地区にもつくって実態調査をしたいとの考えがありましたが、現状をお聞きしたいと思います。また、収集体制を一市二制度で将来的に進める考えなのかもお聞きし、ごみ関連で市長に7点についてお考えを伺いたいと思います。

1点目に、平成19年度埋め立て処分状況は。

2点目に、リサイクル率、減量処理率は。

3点目に、平成21年4月1日から実施したいとの考えだが、取り組みが遅いと思われるが。

4点目に、収集体制の統一した場合のステーション、戸別収集でのコスト推計と現状での一般家庭ごみの費用はどれぐらいなのか。

5点目に、住民に対する意向、住民理解をどう求めるのか。

6点目に、収集体制の両地区での違いを基本的に解消すべきと考えますが。

7点目には、私は両地区をステーション方式とすべきと考えるが、お考えをお聞きいたしたいと思います。

2点目に、教育長にお伺いしたいと思います。名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について、名寄市小中学校適正配置等検討委員会の有識者委員会の皆さんには2年間にわたり検討、諮問をいただきました。名寄市の小中学校児童生徒の減少による少子化が進んでおります。報告によりますと、平成元年から19年間で児童生徒数は半減し、約2,300人となり、学校の配置は昭和60年代から大きく変化していなく、各学校間の学級の人数や学級数などのアンバランスが生じ、今後も少子化が続くことから、名寄市の小中学校の配置が現在のまま推移すると児童生徒にとって良好な教育環境の確保が難しいことから、学校施設整備を含め、適正規模、適正配置が検討されました。最終報告がされました。検

討委員の皆さんの御苦勞に感謝申し上げます。

基本方針に対する市民の意見の募集もされ、公表されたところであります。意見は1件でありましたが、郊外農村地区の極小規模校の市民の方からの意見で、学校を中心として進んできた地域に大きな不安の声があったと考えるものであります。基本方針に沿った教育委員会としての取り組みがなされると思いますが、地域事情も十分加味して慎重に進めるべきと考えます。このことから、3点について教育長にお伺いいたします。

1点目に、基本方針で適正配置計画を1期10年として示されましたが、例としてたたき台、小中学校の統廃合を含めた再編の年度が示されているが、考え方をお聞きいたします。

2点目、郊外農村地区では、地域の実情に応じて中心となるべき学校への統合を進めるとあり、進め方として統合準備協議会を設置して進めるとの考えについてお聞きいたします。

3点目に、特認校の指定に対する考え方と今後の支援の考え方についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） ただいま木戸口議員から大きな項目で2つの質問をいただきました。1項目めは私から、2項目めは教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

1点目の名寄市一般家庭ごみの収集体制の統一に向けた状況につきましては、質問の（1）から（7）まで一括答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。平成19年度の埋め立て処分状況は、速報値ですが、5,992トンで、前年度比92%と減少傾向にあります。同様にリサイクル率は19.4%で、前年度比マイナス0.2%、減量処理率は49.2%で、1.4%の増となっております。

昨年の9月定例会における議員との質疑では、

風連最終処分場のごみ処理手数料の統一化に向けての考え方を説明させていただきました。料金の統一により風連最終処分場の供用期間の延命を図り、風連地区住民の利便を損なわないこと、廃棄物処理に対する意識の高さも尊重させていただき、埋め立てごみの収集回数を拡大する方向で検討してまいりました。埋め立てごみの収集回数拡大に伴う費用を積算するための調査を数回風連地区で行ってきました。行財政改革の推進や収入の増加額と収集委託料が大きくかけ離れないよう収集経路も含めて現在も検討を進めています。今後のスケジュールにつきましては、今議会終了後6月23日に最終処分場手数料統一に向けての案づくりを行うため、風連地区環境衛生推進員と協議を行う日程を設定いたしました。その後民生常任委員会を経て9月議会に条例改正案を提案し、特例区協議会、住民説明会についても準備をしたいと考えております。

議員は、合併に伴い、収集体制も統一すべきとの意見をお持ちと伺っておりますが、収集体制の現状は名寄地区は戸別とステーション方式の併用、風連地区はステーション方式を採用しております。収集体制を統一した場合のコスト計算ですが、一般的にステーション方式から戸別方式に変更しますと収集作業員の数が1名から2名にふえ、そのための人件費と収集時間の延長などを中心に2ないし3割程度経費が増加すると言われております。逆に戸別方式からステーション方式に変更する場合、住民協力、市の指導体制など多くの課題があり、委託料が安くならず、新たに相当の費用がかかることも想定され、そのような例はほとんどないというふうに聞いております。実際に経費を積算する場合、新たなステーションの整備、まちの連担、つながり状況及び街区の状況、収集車の走行距離と1日の稼働可能時間、アパート、マンション、名寄地区には500棟を超えるアパート、マンションがありますが、の点在状況、指導体制の強化などさまざまな条件が複雑に組み合わさり、

収集経路の変更も考慮しなければならないため、減額の効果はあってもわずかと考えています。具体的な数値につきましては、民間委託を行っているため、収集車の実働テストを行うなど積算が必要でありますので、仮定の積算は現時点ではしておりません。ちなみに、平成20年度当初予算における名寄地区の一般廃棄物及び粗大ごみ収集委託料は6,800万円程度、風連地区の一般廃棄物収集委託料は1,050万円程度であります。

風連地区は、現在は中止をしておりますが、過去にごみ袋に排出者の名前を記入するなど適切な排出に努めるなど、ごみステーション方式を適切に管理運営できる廃棄物処理に対する高い意識を持っていると私は考えています。名寄地区は、昭和40年代まではステーション方式を採用していました。当時不適切廃棄物も多く、排出された方の特定が難しく、ステーションの設置場所が民有地であったこともあり、維持管理にトラブルが多数発生し、指導してもできない状況になり、アパート、マンションを除き昭和50年代初めから戸別方式に変更いたしました。多くの都市も同様の動きになったと理解をしております。戸別方式の採用により転入、転出の移動が多いにもかかわらず、住民意識も変化し、ごみ処理の適正化、手数料の有料化、減量化及び資源化、さらに分別の強化も進みました。その後収集業務を直営から民間委託に切りかえ、指導も含めた管理部門の人員も抑制し、収集経費の増嵩を抑えてきました。両地区の収集体制を統一してステーション方式にすべきとの御意見であります。いかに住民が望む適切なごみ処理について費用を抑えながら行えるのかを検証し、それぞれの地域の実情に合った収集体制の確保が重要で、現時点での機械的な統一は住民の混乱を増長するだけで難しいと考え、いましばらく現行の収集体制を進めたいと考えています。名寄地区では、30年以上戸別収集との併用を行っており、ステーションに切りかえることによるメリットが出るどころか、新たなステーショ

ンの設置及び指導に要する経費が大きく増嵩することも想定されました。逆に風連地区の市街地を戸別収集に切りかえると、現在有効活用され、機能しております170カ所余りのごみステーション、20カ所のリサイクルステーションが無駄になるとともに収集委託料が増加することになります。収集体制をいずれかに統一しても経費が増嵩してしまい、行財政改革に逆行することになり、双方の住民の理解を得ることが難しいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、昨年答弁以降平成19年度中にモデル町内会行政区を設置しまして、ごみ収集についての説明、意見交換をするということにつきましては、3カ所実施をしまして、名寄が2カ所、風連を1カ所実施をいたしまして、主にマイバッグモニターの説明、廃食用油のリサイクル、分別排出の協力依頼と意見交換を行っております。なお、収集体制の統一にかかわらず、モデル町内会行政区につきましてはこれからも意見交換を含めて実施をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針についてお答えをいたします。

初めに、第1期の適正配置計画についてでございます。平成18年度及び平成19年度の2期にわたる名寄市小中学校適正配置検討委員会の審議結果の報告に基づき、教育委員会では名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の素案を作成し、これを公表してパブリックコメントを実施し、適正規模及び適正配置に関する基本方針を本年4月に決めました。この基本方針の中で平成20年度から平成29年度までを計画期間とする第1期の名寄市立小中学校適正配置計画を定めております。この適正配置計画では、適正配置の方法、対象校、検討時期、地区別の方向性

を定めていますが、統廃合を含めた具体的な対象校や再編の年次については示しておりません。しかし、冒頭に申し上げました適正配置検討委員会による平成18年度の報告において、各小学校の通学区域ごとの地域の将来展望や児童生徒数の将来推計を踏まえた具体的な配置再編を提示して諮問すべきとの提言をいただきました。これを受け、平成19年度における適正配置検討委員会の審議において、諮問事項に関する資料として、おおよそ35年後までの人口や児童生徒数の将来推計、教育方針及び内容の変化の見通しと学級数や学校規模の予測、通学区域や通学距離などを諸条件として具体的な再編の年次等についてシミュレーションを行い、検討協議の素材として名寄市小中学校適正配置計画の検討素案を示して御審議をいただきました。この検討のための素案は、児童生徒数の将来推計、適正規模の確保や学校施設の老朽化の状況などに基づき5つのパターンによりシミュレーションを行ったものであり、あくまでも適正配置検討委員会の審議に係る検討の素材であることを御理解願いたいというふうに思います。

次に、（仮称）統合準備協議会についてお答えをいたします。適正配置の対象校と実施時期については郊外農村地区の極小規模校の場合、当該学年に児童生徒が在籍しない欠学年の発生が将来にわたって継続していくことが予想されます。このことから、児童生徒数の減少継続など小規模化の進行状況と学校施設の老朽化などを考慮して検討を始めることとしております。適正配置計画の具体的な進め方として、基本方針では対象校について個別の適正配置実施計画を策定して取り組むこととしております。適正配置実施計画の策定及びその推進に当たっては、事前に十分な検討期間を確保し、計画内容について対象校の児童生徒はもとより保護者、地域の方々に対して十分な説明を行うとともに、意見、要望の集約に努め、共通理解を図って策定していく考えでございます。統合準備協議会（仮称）につきましては、対象校の適

正配置実施計画が作成された後、保護者の代表、学校の代表、地域住民の代表などから成る関係者を構成員として設置するものであり、具体的な学校統廃合の推進や諸課題の解決について十分な理解と協力を得て進めていくことができるよう努めてまいります。

次に、特認校の指定校に対する考え方と今後の支援の考え方についてお答えをいたします。特認校制度については、平成19年12月の第4回定例会でも議員から御質問をいただきました。特認校の指定に当たっては、それぞれの学校の持つ豊かな自然環境や特色ある教育、文化活動の取り組み状況や通学、生活指導面など総合的に判断し、小規模校を教育委員会が指定をするものです。現在名寄市では小学校4校、中学校2校の6校を指定しており、各校の就学状況は平成20年4月で小学校11名、中学校9名となっております。しかし、特認校として指定され、過去においても活用がされていない学校については、今後の課題として取り組んでいかなければならないと考えております。また、小規模特認校に関する今後の支援についても、遠距離児童生徒補助要綱に基づく公共交通機関運賃の2分の1の補助制度の継続や児童生徒の確保についても特認校との連携を深め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは、答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと考えております。

まずは、一般家庭ごみの統一に向けてということで、私も昨年の9月に一般質問いたして、料金に対して、また収集体制についてということで考え方はわかったわけですが、私としてはというものもありまして今回また質問させていただきまして、また来年のスタートに向けてということもありまして、それで佐々木部長にちょっとまず質問始まる前に1つ先に考え方をお聞きしたい

と思います。それは、合併協議がなされて、ごみの統一に向けては基本合意の中であるわけですが、こういった収集関係の細部にわたる関係は事務事業の中で進めるという中で、この間もそういった考えをお聞きしたわけですが、事務事業の中で進められた合意は、一般住民の合意は余りつかまれていないと私は思いますし、議員であれどもやはりそういう進め方としてはあるかもしれませんが、困難をきわめて、上の段階で合意したというお話も聞いておりますけれども、そういった中でそういった合意しているのだよというお考えもある部分ではお持ちだったかと思われましても、まずそこです。それが前提にあるのであればこの話をしても全然進まないと思うのですが、前にもそういうお考えを伺ったわけですが、その考えについてはどうなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 一般的には、住民負担を伴う手数料、使用料関係については合併協定の中で、例えば保育料の問題については一定期間をかけて整理しましょうと、そういうふううたわれています。それから、ごみの収集体制の関係につきましては、私が聞いていたのは合併協議当時は収集料金の差があったものについては、一定程度整理できたものについてはどちらかを上げたり、どちらかを下げたりして調整をしながら整理ができた。それで、整理できなかったのは、埋め立てごみを風連の方は農業者の方も多くて、春、秋の農作業の中で一定程度自分で持ち込むことに対して自己処理をしているのです。自主運搬をしているということも含めて最終処分場の料金形態が統一できなかったと、そういうふう聞いておりました。その中で将来にわたっては、収集体制の統一ということの文言が入っていました。その収集形態の体制の統一ということにつきましては、その事務段階の事務事業一元化の中見たときには、風連地区にも一定程度の市街地形成され

ている場所があります。名寄でいいますと旧智恵文村、今の智恵文地区においてもそのような市街地形成している場所がありますので、収集体制の統一ということは戸別収集を中心としたステーション方式との併用型ということで、それと財源はどの程度許されるのかということを含めて住民の方々の理解を得ながら統一化というか、同じ収集方向に変えていくものかなというふうに認識をしておりましたので、今議員のおっしゃった、ちょっとうまく答弁になっているかわかりませんが、そういう認識を持ちながら、最終処分場の料金統一という考え方を昨年の民生常任委員会にもかけまして、ただその実施時期については市長の指示で1年程度、もうちょっと待ちましょうと。ごみ収集体制については、それぞれの住民の理解も大事だということもありまして、1年送りまして21年4月から実施をするべく、またことしになりましてからいろいろな作業を進めているのが現状であります。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今部長のほうからも答弁をいただきましたけれども、私は考え方でちょっとそういった住民合意がされていないという認識を持っておりましたけれども、事務事業で進んでいるという考え方を示された部分がありましたので、今ここで確認させていただきました。あくまでもやっぱり事務事業でのいろんな話は出たかと思えますし、統一に向けたという考え方も出ておりますし、私は住民合意というのはまだまだされていないということで、まずはお話をさせていただきたいと考えております。

それでは、私も最初にちょっと述べておりますけれども、私の考えですから、これに対して意見いただければと考えております。名寄市民の公平なサービスの統一がさらなる一体感を持ち、まちづくりの基本となるものと私は考えております。サービス、それは料金体制もそうですし、いろいろなことが差異が生じるということは、同じ市でい

ろんなコストの違いで差異があるのはもう長年の歴史ですから、これは仕方がないこともありますけれども、やはり合併という違う形態の歴史を持ったまち同士が一緒になるときはなかなかそういった差異というものが変わらない。例えば今の状況でいうと、風連は今の状況で大変意識が高いのでとお褒めの言葉もいただいて、本当に大変風連の市民を代表してうれしいことなのですけれども、しかしこの部分で差異があると。それで、私が考えているのは差異はあってもすり寄れるところはすり寄って、風連のいいところがある、名寄もいいところあるということで、やはりもう少しすり合わせていくような考え方を持ってほしいと。当面は風連の形態でやってくださいと。これでは、合併の意識の高まりというのがやっぱり薄れると思う。まだやはり住民の中にはそういった意識も持っていますけれども、そういう意味では確かにいいものもありますので、ぜひともそういった年次をかけて、例えば農村部はある程度今ステーション方式になっているという、智恵文もそうですけれども。正式ではなくてもそういったものがある。また、お聞きしますとマンションも500棟ぐらいある中で自主的にステーションを持って管理をされている方もいるということで、それで先ほども多くの都市はステーション型から戸別になったというお話もありましたが、でも江別、北広島、そういったところの10万人超す都市はいろんな問題を抱えながらも今進んでいる状況にあると思うのです。そんな考えから、私は先ほどステーションにすべきだと言ったことは、どうしてもなかなか今の形態がいいのだよといいながら、名寄はできないよと、そういった物の考え方がされたので、それならいいものだったらステーションにしてほしいという。私としてもちょっと無理があったかもしれませんが、そういったやはり合併による住民の感情もありますので、年次をかけてすり合わせていくという考えはないのでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。
○生活福祉部長（佐々木雅之君） 先ほども一部お答えしているかと思うのですが、ごみの収集体制の統一の関係につきましては、少なくともごみ有料化に取り組んでいる現状の中では重量制で出した量に応じてごみの処理手数料を負担すると。それから、ごみの収集をやるときに住民のニーズと合っているかどうかということでないかなというふうに私は理解をしております。収集回数の多い少ないで、それで収集方法も含めて統一できて、同じような形態であれば一番いいのでしょうけれども、それぞれまちの持ってきている歴史、住民感情、地縁的なつながり、それからまちの形態そのものも収集回数が何回行くことによってその地域の住民のニーズが満たされるのかということも考えますと、空走りで収集車が走っても仕方ないのではないかなということも含めて、その辺旧風連地区、旧名寄地区について事務当局で検討したときには、現行のサービス水準が落ちないということで収集回数については合併時も若干の差異があったり、収集形態についても風連地区につきましては町が補助を出して170個を超える1個6万5,000円のスチール製のごみステーションを設置していると。名寄は、残念ながら道路の端々のところにおいて収集をするという形態でしたので、その辺も含めて風連には一定の歴史と意識の高さということも含めて上手にいったのかなと思います。それで、名寄は去年、2年、3年前に収集形態を見直すということではなくて、一定の地域の住民感情やら家のつながり、連担状況も含めまして昭和50年代の初めから適切にごみを処理するためにはやはり自己責任できちっと管理をしましょうという建前のもとに、そこから減量化も含めて各戸収集の戸別収集を長くやってきたという歴史もありますので、その辺については合併当時住民の意向を酌んだ形での現体制の収集方法を維持するというのが旧風連町、旧名寄市の職員の住民の意見を反映した合意でなかったのか

なというふうに私は考えておまして、風連地区であっても若い世代がまちの中心部の主流を占めるような状況になると、もしかするとステーション方式の維持が難しくなる場合については現在のごみステーションの有効期間というか、更新時期を考慮すると、将来的には一部市街地域については戸別方式の採用ということも考えなければいけないのかなと思っております。そのときにできるだけ収集コストが上がらないように、収集経路であるとか人的配置も含めて考えていきたいなと思っています。

それで、風連地区は戸数は少ないですけども、面積が広くて収集範囲も広いですので、住宅が密集している名寄の収集形態とは若干差異もありますので、機械的な収集回数とか収集方法だけではなくて、やっぱり住民のニーズに合った収集体制を回数も含めてどう維持していくかということについては、今後も両地区の意向を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えています。

○議長（小野寺一知識員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 埋め立ての最終処分場の料金については、私も前回にもお話もしていますし、この質問の中にも数値的にも、1台当たりに対する費用的には風連の倍になるのですが、そういった違いはあってもそういったものに対しては私も理解は示すところですけども、家庭ごみの収集に関してはこれ全部の意見というわけでもないのですけれども、風連の住民の中にもいろんな利用料、使用料の関係でも名寄に合わせたような方向に多くが今まで、すべてとは言いませんけれども、名寄が人口5倍ですので、なかなかそういった風連の高齢者対策でもいろんなところはいっぱいあったのですけれども、料金も格安でとか。いろんなものがあったわけですけども、やはりほとんどのものが名寄に合わせてきたという部分も十分感じられると思うのです。そうした中で住民の中にはほとんどのものが今まで名寄にすり合わせてきたと。そうした中で今回の

ごみに関しては、今の中では経費もかからぬので、ステーションの形で十分うまくいっているので、やっていただきたいという、考え方もそれなりに気持ち的にも理解はある程度しているのかと思いますけれども、やはりその中にはまだ住民合意がされていないと私は考えているわけです。住民に今の現状だとか、そういったものを的確に数値に示して、やはりそんな中で理解をしてもらうのがまず一番大事かと思うのですけれども。

それと、今の家庭ごみの関係では、経費がかかる云々も数値も出ておりますけれども、今の現状でのコスト、5,200円と2万7,500円のコストでいうと、委託料なんかで割っただけでは500円なり、そういった差異がやっぱり生じてくる。だから、先ほども言ったように長いまちでずっと環境が違うまちだったら、これはコストかかることも仕方ないというような部分はあっても、合併というものを踏まえた中ではこういった差異というのはある部分では解消しなければならないということですので、それで今後風連のステーションの関係も老朽化によって、そういったものも踏まえて戸別もということもお話しされたわけですが、やはり私はそういった説明とモデル地区をつくって実際これでというようなものも示していただければと思っているわけです。それで、ここにも質問の中にも住民理解はどう進めていくのだということを質問もしているわけですが、ここでは行政区長が啓蒙しているのですか。風連地区の環境衛生推進員の中にそういった考えを示していきたいというお話もあったわけですが、その後でそういった制度が変わるということに住民説明会等々も行う考えなのか、その辺と今言ったコストの違いをずっと継承していくということに私は問題を感じているのですけれども、その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 6月23日の環境衛生推進員さんの会議につきましては、ほと

んどの方が行政区長さんということも含めて、実は4月に代表の方、3人の方と話をさせていただきました。今議会終わった後速やかにお話し合いを持ちたいと。その主たるものは、最終処分場の料金統一に向けまして旧風連町で取り組んでいたりサイクルステーションの維持管理経費を行政区が相当負担をしていると。それも合併時に若干の引き下げになっていて非常に苦慮していると。そういう問題もありましたので、その辺口だけで、風連地区のステーション方式維持できていることに対しましては私も敬意を表しますけれども、ただ頑張っている、頑張っているだけでは実際懐からお金が出ていっている状態でもありますので、それらに対する維持管理経費の費用負担についての程度市が料金統一化に向かってできるかどうかという話し合いもしたいと思っております。

それから、基本的には今行財政改革でいろんな行政の歳出経費を抑えようと動いている中で、ただ歳出が統一という形で膨らむことについては住民の合意が得られないと思っています。

それから、料金統一の関係については、木戸口議員も今おっしゃっていましたが、必ずしも風連地区が、必ずしも名寄地区がという形で、余り住民の方は新市になってから、その辺は多少上がった分、下がった分はやむを得ない、それが新市なのだということも含めて、問題はそこから出てくる今まで受けていたサービスが、例えばごみ処理のサービスが劇的にサービスが切り下げになることの方がかえって影響が大きいのかと思っております。その面では、優位性も含めて風連地区でステーション方式が存続できていることに対しては経費がかからない分、その分どこにお金が使われているかということ、私が所管しておりますしらかばハイツの浴室改修であるとか、今東生地区の飲料水供給施設についてもつい最近水が出ましたという報告を受けましたので、その報告もちょっと兼ねまして、そういうふうななかなか旧風連町時代には取り組めなかったことに対しま

しても、新名寄市という大きいかまどの中でそれぞれ優先順位をつけさせてもらいましてやることによって、住民の理解も十分得られるのかなと思っています。収集形態の関係につきましては、今すぐという話で住民の方々に御迷惑をかけないと思っておりますので、進んでいる部分を有効活用させてもらいまして、いましばらくこのような形で進めたいということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今風連地区のいろんな事業の中にもそういったコストが下がった部分で流用されているというお話もありましたけれども、住民のサービスですから、サービスが効率がよかったから特に風連のところに行ったとか、そういう認識もお持ちなのかどうかわかりませんが、それは私どもも合併したことによっていろんな効果が生まれて本当によかったと思っておりますので、そういった意味では効果も十分出ていると感じております。

それで、先ほど私が名寄地区もステーションというお話もさせていただきました。これ先ほど隣の同僚議員からもおいおい、冗談ではないぞというお話も受けたのですけれども、それかなり無理があるわけですが、それでも先ほど言ったようにできるところはステーションというか、そういった方式もとっていったらどうなのかというお話をさせていただきました。それで、なぜそんなことを言ったかと。そういったもので一応私としての根拠がありますので、ちょっと聞いていただければ、あいつ何も根拠ないのにあんなこと言っていると思われても困りますので。それで、まずは今住民のそういった理解を得て、風連地区はそういった理解がある、名寄地区はなかなか都市型なのだというお話もありましたけれども、来年名寄市の自治基本条例が制定されると。これは、住民に情報提供して、住民にいろんなことも情報を出して協力してもらって、そして協働のまちづ

くりをしようという大変な重要な憲法だと思うのです。やっぱりこういったときにこういった難しい問題を住民にも提供して、クリーンなまちをつくろうではないかとか、そういったものも私はあっていいかと思う、まず1つそういう考えもありました。あと、二、三日前の新聞に東洋経済新報社とか発行する全国の市の住みやすさのランキングが。3年前から見たら、ちょっとランキングは下がったのですけれども、それでも道内で3番目、全国では300ぐらいあるのかもしれませんが、103位ということで、名寄市にとっても誇れることだと私は思っています、住みよいということですので。それで、あとこういったこともちょっと絡めているのです。そして、もう一点は、今度新しく市立天文台、これ木原天文台になるのか、名称はちょっと新しくということで御理解いただきたいのですけれども、平成22年には設置されるというお話を聞いております。それで、私の同僚議員もレンズでは2番目なのだけれども、環境的には名寄がもう国内有数だという、この間一般質問されましたけれども、やはりこれもクリーンなイメージなのです。やっぱり夜空がよく見えて、夜空の光が見えるということはきれいだという、まずそういったイメージがつくといい中で、それでこの間ちょっと同僚議員にも話したらいろいろと言われたのですけれども、あともう一点は、ごみの関係、冬です。今夏場でも道道道とか国道だとか、あちこちに占有されたところにぼんぼんとネットで置かれている状況が目につきます。しかし、冬雪の山のほうにちらちらとネットがあって、たまには除雪と一緒に下になったり、散らかったりしている、郊外地区はちょっと奥に入ると。やっぱりそういったものを少しでも解決つけていかなかったら、せっかくこの住みよいまち、そして自治基本条例を作成して住民の合意形成でいいまちをつくろうと。ちゃんと全国的にも評価されているのです。やっぱりそういった取り組みを少しでも芽が出るような形でしていただき

たいと、私はそういった思いでちょっとステーションと思い切り言ったのですけれども、徐々にそういったことを取り組むぐらいの気持ちはあってほしいと思って言ったのですけれども、そのことについて御答弁いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） ことしも環境サミットに配慮しました学校区を中心としましたクリーンなよろというところで道路清掃もやりますので、今議員おっしゃるとおり私も担当部長として春の一斉清掃に始まって年間を通じてその辺の清掃関係について収集体系も含めて一生懸命やっているつもりなのですが、いかんせん冬期間については道が狭かったり、除雪の体制が十分でなかったということも含めて総合的にいろんな課題はあるかと思っておりますけれども、今後も年間を通じてきれいな名寄という部分で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 先ほども言ったように、ステーションということも視野に入れて、そして風連地区は戸別にできるところもしていくというような方向をしっかりととっていただきたいと思ひます。

それなら、もう時間ですので、教育関係でちょっと1つ。名寄市の小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針ということで、これがつくられて答申もされたわけですが、大変影響も大きかったのかなと私は考えております。質問の中でもパブリックコメントの中でも極小規模校の住民から、こうやって一生懸命取り組んでいるのだけれども、こういったことが出て、やはり大変残念だというお話も出ておりました。それで、私はちょっと特に気になるのは、基本計画の基本方針は大変年次をかけ、すばらしいものができたかと思うのですけれども、その中で検討素案としてたたき台ということで検討委員会に示された。

この示されたものについて、これ教育委員会の中で、先ほども答弁の中でも検討委員会から年次だとか、そういったものを出してほしいということだったのですけれども、この中にいろんなことを勘案してたたき台を出したかと思うのですけれども、学校名が入って統合、小規模校の学校が何年に統廃合という学校名が出ているたたき台が、私も持っているのですけれども、この学校名を出したというのは、私は別に出さなくてもよかったのかなとは思ひますけれども、これは確かな固有名詞を出した、この考え方をもう一度お聞ひしたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 検討素案の素材という部分で、今明確な学校ということですが、特定の学校ということではなくて、先ほど議員からおっしゃられたように子供たちの数が減ってきていると。その中で各学校の現状はそのままということがあります。その中で平成18年度の検討委員会の中で学校規模等について論議していただいたわけですが、その中ではまだ十分な煮詰まりがないということで具体的な素材を提供してほしいということがありました。それで、市内の16校についての児童数の推計等をしまして、そしてそれに伴う教員の配置だとかとありますから、そういった中でそれぞれの学校についてそういったシミュレーションも行っているということになりまして、特定の学校だけそれを明確にしたということではありませんので、御理解いただきたいというふうに思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 名寄市内の学校も出ていますので、それはもう私もわかっておりますけれども、しかし地域の学校というのは、やっぱり地域というのは学校を中心にして形成されているという言葉がいいのかちょっとわかりませんが、とにかく地域にとっては学校を中心とした活動とか、いろんな中では公民館もそうなの

ですけれども、そういった大きなものがあると。そうした中で素案の中に教育委員会の中で出されたと思うのですけれども、やはり地元の小規模校にとってはそういった年次や何か、学校名も出るということは大変大きな影響があったのかなと私は思うので、こういったもので悪意はなかったかどうか、ちょっとそれは別にしても、これはたたき台ですよと言われますけれども、地域によっては大変大きかったということをパブリックコメントの中でも意見か何か出ているのですけれども、こういったものを払拭するというわけではないですけれども、その次に質問しているのですけれども、適正化に向けて個別の適正配置実施計画に取り組むと言っている。そして、統合準備協議会を仮称ですけれども、立ち上げていくということなのですけれども、これは住民の要望で進めるのか、それとも教育委員会がその基本方針、またはたたき台の中に出た人数や何かを把握していますから、そういった中でそういった話の場を持って行って、この点についてもうちよっと詳しくお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 統合準備協議会の部分について今お話いただきました。市内16校の35年後のシミュレーションをして、特に名寄市内の小学校の5校について第1期中で5校から4校というような提言というか、受けました。そしてまた、郊外の農村地区についても再編について考えていく時期にあるということでもあります。それで、今言ったようにシミュレーションをした中で子供の教育がどうなっていくかということが第一義だと思うのですけれども、そういった教育環境をどう進めていくかということの中では、子供たちが減って学校の規模、先ほど言いましたけれども、先生の配置だとか、そういう部分で本当に十分な教育が受けられるのかということでございます。ですから、今シミュレーションを立てた中で、やはり地域の中にこういった状況にあると

いうことも説明をしていかなければならないというふうに思いますし、統合協議会の中ではそうした話を前段にしながら、地域の中でそういった声が上がってくればそういった協議会を関係者の中で立ち上げて、そして進めていくというような手順になってくるかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 今の統合準備会の設置の云々は、地域から上がってくればという理解でいいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 原則的にはそうだと思います。ただ、やっぱり地域に情報として今こういう状況にあるということは十分説明していかなければならないと思いますから、その中で地域としてどう考えていくのかということが出てくるのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） これは、名寄市内の大きな5校を4校にするので、そういったものもそんなに簡単ではないと私も思っていますし、でも小規模だから、人数いないから簡単かといったら、またこれもそうでもないと思いますけれども、そういった特に小規模校についてはやっぱり地域の小学校のあり方とかいろいろありますし、十分配慮していただければと考えておりますし、あと特認校についてお伺いしたいのですけれども、ここで私が聞いたのは趣旨的にはちょっと違うのですけれども、特認校の質問を私もしております。ただ、特認校の指定された、4校でないね、まだ多いかと思うのですけれども、新しく2校なったという部分もありまして、そうした中ではもうこのたたき台で何年統合と出た。これは、大変地域にとっても大きいと思うのです。特認校で、まだ特認校の指定を受けて1年もたたないうちに素案の中には何年後には統合だよということが出てしまったという。この大きなりスクを背負いながら、特認校の指定を受けながら、特認校として頑張る

のだと思うのですけれども、こういったものももちろん考えながら、こういったたたき台はあったと思うのですが、その特認校を指定した学校にこういったたたき台の年次を打ったという、私は配慮がちょっと足りなかったのかな、もうちょっと方策はあったのかなと思うのですけれども、その点については今後どういう支援の仕方、またどういう理解のされ方で進もうと思っているのか、その点について。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 検討素材の関係については、18年度の検討委員会終わった後に素材を提供したということで、19年度の当初のほうにシミュレーションといいますか、そういったものをつくって提起して、今おっしゃられている学校については、特認校の申請については多分19年10月か11月だというふうに思っています。ですから、それを特認校の申請が出されて云々ということではなくて、子どもはそういったシミュレーションがあるけれども、地域の人はそういった頑張りをしていくということでそういった申請を受けたということであります。

それから、特認校の適用に当たっては、やはり公共交通機関が通っているということが前提でありまして、それに基づいて遠距離通学の2分の1を適用するというようになっておりますので、その辺については理解いただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） いろんな形で御説明をいただいて、特認校の関係では地域にとっては公共機関ということで、そういった公共の交通に対しての2分の1という考え方が示されておりますので、私もそういった考えを地域の方にもお話することはあるのですけれども、地域の方にとっては今多様な、公共バスもそうですけれども、中学生でも小学生でも送り迎えしているのも現状というのもあるのですけれども、子供の父兄にも

いろいろな状況によってそういった配慮をしていただきたいというお話は私も聞いていますけれども、なかなか現状は厳しいですというお話もしたのですけれども、いろんな形があらうと思いますので、またそういった特認校が進むべき道の中にはぜひとも教育委員会も支援をしていただけるようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

15時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中心市街地活性化について外3件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から御指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問を行います。

まず最初に、中心市街地活性化について、2点について伺います。商店街のやる気を出すための方策については、行政としてはできる範囲もありますし、難しいとは思いますが、やれることはやっていただきたいと思って伺います。私は、商店街の方たちとの対話が重要だと思います。例えば懇談会ですとか意見交換会などはやっているけれども、成果は出ていないのが現状ではないでしょうか。これについてやり方を変える検討をしたか否かをお答えください。

次に、新しい活性化策について伺います。庁内検討会議などはやっているのかを伺います。会議などをやっていればどのようなメンバーでどのような内容の話をしているのかもお答えください。

次に、医療機関の環境について伺います。市立総合病院の現状は、慢性的な人員不足と病床不足、さらに看護業務量の増加、看護必要度の上昇があ

り、患者への負担や病院スタッフの疲労を考えると病棟再編や垣根を超えた人員の配置などを早急にする必要があると思いますが、これについての御見解についてお知らせください。

次に、建物の周りの環境について伺います。敷地内全面禁煙の影響でしょうか、私がこの質問をするようになってから年に数件の医療ミスが起きています。直接は関係ないかもしれませんが、医療事故が年に数件起きているのは事実ですから、検討すべき時期ではないでしょうか。病院スタッフが制服のまま敷地外で数人がまとまって喫煙している状況は非常に見苦しいと思いますし、市長は昔15年ほど喫煙したとあるところからお聞きしましたが、喫煙者の気持ちは理解できると思います。スタッフがいらいらして治療に当たると、よい結果になりません。たばこ税の2億数千万円の中の1%程度を使えば改装できると思いますが、私が言っている敷地内の2坪程度分筆して敷地外にし、その空き地にハウスを建てて喫煙所にする方法もあると思いますが、検討していただけるのかお知らせください。

次に、新たな農業振興施策について伺います。名寄市新農業・農村振興計画が平成19年度から28年度の10年間の計画で昨年度から始まっていますが、今後国や道の施策体系の再構築やWTO農業交渉などによる国際情勢など数年は農業、農村を取り巻く状況が大きく変化することが予想されることから、前期5年、後期5年にしているようですが、実施計画は毎年ローリングして、その内容を精査すると言っていますが、ことしはその検証は行われたのでしょうか、お答えください。

次に、毎年ローリングをし、今までの施策だけでよいとは思いますが、新たな名寄市に合った農業振興施策を検討すべきと思いますが、お考えがあればお答えください。

次に、その他の振興策についてもあればお答えください。日本の自給率は40%を切っているわけですから、北北海道から何かよい振興施策のお

考えがあればお答えください。

次に、インフラ整備計画について伺います。インフラ整備といっても私から言うまでもありませんが、さまざまな整備があります。例えば道路、河川、公園、上下水道などがありますが、今回は道路に限ってお聞きします。道路長期計画は、抽象的な表現で示されてはいなく、何年にこの部分を整備するなど具体的にあるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま渡辺議員から大きな項目で4点にわたり御質問がございました。1点目と3点目につきましては私のほうから、2点目につきましては病院事務部長から、4点目につきましては建設水道部長からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

初めに、中心市街地活性化の中で商店街のやる気を出すための方策はとのお尋ねでございます。議員言われるとおり、商店街のやる気は対話だと思っております。元気だったころの商店街、しかし世の中が大きく変わりました。これからも変わり続けるでしょう。町内会の懇談会などで出てくる意見は、まちの思い出のある場所、商店街が元気になってほしいとの意見が返ってまいります。元気がないのは、お客さんの気持ちに商店街がしっかりとこたえていないから、対話がないからと感じているところがございます。対話のあるお店は、やはり元気だというふう実感しているところがございます。商店街の街区においてのイベント、野菜市、祭り、フラワーロードの植栽なども地域の人と触れ合う絶好の機会と思っております。商業は、まちのかかわりの中で成長していくものがございます。商店街やお店がお客様のいるまちからどのように見られているのか、どのような役割を期待されているのかをしっかりと見きわめていくことも大切で、それは対話の中にあるか

と考えているところであります。商店街は、地域のまちづくりの中心と考えています。お客様だけでなく、広く市民の方々全体と一緒に考え、行動する。そのことが商店街を元気にし、地域全体が元気になり、地域が元気になると商店街が一層元気になるような、そのような循環する展開が見えてきています。対話の重要性につきましては、これからも関係団体と連携を行い、より一層啓蒙してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、新しい活性化の策はとのお尋ねでございます。中心市街地活性化基本計画の策定につきましては、市内における検討会議は調整会議として行っております。会議は昨年7月4日から行っておりまして、昨年で6回、今年度に入りましてから1回行っております。構成メンバーは、各部の主幹、課長、関係課長、主幹で総勢15人、オブザーバーとして商工会議所からの参加を受けまして会議を行ってきているところでございます。また、協議の内容につきましては、中心市街地の1つ目には区域について、2つ目には問題意識の洗い出し、目的について、3つ目には事業主体について、支援組織は、4つ目には集積機能について、スケジュールは、5つ目にはどのような事業を行うか、ソフト事業はなどなどの検討協議を行ってきているところでございます。各部署における新たな事業につきましても協議を行ってきておりますが、現段階では総合計画に組み込まれている事業の展開を十分に行うことでの意見の集約とさせていただいております。また、先月30日の議員協議会で御説明申し上げましたたたき台につきましても議論してきておりまして、現在商工会議所でのまちづくり委員会で協議中となっておりますので、今後におきましては機会を見ながら再度会議の開催を考えているところでございます。

次に、大きな項目3つ目の新たな農業施策についての中で、今までの振興策の検証はとのお尋ねでございます。合併により新名寄市の農業、農村

は、耕地面積1万480ヘクタール、農家戸数814戸、農業生産額88億円となり、名寄市の基幹産業として地域経済、社会を支える重要な位置づけとなり、平成19年3月に合併後の名寄農業、農村の基本指針でございます新名寄市農業・農村振興計画を策定したところでございます。また、計画期間を市の総合計画と合わせまして、平成28年度までの10カ年間としたところでございます。御質問のとおり、実施計画は国や道の施策体系の再構築やWTO農業交渉等における国際情勢など今後数年は本市の農業、農村を取り巻く情勢が大きく変化することが予想されますので、前期計画が平成23年までの5カ年間と後期計画が平成28年度までの5カ年間に分けて実施計画を実現するための必要な施策を分野ごとに具体的に策定しているところでございます。お尋ねの実施計画の検証についてでございますけれども、検証につきましてはJA道北なよろ組合長が会長となり、関係機関、団体、学識経験者で構成されます名寄市農業・農村振興審議会で行うこととなっております。ことしは、3月28日の日に審議会を開催させていただきました。平成19年度の各種事業について振興計画に基づく施策の進捗状況や今後の実施計画等について協議を行っているところでございます。

次に、新たな振興策を考える時期ではとのお尋ねでございます。平成19年度から国がこれまでの価格政策から所得政策へ大きく転換を図り、担い手重視の政策に方向を定め、新たに品目横断的経営安定対策、この政策はことしから一部内容を見直して、水田・畑作経営所得安定対策に名称が変更されました。さらに、新産地づくり対策、農地・水・環境保全向上対策を打ち出し、市といたしましてもこれらの対策の積極的な推進を図っているところでございます。国、道などの施策を考慮しながら、市の単独事業も行っており、現時点では策定されたばかりの振興計画に沿った施策を確実に実行していくことが大切であろうというふ

うに考えております。ただ、世界的な主食となる食料と飼料作物の不足及び価格の高騰で日本の食料自給率の低さが国民の大きな関心となっているのは御承知のとおりであります。追い打ちをかけたまま、原油高で生産コストが高騰し、生産者の経営を圧迫しております。さらには、高齢化、担い手不足の中で耕作放棄地や遊休農地の発生が増加し、今後におきましても農地面積の減少が見込まれており、優良農地の確保と耕作放棄地の解消も必要不可欠な課題でございます。このような状況下で国などの緊急的な対策に十分注意を払いながら対応してまいりたいと考えております。

また、産地づくり対策、中山間地域等直接支交代付金制度が平成21年度までの対策となっており、これらの対策は地域みずからの活用計画が重要となり、制度の仕組み自体で地域に及ぼす影響が非常に大きいものというふうに判断をさせていただいております。生産者、関係機関、団体と十分な議論をしながら、地域農業の振興を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、その他の振興策はとのお尋ねでございます。その他の国の施策といたしましては、水田・畑作経営所得安定対策の導入に伴い、担い手関連の施策を打ち出しております。1つ目には、特定対象農産物の生産支援事業でございまして、小麦、大豆、てん菜など特定対象作物の作付を拡大した場合、過去の実績がない部分に対しましても助成を行うものでございまして、平成20年度採択予定では88戸、2,309万2,000円の補助金を予定させていただいております。

2つ目には、担い手経営革新モデル実践事業では、経営体に当該技術の導入、効果の実証に相当する額を助成するものでございまして、平成20年度の採択予定では継続で2戸、新規で1戸、事業費では570万8,000円の補助金を予定しているところでございます。

3つ目には、地域担い手経営基盤強化総合対策

実験事業では、認定農業者などが主として融資を活用して行う農業用の機械、施設の整備に対しまして融資残の自己負担部分に最大で30%補助がされるものでございます。平成20年度採択予定では54戸、補助金ベースで8,830万8,000円を予定させていただいております。

市の単独事業では、都市と農村の交流や地産地消の取り組み、修学旅行生などの受け入れの実現に向けた取り組みをするグループに助成するものとして、グリーン・ツーリズム推進事業、アスパラガス増収の取り組みと加工品の開発など名寄アスパラガスのブランド化に向けた取り組みに対する助成としてアスパラネットサンス事業、アスパラ粉末製品の開発、普及に供する粉末製造に対して助成するアスパラガス粉末加工振興事業等を推進しているところでございます。国、道、市の施策にあわせるとさまざまな対策があり、農業団体や生産者への情報提供を行っております。

また、北北海道から何かよい施策があればとのお尋ねですが、アスパラプロジェクトや名寄産米プロジェクトを立ち上げ、販売、流通、加工を含め、議論や研究を重ねているところでもあり、先ほども申し上げましたように策定されたばかりの振興計画の実現のために市民、生産者、関係機関と連携、協力し、議論を重ねながら活力と潤いのある農業、農村を目指しての実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 名寄市立総合病院の環境についてお尋ねがございました。1つ目の看護業務量の増加、看護必要度の上昇があり、病棟再編や人員の配置を検討すべきではないかとの御質問でございます。病棟の再編につきましては、各診療科のベッド稼働率、緊急入院も含めた入退院の状況、患者の重症度、緊急手術や検査、看護師の時間外勤務等を勘案いたしまして、

毎年度院長、診療部、看護部など関係部署と検討協議の上、病棟を編成してございます。

次に、人員の配置についてですが、病棟の状況に合わせて忙しい部門への助勤体制をとるようにしております。長期の助勤が必要な状況の場合には、翌月以降の勤務表作成時に調整を行ってございます。昨年度に病棟再編を行ってからは、長期の助勤は必要ありませんが、短期間の助勤は現在でも実施しております。今後は、看護必要度、評価によるデータを集めて、客観的なデータをもとに傾斜配置を含めた人員配置、助勤体制、空床管理等看護管理に生かしていきたいと思っております。

次に、建物周辺の環境についての御質問をいただきました。本年1月より病院の増改築工事を実施しておりますが、来院されます皆さんを初め近隣の皆様には御不便や御迷惑をおかけいたしております。本年度内に工事が終了し、より充実した医療の提供ができることと思っておりますので、いましばらくの御猶予と御理解をお願いいたします。

平成16年4月から取り組んでおります敷地内全面禁煙につきましては、4年を経過したところでもあります。この効果につきましては非常に大きいものと考えますが、しかし反面御指摘のとおり見苦しい光景が見受けられるのも事実でございます。何よりも病院としては、患者さんの健康の増進を図ることを第一に考えた上での取り組みであります。また、本年4月よりは精神科病棟も禁煙に取り組ましまして、禁煙外来を開始しており、保険の適用となったところでもあります。また、御提言いただいております土地を分筆して喫煙所を設置する件につきましては、現状どおりの対応と考えております。事情を御賢察の上、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目で4点目のインフラ整備についてお答え

をさせていただきます。

道路整備計画、特に名寄地区市街地の舗装率は、現在63.3%と低いこともあり、昨年度からは総合計画における道路整備計画により向こう10カ年で市街地を中心に約15キロメートル、率にして10%向上することを数値目標として策定しております。基本的には、総合計画に沿って整備したいと考えてはおりますが、今日的な財政状況から財源確保等多くの課題があるため、緊急性のある路線について改良舗装の事業化を計画するとともに、現行の道路機能を維持する補修事業をあわせた形で道路整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 再質問をします。

中心市街地活性化については、人を集め、にぎわいづくりの施策が必要だと思います。例えば3条6丁目の今ある駐車場を整備して、北北海道屋台村のようなことを協議して進めるとか、いろいろな話し合いをやってみる価値はあると思います。お考えがあればお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 3・6に限って特に御発言をいただきました。現在まちづくり委員会というのを2回ほど開催いたしました。その中では、既に御案内だと思いますけれども、現在それぞれの役割を分担いたしまして検討協議をしている段階でございます。同時に、主にまちづくり委員会の中のスタッフの中での役割として計画に参加することが可能な方、あるいはこの機会に参加をしていただける方等々、それぞれ個別に当たっているわけでございます。したがって、私どものほうといたしましてはさきの議員協議会の中でもお話しさせていただきましたように、3つの部会に分かれて、それぞれ受け持ちを分けて議論をさせていただきます。とりわけ今お話ししましたような計画の分につきましては、まち

づくりの活性化の部分のお話を中心とした御発言だったと思いますけれども、これにつきましては6月16日の日に第3回目のまちづくり委員会が開催される予定になってございます。その中でそういった議論も既に出ておりますけれども、なおまた議論、そういったお話をその場に持ち込んでお話をしたいと思っています。いずれにいたしましても、そういった3・6に集う皆さん方の思いがそこに結集しなければどの計画もどの事業も前に進まないものというふうに思っておりますから、私どものほうも過般先進地事例の中での調査の中でもそういった優良事例として屋台村等々もあるものですから、そんなものも持ち込んで議論をさせていただきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私は、お金をかければよいとは思いません。屋台村にしても TENT 張りでスタートしてもよいのではないのでしょうか。例えば新規参入希望者に呼びかけをして、少々補助するとか、いろいろなことが考えられます。それと、開店期間は5月から10月中旬までの6カ月ぐらいでよいと思いますが、屋台村の近くがにぎわえば人の出入りも多くなり、屋台村に来た人が満杯になっていけば既存の店にも立ち寄ってもらえるのではないのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私どもの思いも渡辺議員おっしゃるような受けとめをさせていただいております。しかしながら、実施する方々につきましては、行政が実施するわけでございませぬので、そこに集う方々が検討していただいて、参加していただいて事業起しをしてもらう、事業参加をしてもらう、参画をしてもらうということになって、その中での展開というふうになろうかと思っております。繰り返しになりますけれども、そういった一つの優良事例として、屋台村というのも先ほどお話ししましたように目の当たりに見てき

ておりますので、そのことをお話をさせていただきますし、またそればかりでなしにいろいろなケースの中でにぎわいを持たせるような事業展開ができればなというようなことでの議論が今後必要になってくるし、求められるものというふうに考えているところでございます。まちづくり委員会の中に持ち込みたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それでは、経済部長、よろしく申し上げます。

医療機関の課題について伺います。皆さん御存じのとおり、市立病院は道北の地方センター病院です。婦人科についていえば、名寄と稚内にしかありません。東京都の約3倍以上の面積に産婦人科が2つしかないということは、中川だとか枝幸に住んでいる妊婦さんは大変です。それで、10年ぐらい前は市立病院で生まれる人数は年間200人程度だと記憶していますが、昨年は3倍の600人程度。そこで、名寄市立病院の役割は大変重要になってくると思いますが、それにはスタッフ数の確保が一番です。何か新しい施策はあるのかをお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 今議員のおっしゃったように、産科につきましては今の状況だというふうに存じております。一昨年で560件ほどの出産件数、昨年度で530件ぐらいだと思いましたが、まだ正式にきちんと持ってきておりませんが、その程度の出産件数ということでございます。少子高齢化の中であつてもそれだけの件数があるということは、本当に大変な状況になっているのだというふうには理解しております。あと、特に今後産科医をふやすとか、あるいはそれ以外の部分で方策があるかというお答えですけれども、現在の人数ですとまず大体そろっているのかなという気はします。ただ、今後は産婦人科の妊婦の外来というのですか、そういった感じの部分については検討してい

かなければならぬのかなど。それにあわせて助産師の数を少しふやしたいというふうには今のところ考えてございます。

○議長（小野寺一知識員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 医療機関の環境についていえば、内科はともかく外科で入院している患者には禁煙は耐えられないと思います。喫煙者の環境整備も行わないと、裏の入り口付近で喫煙していると吸わない方の受動喫煙にも影響が少なからずあると思いますし、喫煙者を代表して中尾副市長に聞こうと思ったのですけれども、いないので、小室副市長に伺いますが、喫煙者を隔離する方法が一番だと思いますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知識員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 病院の関係、特に病院でございますので、難しい問題が山積していると思います。確かにどこの場所でもたばこを吸えるという時代はもう既に終わったのかなというふうに私どもも認識しております、ひそかにたばこをごちそうになっているところでございます。特に病院は、幼児の方からいろんな患者さんが入りまじって入ってくるし、それに伴って見舞いのお客さんも来ようかと思えます。その中でやはり敷地の中はという決め方をして進んでおりますから、ぜひそのことを御理解していただきまして、あそここの場所だけはのまないようにということで御理解をいただければありがたいなと、このように思っております。

○議長（小野寺一知識員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 泌尿器科の先生が吸っていたの見たことあるのです、敷地内で。携帯の灰皿持っていたのですけれども。

質問を変えます。後継者対策について伺います。最近5年間の新規就農者の状況を見ると、年平均14.2人で、現状の農家戸数を維持するために必要な後継者数33.8人を大きく下回っています。また、経営主の年齢で65歳以上の人が全体の2

3.8%になっていることと、経営主全体の約半分が後継者不足になっておりますが、Uターンや農業外からの新規参入に対する円滑な就農のための体制整備とともに、将来の地域農業を担う人材の育成が必要不可欠だと思いますが、その対策について具体的にお知らせください。

○議長（小野寺一知識員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 後継者対策についてのお尋ねをいただきました。まず、農家の指定、あるいはUターン等の農業後継者の就農を奨励するための対策といたしまして、農業後継者就農奨励補助金というものがございます。内容といたしましては、農業後継者育英奨学金の貸し付けを受けた者が農業従事期間5年を経過したとき、経過したときでございまして、過ぎたときに72万円を限度として助成する制度がございまして、農業後継者育成を借りないで就農した者に対するUターンの就農者につきましては、農業従事期間5年を同じく経過したときに36万円を限度に助成をしているというふうな制度が1つございます。

次に、もう一つ、新たに農業を営もうとする方でございますけれども、つまり新規参入者ということになりましょうか、その方々につきましては就農者に関する条例というものを独自に用意させていただいております。新規就農の支援事業でございますけれども、これにつきましては認定の条件といたしましては北海道知事からの就農計画の認定を受けた者というふうなものが1つ条件としてあります。2つ目には、実践農業研修を6カ月以上2年以下の期間行うことが可能な者というのが2つ目の条件、3つ目には年齢が20歳から45歳以下で配偶者または同居の親族を有することになっておりますという、以上3つの条件が備わっている方々に対する助成というふうな制度もございまして、さらには、これらのほかに北海道農業担い手育成センターが研修時の就農支援資金といたしまして用意されている貸付制度もありますし、あるいは就農時の機械あるいは施設の整備に要す

るそういった就農施設整備等の資金の手だても用意されております。当市の支援制度と連動しながら活用することができるというような優位な制度にもなっております。

なおまた、今お尋ねにありましたけれども、受け入れの体制整備につきましては今後名寄地域の農業担い手支援体制というふうな、仮称でございますけれども、そんなものを想定させてもらいながら、市、JA、普及センターあるいは農業委員会、指導農業者等々でお集まりをいただいて、そういった制度をつくるべく検討していきたいというふうに考えているところですので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私は、農業者の所得を上げることが生き生きとした農業経営になると思いますが、対策があればお知らせください。

私の経験をお話しますが、15年以上前に智恵文の農家の方たちと異業種交流をしました。そのときに智恵文の農協の職員にアスパラなどの規格外品を地元で安く売ったら農業者の所得も上がるのではと言ったところ、規格外品を安く売ったら規格品が売れなくなるので、できないと言われました。現状は、本州送りが主流なので、規格品はなかなか地元では手に入らない。消費者としては、知り合いにただでもらえるので、曲がっているが、大きさがふぞろいであろうが、料理をしたらおいしさは変わらない。このようなことから、JAと消費者の感覚の違いがかいま見られました。私は、規格外品を半額でもいいから地元で消費すれば農業者の所得が上がると思いますし、農家に購買力がつけば地元の商業者などにも見返りが来ますし、夜のまちもにぎやかになると思いますが、一挙両得だと思いますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 議員おっしゃると

おり、規格外品あるいはすももの扱いですけれども、これらの野菜につきましてはかなりの量の規格外品が出るということは御案内のとおりでございます。これらを何とか安く販売できないか、または加工向けに回し、所得の向上につなげるべきというような御意見をよく聞きます。御案内のとおり、カボチャ、パレイショにつきましては加工用として、トマトはジュース用として、アスパラにつきましても2S品は生食用としてそれぞれ販売をしているところでございます。しかし、実態といたしましては市況価格の20ないし30%でありまして、収穫調整の手間あるいは運搬、販売手数料を含め採算ベースに合わないというのが実態でございます。採算を考えながら販売している状況でございます。加工向けにつきましても業者は作業効率あるいはコストを考慮し、おいしく、よい製品を製造する目的から、規格外品を好んで使用するような状況にはないだろうというふうに思っております。規格外の農作物の販売の関係につきましては、生産者、流通業者、消費者の食品に対する考え方の問題で効果的な解決策が見出せないような状況にあると考えております。地道な取り組みとなりますけれども、食育推進や地産地消での消費者の意識改革、つまりもったいないというような考え方がそこに少しでも、わずかでも組み込まれたらなというような思いをしておりますし、そういった普及も今後努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 規格外品は、それなら直売所で売ればよいということですか。私は、JAの体質を変えなければいけないと思えます。前にも話したかもしれませんが、名寄の農家でナガネギを栽培していて、JAを通して出荷していました。出荷当初は高値だったものがある日突然価格が下がり、手間賃にもならないとぼやいていました。商品には自信があるので、かなりショッ

クだったみたいです。このようなときにJ Aが出荷先に行って交渉すべきと思いますが、指導できないのかをお聞きます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 行政といたしましてもJ Aや生産者、機械施設の整備によるコスト低減、あるいは販売のPR活動等々支援を連携して、協力して取り進めているところでございます。農産物の市場価格の問題につきましては、産地として荷受業者を招いての産地懇談会や情報の交換、出荷時にも価格の交渉、あるいは販売、PR活動等々濃密に実施をさせていただいております。市場が求める品質のよいものを安定的に供給できることと同時に、生産者が再生産可能な市況になるようにということが求められようと思います。生産者もJ Aも努力されているというふうに認識をしておりますが、なお引き続き今後とも関係者と寄ってお話をより一層進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 質問を変えます。

建設水道部長、よろしく申し上げます。いつまでも防じん処理を行っている場合ではありません。平成11年の決算審査特別委員会で、防じん処理はまやかしたと言ったところ議事進行をかけられまして、計画的に進めなければ建設水道部でかわった方たちの責任は将来的には重くのしかかると思いますが、これがベストだと思っているのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） その時点でもお答えしたと思っておりますけれども、防じん処理そのものがベストだというふうには私どもも思っておりません。通常の1メートルの砂利の敷きかえをして恒久舗装にするのが道路としてはベストだというふうに感じております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 野間井部長は、名寄のバイパスの北のかけ橋の名づけ親でもありますし、よいアイデアを出していただければと思います。私の知っている限りでは、10年前から防じん処理は年間約5,000万円ぐらいかけていた記憶があります。10年たっているわけですから、5億円程度の税金の無駄遣いです。インフラ整備計画を野間井建設部長には定年になる前に長期プランを持っていただきますようお願い申し上げ、以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より6月15日までの2日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より6月15日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時45分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 東 千 春

平成20年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成20年6月16日(月曜日)午前10時01分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 意見書案第1号 高齢者医療の抜本的な見直しを求める意見書
意見書案第2号 地域財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第3号 障害者医療費助成に関する意見書
意見書案第4号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書
意見書案第5号 福祉の人材確保に関する意見書
意見書案第6号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
意見書案第7号 日本映画への字幕付与を求める意見書
意見書案第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
意見書案第9号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書
日程第4 報告第9号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告等について
日程第5 委員の派遣について
日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 意見書案第1号 高齢者医療の抜本的

- な見直しを求める意見書
意見書案第2号 地域財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第3号 障害者医療費助成に関する意見書
意見書案第4号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書
意見書案第5号 福祉の人材確保に関する意見書
意見書案第6号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
意見書案第7号 日本映画への字幕付与を求める意見書
意見書案第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書
意見書案第9号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書
日程第4 報告第9号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告等について
日程第5 委員の派遣について
日程第6 閉会中継続審査(調査)の申し出について

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一	知	議員
副議長	19番	熊谷	吉	正	議員
	1番	佐藤		靖	議員
	2番	植松	正	一	議員
	3番	竹中	憲	之	議員
	4番	川村	幸	栄	議員
	5番	大石	健	二	議員

6番	佐々木	寿	議員
7番	持田	健	議員
8番	岩木	正文	議員
9番	駒津	正喜	議員
10番	佐藤	一勝	議員
11番	日根野	正	議員
12番	木戸口		真議員
13番	高見		勉議員
14番	渡辺	正	尚議員
15番	高橋	伸	典議員
16番	山口	祐	司議員
17番	田中	好	望議員
18番	黒井		徹議員
20番	川村	正	彦議員
21番	谷内		司議員
22番	田中	之	繁議員
23番	東	千	春議員
24番	宗片	浩	子議員
25番	中野	秀	敏議員

教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	山 内	豊 君
市立総合病院	内 海	博 司 君
市立事務部		
市立大局	三 澤	吉 巳 君
市立計室	成 田	勇 一 君
監 査 委 員	森 山	良 悦 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	佐 藤	健 一
書 記	間 所	勝
書 記	松 井	幸 子
書 記	高 久	晴 三
書 記	熊 谷	あ け み

1. 説明員

市 長	島	多 慶 志 君
副 市 長	中 尾	裕 二 君
副 市 長	小 室	勝 治 君
生活福祉部長	佐々木	雅 之 君
経 済 部 長	手間本	剛 君
建設水道部長	野間井	照 之 君
福祉事務所長	中 西	薫 君
上下水道室長	和 田	博 君

○副議長（熊谷吉正議員） 休会前に引き続き本日の会議を開催をいたします。

谷内司議員より遅延の申し出がありましたので、御報告を申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 竹 中 憲 之 議員

22番 田 中 之 繁 議員

を指名をいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

特定健診、特定保健指導事業について外3件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） おはようございます。まず最初に、岩手・宮城内陸地震に被災されました皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。特定健診、特定保健指導事業についてお伺いをいたします。国は、2000年から21世紀の日本人の健康を考える健康日本21として健康づくりを推進してきましたが、中間結果では糖尿病の有病者、予備軍の増加などで健康状態の改善及び生活習慣の改善が見られませんでした。そこで、2006年に成立した医療制度改革関連法、この中には後期高齢者医療制度も含まれますが、これに基づいて新たな視点で生活習慣病予防の徹底を図るため、メタボリックシンドロームに着目した特定健診、特定保健指導が実施されることになりました。これまでの健診は、さまざまな病気を早期に見つけて早期治療することがありました。今回の特定健診は、メタボリックシンドローム、内臓脂肪型肥満とその予備軍を早期に

見つけ、保健指導することのみ重点が置かれていることが特徴です。健診の主体者が自治体から保険者に移されました。それぞれ御自分が加入している医療保険ごとに健診を受けることとなります。

そこで、名寄市国民健康保険に加入の市民が受けることになる名寄市で実施される健診についてお聞きをしたいと思います。今回の特定健診では、総コレステロール値、また胸部エックス線検査が必須でなくなりました。心電図、眼底検査、貧血検査などは医師が必要と認めた方や既往症や疑いのある方に限られているとしています。新しく健診項目に加えられるのが腹囲測定、LDLコレステロール、悪玉コレステロールです。ある医師は、腹囲を測定することが体重測定以上に意味があるかどうか、病気になる可能性については体重と腹囲のどちらで判断しても大差がない。まして男性が腹囲85センチ以上、女性、腹囲90センチ以上という基準に科学的な根拠は何もありませんとおっしゃっています。こうした特定健診ですが、名寄市として実施計画もつくられています、事業の進捗状況についてお知らせをいただきたいと思います。

次に、目標値達成のための具体策についてお伺いをいたします。今回の特定健診は、健診結果によって保険者が後期高齢者医療制度に拠出している支援金の加算、減算がプラス・マイナス10%ですが、決められることになっています。健診受診率の目標数の50%に達しない場合は、ペナルティーとして支援金額が10%増になります。目標数値に達した場合は10%減となるとしています。そのほか特定健診受診率の目標とあわせて特定保健指導実施率45%、メタボリック該当者、予備軍の減少率25%が求められています。こうした目標値達成に対応するための体制はどのようになっているのでしょうか。また、目標値達成のための具体策があればお知らせをいただきたいと思います。

次に、75歳以上の健診についてお伺いいたします。後期高齢者医療制度に伴って、75歳以上の方は北海道後期高齢者広域連合が保険者となるわけですが、特定健診についてはどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

次に、農業行政についてお伺いをいたします。世界的な食料危機に対する名寄市としての考え方についてお伺いをいたします。6月3日から5日までの国連食糧農業機関、FAOが主催する食料安全保障サミットがローマで開かれました。米、小麦、トウモロコシなど主食となる食料の価格が急激に上昇して、とりわけ貧しい国々の国民生活を直撃しています。これまでのような一国や地域での飢餓問題にとどまらず、世界経済への危機に発展しかねないその事態に国連の潘基文事務総長が急遽呼びかけ、開催されたところです。日本共産党は、ことし3月に農業再生プランを発表いたしました。その中では、現在日本は世界じゅうから食料を買い集めて先進国中最低の食料自給率39%という危機的状況にあります。ここから抜けだし、自給率を50%台に引き上げることを国政の当面の最優先課題に位置づけて、その達成に向けてあらゆる手だてをとることを農政の基本にするべきだとし、日本がその道に踏み出すことは地球温暖化や世界の食料自給の逼迫など、21世紀の人類の課題になっている環境や食料問題の解決にも大きく貢献するものと提起しています。食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換をと大きく4つの提起をさせていただいているところです。

そこで、食料基地北海道にあってモチ米、アスパラガスの作付日本一の名寄市として、この世界的食料危機に対してどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせをいただきたいと思います。

次に、アスパラガス被害を受けた農家への対応についてお伺いをいたします。5月の低温による霜被害は、収穫の軌道に乗り始めたアスパラ生産農家の皆さんにとっては本当に残念なことだった

と思います。消費者である私たちにとっても非常に残念であり、霜に遭って刈り取られたアスパラが畑に散乱しているのを見たある方は、農家の人の苦労を思うと胸が痛む、このように言われています。総額1億数千万円の被害額との報道でした。1件当たりの被害額、また被害を受けた農家への対応はどのようになっているのでしょうか、お知らせください。

次に、市立天文台建設についてお伺いをいたします。先日スペースシャトルディスカバリーが日本の実験棟きぼうを宇宙ステーションに設置することに成功しました。そこでは、宇宙飛行士になりたいという子供のときからの夢を実現させた星出さんが大活躍をされました。多くの子供たちの宇宙への夢が大きく膨らんだことは間違いがないと思います。

そこで、今名寄市で建設計画が進められています天文台について、昨年度振動調査や地質調査が行われ、平成21年度末には完成を目指しています。星見の丘に建設予定の市立天文台建設の進捗状況についてお知らせをいただきたいと思います。

また、直径1.5メートル近くのレンズを使い、また北大の宇宙理学専攻の研究もされるという全国からも注目がされていますこの天文台、市民への還元、また教育的波及など事業内容についてお伺いをしたいと思います。

さらに、建設費についてですが、昨年の説明では約10億円を北大がレンズ分5億円、名寄市が建物約5億円と言われていました。本年度の予算として1億6,500万円が計上されていますが、最終的に全体の建設費用はどのくらいになるのでしょうか。また、市民負担は幾らになるのかお伺いをしたいと思います。加えて維持管理の負担についてですが、前回第1回定例会での日根野議員への答弁では、協議中であり、応分の負担をしていただくとの内容だったかと思いますが、その後の協議の進展についてお伺いをしたいと思います。

最後に、生徒指導連絡協議会についてお伺いを

いたします。子供の学力やモラルの形成を助けることは、教育の基本的な役割であると考えます。今その基本の部分で困難が生まれ、多くの国民が心配をしています。日本では、国際的に勉強嫌いが際立った特徴で、高校生の4割が授業以外に全く勉強していない、中学生半分以上が授業が半分くらいわからない、あるいはわからない状態にあると言われます。また、モラルの基礎となる自己肯定感情が弱く、青少年の間にストレスやうつを含む精神的、感情的障害が広がっています。ユニセフの国際調査では、日本は孤独感を持つ子供の割合が断トツとなっています。全国的に青少年の痛ましい事件が後を絶ちません。携帯からつながる学校裏サイトやプロフィールサイト上の書き込みが原因となって子供同士の事件やいじめ、犯罪に巻き込まれるというケースも続発しています。それだけに子供の学力とモラルの形成を支援するという共通の要求に基づいて、教育関係者や市民の幅広い協働をつくることが切実になっていると思います。名寄市では、超大型店の開店によって子供たちの動向を心配する市民が多くなっています。ある事業者は、中心商店街への影響はもちろん心配だけれども、それより子供たちへの影響が本当に心配だと話されています。

そこで、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会の発足の経緯、協議会の内容についてお知らせをいただきたいと思います。また、現在活動されています名寄市青少年問題協議会との連携についてもお知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） おはようございます。川村議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は経済部長から、3点目と4点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

まず、特定健診、特定保健指導事業の進捗状況についてでございますが、お尋ねのあった特定健診及び特定保健指導については、制度改正によりすべての医療保険者にメタボリックシンドローム予防に着目した特定健診、特定保健指導の実施が義務づけられましたのは御案内どおりでございます。このことに伴いまして国保被保険者は市が行う特定健診で、共済、健康保険組合等の医療保険加入者は事業所で行う健診を受け、家族である被扶養者は加入している医療保険者が行う健診を受けることとなりました。また、市は国民健康保険の保険者として被保険者を対象に従前から早期に予防対策を進めていくことを目的に老人保健制度より対象年齢を5歳引き下げ、自己負担分を国保が負担して健康診査を実施しておりましたが、特定健診、特定保健指導についても同様の趣旨で実施をしております。さらに、医療保険者に加入をしていない35歳以上の生活保護世帯、後期高齢者医療制度の被保険者に対しても治療中の人を除いて健康診査として実施をしております。

また次に、新しい健診制度の周知の状況について申し上げます。これまで市の健診事業で健診を受けていた人が本制度により受けられないなど、市民の健診に対する不安や混乱が予想され、広報やパンフレットの配布、保健推進委員や各地区でのさまざまな集まりの機会を通し、説明会や市民周知を図ってまいりました。健診の取りまとめでは、風連地区では4月上旬から各地区の保健推進委員を中心に希望を取りまとめ、名寄地区では5月上旬から電話等による健診の受け付けを開始し、6月から7月にかけての特定健診実施に向け、現在申し込みのあった個人に対し、健診受診券の発行など準備を進めているところでございます。この新しい健診制度が市民に十分浸透されていないこともあり、問い合わせも多い状況が見られますが、今後も円滑に健診を受けていただけるよう市民周知を図り、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の目標値達成のための具体策についてということにつきましては、これまでの健診は病気の早期発見、治療を目的とし、健診後は精密検査や治療が必要な方への受診勧奨、さらに高血圧などの病気ごとの生活指導が中心でございました。新しい制度である特定健診、特定保健指導では、健診によってメタボリックシンドロームやその予備軍に対し生活習慣の改善と予防に向けた支援、すなわち保健指導に重点が置かれることになりました。健診受診後は、健診結果と問診に基づき、生活習慣病の発症リスクなどから情報提供、動機づけ支援、積極的支援の3つのグループに分けて生活改善に向け個々に合わせた保健指導が求められております。また、健診の結果を確実に評価していくために、医療保険者ごとに特定健康診査の実施率等について目標の設定が明確にされました。このことに基づき、市は特定健康診査実施計画書を作成し、国から示されている参酌標準に基づき、5年後の特定健康診査の実施率を65%に、特定保健指導実施率を45%に、さらに7年後のメタボリックシンドローム該当者、予備軍の減少率を25%に数値目標として掲げたところであります。特に健診受診率は平成19年度実績19.3%で、5年後の実施率によっては国保が負担する後期高齢者支援金で最大10%が加算もしくは減算される制度であり、その額はおおよそ3,000万円を上回ると予想されることから、今後受診率をどのように向上させていくかが大きな課題となります。また、特定健診対象者は、生活習慣病治療中の人も含まれており、市の現状として平成18年度国保レセプトでは38.9%が生活習慣病治療中という結果も出ていることから、今後どのような健診勧奨につなげていくかもあわせて課題となっております。今年度は実施初年度でありますので、受診率向上に向けての具体策は手探りではありますが、対象者が明確となることから、今後受診券を活用して受診勧奨を強くアピールしていきたいと考えております。

次に、3点目の75歳以上の健診についてであります。後期高齢者医療制度施行により75歳以上の被保険者については広域連合が被保険者として、各市町村が実施する特定健診にあわせて健康診査として実施することになりました。健診費用負担については、9割が広域連合から、残りの1割を市が負担して実施することとなり、これまでどおり自己負担はなく、受けやすい体制を整備してきたところでございます。また、健康診査の内容は、特定健診では必須項目となっていた腹囲測定は除かれ、高齢者に所見の多い心電図検査、眼底検査、貧血検査は医師の判断に応じて詳細健診として実施していくことになっております。さらに、生活習慣病の視点から、病気が発見された場合については治療が優先されていくとの考えで、生活習慣病治療中の人は対象外となっております。市は、今後この制度に基づき実施してまいります。所見がある場合については受診勧奨や情報提供、さらに健康相談の場を設けるなど、生活習慣病予防、治療、健康管理の視点から健診の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな項目2つ目でございますが、農業行政についての中的世界的食料危機に関するお尋ねでございました。お答えを申し上げます。

現在世界の食料にかつて経験をしたことのない変化が起きております。増加する世界人口と中国、インドなどの経済発展が食料需要を大きく押し上げる一方、砂漠化の進行などによる農地の縮小や作物収量の伸びの鈍化の中で、食料の需給は逼迫し、農産物の国際価格は市場最高水準に高騰しております。今後食料の大幅な拡大は難しく、世界の食料需給は逼迫の度合いを増していくものと考えられております。また、近年原油価格の高騰や地球温暖化対策を背景として世界的にバイオ燃料の需要が高まり、新たな需給逼迫の要因となって

おります。さらに、異常気象の頻発や水資源の不足、家畜伝染病の発生などによりまして、世界の食料供給は安定性を失いつつあります。

我が国は、食料の6割以上を海外から輸入しておりまして、これ以上依存度を高めれば食料供給の不安感が高まります。今日水田や畑の農業資源が十分活用されることなく、耕作放棄地や遊休農地が拡大しており、輸入食料は特定の少数国に依存しているため、相手国の供給余力に左右されやすい実態でございます。国は、2005年に策定した食料・農業・農村基本計画では2015年までに食料自給率を45%に引き上げる目標を掲げました。2005年では39%となっております。これらの状況を踏まえ、国は食料自給率の向上と安定供給のため、1つには食育の推進、2つ目には耕作放棄地を解消するなど限りある農地の有効利用、3つ目には消費者の国産食料利用拡大に向けた理解と協力、4つ目には長期的かつ戦略的な取り組み、例えば米粉製品の開発、飼料米の生産、食料廃棄物の飼料化などでございます。次に、5つ目には食料安全保障の確立などを掲げております。しかしながら、国内の農業、農村は所得の確保が難しく、高齢化、担い手不足が進み、耕作放棄地も増加している現状でございます。以上のような状況の中において、基幹産業農業のまち名寄として国内外の情勢を的確にとらえ、平成18年度に策定いたしました新名寄市農業・農村振興計画に基づきます5つの基本、1つ目には収益性の高い農業の確立、2つ目には多様でゆとりある農業経営の推進、3つ目には農業担い手の育成と確保、4つ目には環境と調和した農業の促進、5つ目には豊かさと活力ある農村づくりに示した施策を着実に実施し、持続的な農業、農村の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、アスパラ被害を受けた農家への対応とのお尋ねでございます。本市のアスパラは、カボチャ、バレイショと並んで特産の野菜であり、5月中旬から7月上旬にかけて収穫されたしゅんのア

スパラは、冷涼なこの地域の気候により安全、安心でおいしいと市内外の大きな評価を得ているところでございます。本年は、春先の天候がよく、融雪期も4月1日と平年に比べ14日早く、露地のアスパラガスも平年より10日ほど早く集荷、共同選果の予定でしたけれども、5月9日から13日までの降霜、低温被害によりましてアスパラ収穫の全面積190ヘクタール、生産農家140戸に被害を受け、出荷は18日までストップしたところでございます。この間の被害額は、約1億3,000万円と推計させていただいております。したがって、1戸平均当たりの被害額は93万円ほどになるものと思われま。低温被害に当たったアスパラガスは、そのまま放置すると根中の糖分を消耗し、その後生育、収量に大きな影響を与えるため、萌芽分も含め速やかに刈り取りするよう生産者に緊急情報により指導してまいりました。その後本格的な出荷、共同選果は5月19日から始まりましたが、今回の降霜、低温被害は生産量が増加する時期であったことから、減収は避けられないと予想しているところでございます。降霜、低温被害以降、天候の回復とともに出荷量は増加してきており、最終的な収量及び市況に期待しているところでございます。被害農家への対応につきましては、現時点での対応は難しく、また農業共済制度の対象品目でないことなどから、出来秋の他作物の作況状況を勘案しながら、関係機関、団体と協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、市立天文台建設及び生徒指導連絡協議会の2項目についてお答えをいたします。

初めに、市立天文台建設について3点御質問いただきました。関連がございますので、一括お答えさせていただきます。建設の進捗状況ですが、平

成19年度に天文台建設予定地の地質及び振動調査を実施いたしました。天文台、特に観測棟は、通常の建物とは違い、わずかな振動や沈みに敏感なため、研究施設と同等の調査を実施いたしました。その結果、立地条件は非常によいとのことでございます。今年度に入ってから、実施設計を精査し、9月の着工に向けて建物及び周辺整備等の内容について内部協議を詰めている状況でございます。この天文台は、北海道大学と名寄市による相互協定から始まり、名寄市のすぐれた天体観測条件を生かした研究、教育、交流人口の拡大を目指し、国内では初めてのケースである大学と自治体の連携による天文台建設、運営を目指しており、全国的にも注目されております。

施設の概要と事業内容ですが、観測棟、管理棟、プラネタリウム棟から成り、鉄筋コンクリートづくり2階建て、床面積1,036平米を計画しており、特徴的には1階部分でレクチャールームと展示機能が一体で活用できるよう配置され、全国規模の研究会や市民講座の開催、さらには星空コンサート等にも対応することができます。プラネタリウムは、立体的映像を投影するデジタル方式で、望遠鏡からの映像を投影することができ、待ち時間の解消や曇った日の来館者対応、また学習の場としても利用できます。2階部分では、屋上に屋根開閉式の観測室を設置し、3台の望遠鏡を利用した市民観望会や天文教育を予定しており、多くの方々が交流することのできる場として大きな期待を寄せているところでございます。メイン望遠鏡は、北大側で準備が進められています。こうした取り組みをすることによって、市内外の一般利用者が天文に興味を持ち、さらに研究者と触れ合うことによる天文学向上につながっていくと考えております。また、オーロラ等の観測が期待できる名寄市の天文環境を全国的にPRすることなど、名寄から世界に向けての情報発信を実施していく計画でございます。

建設費についてでございますが、北大側が望遠

鏡、名寄市側が建物建設として分担し、名寄市の計画している総事業費は7億2,515万円で、内容は平成19年度、地質調査等で4,515万円、平成20年度は建物基礎工事で1億6,500万円、平成21年度は本体工事で4億7,000万円、備品費で4,500万円を計画してございます。事業費の財源手当ては、合併特例債の活用を予定しているところで、対象総事業費の95%が合併特例債の活用となり、償還金額の70%が交付税参入されるため、現行制度の中では市民負担が非常に少ない有利な活用と考えております。

また、維持管理費については北大と協議中であり、施設に関連して通常必要となる維持管理経費の一部と学術研究に関する設備の維持管理経費を負担するような内容で現在進めているところでございます。

次に、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会についてお答えをいたします。1点目の名寄市小中学校生徒指導連絡協議会の充足についてでございます。小中学校における生徒指導上の問題は、極めて多岐にわたっております。生活習慣にかかわる日常の生徒指導の問題はもとより、いじめや不登校、暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況であります。また、学校外においても携帯電話でのトラブルや犯罪、薬物使用など少年非行は多様化している現状であり、各学校においては指導能力の向上、児童生徒一人一人への支援の推進が強く求められております。これらのことから、平成20年度の学校教育推進の重点として、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会を立ち上げ、児童生徒の的確な実態把握、各学校における非行問題などの検討や児童生徒一人一人に対する望ましい指導、支援のあり方を研究するなど、各学校の生徒指導担当教員が毎月の例会の中で検証を積んでまいりたいと考えております。

2点目、名寄市青少年問題協議会との連携についてでございます。青少年問題協議会は、次代を担う青少年の健全な育成を願って青少年の指導、

育成、保護及び矯正に関する総合的な施策の樹立に向け調査、審議するとともに、関係機関相互の連絡調整等連携を図ることになってございます。小中学校生徒指導連絡協議会がしっかりと機能していくことが将来の名寄市の教育を支えるものと考えております。児童生徒を取り巻く環境が変化中、実働機関である青少年センターとも情報を共有し、連携してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。続いて、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、特定健診、特定保健指導事業について再質問をさせていただきたいと思っておりますが、今回健診の主体者が自治体から保険者に移行されたということですので、これまで国保以外の保険に入っていた方、そういった方たちが自治体健診を受けていた方の中で指導継続という方も結構いらっしゃるのではないかというふうに思うのですが、こういった方たちについての対応についてはどのようになっているのか伺いたしたいと思います。また、個人情報といいますか、その方の情報なども保護するという意味も含めてお聞かせをいただければというふうに思います。

また、ペナルティーの問題ですが、特定保健指導者には指導した対象の約半数が翌年の健診でメタボ判定ランクを改善することが求められています。そのために保健指導の対象に選ばれるのは、少しの指導で改善が見込まれる人が優先されるのではないかと、また高度肥満の方や検査値が幾つもの異常だという方は逆に指導対象から外されるおそれがあるのではないかとという危惧を持っているところです。これでは、市民の健康を守る、これはできないのではないかとというふうに考えておりますが、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 1点目の個人情報保護と、それから今までの健診という概念でございませうけれども、新しい制度に基づきましてそれぞれの医療保険者が責任を持って特定健診を進めていくということになっております。個々の健診データにつきましては、制度の内容では医療保険者が変わった場合、加入者本人の希望により健診データを次の保険者に移すことが可能というふうに表示をされておりますけれども、個人情報の問題がありまして、受け渡しにつきましては難しいのかなというふうに思っております。そのため今まで市の健診を受けていただいた方につきましては、経年的な管理ができるように3年間分の健診データが記載されたものを結果表といたしましてお返しをしておりますので、必要なときは個人が持っている結果表を活用していただくこととなります。また、保健指導等につきましても今後医療保険者ごとに生活改善に向けて実施をされていく予定となっております。市は国保被保険者以外の医療保険加入者につきましては、医療保険者から委託を受けない限り特定保健指導という形ではかかわることは制度上できないという状況となっております。保健センターでは、市民を対象にいたしまして健康づくり、生活習慣病予防対策の観点から、従来実施しております健康相談業務を拡大いたしまして、保健師、栄養士が必要に応じて支援をしていくと、こう同様に考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それでは、今まで自治体健診を受けていた方、個人的に保健センターなりに行って私はどういう状況だったのかというふうにお聞きすれば、それは教えていただける。それを持ってまた次のところに行くということで理解してよろしいのでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 先ほどもう一点の部分では、異常値が見られた方についてどのよ

うに対応していくかという部分については、先ほど触れましたように栄養士、保健師などが相談業務として健康管理を行っていきたいというふうなことでございまして、あくまでもこれらにつきましては保険者のほうがこの制度についての改善値を求められていくものですから、その内容に沿ってやっていくということになってしまいます。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 今日日本人の場合、BMI 体格指数、これ22が標準と言われていますが、これが25前後の小太りの方のほうが長生きで、やせは早死にという信頼できる調査結果もあるわけですが、やせていても血圧、脂質、血糖の異常が重なっている人はメタボよりもっと危険であるという指摘される方もいらっしゃいます。また、高齢者の栄養の偏りによるやせも今問題になっているところです。さらに、たばこや間接喫煙によるがんや心臓病、また慢性の肺疾患のほうが問題だと指摘し、また貧困や社会格差の過重労働やストレスが不健康の大もとではないかというふうに着目する医師もいらっしゃるわけですが、これでは、後期高齢者医療制度もそうでしたけれども、お役人が机上で、机上で練った施策と言わなければならないかと私は思っています。この点についてお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私も含めまして健康管理については、ふだん気をつけていなければいけないと思いつつも、昨日もちょっと深酒をしてみたりとかということがあります。御承知のとおり、今の特定健診制度につきましては医療費の抑制という強い指導のもとに実施が展開されてきたのかなというふうに思っております。その中でも議員おっしゃられたとおり、特に腹囲を中心としてメタボリックシンドロームの予備軍に対してに着目して指導していこうということでもございますが、そのことでイコール生活習慣病の予防にすぐつながっていくのかなという部分につ

ては、これから先の検証を正しく行っていかなければならないのかなというふうに考えております。まずは、制度ができて、受診を市民の皆さんにさせていただくために精いっぱい受診率の向上に努めていきたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） それでは、75歳以上の方の健診についてですが、生活習慣病で治療中の方は対象外となっています。高齢であれば高血圧などで治療を受けている方、非常に多くいるのではないかと思うのですが、以前の健診で初期のうち病気が見つかった大事にならなくて本当に助かったのだといった方は結構いらっしゃるわけです。今おっしゃったように、医療費削減を大きな目的というふうになっている今回の制度ですけれども、早期発見、早期治療のためにも健康都市宣言をしている名寄市独自の健診内容をぜひ考慮していただく、このことを強く要望いたしまして、次に移らせていただきたいと思っております。

次の農業行政についてですが、アスパラ被害のことでは本当に私も大好きですから、刈り取られたのがある中で本当に胸が痛む思いをしているのですが、また昨年からは始まったアスパラまつりも残念ながら今回中止になってしまいました。民間主導のアスパラまつりですけれども、アスパラの産地として宣伝効果も大きいのではないかと考えます。また、町中のにぎわいづくりにも貢献するものでないかと考えているところです。先日の報道では、杉並区でのアスパラまつりでにぎわいがあったというふうに報道されていましたが、行政サイドとしても支援が必要ではないかというふうに考えているところです。また、先ほどアスパラ被害のところで共済対応品目ではないということでも対応策がないというようなことでした。今年度予算の中では、ホワイトアスパラだとか、またアスパラの粉末の開発への助成というふうには出されていますけれども、そもそもアスパラをつくる生産者の支援がないということでは片手落ちでは

ないかなというふうには私に考えているのですが、その点についてお考えがあればお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 御案内のとおり、農業の振興に向けては日々関係機関と協議をしながら進めているところでございます。御案内のとおり、新たな課題に対する支援というのもありましょうし、恒常的な支援というのもあるのでしょうか、今回の場合につきましてはむしろ自然的な災害、天災というような要素も多く含まれているように受けとめております。したがって、これらにつきましては制度としては天災認定されますと救済措置が国のほうでも図られるわけですけれども、まだそこまでは至っていないというようなことでございます。今後また、御答弁させていただきましたけれども、このアスパラをとりあえず救済をとということではなくしても今後に向けてこういった被害を受けられる方々等々についてどんな救済がとれるのか、農協が主になろうと思っておりますけれども、そんなような機関ともまた時間ありましたらお話をさせてもらいたいと思っております。そんな対応をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひお願いしたいと思っております。実は、私ことし市民農園を借りまして野菜づくりに挑戦しています。全くの素人ですから、食べられたら大もうけかなというふうに思っているのですが、しかし農業者の方たちは生活があります。大きく言えば日本の農業を守っていただいているという、そんな気概を持って農業を営んでいるのだというふうには私に思っているところです。しかし、このままの国の農政では、先日から答弁にもありましたけれども、農地を維持したいけれども、高齢になり、後継者もない、縮小するしかない、こういう状況になっているところなんです。価格保障、所得補償、そして家族経営を守る

ための施策が必要だと考えています。このところをぜひ農業を基幹産業としている自治体として、しっかり国に対して要望していただきたい、そのことを強く求めて、次に移らせていただきたいと思います。

次に、市立天文台建設についてです。本当に先ほどもお話がありました名寄でオーロラが観測できるということで、もうわくわくする思いでいるところです。空気がきれい、人工照明が少ないということが天体観測に必要ということです。今地球環境問題大きく議論されています。そんな中で地球環境維持にも大きく貢献するのではないかなというふうに思っています。また、先ほど来からお話ありましたように、全国的にも注目され、北大の宇宙理学専攻の研究、全国のそういった規模の研究もされるという中では、名寄市の問題だけではなくて、昨年も私も発言させていただきましたが、もう道はもとより日本の国全体でやっぱり財産となるべき天文台になるのではないかなというふうに思うわけです。そこで、ぜひ総務省、文部科学省などへ積極的に働きかけて市民負担を減らす努力をしていただきたい、そのことが私としては強く望むところです。ある方は、とにかく今市民への負担が次々に重くのしかかってきているわけですので、これ以上負担増になるのだったら幾らすばらしい天文台であっても今は欲しくないな、こう言った方がいました。これは少ない意見ではありません。こういった方たちの思いもぜひ酌み取っていただいて、先ほど合併特例債の特例も問題も出されていまして。維持費のこともありますので、どんどん負担増になってくるのかなという心配は市民の皆さんの中に広がっているのではないかなというふうに思いますので、この部分について再度お答えいただければと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 市民負担の部分では、非常に皆さん関心を持っているところだというふうに思います。天文台については、今川村議員が

おっしゃったように非常に全国的にも注目をされているということで、担当の技師も全国の天文のそういった研究会にも含めて行っておまして、名寄の天体の条件等も話、全国から、やっぱり研究者からも注目を浴びるということでもあります。この天文台ができれば、そうしたことが本当に実現できるのかなというふうに思っておりますし、また健康の森あるいは道立サンピラーパークと一体となったそういったような交流人口の拡大も図れるのかなというふうに思っております。建設の関係の部分につきましては、今おっしゃったように名寄市で考えている部分については総体事業計画では7億円ということでもありますけれども、その中では優位な条件を求めておまして、合併特例債を今申請ということになっております。これが認められれば95%の特例債ということで、先ほど申しましたように償還金額の70%が補てんされるというようなこととなります。そういったことで市民負担の軽減ということで、ぜひこういったすばらしい天文台を実現して市民の皆さんに開放し、また市内外の人々にも開放していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） その負担を少なくする部分でぜひ御検討を深めていただきたいと思えますし、また本当に研究者にとってすばらしいということをも市民がなかなか手が出せない、何か近寄りがないという、そういうものではなくて、市民も一緒になってすばらしい天体を望める、そういった内容にしていいただければいいかなというふうに思っています。そのことを強く要望して、次の生徒指導連絡協議会についてお話をさせていただきたいと思えます。

今学力の部分、モラルの部分でお話をさせていただきましたが、学力の部分でいうと実は国際的な学力調査である2006年度のPISA調査から見てきたことなのですが、今学力世界一と言

われているフィンランドと日本の割合を見てみると、成績階層の割合が一番違っているのがこのフィンランドと日本の差です。このレベル1未満からレベル6まで7段階に分かれているのですが、そのうちの一番低いレベル1未満です。ここがフィンランドでは全体で0.5%しかいないのに、日本ではこのレベル1未満が3.2%と6倍以上になっている状況にあります。すべての子供たちに基礎的な学力を保障するというは国民の根本的な教育要求であり、憲法と教育基本法が要請している学校教育の基本任務だと思います。基礎、基本の学力の内容については、学習指導要領の押しつけであってはならないと思いますが、この議論は別に移すとして、私たちはすべての子供たちがわかるまで、すべての子供たちに行き届いた教育をとって運動を進めているわけですが、すべての子供たちが人間として自分が大切にされていると実感できる学校をつくってこそ子供の中に互いの人格を尊重する態度が生まれて、本当の意味での道徳性も生まれるものと考えますが、この点についてお考えをいただければと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今学力、それから生徒指導とか、これは学習指導と生徒指導は車の両輪と言われているわけですが、それにつきましては川村議員のお話のとおり大変複雑な時代を迎えているのかなと。学力だとか、こういう学力の基礎、基本の問題、それから精神的な問題とか、あるいは携帯電話などに係るいろんな青少年を取り巻く犯罪の問題、それから市民の子供の健全育成に対する心配とか、そういうものが名寄市の中でも川村議員のお話のとおり渦巻いている、そんな状況かなと、こんなことを考えているわけでございます。そういう中で学力については、やはり保護者の願いをしっかりとかなえるような基礎、基本の定着をこれまでも図ってまいりました。名寄市は、これからもやはり基礎、基本をしっかりと定着させる。その中から子供たちがわかったよ

と、こういう喜びを味わうような、そういう教育を進めていきたい。これは、もう大前提でございます。それとあわせて子供たちをどのように健全育成していくか、このことも大きな問題でございます。御案内のとおり例えば児童虐待一つ取り上げても全国では非常に増加傾向にある。北海道でも18年度と19年度と比べると1.5倍である。しかも、その中で最もふえているのがネグレクトというのでしょうか、子供の面倒を見ない親が非常にふえていると、こういう大きな問題が出ております。こういうことも名寄市でも決して人ごとではない。ですから、こういう保護者への切り込みをどうするのか。それから、もう一つは、子供を取り巻く環境、携帯電話のお話でございます。携帯電話を通してのいじめ、あるいはそれに近いことは実際名寄市でも起きたりしているわけでございます。これらをどういうふうに環境を浄化していくか。ある保護者に言わせると携帯電話のフィルタリングも子供の自主性に任せますなんて、こういう話もあるのです。本当にそれでいいのだろうか。それで、何か起きてしまったら、ではだれが責任とるのかという。そんなのを社会のせいにして、プロバイダーのせいにしてすることではないのであります。そんなことも含めまして、私たちが地域ぐるみで子供をしっかり育てていかなければならない、こんなことを今痛感しております。生徒指導連絡協議会を小中学校で立ち上げたのもそういう大きな願いを込めて立ち上げました。今月は、下旬に早速中学校部会で携帯電話について先生方の研究会を開きます。そういう中で子供たちをどうやって指導していったらいいか、保護者にどうやって切り込んだらいいか、こんなことを研究していきたいなと思っております。そういう意味では、今川村議員のお話のとおり、フィンランドと比較するとか、そういうことではなくて、名寄市としてそういうことを一步一步しっかり進めていきたいと、こんなことを考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 今携帯電話のお話が出されましたけれども、文部科学省がことし1月から3月に行った調査では、学校裏サイト約3万8,000件、その約半数にうざいとかきもいなどと他人を中傷する言葉があつて、その2割が個人を対象とした中傷が確認できたと報告されています。学校裏サイトというのは、大人が探し出すのも容易ではないと言われております。ですから、今教育長がおっしゃったように部会で皆さんと本当に知恵を出し合っていたきたい、そういうふうに思っているところです。さらに、学校では、今学校職員評価制度が導入されて、教職員の皆さんの中でも新たな負担が多くなってきているのではないかというふうに考えています。そんな中で今回の協議会が発足したということで、市内の小中学校の横の連携として強い味方になってもらえるのではないかと、そのように期待をしているところです。さらに、ハートダイヤル、また心の相談室などの相談員の皆さんとも連携を深めて、子供たちにしっかり寄り添っていただきたい。そして、子供たちの心の奥深くに潜む不安や悩みをぜひ受けとめていただきたい。心から願うものです。悪い情報や誘惑、そしてそういうものは少しのすき間をついて本当に子供たちに近づいてきます。そこをしっかりガードできるようにお願いをしたいと思っております。私たち周りの大人も今教育長がおっしゃったように、どうしたら子供たちを犯罪の危険にさらさずに済むのか、また事件に巻き込まさずに済むのか、そういったところも一緒に学んでいきたい、そういうふうに思っています。そのことを発言しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

住んでいてよかったと思えるまち、住民自治、地域自治組織の確立について外2件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 副議長からの御指名をいただきましたので、通告に従って3件について質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、昨日15日、合併前の風連町助役でありました池田和憲氏が逝去されました。私たち住民の福祉向上のために東奔西走の御尽力をいただきました。心からの哀悼の意を表します。

それでは、質問に入ります。初めに、住んでいてよかったと思えるまち、住民自治、地域自治組織の確立についてお尋ねをいたします。

「住民と行政が連携し、ともにつくるまちを目指し、コミュニティー活動の推進、人権尊重に努め、各種計画立案などへの住民参加を拡大する。さらに、地方分権に対応した効果的、効率的な行政運営を進めるとともに、合併により地域の自治が失われたり、寂れたりしない仕組み、制度を取り入れ、2市町間の確認事項を踏まえ、地方自治法に基づく地域自治組織（特例区並びに自治区）を導入し、新しい自治の姿を追求する」、これは合併に当たって定められた新市建設計画、第3章、新市の将来の姿、施策の体系（5つの柱）の中で第1番目に出てくる項目の要旨であります。さらに、地域自治組織の導入により分権型の合併を推進し、地域主権の確立を目指し、自治基本条例（仮称）を制定して地域の運営が自立的に営まれる新しい自治の姿を追求していきますと続き、まさに住んでいてよかったと思えるまちを創造する気概と決意とに満ちた文章であります。今合併後2年4カ月が経過し、合併特例区設置で定められた5年間の折り返し地点に差しかかろうとしております。風連地区では、現行の行政区組織から住民自治組織移行に向けての話し合いが続けられており、名寄地区においても合併後6年目以降小学校単位の地域自治区設置に向けて市民との協議が行われているところであり、しかし、風連地区における再編に向けての話し合いは、現在4カ月間とまったままであり、名寄地区においても市長の平成

20年度市政執行方針には地域自治区ならぬ地域連絡協議会の設置を進めていく旨が記載されております。以上の状況下にあつて、風連地区の合併特例区終了後における住民自治組織をどのように描いているのか、行政区再編の進捗状況とあわせてお答えを下さい。

また、名寄地区において現在進められている地域連絡協議会の目指す働きとは何か、有する権能は何か、合併協議の確認事項である地方自治法に基づく地域自治区設置との整合性をどのように図るのか、今までの経過とこれからの見通しもあわせてお答えください。

さらに、平成23年、風連町合併特例区終了後において名寄地区に地域自治区の設置がなされていない場合、風連地区はどのような組織をもって住民自治を進めていくのかについてお尋ねをいたします。

最後に、名寄地区、風連地区双方の住民自治組織が同一制度による同時創設が可能なのかについてもお答えを願います。

2つ目については、地球環境を守るためにできること、レジ袋を考えるについてお尋ねをいたします。6月1日付北海道新聞で、苫小牧市内のスーパー14店が6月からレジ袋の有料化に踏み切ったことが報道されました。もちろん14店もの一斉有料化は道内初とのこと、市内大型店の実施に伴い、苫小牧市がスーパー7社に有料化を提案し、一気に他店にも広がったとあります。一方、同じ北海道新聞紙上で「素朴な疑問～レジ袋は悪者なの？」とのタイトルで4回にわたり流通革命を支え、薄く、強くの進化を遂げてきたこと、再利用がさまざまな場で図られ、リユースの優等生であることなどなどレジ袋の必要性和有益性を伝え、悪者論に対峙するなどまさに今レジ袋がかましい状態であります。現在日本国内では、年間300億枚ものレジ袋を消費しており、これを人口で割ると国民1人当たり年間約300枚使っている計算になり、そのほとんどがごみとして捨

てられている（約60万トン）のようであります。2008年の環境白書では、温室効果ガスの排出を減らす低炭素社会とリサイクルなどで廃棄物を減らす循環型社会の構築をテーマとしており、温暖化対策が進まない国内の現状などを示し、取り組みの加速を促しております。

そこで、今なぜレジ袋を削減しなければならないかというミッション、使命が発生するわけがありますが、1つに石油資源の枯渇であります。レジ袋1枚につき約20ミリリットルの石油を使い、年間計60万キロリットルの原油が消費されています。次に、ごみの増加であります。家庭から出される6.7%がレジ袋ごみとされており、焼却により地球温暖化の原因となるCO₂が排出されることにもなり、さらには山や川、海などに捨てられたレジ袋を野生の動物、魚がのみ込み、窒息する事故も起きているなど、レジ袋にまつわる問題は枚挙にいとまがないほどであります。名寄市と交流協定を締結している東京都杉並区は、平成14年3月、すぎなみ環境目的税（レジ袋税）を創設し、レジ袋の削減に取り組む最先端の自治体として名をはせていることは既に御承知のとおりであります。時まさに環境問題を主要テーマとする北海道洞爺湖サミットの開催を20日後に控え、全国民的課題として地球温暖化対策に向き合わなければならない今、もったいないの精神運動も含めて先進地の取り組みに学びつつ、市民、事業者、行政が三位一体となった参画と協働による実のあるレジ袋削減に向けて行動を起こすべきと考えるものであります。市当局の見解をお伺いいたします。

3点目といたしまして、全員参加の成人式をについてお尋ねをいたします。平成20年1月13日、名寄市成人式が合併後初の統一成人式として246人の新成人が出席し、行われました。新成人の生まれた20年前を振り返ってみますと、1987年4月、国鉄が分割民営化され、JRグループ発足、11月、大韓航空機爆破事件で乗員、

乗客115人死亡、翌88年には2月、第15回冬季オリンピックカナダカルガリー大会で黒岩彰選手銅メダル、3月、長さ世界一の青函トンネル開通、東京ドーム完成など、名寄市関連では道議選で五十嵐勝氏当選、名母トンネル貫通式、風連高等学校校舎改築落成、中名寄小学校改築移転完成、名寄市保健センターオープン、特別養護老人ホームしらかばハイツ完成など、それぞれの歴史がなつかしく思い返されます。

さて、そのように多くの歴史に彩られ、そしてたくさんの人たちの愛情と期待に支えられて20歳を迎え、成人として社会の大海原に飛び立つ人生の大きな節目、それが成人式であり、そのことの持つ意義には極めて大なるものがあります。市選挙管理委員会委員長、及川浩様の新成人に贈る言葉の中で、誕生日、入学式、デートの日、結婚式、長寿の祝いなどのように成人式も大切な記念日として、思い出に残る記念日の一つとして過ごしていただきたいと心から願っていますとその意義の大切さを説いておられます。平成19年度の市内成人式参加対象者は542人で、出席者が246人、出席率が45.4%であります。昨年までのデータを振り返ってみますと、旧名寄市が平成16年から18年まで40%台で推移し、旧風連町の場合は90%台で推移しています。旧風連町は、対象者の出席者をふやすべく、その一つの方法として帰省している対象者がまだ自宅にとどまっている三が日をねらって日取りの設定を行い、それが見事に的中をして90%台という高出席率を見てきたのであります。もちろん成人式は対象者から成る実行委員会形式で行われておりますので、日取りの設定、変更に関し事前の十分な協議と準備とが必要なことは言うまでもありません。一人でも多くの成人の皆様が成人になった自覚を持ち、喜びを感じてもらうために出席率の向上に向けてのあらん限りの知恵を絞り、努力を傾注すべきであります。市担当部局の見解をお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま佐藤議員から大きな項目で3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は生活福祉部長、3点目は教育部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、住んでいてよかったと思えるまち、住民自治、地域自治組織の確立についてということで、風連地区における特例区設置終了後の制度設計についてお答えをさせていただきます。議員御承知のとおり、合併協定書では特例区設置期間終了後は地域自治区を設置する旨規定がされておりますが、名寄地区では時期尚早ということで当面は地域連絡協議会を組織しながら、市民との協働のまちづくりを進めていくこととしております。こうした状況を踏まえて、風連地区が地方自治法に基づく地域自治区で名寄地区が地域連絡協議会ということになりますと、1つの市に2つの制度を設けることになりまして、好ましいことではございませんので、風連地区におきましても当分の間は名寄地区と同様に地域連絡協議会を組織していきたいと考えております。なお、その組織には地域自治区の設置目的であります住民自治の充実を図り、地区住民の意見が行政に反映できる組織とするために今後特例区協議会とも相談をしながら、ルールづくりをしてまいりたいと考えております。

設置に当たって特例区協議会の経験をどう生かすかということですが、このことにつきましては特例区協議会には特例区規約に定められた事務事業を効果的に処理するほか、地域振興に関する事項について審議をし、意見を行政に反映する役割をも担っておりますので、このことを地域連絡協議会設置目的の一つにしたいと考えております。また、合併協定で取り決めた思いを大事にすべきでないかということですが、このことを重く受けとめながら、名寄地区との整合性

を図り、当面は地域連絡協議会を設ける考えでありますので、その組織化に当たっては住民と協働のまちづくりを基本としながら、ルールづくりをしっかりと住民の皆さんに不安を与えないよう地域の意見が十分反映できるシステムを構築してまいりたいと考えております。また、現在進めております行政区からの移行につきましては、地区割りの点で今なお2地区ほどにおいて課題が残されておまして、特例区協議会で拙速を避けながら協議をいただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、名寄地区における地方自治法に基づく地域自治区設置のための経過と今後の見通しについてであります。平成16年の地方自治法の改正により地域自治組織制度が創設され、名寄市においても合併協議や総合計画において位置づけされたことは議員御指摘のとおりでございます。地域自治区の創設に当たっては、地域の皆さん、とりわけ町内会の理解と協力が不可欠であり、昨年6月から9月にかけて町内会連合会や地域の町内会と小学校区単位での自治区創設に向けての協議を進めてまいりました。11月から12月にかけてのまちづくり懇談会では、小学校を会場として校区の皆さんとこれからのまちづくりをテーマに意見交換をさせていただいたところでありまして、これまでの協議や意見交換を踏まえ、率直に申しまして行政と自治区の役割分担、スタッフの配置、財源の問題等私どもの準備不足もありまして、時期尚早との判断に至ったところでありまして、しかしながら、地域における子供たちやお年寄りのサポート、交通安全、防犯、防災対策、地域の環境問題、地域福祉のネットワークなど、広域的な活動や行政への意見、提言、行政からは行政運営にかかわる相談や協議などを行える場の必要性など喫緊の課題もありまして、これらをサポート、解決をしていくために、仮称ではありますが、地域連絡協議会の設置を進めてまいります。地域連絡協議会は、単位町内会の発展と連携、情報交換など

まちづくりの中心的な役割を果たしてきた町内会連合会との連携を基本に、個々の町内会機能は従来のまま残して、小学校区を基本として広域的な範囲でのまちづくり活動や地域の課題、問題等に関して地域住民の意見、要望等を行政に反映させる役割を担っていただきたいと考えております。町内会活動がしっかり機能しているところと単独では活動が難しくなっているところと町内会によっては温度差があり、地域連絡協議会の設置については戸惑いがある町内会もありますが、少子高齢化などによる人口減などの現状を考えますと、地域自治機能の充実においては地域連絡協議会の設置は将来的には地域自治の発展につながるものと考えており、まずは地域での連携を深めてまいりたいと考えております。今後は、小学校区ごとに準備会など設置をして、地域連絡協議会のあり方について協議検討をいただき、設置に向けて推進をしていきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目2点目、地球環境を守るために私たちにできることについてお答えいたします。

レジ袋は、原油を蒸留してできるナフサを原料とし、年間で305億枚使われており、原油に換算すると55万8,000キロリットルに相当すると言われております。名寄市は、平成18年度からごみの減量、資源の抑制対策の一環として名寄消費者協会と連携してレジ袋削減に取り組んでまいりました。消費者協会は、市内大型店を中心に街頭啓発とマイバッグの無料配布によるレジ袋削減運動を推進してまいりました。市は、庁舎に勤務する職員及び保健推進員など各種委員、さらに一部モデル町内会によるマイバッグのモニター調査と実践運動の協力を依頼し、消費者である市民に呼びかけ、運動を展開してまいりました。この地域においては、有料化の動きよりもレジ袋を断る

とスタンプを押していただき、一定の枚数がたまると商品等と交換するエコポイントカード制度を市内3社のスーパーが導入しており、多くの市民も積極的に活用し、レジ袋削減に結びついております。全国的には、一部で行政と大手スーパーが共同でレジ袋の有料化に取り組み、辞退率が20%から80%に拡大した例もあります。しかし、市内では昨年の大型店出店に多くの議論がありましたので、有料化よりマイバッグ運動の推進によるレジ袋削減に努めてきました。レジ袋削減対策は、町内会、行政区にモデル地区を依頼し、環境衛生推進員協議会とも連携し、18年度から本年度を含めて3年間で3,500枚の配布を予定し、各家庭に深く浸透させながら、無駄なレジ袋を断る運動に取り組んでまいります。

環境省が本年4月1日現在で調査した結果によりますと、釧路管内浜中町を初め全国の28自治体がスーパーなど事業者と協定を結び、レジ袋有料化に取り組んでいることが5月3日公表されました。このうち仙台市や神戸市など16自治体の有料化店が行った調査で、買い物客のマイバッグ持参率は有料化前の10%から30%台であったものが80%以上に上昇したと報告されています。有料化の手法は、1つ目は行政と事業者の協定締結を行う富山県や京都市など25自治体、2つ目は条例を制定して有料化を推進する東京都杉並区、3つ目は自治体が事業者に協力を要請し、有料化した浜中町と佐渡市であります。名寄市内のレジ袋辞退率は、名寄消費者協会が3月15日に市内3カ所で調査した結果では平均28%で、全道でも高い数値と認識をしております。本年6月から北海道洞爺湖サミット開催に合わせてイオン系2社とコープさっぽろが苫小牧市と後志管内倶知安町のスーパー14店でレジ袋の有料化がスタートし、レジ袋は1枚5円程度と報道されています。さらに、最近の新聞報道では苫小牧市において雪崩現象のようにスーパー3社が7月からレジ袋を有料化することを決め、実に市内スーパー9社の

うち8社までが有料化に踏み切りました。全国で1,800の市町村がある中で、レジ袋有料化がごくわずかの市町村のみで実施されてきましたが、最近サミットの開催を契機に企業の戦略も大きく変わり、急速に変化してきており、大手スーパーとの協議を進めてまいりたいと考えております。また、使用されたレジ袋の環境に負荷をかけない再資源化も研究してまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、全員参加の成人式をについてお答えいたします。

成人式の取り組みに関して2点の質問がございました。関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。合併いたしましてから初めての名寄地区、風連地区合同の成人式を平成20年1月13日に開催いたしました。参加者は、名寄地区201名で参加率41.6%、風連地区45名で参加率76.3%、全体で246名、参加率45.4%というふうになってございます。風連地区では、平成17年度まで毎年1月3日に開催しておりました。一方、名寄地区では成人の日、1月の第2週目の月曜日の前日の日曜日に成人式を開催しておりました。参加した成人が翌月曜日の成人の日もゆっくりした時間が持てるようにと配慮してきたところでございます。こうしたことから、今年度からの合同成人式はこの成人の日の前日に開催させていただきました。これまでも成人式は、新たに大人社会の一員となる新成人がこれまではぐくんでくれた人々に感謝し、成人となることの社会的責任を自覚して、大人としての行動をとっていくための転換点となるよう期待し、開催してございます。また、未来に向かってたくましく生きていこうとする新成人を市民が祝い、励ます場として成人式を開催しており、新成人の代表7名で構成された実行委員会が主体となり、式典及び祝賀会を運営していただいているところでございます。ことしの成人式終了後の実行委員会でも成人式は成人の日の前日の開催で問題なく、

風連地区においても今後定着していくと思うとの意見をいただいておりますが、合同開催1年目では参加率の比較は難しく、次年度以降開催について様子を見ながら開催いたしたく、御理解いただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

初めに、地域自治区に関して何点か質問させていただきますが、今回5年間で終了する風連地区の特例区の今後、それから今名寄地区で進められている地域自治区の設置についてそれぞれ伺いをしたわけですが、風連でやがて折り返し時期を迎えようとしています特例区については、今年の7月25日付のホームページの中でも特例区という地域自治区、地域自治組織の実践は新市が合併後6年目に全市的に設置する地域自治区につながるものであり、これからの新しいまちづくりに欠かせないという小室風連区長のあいさつが載せられておりますが、まさにこのとおりだというふうを考えております。さらに、その中では風連の特例区設置期間終了後は名寄市に設置される地域自治区に移行しますということで書かれておりますが、副市長の御答弁をお聞きしますと今のところ地域自治区の設置は難しいということなのですが、まず今風連地区においても名寄地区で進められている地域連絡協議会を設置しているという方向性のようにありますが、地域連絡協議会と、それから将来目指す地域自治区の可能性、いつの時点を想定して地域連絡協議会から地域自治区に移行しようとしているのか、その点についてお聞きいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 合併協議におきましても、あるいは協定書で表現をされている構想につきましても十分承知をしております、やはり地域自治の本旨にのっとった精神ということはどう

究極の姿であろうと思っております。ただ、地方自治法の制定から61年ほど経過をしております、この間行政にいたしましても、あるいは財政にいたしましてもやはり実態として中央集権がずっと続いている、こういうことがございます。それが国の財政が逼迫をして平成12年の地方分権一括法の制定、それ以降の第1次分権改革、第2次分権改革とつながっているものと思っております、地方におきましても、あるいは地域におきましても総論では理解しつつもずっと中央集権という政治経済体制、財政体制が続いていたということで、各論の部分ではやはりかなり時間のかかる作業になっていくと。これは、去年ずっと市民の皆さんと相談をさせていただいた実感として持っております。それで、それではどうなのかといいますと、先ほど答弁をさせていただいたとおり喫緊の課題がございまして、やはり一つの大きなくくりをつくっていく、こういうことを想定しております、地域連絡協議会が充実をして市民の皆さんの意思が地域自治区となった時点でぜひ移行していきたいと考えております、合併協定の中にも合併後市民の、あるいは市民団体等と十分協議をして合併前の名寄市には小学校区単位の地域自治区をつくると。合併前の風連町に特例区設置終了後の時点において地域自治区をつくると。この精神にも地域の市民の皆さんの意思が第一だと、こういうことの協定でございますので、地域自治区づくりの精神は十分に生かしながら、今後市民の皆さんと十分協議をして進めてまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。なかなか時期については今の時点では難しいようですが、さりとて合併協議の決定協議事項で確約された部分でありますので、その点についても十分の重みというのについては市側も御理解をされているということで理解をさせていただきますが、今現在お話にありました町内会連合会、名寄

市内といいますか、68の町内会がありまして、その総元締めとして町内会連合会が置かれているということではありますが、連合会の働きを見ましてもやはり地域の安心、安全の部分までも担いながら日常活動に励まれているということで、本当に文字どおり地域住民の地域住民による地域住民のための地域自治が行われている見本であるというふうにも私も称賛をいたしております。ただ、そこで心配されるのが今進めようとしています町内会、それから町内会連合会を残しながら、地域連絡協議会を新たに設置していく、その整合性をどのように図っていくのかというのについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 智恵文地区というところがありまして、10の町内会で連絡協議会を形成して、既にここでは実際に実践をしているところでもあります。これらにつきましても、特に地域連絡協議会というこだわりでなくて、このもともとある10を束ねている連合体を生かしていきたいと、こんなふうを考えております。それから、町内会連合会でも今精力的に協議を進めておりますが、町内会連合会さんの主たる役割はそれぞれの単位町内会の連絡調整と、もう一つは町内会さんの研修を主たる目的として活動していただいております、今後は地域連絡協議会の全体のため役的な役割も担っていただくということで現在協議をしております、決して競合することなくそれぞれの持っている機関が有効に機能するように今後進めてまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。本当に町内会、それから町内会連合会の活動を知れば知るほど長い歴史を積み重ねながら、しっかりと地域活動を行っているということを改めて勉強させていただいたわけですが、中尾副市長もおっしゃったとおり、時代の要請、それから地域分権という考え方がさらに鮮明になってきている昨

今でございますので、町内会連合会、それから町内会、市民各層との積極的な話し合いをさらに強めていかなければならないというふうに考えます。

それで、また最初に戻りますが、地域自治区の設置が最終目標であるということについては変わりがない認識を理解させていただきましたが、今市民懇話会のほうで自治基本条例についての話し合いが進められております。そんな中で今中尾副市長のほうから地域自治区の設置については時期的なものは明示できない旨の御答弁をいただいたわけですが、やはりさりとて合併協議の最も重要な部分、それから地域分権、地方自治の根幹をなす部分でもあると。それから、まさに新しい名寄市の新しいまちづくりのこれからのエンジンになっていく組織の部分だというふうに思いますので、時期の明示はあえて求めませんが、自治基本条例の中に地域自治区を設置するという項目が入るかどうか、そのあたりいかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 現在懇話会の中でも精力的に進めていただいております自治基本条例につきましては、地域自治を担っていく組織の構想がはっきり固まっておられませんので、この条例の中には地域自治のあるべき姿と申しますか、理念なり精神を織り込んで、その後に別の条例でその精神を受けて実際に理念を具現化していくと、こういうことでぜひ進めていきたいと思っております。それで、実際に全国で合併後の自治体が多いのですけれども、やはり特例区なり地域自治区を設けて先行してスタートしているところが何カ所かございました。やはりなかなかうまく機能しないで市民の皆さんの反対にあたりとか、そういう問題が生じまして、改めて立ち返って再度仕切り直しをすると、そういう自治体が多く出てきております。これは、やはり市民の皆さんが自発的に地域づくりはみずからがしていくということが基本で盛り上がらないと、どうしても行政のほうで旗振りをしてなかなか機能しないということ

が一つと、それから地域自治区でありますと職員を配置をして事務所を構えて、そこに協議会を設置をして委員を配置をして、その委員の選任方法であるとか、あるいは協議会の中でどういう運営を協議をしていただくのかとか、一つの自治体のミニ版みたいな感じになっていくのだと思うのです。そうすると、どこの自治体でも今財政難からやっぱりコンパクトなまちづくりといえますか、行政のスリム化も進めている中で、それとの折り合いをどうつけていくのかと。これにつきましては、まだ議会なり市民の皆さんとも十分協議をしていかなければならない課題ととらえておりまして、やはり時間的には幾分かかっていくのかなと、こんなふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今中尾副市長の御答弁をお聞きしていると、随分当初の新しいまちをつくっていくのだという新市建設計画の中でうたわれた意気込み、気概が財政問題を最大の理由として薄まってしまっているという実感を受けました。だからこそ、なお地域連絡協議会を今設置すると。これは、決して否定はいたしません。まず、市民の皆さんとお話し合いを徹底的にして、できるところからやっていくということが現実的であろうというふうには私も理解いたしますが、さりとて今の御答弁を聞けば聞くほど何らかの担保がない限りは将来的に地域自治区の設置は危ぶまれるというふうにしかならないわけですが、その最大の担保となるのはやはり自治基本条例の中に地域自治区の1項目を入れると。これは、決して難しい作業でもなければ、十分に懇話会の皆さんにも御理解をいただけるでしょうし、それから御理解をいただくべく市側も努力をすべきだというふうに思いますが、改めてお伺いいたしますが、自治基本条例に地域自治区の1項目を入れることは不可能なのか、可能なのか、いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 決してトーンダウンを

したとか熱意を失ってということでございませんで、地域自治区の構想はもう依然として持っています。ただ、今の時点でなかなかそこまで一気に結びつかないということでの地域連絡協議会、これは地域自治区に結びつく組織にしたいという思いを込めての今の作業になっております。自治基本条例の中に地域自治区をとということでございますので、懇話会の皆さんに相談をさせていただいて、これは精神として、時期の明示はできないまでも行く行くこういう組織をつくってということで文言に盛り込めるかについてもぜひ市民懇話会の皆さんに協議をしていただきたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 押し問答になってしまったのですが、地方自治法に基づく地域自治区という文言を入れることが合併で目指した新しい名寄市のまちの姿を担保する最後のとりでというふうに私は思うのですが、それ以外将来的に名寄地区、風連地区双方に地域自治区を設置するという部分が時間の経過とともに、それから財政問題も含めてどんどん薄まっていってしまうのではないかと、老婆心かもしれませんが、そういう思いを聞けば聞くほど強く持ってしまうわけですが、私の杞憂でしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 合併協定書に表現をされている地域自治区の理念、あるいは今回佐藤議員から御指摘をいただいたことも十分市民懇話会の中で協議をいただいて、しっかりとした自治基本条例の策定に向けて進めてまいりたいと考えています。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりましたとは言えないのですが、推移を見守りたいと思います。

それから、もう一つ、今進められています地域連絡協議会の中で合併特例協議会的な住民の皆さんによる、代表の皆さんによる運営母体的なもの

がどのように具体的な中身の中で描かれているのか、そのあたりのところをお答えを願います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 特例区協議会につきましては、ちょっと私申しわけないのですけれども、直接的に携わっておりませんので。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 申しわけありません。質問をもう一度繰り返します。

今名寄地区で進めている地域連絡協議会の運営母体として、特例区の中にあつた特例区協議会的な運営母体をどのような形で描こうとしているのか、具体策がありましたら、お答えを願いますという質問ですが、御理解いただけましたか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ちょっと確認をさせていただきますけれども、特例区設置期間終了後の地域自治区にかわる地域連絡協議会をどのように描いているのかということよろしいですか。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） 地域協議会はできませんよね。それを具体的に動かしていく手足となるものが今の風連地区に置かれている、特例区でいえば特例区協議会がございますね。委員の皆さんが重要な案件について御協議をいただいていると。その部分を地域連絡協議会の中ではどのように描いているのかという質問なのですが。組織ができて、その中身をどういうことで描いているのかということなのですが、中身がありましたらお答えを願いますということです。

○副議長（熊谷吉正議員） 小室副市長。

○副市長（中尾裕二君） 風連の特例区をモデルとした考え方、今一つの案として提示されたのかなど、このような思いをして聞いております。御案内のとおり、特例区の事業としてはそれぞれのきちとした分野を持ちながらやってきていると。それが地域の連絡協議会の中で保てるのかどうかというものも含めた考え方かなと思いますが、や

はりこれから風連の特例区の後は何とか今のいいところ、そして改善センター等も含めた連絡協議会に風連のほうはしていきたいなど、このような考えしておりますし、またそのことが名寄全体の協議会につながってくるのかなと、このような思いをしているところでございます。ただ、今のところいろんな時期尚早ということでおくれておりますけれども、風連のほうは先に立ちましてこの論議を進めておりますが、その中でもやはり長い歴史を持ちながら、区の行政をやってきたということからすると、非常にまだまだ課題がいっぱいあるわけでございます。そして、一つの風連区とした場合にどうあるべきなのかという特例区の考え方のあり方と見比べながら、そして住民の意見がよそのほうに伝わるようなことを考えております。そういったことをこれからさらに名寄地区も含めて一本化した考え方の中で一つにしていきたいということに今それぞれ考えているところでございますので、御理解いただきたいなど、このように思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） この問題については、最後に市長に地域自治区に関する今後の設置に対する見通し並びに決意についてお答えを願います。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市民の皆さんが自立した感覚で分権時代どのような地域で生活をするかと、このことが制度の設計の中では、合併を機に特例区というような制度ができました。さらに、合併をしないという表現は適当ではないのですが、地域自治区という制度設計が出てきたものであります。私は、旧名寄市の町内会連合会も長い時間をかけて行政区等の時代から町内会に変更して、まさに住民の力によって制度を練り上げてきたと、こんなふうに押さえておまして、合併協議会の中で風連が合併特例区という制度を適用して、旧風連地区の自治をしっかりと活発につないでいこうという意気込みと、それでは旧名寄市はどうす

るのかと、こういう議論の対比する中で地域自治区ということの方向づけをしたところでございませぬ。この間2年間、3年間近く、特に町内会の皆さん方との対話を続けておりますけれども、地域自治区に対するイメージをどうしてもしっかりと皆さん共通認識を持っていただけないと、そういうのが続いているわけでございます。そこで、小学校区単位で私どももまちづくり懇談会等も含めて設定をする中で、この区域での共通課題、まちづくりについて語りましょうと、このようなことに取り組んでおりますが、その中で特徴的に出ておりますのは少子化問題、高齢化問題における地域の結びつきの希薄さということが非常に特徴的に出てまいりました。これは、これからの社会も含めて自治体の行政サービスだけでこれができるものではないと。やはりそこに住まいする皆さんがお互いに目を配らせながら、高齢者、弱者をしっかりと手助けしていこうと、あるいは子供たちを見守りしていこうと、その組織をつくるのですと、こういうことで現在副市長のほうから答弁をさせていただきました連絡協議会をつくっていこうと。ですから、私は連絡協議会が発展をして地域自治区という形に早晩は当然結びつけていかねばなりませんし、結びついてくると、そのように自信を持っております。

たまたま智恵文地区の例を報告をさせていただきました。52年前に合併をして、その地区の自治というものは熱心に地区の皆さん方、今町内会組織になっておりますけれども、連絡協議会という形をつくって地域の課題等について行政に直接働きかけをする、あるいは私どもも毎年出向いてまちづくりの懇談会を続けるというようなことでの住民自治というものの働きを促してきておりますので、私はそうした意味では風連特例区の後組織についても同じようにそうした現在の協議会、これが継続をする形でしっかりと地域の自治が高まる、そういう取り組みにつながろうと、こういうふうに期待をしておりますし、私どももそのこ

とについてはこれからもしっかりと追求をして努力をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） わかりました。何はともあれ市民の皆さんの御理解をいただければ一歩も前に進むことができない地域自治区でございますので、私は今市長のおっしゃった地域自治区に対する強い思い、考え方、それからもう一点は繰り返しになりますが、自治基本条例の中でやはり地域連絡協議会を発展的にやがては地域自治区に移行していくという明確な文言を繰り返し入れるべきだというふうに強く求めて、この問題についての質問を終わります。

レジ袋を考えるの問題なのですが、私は決して有料化推進論者でも何者でもありません。北海道新聞でも書かれていたとおり、ナフサは石油の精製過程に出るものであって、例えばレジ袋に使わなければほかの国でほかのものに使用されるか、結局は排出されるCO₂も含めての汚染物質はさほど変わらないということについてもなるほどなというふうな思いで記事を読んでいたわけですが、そんなことで今部長のお話にもありましたとおり、市内の大型店がポイント制を推進していると。あるお店の実例をお聞きしますと、ポイントカード20個押すカードがあるのですが、5月1カ月間で400枚出たと。ということは、8,000枚のレジ袋が削減されているということですので、目的は有料化をすることではなくて削減すること、それから無駄をなくすことですので、私が求めるのは参画と協働という書き方をしましたが、市側が積極的にそういったことも含めて、個店も含めて行政としてレジ袋の削減に向けて動くことについてどのようにお考えか、そのことについてお答えを下さい。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） レジ袋削減の問題につきましては、一番有効な手だてにつつま

しては有料化だというふうに理解をしています。有料化をする前には、少なくとも市民の方々にできるだけ多くマイバッグを利用してもらえる体制をどう構築できるかというふうに考えておりました、18年からは先ほど言いましたように消費者協会と連携をしましての対応と考えています。ただ、コンビニ業界とスーパー業界で若干レジ袋に対する考え方違う点もありますが、一番大量に出てきておりますスーパーの関係につきましても、今後レジ袋削減の関係につきましてもこちらのほうから積極的に協議を申し入れて進めてまいりたいと考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） この議場にも消費者協会の会長が2名いらっしゃいますので、行政、市民手を携えて資源の有効利用、それから無駄をなくす取り組みについて積極的な市側の働きに期待を申し上げます。

最後に、成人式について考えるでありますが、今数字の提示もございましたが、旧風連町が90%台、それから旧名寄市が40%台と。これにはいろいろな理由があることは私も理解をしておりますが、三が日の中で設定することによって職員の皆さんに大変な思いがかかることは理解はしているわけですが、やはり一人でも多くの方に感動、感激を味わっていただくということが究極の目的でありますので、そこは実行委員会の皆さんとよくよく話し合っていただく必要があるというふうに考えております。

この数字で特徴的なことをもう一点挙げてみますが、住民基本台帳にない方が18年度名寄市の中では100%出席されているのです。これは、18年は7日に行われているわけですが、大学あるいは就職で名寄に来ている方が帰省から戻ってきて名寄市で行われている成人式に出席をしていると。20年につきましてもやはり98%の住民基本台帳、住民票のない方が出席されていると。これは、名寄市に住民票のある方の出席は20年

1月13日の場合は37%なのですが、ない方は98%出席しているということなので、これを始めるとそういう方々がまだそれぞれの出身地のほうに、実家のほうに戻っていますので、出席できるのかなという不安も逆にあるわけですが、これがやはり名寄市の特徴的な部分かなというふうに思います。風連についても去年の90%からことしは70%台に落ちたということも含めて、今後三が日に設定する可能性があるかないか改めてお聞きをして、私の質問を終わります。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今数字を述べられておりまして、そのとおりなのですけれども、基本的に成人式は住民登録がある方に案内をしているということなのですけれども、従来から名寄にいて、何らかの形で外へ出ているといった部分で、名寄でぜひ成人式を迎えたいという方が来ますけれども、そういう方には再度案内をするということで、非常に高い出席率になるというふうに思っております。1月3日の三が日にかけての開催ということなのですけれども、これについては非常に重たい部分がございます。というのは、名寄地区においては三が日において美容院さんが12月31日から3日まではほとんど全部お休みということでありまして、それに女性の方が参加をするという部分の中では非常に厳しい状況であると。従来風連でやってきた部分の中では、1月3日にやりたいのだけれども、どうですかといったときに、そこでは美容院さんがあけてくれたといったような状況がありますので、ちょっと地域的な状況もございまして、1月3日というのがどうなるのか、今後研究していきたいなというふうに思っています。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時01分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康なよろ21について外2件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1点目、健康なよろ21についてお尋ねいたします。急速な高齢化や生活習慣病の増加に伴い、医療費や介護費の負担が社会問題となっております。国は、平成12年3月に国民の健康づくり運動として健康日本21を策定し、生活習慣を改善することにより健康を増進し、健康寿命を延ばしていくことが重要としました。平成14年には健康増進法が制定され、平成15年より施行されております。名寄市もその趣旨により一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持って取り組むことが重要であり、一人一人が主役となり、みんなで支える健康づくりの実現に向け、健康なよろ21を計画を策定いたしましたわけです。名寄市は、健康都市宣言をしております。豊かな自然の中で健康で明るい幸せが続くことは、市民の共通の願いです。心と体の健康は、幸せと生きがいの源であり、市民一人一人がスポーツ、文化、自然に親しみ、さらなる健康づくりを推進するために健康都市宣言をしております。まさにこの健康なよろ21、名寄市健康増進計画は宣言のかなめとなる主張であると思えます。

そこで、お尋ねいたします。本年4月に健康なよろ21のダイジェスト版の市民配布、そして広報6月号においてもPRに努めていますが、市民がどこまで理解しているのかを行政としてどうとらえているのかお知らせください。そして、さらなる住民周知についてお考えがあればお知らせください。

この計画は、7つの柱、食生活、運動、心の健康、歯、たばこ、アルコール、生活習慣病を柱に

しております。住民が自分でできること、地域でできること、そして行政ができることとして目標を定め、平成20年から24年までを計画期間としております。計画実現のためにも進行管理が必要であると考えております。この進行管理に対する考え方をお知らせください。

さらに、特定健診との関連で、保健指導で予防体制を強化していくということがうたわれております。特定健診のPRとともに健康なよろ21の周知についてもタグを組んで行うことも重要であると思いますので、この点についても見解を求めておきます。

2点目、学校教育についてお尋ねいたします。まず、全国の体力テストについてですが、昨年の末NHKで、子供の体力が危ないというドキュメントの放送がなされました。真っすぐ走れない、跳ぶことができない、ボールを投げることができないという非常にショッキングな内容でございました。名寄市においては、名寄の児童の体力をどう押さえているかお知らせください。また、本年からすべての小学5年生と中学2年生を対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を行うとのことですが、名寄市としてはその対応についてどう考えているのかをお知らせいただきたいと思ます。

次に、学校図書についてですが、平成19年の監査報告において学校図書利用について小学校、中学校において読書活動を通じて読解力など総合的な学習向上と望ましい学習習慣を身につけることが重要であり、そのための学習環境としての学校図書の充実が必要であると報告がなされました。その報告の中の充足率を見ますと、各学校には数十万円ずつ図書予算がついているわけですが、この充足率を見ますとその学校において非常に大きな差が見受けられます。名寄小学校41.1%、多いところで名寄西小学校89.3%、中学校においては名寄中学校89.1%に対して名寄東中学校では37.2%、学校においてこれだけ大きな差がござ

います。この学校図書について名寄市としてはどのようにお考えになっているのかをお知らせいただきたいと思ます。

次に、道路改正法の変更に伴い、自転車のルール変更への対応についてお尋ねします。6月1日より道路交通法が数点にわたり変更になりました。その中で子供や老人の道路通行の場所が歩道になったりだとか、いろいろなことが変更になっておりますが、今回は努力義務である子供のヘルメットの着用についてお尋ねしたいと思ます。小学校の風連地区、名寄地区においての自転車通学のヘルメット着用の現状についてお知らせ願いたいと思ます。

また、今後の6月1日から努力目標とはいえ、法律でヘルメットをかぶりなさいということになり、私も小学4年生の娘がいますので、一応ヘルメットは買ってまいりました。しかし、現実としてなかなか放課後学校から帰ってきてヘルメットを着用して乗ってくれない、こういう現実があります。しかし、学校の中で先生にやっぱりヘルメットかぶったほうが安全だよという、親の言うことは聞かなくても先生の言うことは帰ってきてきょう言われたからヘルメットかぶっていくわというようなこともございますので、子供の自転車事故における脳の挫傷における事故というのが非常に多いのも現実ですので、道路交通法の大きな改正でシートベルトの着用が義務づけられたとき、なかなか最初は今までなかったものをつけるという習慣がなくてしばらくの間は装着率が悪かったのですが、今ではシートベルトはもう当たり前前に九十数%の方がつけております。学校の教育の現場でもそういった点を指導することによりヘルメットをかぶることが当たり前になれば、子供たちの交通上の安全を守る一歩になるのではないかと思ますので、その点の見解をお知らせください。

次に、スキー授業についてです。旧風連町と名寄市の合併に伴いまして、市技スキーというのが取り外されました。しかし、この自然の恵みであ

る寒さと雪の中、名寄市、風連町ともにスキーの授業、この地で育った以上、スキーに親しんで授業を体力強化につなげるという考え方は変わらないと思います。そこで、名寄市の今後のスキー授業の取り組みに対する考えに変わりはないことを確認させていただきたいと思います。

また、歩くスキーは市技スキーの基本であります。まごころ国体、そしてサンピラー国体と名寄市は大きな大会を全国にPRしております。この歩くスキーの授業での取り組みについての考え方もお知らせさせていただきたいと思います。事務事業評価の中では、この歩くスキーというものが非常に低評価でありまして、今学校の中でももう国体のときに買ったスキーですから相当傷んできているのも事実です。それを全市的にやりくりしてその授業ができるのか、さらにスキーというのは身長に応じての用具が必要でありますので、そこら辺も踏まえ、市技スキーがあった名寄市として歩くスキーも今後取り組んでいくのであれば、順序立てたスキーの補充ということも考えていかななくてはならないと思いますが、その点についてのお考えをお知らせください。

そして、続きまして授業改正プラン及び学習指導要領の変更への対応についてお尋ねしたいと思います。昨年行われました学力テストの結果を踏まえ、北海道は非常に残念ながら順位が低かった。いつも言いますように順位とか点数ではなくて、基本の教育が十分みんなに行き渡っていれば問題ないと私は思っております。名寄市の評価につきましても情報というのは学校、大まかなところでしか出てきませんが、そのことを踏まえ、名寄市は指導改善プランというのを立てて、その結果を早急な取り組みをしていただいたことは評価させていただきますが、やはりこのプランに対して名寄市は学力テストの調査結果を踏まえ、毎年プランを改善していくが、現在はプランを通して子供の総合的学習向上に取り組んでいるということをお述べておりますが、この学習プランというのは私

は毎年変える必要があるのかどうかというのが疑問であります。やはり学習というのは長期的視野に立って、その弱い部分を補っていくということですので、点数をとるためのその都度、その都度要領的な改革というのには私は納得できませんが、この学習指導プランがどのように今現在実施され、学習意欲が一層高まっているということになってはいますが、どのように効果があったのかお知らせさせていただきたいと思います。

それと、学習指導要領の変更への対応なのですが、平成23年度から新しい学習指導要領が変わります。その間の移行期間あと3年間あるわけですが、その3年間のスケジュールといたしますか、どのように取り組んでいくのか。例えば円周率、今までは学習指導要領の変更で3だったのがまた今回3.14に戻す。それと、社会科であれば各都道府県であるとか世界を今まで小学校では教えていないのです。それを今度小学校で教えることになった。それを学んでいない子供たちはどこで学ぶのか。前の学習指導要領であったから、高校の試験にはそれに合わせて出ないよというのではなくて、やはりしっかりと子供の教育ということに対する名寄市の取り組みについてお知らせさせていただきたいなと思います。

最後になります。救急車の利用の状況についてお尋ねいたします。全国的にここ10年間で救急車の出動は337万件から523万件へと増加しております。これをもっと具体的に言いますと、国民26人に1人が利用して、1日平均1万4,300件、6秒に1回出動しているという数字になります。救急車の利用は、災害により生じた事故による疾病者、野外利用あるいは公共の出入りする場所で生じた事故による疾病者、屋内で生じた事故、または生命に危険を及ぼし、あるいは著しく悪化するおそれがある症状を示す疾病で、医療機関などへの迅速に搬送するための適当な手段がない場合が利用できるとされております。少なくとも不適切利用の救急車を呼んだ理由の主なもの

には、夜間、休日で診療時間外だった。どこの病院へ行けばいいのかわからなかった。救急車でいったほうが優先的に見てくれると思った。交通手段がなかった。救急車は無料だからという理由が主だそうです。また、頻繁に救急車を要請する利用者の実態は全国で年5回以上はもとより年10回以上、50回以上というのも数百人いて、最高は1人で年72回救急車を呼んだということもあります。名寄市においては、医療年報、救急年報を見ましても風連町と合併して1,000件前後、1日平均約3件の出勤となっていますが、名寄市においてはこの不適切利用の実態があるののかお知らせいただきたいと思えます。

次に、トリアージ、これは患者の選別という考え方です。これでは、名寄消防署の取り組みをお尋ねしてまいりたいと思えます。6月8日に起こりました秋葉原の無差別殺人事件、驚きとともになぜこういうことが起きたのかと、さらにわけもわからなく刺されたり、ひかれてなくなった人のことを思うと本当に残念でなりません。テレビの報道の中で、今回の救急搬送はトリアージにおける搬送が行われたとありました。やはり名寄市においてもトリアージに対する患者の選別といえますか、5段階あるわけですが、重症度、さらに軽症の見分けをしっかりと訓練しているとは思いますが、こういったことに対する名寄市の取り組みをどう行っているのかお知らせいただきたいと思えます。

また、救急車を要請した場合のトリアージについての考え方もありましたら、市民の命を守るということですから、救急車を呼ばれてその重症度、軽症度を判断するのはやはりお医者さんという形になりますが、救急救命士または消防署のあれでどれだけのことができるのかわかりましたら、お知らせ願いたいと思えます。

最後に、市立病院を退院して地方の病院や介護室への転院についてお尋ねいたしたいと思えます。5年前にこの件について質問の際には、今後の課

題であるということでしたが、その後の現状をお尋ねいたしまして、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） ただいま岩木議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。3点目は私から、1点目は福祉事務所長、2点目は教育部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

救急車利用の現状について3点にわたりお尋ねをいただきました。初めに、救急車の不適切利用についてであります。消防署といたしましては救急車の要請があれば出動することにいたしております。通報時の内容で傷病者の態様を判断することは難しく、また危険だと考えております。平成18年は、搬送人員1,066人中、約5割の543人、平成19年は970人中、同じく約5割の481人が入院加療の必要がない軽症でありましたが、この軽症者がすべて救急車の必要がなく、自力で病院の診察を受けられるかは消防としては判断がつかねるところでございます。病名、重症、軽症の判断はあくまで医師の裁量でありまして、住民が不適切に救急車を呼んでいるかは消防としては判断のできないところでもあります。しかし、少数ではありますが、明らかに自力で病院へ行ける場合も実際にはございますので、救急講習等の機会を利用して救急車の適正利用をお願いしているところでありますし、今後も周知方努めてまいりたいと考えております。

次に、トリアージの考え方ですが、お尋ねの趣旨は多数の傷病者が発生した際のトリアージではなくて、通報時に傷病者の様態を聴取、判断して救急出動の要否を選別することだと受けとめさせていただきましたが、大都市の消防では既に導入あるいは導入の方向で検討をされております。これら大都市では、通信司令室に専門員が常駐をし、指示ができる体制をとり、また民間の救急搬送事業者を活用して取り組んでおります。し

かし、当市では民間救急もなく、専門員の常駐についても非常に難しい状況です。現在名寄地区に2台、風連地区に1台の救急車を配置して運用しておりますが、年間総救急出動件数から見ましても通報時のトリアージは現時点では考えておりません。退院搬送についてもお尋ねをいただきました。実際には、退院搬送ではなく、転院搬送であると認識をしておりますが、名寄市立総合病院がセンター病院の役割を担っておりまして、他市町村から多数の傷病者が搬送されてきます。このような状況の中、名寄市立総合病院から患者の症状が安定した場合に地方の病院へ搬送するために名寄消防署に搬送依頼がありますが、あくまでも病院間の搬送でありまして、搬送時には医師や看護師の同乗を義務づけております。この地方には、民間の救急搬送事業者等がないことから、他に搬送手段もなく、また寝台、酸素吸入等の必要性を考えますと、救急車により対応せざるを得ないのが現状であります。なお、この種のいわゆる下り搬送は平成18年で19件、平成19年で12件でありました。市外への搬送費用の負担等につきましては、全道、全国的な状況を調査研究させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目1点目の健康なよろ21についてお答えをさせていただきます。

1つ目の住民周知の対策についてであります。生活習慣の見直しや改善を図り、積極的に健康を増進していくために市民一人一人が主体的に取り組める健康づくりとそれを支援するための環境づくりを目指して、平成20年3月に健康なよろ21計画を策定いたしました。この計画の基本的な考え方を踏まえ、効果的な健康づくりを推進していくために、市民一人一人が自分でできること、地域ができること、行政ができることなど3者が力を合わせて健康づくりを市民運動として盛り上

げられるよう身近にできる具体的な取り組みについて盛り込みをしたところでございます。今年度は、計画スタートの年となり、広く市民に周知をしていくためにダイジェスト版を作成し、4月には全戸配布をしてきたところです。また、市広報やホームページを活用し、健康づくり実践例などを継続的に掲載していきたいと考えております。さらに、この計画をより実効性のあるものにしていくために具体的な実践例とし、この計画を策定するに当たり若い子育て中の親の会からしゅんの食材を使った料理方法を知りたい、親子で参加できる託児つきの料理教室を開催してほしいとの要望が聞かれ、その声にこたえる形で地域ができることとして食生活推進員による親子料理教室の開催など、新たな事業にも取り組んでいるところでもあります。こうした実践を積み上げ、広げていくことがこの計画を推進していく上で重要と考えております。今後も各団体の御協力をいただきながら、健康に関する情報提供や市民周知を図り、健康づくりの実践に努めてまいります。

次に、2点目の進行管理のあり方についてでございますが、この計画は市民参画を基本に名寄市保健医療福祉推進協議会に保健医療部会を設け、策定してまいりました。その中では、市民アンケート調査を実施し、市民の生活習慣の実態をライフステージごとに把握してまいりました。さらに、多くの市民の皆さんと健康に関する情報交換や名寄市の健康課題について共有していくことが重要と考え、幾つかの市民グループと健康に関する座談会も開催し、その貴重な意見や名寄市の現状をもとにライフステージごとの健康課題を整理し、協議を積み重ねてまいりました。また、市民の生活習慣の実態をもとに食生活、運動、心の健康、たばこ、アルコール、歯の健康の6つの領域と健診状況など生活習慣病予防に向けた目標とその数値を具体的に挙げ、計画書を組み立てたところでございます。この計画は、平成24年度までの5カ年の計画期間となっており、生活習慣の見直し、

改善に向けて5年後の評価が求められるものであります。このため毎年度計画の進行管理が必要と考え、これまでの保健医療部会を健康づくり推進連絡会と名称を改め、目標数値として挙げられている健診状況など事業として実施してきているものについては進捗状況を、さらに計画の具体的な実践についても報告、協議の場を設けていくなど進行管理に努めてまいります。

3点目の特定健診との連携について申し上げます。健康なよろ21では、生活習慣の見直しや改善を行うことで健康を増進し、生活習慣病の予防への対応を重視しております。このため健診を活用し、自分の体の状態を知り、自分に合った生活の改善や工夫により生活習慣病予防に取り組んでいくことが重要と考えます。健康なよろ21計画の大きな目標にも挙げております予防可能なメタボリックシンドロームに着目された特定健診が本年度からスタートしますが、この計画を有効に活用しながら、市民が健康に関心を持ち、さらに特定健診につなげていけるよう生活習慣病の予防や健康づくりに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、学校教育についてお答えをいたします。

初めに、全国体力テストの考え方と取り組みの現状についてお答えをいたします。文部科学省では、同種の調査としてはこれまでも子供から大人までを対象にした新体力テストを毎年実施しております。しかし、年齢層ごとの運動能力などデータの変化を調べることはできても、変化や原因、改善方策の検討まではできていない状況でありました。その一方で、子供の体力や運動能力は過去の同世代と比較し、体格は大きくなっていますが、運動能力は低下している現状となっております。今年度から毎年実施することになった全国体力テストは、体力、運動能力8種目に加え、生活習慣、食習慣、運動習慣などのアンケートや各学校にお

ける体育行事、部活動の状況、外部指導者の導入状況や施設設備状況なども調査し、児童生徒一人一人の体力、運動能力の向上を図るものであります。今回の調査期間は、4月から7月までに実施するもので、今年度名寄市では小学校6校、中学校5校の11校が実施することとしており、来年度以降は全小中学校が実施することとしております。

次に、学校図書についてお答えをいたします。平成19年度から文部科学省の新施策として新学校図書館図書整備5か年計画がスタートし、読書活動の推進や言語力の涵養を図ることとしております。名寄市では、学校図書の充実が必要との認識のもと予算化を図り、平成19年度では小学校が58.6%、中学校では62.8%の充足率であります。各学校では、毎年廃棄される図書の更新や児童生徒のニーズに合った図書の購入も大事なことでありますので、今後は必要な図書について各学校との協議を行い、対応を図ってまいります。

次に、自転車のルール変更への対応についてお答えをいたします。平成20年6月1日から自転車を利用する場合、児童のヘルメット着用が努力義務となりました。各学校の自転車による通学については、名寄地区で南小学校、智恵文小学校、風連地区で全小学校4校の6校が許可しております。南小学校と智恵文小学校、風連中央小学校では、通学距離が2キロ以上あり、保護者の同意が許可の条件となります。それ以外の小学校では、特に許可の条件は定めていない状況であります。現在自転車通学の許可等を受けている児童は、全体で62名となっております。また、ヘルメットの着用については全員着用としており、学校で貸し出しをしているのは4校、保護者負担は2校となっております。今後は、通学ばかりでなく、それ以外でのヘルメット着用についても各学校や関係機関と協力しながら、周知徹底を図ってまいります。

次に、スキー授業についてお答えをいたします。

名寄市は、アルペン、ノルディックともスキーにかかわる施設は十分な整備がされており、各学校では10時間から12時間の範囲で授業を行っております。また、少年団活動においてもクロスカントリーやアルペンなど大勢の児童生徒が参加し、活動しております。今後においても児童生徒のスキー活動について各学校と協力し、支援をしてまいりたいと考えております。

また、歩くスキーについてであります。名寄地区の小中学校に約1,000台を配置し、全体で年間約240時間の授業を実施しております。今後も授業を含め、活用を図るよう指導してまいります。老朽化している歩くスキーや修繕を要するものについては、各学校の教材予算や教育振興予算の中で補充、修理を図ってまいります。

なお、先ほど事務事業評価の話もございましたけれども、平成15年の事務事業評価の中で小学校、中学校ともCランクということでありましたけれども、全体的な評価の中で小学校についてはB、中学校についてはDランクということで、小学校については今後とも継続ということでの考えを持ってございます。

次に、指導改善プラン及び学習指導要領の変更への対応についてお答えをいたします。指導改善プランにつきましては、昨年度における全国学力・学習状況調査の結果を受けて名寄市教育研究所内に設置されました全国学力・学習状況調査指導改善検討委員会が市内小中学校児童生徒の学力向上を目指して8つの観点とその事業事例集から成る授業改善策を示したものであります。具体的な内容を3点挙げますと、1点目として読書活動の充実では、市内すべての小中学校で朝読書を行っており、読書を通じて読解力や物の見方、考え方を育成し、語彙力をふやすことなどを大きな目標としてございます。2点目ですが、指導方法の工夫改善では、少人数指導やチームティーチングによる指導方法を工夫し、児童生徒一人一人に対応したきめ細かな指導を充実することを通し

て基礎的、基本的な知識や技能、学び方の定着を図ることとしております。3点目ですが、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善では、自主的に家庭学習に取り組むために計画を立てたり、自己点検を行うことで進んで学習する意欲を育てることとしております。一例を挙げますと、風連中学校では脳活タイムの名称で家庭学習の仕方を具体的に提示し、各自に計画表を作成させ、家庭での学習に積極的に取り組ませるようにして効果を上げています。このように各学校が自校の状況に応じて8つの視点を切り口として児童生徒の学力向上に向け取り組みを進めております。今年度におきましても9月に予定をされております全国学力・学習状況調査の結果を受けて同プランの改善を図り、指導の質を高めてまいりたいと考えております。

次に、学習指導要領の変更への対応ということでございます。新しい学習指導要領につきましては、小学校では平成21年、22年が、中学校では21年から23年が移行期間となります。この期間の具体的な取り組みの内容については、現在文部科学省が移行措置の概要案を示しております。この案によりますと、可能なものは先行実施してよいとなっており、21年度には小学校で各学年週1こまの増加、低学年での体育授業の増や5、6年生での外国語活動の実施が可能になります。今後この案に基づいた各種説明会が開催され、各学校においては具体的な学習内容を記載した教育課程の編成がなされていくこととなります。お尋ねにありました小学校社会科における47都道府県の名称と位置の指導につきましては、移行措置の案では21年度から3、4年生で指導することとなっており、21年度の5、6年生については移行措置の3年間に中学校1年で現行学習指導要領にあります都道府県の構成と地域区分の中で指導されることとなります。算数における円周率3.14については、平成15年度における学習指導要領の一部改正の折に指導が可能となっており、

現行5年生の算数教科書の中で既に3.14として指導してきております。学校教育において学習指導要領の改訂は、子供たちの学習活動に直結する事柄でありますので、移行措置等を含め、遺漏なく各学校が対応していけるよう今後とも指導してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、引き続き再質問させていただきます。

まず、健康なよろ21についてですが、一般質問の初日、佐藤靖議員から総合計画に伴いまして22の計画が出ています。やはりこの周知というものがいかに大切であるか、住民にそれだけのことを知っていただくことをまずスタートに置かなくてはならないと思うわけであります。基本的に広報であるとか、新聞紙上であるとか、あとはFMで流す、それだけでどれだけ、今回は広報の質問でないの、何とも言えないのですが、周知、PRできるのかと思うと非常に理解ができないところなのですが、私はこういった一生懸命やったことでもそれほど周知が行き渡っていないのが現状ではないかなと思っております。せっかく名寄は、お年寄りのパークゴルフを初め非常に多くの方が健康に理解をし、いろいろ活動し、頑張っているのはわかりますが、やはり何事にもスタートが大切でありまして、5年間の計画をしっかりと実行するためには住民の皆さんにどれだけこれを理解して協力していただけるか、ましてたばこ、お酒と言われますと非常に私どもつらいところがありますので、そういったところも含めた健康管理ということでございますので、周知はもっともっというんな案をやってでも積極的に行っていくべきだと思います。

また、今行政としてできることということで、いろんな食のことであるとか案は出されましたが、私は個人、住民にできることに対してもっと具体的な施策を示してあげるべきだと思います。これ

から5年間で結果としてこうなりましたよではこの計画は全く生きないわけですから、やはり3カ月、6カ月で住民が記録できるような一覧表をつくって配布するであるとか、本当に何かできる、個人に対して、住民に対してやったことが残るような記録ノートみたいな感じであってもいいですが、そういったことでこの健康なよろ21ということに対する理解が深まり、そのことが健康の増進につながるのではないかなと思います。今名寄市民の方にこれ健康なよろ21って御存じですかと例えばアンケートをとったら、本当に少ない数字が出てくるのではないかなと思っておりますので、その点の市民ができることということの具体的施策についての考え方と、やはり私は進行管理、これが一番大切だと思っています。スタートして1年、2年何もしないで、5年後にこの結果がこうでしたということにならないためにも、やはりどこかで決めてしっかりとした市民意識の変化であるとか、実施状況であるとか、そういったことをしっかりとチェックする必要があると思いますので、その件につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今回の計画につきましては、昨年の5月に市民アンケートを実施させていただきました。その結果をもとに策定をしたところでございます。人数としては1,000件程度でございましたけれども、私どものアンケートの集約としては少なくない数だというふうに思っております。これらをベースにいたしまして、ことしの4月に計画のダイジェスト版を全戸配布をしたところでございますけれども、それだけでも足りないということで、広報だとかホームページ等を使ってPRに努めているところでございますが、議員の御提言にありましたようにもっとさらに具体的なものでこの計画を周知すべきだということでございますので、今いただきました御提案についてもこの議会自体も職員がほとんど見ていると思ひまして、担当の者は特に注目をもって

見ていると思いますので、議員の熱意もストレートに伝わっているのではないかと思います。できるものにつきましては、よく相談しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

進行管理でございますが、現実的には5年後の目標数値を現状より10%改善するというところでこの計画のベースができております。そういった中では、進行管理につきましては先ほど従前の部会をこの進行管理をする組織に改めて見ていこうとしているわけでございますが、内容につきましてはその時点で評価できるものにつきましては改めて先ほど言いました広報なりホームページ等を通じまして区切り、区切りのものについては発表して、皆さんに努力目標として設定できるように、周知が図れるようにまた努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ソフト的なことですので、行政の方の皆さんの知恵を出し合えばきっと住民にいいことができると思いますので、一つでも二つでも実践できることがございましたら、ぜひ取り組んで市民の健康のために頑張ってくださいと思います。

進行管理、これはしっかりやっついていかないと、本当5年後が進行管理になってしまいますので、そういったことのないように十分注意して見守っていただきたいと思いますと思います。

それでは、次学校教育についてですけれども、まず一番最初の全国体力テストについて、私もこの間東中学校の体育祭、そして西小学校の運動会と見させていただいて、一番わかるのはやっぱり徒競走です。一生懸命走っている姿に感動しますし、遅い速いはあれ名寄市の子供は斜めに走っていく子はいなかったなど。それは確認しております。しかし、教育長にこの点ちょっと1点お尋ねしたいのですが、この体力検査というのは本当に全国各地に必要なものなのか。私は、どっちかというところまでわざわざお金をかけて忙しい時間

の中でまたやるというのはどうも余り納得できない部分もあるのですが、そしてこの体力検査が出たことによってどうするのですか。それでなくても今の子供外へ出ないでゲームだとかいろんなことやる子が多くて、本当体力のある子とない子の、これ私学力以上にギャップがはっきりと出てくる結果があらわれる可能性があると思うのです。そのときに学校側としてはそれではいけないと。体力のない子たちの体力アップを図るようなことまでこれやっていくのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほど岩木議員のお話のように、今児童生徒は体位は向上傾向にあるが、体力についてはやや下降傾向にあると。このことは、文科省自体も大変重く見て、そして全国の実態はどうなっているか、まずそのことをしっかりと把握するというのが、今までは抽出でございました。それを悉皆調査として実態をしっかりと把握するというのが大きな目的であります。そして、そのねらいは、小学校5年生と中学校2年生なわけではありますが、具体的に子供たちの体力を測定するとあわせて、もう一つは質の調査がございまして、そしてその中で児童生徒の生活習慣とか、あるいは食習慣、それから運動習慣などについても実態を把握したいと。この辺が私はむしろ大きなポイントではないかなと思うのであります。そういうことをしっかりと全国的に分析すると同時に、名寄も結果が出てきたらそのことについて分析をしながら、学校でそれをどうフォローするか、家庭にどう働きかけていくか、地域でどうフォローするか、こういう具体策が出てくるのではないかなと。そういうことには期待をしているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） これが体力テストの結果を踏まえてどう判断し、どういったことをやるのかは、またこれから課題として取り組んでいき

たいと思っております。

それと、あと学校図書につきましてもせっかく朝読書が定着し、子供たちの朝の集中、または勉強に対する学習意欲が向上したというのがそういったところからも見られてくるのかなと思っております。学校図書について考え方の一つとして、やはり予算の中で図書を集めるのにも限度がありますので、各学校においてブックシェアリングという、一回児童の家庭に眠っている図書はありませんかという形での呼びかけをし、それで集まったら学校に必要なもの、保育所、幼稚園に寄贈できるもの、または図書館に回せるものと、こういった本というのは今もいろいろな回転しておりますけれども、家に寝ている本というのも多くあると思いますので、そういったブックシェアリングに対しての考えがもしあれば1点お伺いしたいと思います。

それと、もう一点続けて、自転車のルール改正に伴いますヘルメットの着用、今の御答弁いただきましたら、通学62名で全員に貸与であるとか個人負担の中で通学においては安全にヘルメットをかぶっている。これは、非常にありがたい。事前に道路交通法にとらわれず、今まで先進的に行っていることでありますので、非常によいことだと思いますが、問題なのは学校のクラブ活動の中でサイクリングクラブがあります。これは、学校の授業の中で各小学校はいろんな部を設けて活動しているわけです。現に私は今西小学校しかわかりませんが、西小学校にもサイクリング部というのがあって、数十人が6時間目の授業のときにサンピラーパークだとか浅江島だとか大学公園に自転車に乗って出かけるわけです。そういったときに学校教育委員会はこの法改正を受けてどのように考え、対応していくのか。サイクリング部の子はヘルメットを持ってきてくださいというのか、行政側としてきっちり用意してあげるのか。音威子府村では、この間三十数名の小学校に全員に差し上げたというようなことも載っていました

けれども、名寄市の対応をちょっとお知らせいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 学校図書の関係で、家庭に眠っている本についてブックシェアリングできないかということでもあります。これについては、現在学校には市立図書館の巡回図書等、そういったものでも回っておりますし、また道立図書館からの貸し出しも受けているということでございます。しかしながら、充足率については十分なものでないということもありますので、今議員提言のありました部分につきましては、市立名寄図書館と学校図書館の方々の担当者の会議というものがございます。その中で実態がどういうことになっているのかということも含めて、また家庭からのそういったような本の提供というのができるのかどうか、その辺についても協議させていただきたいというふうに思っております。

それと、学校におけるサイクリングクラブの状況ということでもあります。私どもで把握しているのは、西小学校、それから名寄小学校、それから智恵文小学校ということで3校であります。このことについては、ヘルメットの着用については特に指導していないという現状にありますので、今後については法改正を含めて学校として着用するように義務づけるような、そんなような指導も校長会、教頭会を通じて行ってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ぜひ子供たちの安全を守るヘルメットですから、いち早く対応し、指導していただければと思います。

次、スキー授業についてですが、先ほどの御答弁の中ではスキー1,000台、240時間の授業をしているよということですが、やはりそれが将来的にスキー授業があるのかなのか、いいのかはこれから議論ですけれども、新しい学習指導要

領によりますと、中学校になると今度武道を入れなくてはならないというような決まりがあります。スキー授業をやり、武道をやり、私は学校に何もかにもが押しつけられているような中で本当に現実にできるのかなという疑問もありましたので、今回の質問させていただきました。だから、割り切るのなら割り切るで、教育委員会の中でもやはりスキー授業は小学生において、中学校ではなくするよとか、もうある程度の将来的な方向もしっかり今から考えていかななくてはならないのではないかなと考えております。ただ、私はスキー授業やめてほしくないのです。やはりこの名寄の地でやってきた。風連地区においては、伝統的にスケートで授業をやっているという、昔からやってきたことに対してなくすということはしていただきたいのですが、先ほども言いましたように歩くスキーというのは用具を伴うスポーツですので、小学校は継続していくという教育部長の答弁がありましたとおり、そうすると全校的なスキーの点検をしっかりしていただいて、やはり直すものは直す。また、継続しなくてはいけないものは継続するというをいち早く取り組んでやっていただきたいのと要望しておきたいと思います。

さらに、最後の学習指導要領の変更につきましては先ほどお話あったとおりです。ここに宮崎県知事の東国原さん、国土地理院の発表で高校生の6割が宮崎県を知らない。どこにあるか知らない。全国最低が宮崎であったということで、ひとえに日本の学力の低下ではないかということで、もう地図帳を持って歩かなくてはならないというようなことまで知事が言っていますように、やはりこれは小学校とか中学校で習っていないのです、基本的に。繰り返し繰り返しやることによって何げなく頭に入るとというのが子供の基本的な教育だと思っておりますので、それを一番大切なのは指導要領の狭間にいる子供たちがこの2年間、3年間で本当に補えるのかということに対しては私も非常に危惧しておりますが、それはそのときの時

代のあれで仕方がない部分もありますけれども、やはり時間内のことでそういった今の新学習指導要領を受けられない子たち、そういった子たちに対するフォローもぜひ行っていくことを忘れないでやっていただきたいなということを教育問題要望して、この点については終わりたいと思います。

続きまして、最後救急車についてちょっとだけ。なぜ救急車のことを言うかという、やはり救える命があるという、命の大切さということは今回の地震でも、きのう、おとついでですか、あつて、本当あの内陸型の地震驚きました。佐々木議員のふるさと、震源地の一関市室根町でしたか、そこは本当の近くで驚きましたけれども、鉄骨の立派な家だったから大丈夫だったらしいですけれども、やはり人の命というのは救える命がある以上、しっかりとやっていかななくてはいけないので、救急車における対応というのもしっかりとやっていただきたいなというのがお願いでございます。

さらに、ここに夕張の医療についての記事があります。緊急医療が診療所になりなかなか難しいということで訴えたところ、救急の出動件数は昨年同期の半分以上になったという、この現実があるわけです。それによって救急で困って死亡者が続出したということはないわけです。消防年報を見ますと、広報事業の中でやはり広報紙2,500枚、防火パンフレット1万2,000部、消防年報をつくって市民に知らしめるという活動と同じように救急車の利用の仕方をしっかりとPRしていくことも必要ではないかと思うのです。やはりここで夕張の村上医師は、市民意識が変わり、むやみに救急車を呼ばなくなったから、そのとおりだと。数字が半分になるということは、これはもうストーリーで事実ですので、だから名寄市民も救急車を呼ぶなというのではなくて、やはり先ほど部長が答弁されましたように2台と1台、名寄は3台しかないわけです。平均で3台、万が一ということもありますし、ダブルブッキングは余りないという、今の現状では大丈夫だということでは

けれども、やはりこれから高齢者がふえてそういった状況がふえていくこともあります。救える命を絶対何とかしたいという思いもありますので、もっともといざというときのための消防車、救急車の大切さということをやはり今後市民に訴えていく必要があると思いますが、その件についてお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、名寄市民におきましては故意にタクシーがわりということは、決してそういう件数はないと承知をしております。ただ、御本人が相当重いということでの救急車の出動を要請しまして、結果として医師に診てもらったときにというのは、それはあり得ると思います。ぜひ必要なときに出動ができるという体制をとるためにも、市民の皆さんにもそういったことの周知に努めてまいりたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 今のうちは現状で何とか対応できるという状況ではございますので、それをぜひ継続させて、市民の安全を守っていただければなと思います。

最後に、ちょっと市長に確認したいのですが、退院搬送の件、これは消防事務組合がありますけれども、名寄としてはやはり地域の医療圏の中心である以上、いつまでも名寄は消防車、救急車を出し、費用負担をしていかななくてはならないのかなと私は疑問に思う点があるので、その件について何かありましたら。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 実態として名寄市立病院が果たしている役割というのは、急性期の患者さんを多く受け入れるということであります。慢性期に移行する患者さんについては、病診連携ということで周辺の医療機関に転院をお願いすると。その状況の中でどうしても医師が同乗して、あるいは治療を続行しながら転院すると、こういうよ

うなケースがあるようでございます。この場合は、本来民間でそのような受け皿として整備されていればそちらのほうにお願いすると、こういうことになるのが通常でありますけれども、名寄市立病院のセンターと病診連携間における周辺の病院間ではなかなかそのようなシステムが確立をしていないということで、一定の医師あるいは看護師が同乗して転院をするのに限って運用していると、こういうことであります。私どもも毎年地域医療支援室の運営についての協議会というのをつくっております。和寒から中川まで、あるいは枝幸、南宗谷を含めての連絡会議を持っておりますから、こういった実態等について名寄の消防の救急出動に支障がないようにこれからもしっかりした対応策を協議していきたい、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 意見書案第1号 高齢者医療の抜本的な見直しを求める意見書、意見書案第2号 地域財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第3号 障害者医療費助成に関する意見書、意見書案第4号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書、意見書案第5号 福祉の人材確保に関する意見書、意見書案第6号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書、意見書案第7号 日本映画への字幕付与を求める意見書、意見書案第8号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書、意見書案第9号 国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書、以上9件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外8件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 報告第9号 例月現金出納検査報告及び定期監査報告等についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時04分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

副議長 熊谷 吉 正

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 田 中 之 繁